

【参考資料 5 (1)】

## 三重県議会（本会議）での R D F 関連の発言

	頁
1 構想段階（平成 4 年度～平成 6 年度）	1 ～ 2 2
2 計画段階（平成 7 年度～平成 10 年度）	2 3 ～ 4 8
3 整備段階（平成 11 年度～平成 14 年度）	4 9 ～ 7 0
4 稼働段階（平成 15 年度）	7 1 ～ 1 2 0
（平成 16 年度～平成 17 年度）	1 2 1 ～ 1 4 4
（平成 18 年度～平成 22 年度）	1 4 5 ～ 1 8 7

【留意点】

- ・三重県議会（本会議）での発言の抽出方法は、「三重県議会会議録検索システム」を使用し、「R D F」等のキーワードにより検索を行い、平成 2 3 年度までの本会議の R D F 関係の議員の質問及び執行部の答弁の関係部分を抜粋した。
- ・本会議以外の常任委員会での発言については、過去の議事録が残っていないこと、発言が多岐にわたり関係部分の抜粋が困難なこと等により、整理できていない。

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（構想段階）

### <平成4年度～平成6年度>

#### ○平成4年第3回定例会（平成4年9月18日）

（藤田正美議員）

3番目として、先ほども申し上げましたように、日本全体の5%強のごみ焼却場がもう既にその廃熱で発電を行っております。古いところでは、東京の練馬で23年も前から実施されているようです。

ところで、県内の施設を調べてみますと、もうそろそろ建てかえの時期に来ているものが多いようです。県内でも廃熱発電の計画があるのではないかと内心期待をしながら調べてみましたが、この平成4年度から平成7年度までの計画には全く影も形もありません。確かに発電に関しましては、ある程度のごみの量が必要ですし、その量により投資効果なども無視できないところでございますが、だからこそ、本当は広域的な角度から県が市町村を取りまとめていくのが重要になってくるものではないのでしょうか。

それに、自治省が発電機能を備えたごみ焼却施設を含め、地方単独事業に総額で2000億円の補助を出すということでございます。そういうことを考えますと、なぜ建てかえの施設にこの廃熱発電のシステムが計画されていないのか。また、今後そういうふうな計画など全く頭の中に入っていないものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

続いて4番目に、これは前の質問の延長線上になるかと思いますが、国が地球温暖化の防止ということでCO<sub>2</sub>の排出削減に取り組み、それとともに自治省がスーパーごみ発電構想というのを打ち出しました。これは未利用エネルギーの活用を含む一般廃棄物による発電を推進していくもので、もちろん、これまでのごみ発電よりエネルギー効率を従来の15%から2倍の30%に高めたものでございます。これはごみ焼却という目的より、むしろ事業としての発電、質と量を高め、そしてその発電エネルギーとしてのごみの最大限の有効利用をしようということで、それによる公営事業としての発電の計画に10億円を上限として起債を認可する方針でございます。

何度も申しますように、ごみ対策が市町村に帰属するものであっても、このごみイコール未利用エネルギーの資源というふうに観点をほんの少し変えて考えるならば、また、将来ふえ続ける下水道から出る活性汚泥も、今は嫌われものですが、エネルギー資源として有望であるという調査結果も出ております。

そういうことを考え合わせますと、これは例えば企業庁であるとか、いわゆる県の総合的な関与が必要であろうと思いますし、また発電に伴う50度前後の低温排水や、その余剰電力を、例えば地域の活性化に役立てるという考えや、実際に方針として打ち出すなど、複合で考えていけば、まさにごみのごとく嫌われているごみ焼却場が、逆に地域活性化の目玉として各市町村の誘致合戦の的になることすら考えられると思いますが、この私の提

案も含め、今後、こういうことに県としてどう取り組んでいくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

また、最後に、これらのことに本格的に取り組もうとするならば、例えばごみ対策室であるとか、未利用資源対策室など、名称はお任せいたしますが、そういうセクションを設け、ごみの減量、また有効利用を進めていく必要があると考えますが、これらも同時にお聞きしたいと思います。

（田川亮三知事）

そういう中で、未利用エネルギーのごみ発電の問題を大変細かく御報告をいただき、非常に御研究をいただいておりますことを敬意を表したいと存じます。

そういう中で、今御指摘いただきましたように、ごみ焼却施設の中から、現在本県で利用いたしておりますのは、いわゆるこの余熱というものを活用いたしまして、お湯を沸かす、あるいは暖房用に使う、こういうことで、県下では鈴鹿市の清掃センターが隣の厚生センターに給湯しておる。それから松阪の第二清掃工場が多目的な研修所に対して、いわゆる給湯、ふろのお湯として使っておる。同じように河芸町の美化センターの隣にございます憩いの家に対しましても給湯をいたしておるというようなことで、一部そういう利用の仕方が従来は一つございました。

確かに全国的に見ますと、これらの温水プールでありますとか、あるいは給湯でございましてかというのを、今度は発電という視点から活用がなされております。全国的に102のごみ発電を行っておるところがあるやに伺っておりますけれども、この発電能力は32万3000キロワットで94万世帯分の使用電力に相当するものということで、確かに省資源の分野からも、あるいはこれからの資源のあり方からも貴重なことでございます。したがって、いろいろ御所見ございましたけれども、いわばこういうごみ焼却等につきましては、これからのあり方、たまたま今回もうそれぞれの焼却施設が、償却期限が来ておりますところから整備をし直す、そういう機会に的確に対処でき得るように検討をさせてまいりたいと思います。いわば市町村との合作ということになり得ますかどうか、この辺もあわせて検討をいたしてまいりたいと思います。

（藤田正美議員）

もう一つ、あと1点でございしますが、私は特に、このごみ発電というのを現地を見てきました。名古屋の富田工場で、先ほど3億円という一自家発電が2億円で、売電が1億3000万円、基本料金を取られて実質は2億9000万円ですけど、それにかかった発電施設は7億円でございまして。そういうふうな観点からいくと、発電に関しては、した方が得じゃないかと、そういう気持ちが強くなった次第でございまして。

ごみの量をずっと集めるには、今度ごみ発電ということになってくると、ごみの量というものが資源という感覚に変わってきますので、ぜひともその辺は広域的な観点、それはも

う県しかそういうことを考えることができません。そういう中で、そういうことを下水道のカロリー、含水比がゼロの場合4000カロリーの発電量を持ちます。

そういう意味や、いろいろなことをこれから研究して、地域に、三重県に4カ所ぐらい、最後は三重県の将来はそのようなエネルギー基地となるような、地域と本当にマッチングした老人福祉施設とか、また冷暖房のある体育館とか、いろいろな項目にそういう廃熱利用をしてやっていただきたいと思います。

そういう意味で、知事にもう一度伺いたいたんですけど、未利用エネルギー対策室というような、名前はいろいろこれから考えていただきたいと思いますけど、そういうものをぜひもう一度御検討されることを、その件に対してもう一度伺いたいたしたいと思います。

(田川亮三知事)

先ほど、若干触れましたけれども、現在幸い協議会の中で検討をさせております。したがって、これからの課題ということで、この御意向を踏まえて対応をさせてまいりたい、こういうふう考えております。

#### ○平成5年第1回定例会(平成5年3月4日)

(津田勉議員)

自治省財政局長の私的諮問機関である地球エネルギー事業推進に関する調査研究会の報告書であるごみ焼却発電推進に沿う形で、平成7年度実現を目指してごみ発電事業の調査研究に取り組むと聞いておりますが、その制度、内容、方針についてもお聞かせください。

(田川亮三知事)

次に、廃棄物発電の問題でございます。

平成5年度に調査研究の予定で企業庁が取り組むことにいたしておりますけれども、この廃棄物発電事業の仕組みは、ごみ焼却余熱を直接利用しておる従来型のものではなくて、ごみ発電と言われておりますけれども、それではなくて、市町村の廃棄物処理事業としてのごみの固形燃料化処理を前提にいたしまして、これを量的に広域的に集めてまいります。そして、それを専焼施設で燃焼いたしまして、安定的な高効率の発電を行うと、こういうシステムにしておりますので、この県営の発電事業というものを基幹事業として、市町村との共同による新たな廃棄物のリサイクルシステム、こういうことを目指しております。

しかし、現在のこの構想では、果たして専焼施設、県が受け持って採算性に乗ってくるかどうか、あるいは売電の価格をどのくらいで引き取ってもらえるだろうか、全く不明でございますので、これらの点を含めてまず調査に取りかかりたい。

幸い、国の段階でも、自治省におきましては若干方法は異なっておりますけれども、ス

ーパーごみ発電という事業化の枠組みと、これに対する起債措置というものを講ずるといふふうになっておりますし、また通産省におきましても、環境調和型エネルギーコミュニティーという整備促進のモデル事業ということで、廃棄物の固形燃料の利用施設、これを補助対象にしようと、こんなことを検討しております。したがって、徐々に事業化への環境も整いつつございますので、この実現可能性の調査をもとにして、さらに問題点を抽出し、国と十分連携をとりながら行財政支援措置というものの創設等も図ってまいりたいというふうにいたしておりますので、ぜひ御理解と御協力をいただきたいと思います。

#### ○平成5年第2回定例会(平成5年6月16日)

(藤田正美議員)

質問に先立ちまして、さきの企業庁によるごみ発電事業における固形燃料への取り組みが、地球規模での環境保全という流れに沿い、三重県独自のものとして、他の都道府県に先駆け実現化へ向けてスタートされましたことは、県の執行部の前向きな取り組みと御努力に敬意を表しますとともに、今後とも常に行政の最先端を進まれますことを、心よりお願いを申し上げます。

さて、県会の場にとって私も丸2年が経過し、その間、また特に、最近では地元の人と懇談会など、地域住民の方々との会合を持ってまいりますと、度会郡という、すばらしいながらも、過疎化であるとか、また高齢化であるとか、深刻な悩みを持つ地域的な問題を、より一層感じる機会が多くなりました。これは国全体が抱かえる東京への一極集中、その反作用としての地方の過疎化、高齢化、また少子社会の現実化など、日本全体にとっても非常に重要な問題であり、もちろん我が三重県といたしましても、一刻の猶予もならない問題として、今盛んに論議されているところでございます。

私の今回の質問は、そういう観点の中から、地元地域の抱かえる諸問題も含み、活性化をテーマとして、三重県独自の活性化に向けての基本姿勢について取り上げてみたいと思います。

さきのごみ発電の際も、もともとは各市町村の固有事業であったものを、ごみイコールエネルギーであるという発想転換をしていただくことによって、県としてなし得たものでございます。この時代のニーズと発想の転換ということは、この県の活性化に当たっても、執行部の英知を真に発揮する上においても、ぜひ心がけていただきたいと思います。

(田川亮三知事)

ただいまの藤田議員の御質問に、逐次私の所見も織り込みながらお答えを申し上げたいと存じております。

三重県独自の活性化の基本方針と、こういうことでございますので、勢いお尋ねが広範囲であったり、ユニークな御発想をお聞かせいただいたわけでございます。まさに時代が

変革期に入っておりますから、当然、ユニークな発想が出てくること、これを私どもも大きく期待をいたしております。

前には、ごみ発電について大変高く御評価をいただきましたが、重ねてごみ発電問題、実は企業庁、積極的に対処をする姿勢をとってまいりましたが、国の段階でもこの問題を取り上げていただけるようになってまいりました。したがって、単なる一企業庁における調査事業ということばかりではなくて、まさに御指摘のように、ごみ即エネルギーと、こういう方向に徐々に動きつつありますこと、大変御同慶の至りでございます。

#### ○平成5年第4回定例会 決算特別委員会討論（平成5年12月21日）

（落合郁夫議員）

続いて水道事業、工業用水道事業、電気事業については、反対理由をさておき、企業庁の進める事業に対し、1点要望をつけ加えることをお許しいただきたいと思っております。

企業庁の手がけてきた事業が縮小していくことを見込んで、駐車場経営とか、リゾート事業とか、中にはゴルフ場経営などの提案も聞きましたが、いずれも実現性のないものばかりであります。これらの検討の必要はありませんが、既に計画の進む、ごみ発電については一言触れておきたいと存じます。

本来は、いかになきものにするかで腐心するはずのごみであります。その再利用を図り、しかも熱源として発電に役立てるという計画については、注目を集めてきました。

ただ、その発想が生かされて全国トップのこの事業が成功するには解決しなければならない多くの問題があります。私は成功を願いつつも、特に市や町がその対応に苦慮している実態は、ぜひ協力しながら解決していかなければならないものと考えます。

既に、小規模ながら稼働しているお隣の榛原町などは、徹底した分別収集が一つのかぎだと答えています。その例に照らすなら、県下の市町村の分別収集はそれなりに進んでいます。ここに到達するには、自治体職員を初め、多くの住民の並々ならぬ努力がありました。

今、市町村を督励しての指導は熱心であります。かといって、県が求める段階まではかなりの隔たりがあります。この中であって、県からは分別収集の強要や押しつけと受けとめる市や町が多く、一体どうなるだろうというまじめな声が聞かれます。現に県下でも最も進んでいると目される自治体の分別収集でも、その程度では発電原料の基準に及ばず、受け入れ拒否となってしまう。

要は、企業庁、保健環境部、市町村がばらばらの状態から抜け出して、このごみ発電を初めとするリサイクル運動、ごみ行政の効率的な推進を一体となって図らなければなりません。その時期であるだけに、あえて要望を申し述べた次第であります。

#### ○平成5年第4回定例会 委員会報告（平成5年12月21日）

（田中党商工労働企業常任委員長）

また、このたび企業庁が行おうとしておりますごみ発電構想は、地域未利用エネルギー活用の一つとして、また世界的にも問題となっている地球環境の保全に寄与するものとして時宜を得たものであり、その重要性を十分に認識するものであります。

特にこの構想は、企業庁の発電事業のみでなく、市町村の一般廃棄物行政、県の環境行政、地域振興等広範囲な分野にかかわる大きなプロジェクトであると考えているところであります。

よって、当局においては、経済の構造的変化に対応できる体制の強化を図るとともに、これらの施策の実施やごみ発電構想の実現等に当たっては、各部署が協調し、格段の努力を払われるよう強く要望するものであります。

#### ○平成6年第1回定例会（平成6年3月4日）

（岩名秀樹議員）

次に、ごみ発電についてお尋ねをいたします。

企業庁は新年度予算において、ごみ発電に関する調査費2億6800万3000円を計上、また、環境局でもこの発電構想を踏まえ、市町村のごみベレット化への転換を検討するため8359万8000円が予算化されていますが、私はごみ発電の是非について私見を申し上げ、この事業について再考をお願いしたいと思います。

平成10年運転開始を目途に計画されているごみ発電は、毎日県民が排出する生ごみを含む可燃性の家庭ごみを市町村にベレット化させ、県内の4地点で企業庁がこれを発電燃料にしようとするものであります。いわば水力発電によって利益を上げている企業庁が、今市町村の厄介者と言われているごみ問題に着目をし、リサイクルにより、さらなる売電利益を得ようとするこの発想は評価をするものであります。市町村の固有義務であるごみ問題は、長年にわたり市町村が試行錯誤を繰り返しながら、大変な費用と労力をかけてきた燃案の仕事であります。現在、市町村が全面的に関与している一般廃棄物に県がかかわることは心配な面も大変多く、特に県の環境局の責任で実施されるのであれば、話も少しは変わってくるのですが、公営企業体である企業庁が、事業採算を考えながら実施することには賛成できかねるのであります。

売電するという事業である以上、極めて厳しいベレットの規格が求められるのは当然です。市町村でのベレット化の過程で、ベレットのカロリーや混入物へのクレームや注文がつかれば、市町村は、今までのごみ処理以上の苦勞が要求されてくるのは当然であります。ごみ戦争と言われるほど、このごみ問題は大きな行政課題ではあります。ここでごみ発電という大きな綱をかぶせることによって、ごみ問題を固定化してしまうならば、一つ間違えば市町村を混乱させ、今後の技術革新や、ごみの量や質の変化に対応できない

危険性をはらんでいるように思います。

以下、私の反対の理由について述べてみたいと思います。

まず1番目は、分別収集が不徹底な我が国の現状でエネルギーのリサイクルを考えた場合、一たん収集したごみを分別し、エネルギーや添加剤を加えて燃料化するということは、それ自体莫大なエネルギーを必要とし、たとえ発電でエネルギーが回収されたとしても、ペレット化に使ったエネルギーを補うにすぎません。この点では、従来のように単に収集し、焼却して発電する方が、エネルギーのリサイクルという視点から見ればすぐれていると言えます。経済的に考えても、ペレット化に要するコストは、売電のコストに見合うものではないと思います。またそのことに加え、先ほども申し上げましたとおり、市町村の苦労ははかり知れないものがあります。

2番目の理由として、社会問題としてごみをとらえた場合、家庭から出るごみは極力少なくし、徹底した分別をし、再利用できるごみは資源として活用をし、残ったごみだけを出すという、住民や行政の意識改革が唯一最良の方法であり、ごみの固化は、このような世界の流れに反し、住民のごみに対する意識の停滞を招くものであります。なぜならば、ごみが家庭から出る際に完全に分別をされているならば、可燃物はペレット化するまでもなく、それ自体が既に高いエネルギーを持った原料になっているからであります。また、日本のごみは世界中で一番プラスチックの割合が高いと言われており、言いかえれば、世界一エネルギー価の高いごみ燃料資源を我々は持っていることになります。

3番目の理由として、環境汚染問題です。

ごみの固形燃料化工程では強い臭気を発生し、焼却に当たっては添加剤が加わるため、有害物質の発生が一層助長される危険があると聞いております。

4番目は、発電施設の巨大化に伴い、建設コストの増大、広域からのペレット収集による運搬費の増高や交通渋滞、処理施設付近の住民の反対、さらに用地確保の困難さ等々、このような県単位の広域ごみ処理システムは、時代に逆行していると言わざるを得ません。

最後に申し上げたいことは、今日、生ごみは貴重な農業肥料として活用される時代を迎えており、四日市でも、有効微生物群EM菌による発酵分解によって、生ごみが立派な肥料となり、花づくりや自家菜園の野菜づくりに生かされています。岐阜県の可児市でもこの手法をごみ行政に取り入れ、減量化が進み、生ごみが15%も減量されたということが報告をされており、今後、生ごみの減量化も、さまざまな方法で市町村が工夫をしていくものと思われるのであります。こうした状況の中で、ごみ発電は一考を要することを申し上げます、再考を促すものであります。企業庁長の御所見をお伺いしたいと思います。

(知事職務代理者副知事尾崎彪夫)

ごみ発電につきましては、ごみ戦争とまで言われておりますごみ対策として、今日的課題として取り組もうといたしておるものでございます。もちろん、これからクリアしなければならぬ問題も多くございますし、企業庁の押しつけで進めるものであってはなりま

せん。何よりも市町村と一体となって、市町村の理解、協力が大前提でございます。

岩名議員から御高見をちょうだいいたしました。具体的には企業庁長からお答え申し上げます。

(水原恒土企業庁長)

RDFに関しまして御質問がありましたので、お答えいたします。

御指摘のようにRDFにつきましては新しい課題でありまして、種々の問題があるということは、我々は十分承知しております。現状の企業庁の考え方につきましてお答えしたいと思います。

まず、ごみ減量化再利用促進の思想の中で、それと矛盾するんじゃないかというような御指摘でございます。私どもの考えを申し上げますと、この減量化再利用促進対策というものは、三つの柱があるんじゃないかと思えます。一つは、まず、包装、容器の簡素化あるいは厨芥類の堆肥化といったような、いわゆるごみの減量対策、これが一つでありますし、第2番目は、古紙や鉄くず等を分別いたしまして、それを再利用するという方法。それからもう一つは、残った可燃ごみを熱エネルギーに回収いたしまして有効活用する方法と、この三つがあるかと思えます。

私どもが取り上げようとしておりますのは、この第3点でございます。熱エネルギーとして活用するために、RDFをいわゆる固形燃料にいたしまして、それを発電の燃料にしたいということでございます。

御指摘のように、確かにいろいろな対策、減量化することによって可燃ごみが減ってくるんじゃないかというような考えは、当然起こり得るわけでございまして、私どもとしましては、これらの対策と並行してRDF発電というものを考えていかなくちやならないと思っております。当然その減量する分についてもカウントしなくちやいけない。あるいは当然増量が予測されますところの下水道汚泥についても、我々は今後推計をしながら、その基本設計の中で発電所の規模等を考えていかなくちやいけないと思っております。いずれにしましても、廃棄物処理の方向にそごを来すことのないように考えてまいりたいと思っております。

それから、具体的にペレット化することによって、かえってエネルギーが必要じゃないかというふうなことでございます。私どももそれも心配いたしまして、いろいろフィージビリティスタディーを行ったわけでございますが、現状を調べた限りにおきましては、ペレット化に要するエネルギーが27%、いわゆる発生電力量の27%ですというような調査結果になっております。

それから、県の環境行政との関連性についてでございますが、御指摘のように、一般廃棄物処理行政は市町村の固有事務でありまして、本構想には市町村の協力がまず前提でございます。このため、各市町村のごみ処理行政を所管する関係部局におきまして、ごみ燃料化システム導入調査を平成6年度に行おうとしております。この調査は、市町村の現状

や意向を十分に反映した内容になると聞き及んでおります。企業庁の構想の事業化につきましては、この調査結果を踏まえまして、また、市町村の参画を得て着手すべきであると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、公害問題についての御懸念がございました。

近年、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境規模での環境問題が大きな課題になっております。この解決のためには、国はもとより、地方公共団体におきましても、環境保全への具体的な取り組みが強く求められております。RDF発電の固形燃料化は、固形化の過程で石灰等を添加剤として加えますために、従来の焼却施設に比べまして、塩化水素や硫化酸化物の排出濃度を大きく低減するというようになっておりますし、窒素酸化物につきましても、現状に比べて低減ができるというようなF Sの結果になっております。そういう意味から、地球の環境保全に寄与するものと考えておりまして、企業庁の発想はこれが大きな基礎になっておるわけでございます。

それから、RDFを大量集積いたしますから、当然、発電所の立地場所周辺に輸送車両等が集中して、交通障害が起こるんじゃないかというような御指摘は、そのとおりでありまして、当然、立地場所におきまして、いろいろなアクセス処理等々の効率的な輸送体制にも十分に配慮していく必要があると思っております。

それから、EMボカシについてありましたが、確かに、これも一つのごみ減量化の一環でありまして、非常に私ども評価しておりますが、こういうものと並行しながら、RDF発電をやりたいという発想でございまして、御理解を賜りたいと思います。

御指摘のようにいろいろな問題があります。しかし、これらを十分解決していきながら計画を進めていきたいと、企業庁としては思っているわけでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

(岩名秀樹議員)

皆さん大変御親切に御答弁をいただくものですから、時間がほとんどございませぬ。

財政問題は了といたしますし、一つだけ申し上げたいのは、ごみ発電であります。

全国的にまだこういうことが取り上げられていないわけですから、余り前例がないわけですから、大変難しい問題だと思っております。しかし、我々の足元にこれとよく似たことがございました。ここにパンフレットがありますけれども、朝日町と川越町の一部事務組合で、やはり固形燃料化をやったことがございます。これは約9億円ほどのお金をかけてつくったんですが、2年使って、そのまま雨ざらしになっております。これは大変なことではありますが、こういうこともよく勉強してもらいたいと思うんですが、これは固形燃料にしたんですが、エネルギーが足りなくて、火力が少なくて使い物にならなかった。

その次がコンポスト、いわゆる土の方は堆肥にしようとしてやったわけですが、ガラスのかげらとか、いろんなものが入っていて、田んぼや畑に使えない、こういう問題があった。また、再生鉄というのがあったんですが、これも結局は全部ごみとして処分をしたと、

いずれもですね。こういう結果がありますので、十分慎重にこの問題は取り組んでいただかないと大変な問題になります。

それから、先ほども申しましたように、市町村との連携が一番大事だと思いますし、もしこれが万が一失敗するようなことがあれば、三重県じゅうの市町村のごみというのは大混乱を起こすわけでありますから、十二分に慎重に図っていただきたいと思います。

それから、市町村で聞いてみますと、3億5000万円も予算が今回ついておりますけれども、市町村段階での説明が過去に2回行われただけで、それも末端の行政官が出てきて話を聞いたという程度。これはやはりもう少し……

十分な説明を市町村にやってもらいたいと思います。

もう時間がないので要望にとどめまして、これで終わります。

(伊藤正則君)

午前中の岩名議員のごみ発電について、関連を申し上げたいと思います。

実は今、私の住んでおる桑名市並びに桑名郡、東員町を合わせて広域清掃事務組合がございまして、もうできてから二十数年有余たっていると思っております。したがって、その区域の中の家庭から出るごみを一切処理をいたしておるわけでございます。

聞くところによりますと、2年ほど前に、先ほど岩名議員さんが言われたように、県において固形燃料にして発電をするという話があり、もう3年ほど前から、老朽化のために新しく焼却場をつくらうと、こういう組合の議決までもしておるわけでございます。ところが、そういう問題がありまして一時とんざをいたしております。早く言えば、二重投資はもったいないんやと、こういうことでございまして。したがって、これについての、きょう岩名議員に対する企業庁長からの答弁がございました。それについて質問をいたしたいと思うわけでございます。

というのは、そういうような事柄でございまして、その後、組合とのどのような話し合いをしておるのか。これからごみ発電がこういうような形になるから、ひとつ市とも協力してもらいたいと、こういうような話になっておるんかどうか、これをひとつ聞きたいと、こう思うわけでございます。

あわせて、その場合に、固形燃料にする場合に、どこであの大量のごみを処理するのか、固形にするんか。これが構想があったら聞かせてもらいたい、こう思うわけでございます。

以上が大体の質問の内容でございまして、肝心なのは、これからどうやっていくんだと、もう一遍、広域清掃に設計をやってくれと、こういうような形になるんか。実は、先ほど申し上げましたように、基礎設計まで一時やったことがあります。もう一度そういうことで、広域清掃事務所単独にひとつ焼却場をつくるような話になっていくんかどうか、これもあわせてお聞きいたしたいと思っております。

以上、3点ほど聞かせていただきたいと思いますと思うわけでございます。

(川邊憲三理事兼環境局長)

ごみの発電の関連で御質問いただきましたが、桑名市の広域組合、御承知のように桑名、それから多度、長島、木曾岬、員弁、東員、6市町で、先生の御指摘のとおり、桑名の広域の一部事務組合を、処理場は東員町で行われているという現状でございます。

現在の施設は、54年8月に100トン2基ということで稼働しておりまして、正しい数値ではないかもわからぬですが、私どもの承知しておりますのに、1日120トンの量のごみを処理しているというふう聞いております。

今後の計画としては、さらに100トン3基ぐらいというふうな計画をされてみるかと思っておりますが、まだ調整中だろうと思っております。平成4年度に基本構想を立てまして、5年度、6年度において、現在市町村の場合、一般廃棄物の処理基本計画というのをつくる必要がございますので、これを現在調整中というふう聞いております。また、アセスにつきましては、5年度で現況調査だけは行ったということで、来年度は地質調査をやるというふうに向っております。建設場所は、同じ場所で行いたいということでございまして、この関係で来年度については検討の上、どちらでいくかという検討をやりたいというふうなお話を伺っているところでございます。

これまで市町村にどうアプローチと申しますか、桑名市に対してしてきたかと申しますと、昨年6月、市町村に清掃協議会というのがございまして、市町村清掃協議会の方と、あるいはその幹事会といういろいろ折衝をしましてあったところでございます。第1回が昨年6月、第2回が昨年8月、第3回が10月ということで検討会を持ってあります。これは、企業庁と私どもと同じ出席しましてやっておりますところでございます。さらに昨年11月に、北勢ブロックの研修会でいろいろ説明をさせていただき、去る2月25日に、近々に改修改築される施設をお持ちの市町村団体につきまして説明をさせていただいたところでございます。

私ども環境といたしましては、この固形化をするということにつきましては、いわゆる環境保全の立場ということを考え、そして増加するごみに対処していくという考え方のもとに固形化をしていただいて、それを企業庁の方で発電処理していただくこと、こういうふうな考え方でございまして、来年度4100万円ほどの予算を計上させていただいておりますが、この中では、基礎調査、そして応用調査。中身といたしましては、いわゆる先ほど岩名先生の方から御指摘がありましたRDFの質の問題、あるいは量の問題であるとか、あるいは処理体制、分別体制をどこまですべきか、あるいはそのものの輸送体制であるとか、あるいは労働条件のかかわりと、それと、もちろん技術的な診断、それから法上の問題、あるいはコストの問題、当然、御指摘ありました朝日、川越のクリーンセンターのことも踏まえてやってまいりたい。各市町村ごとのシミュレーションを行ってまいりたいというふうな考えておりますし、また、既に先発しております滋賀県の湖東であるとか、あるいは富山県の鷹波の組合、あるいは奈良県の榛原、あるいは大分県の津久見と、そういった固形化の施設につきまして十分その調査をしながら、市町村の方々に、同時にその調

査の中へ入っていただいて、そして企業庁ともどもそういった調査をしまして、その中で、市町村に大局的な見地に立って御判断いただこうと、こういうふうな考えておるところでございます。

### ○平成6年第3回定例会(平成6年9月21日)

(岩倉敏治議員)

第2点は、廃棄物発電計画についてであります。

県企業庁は、資源再利用の側面から、全国でも初めての、家庭ごみを固形化して燃焼させ、発電するRDF発電、すなわち、廃棄物固形燃料発電を計画し、平成5年度より調査研究を始めてきたわけでありまして。

ここに来て、新聞などでの報道が先日来、幾つかございました。そういう中から何点かについて、当局の考え方を伺いたいというふうに思います。

ただ、私は、一昨日、水谷俊郎議員の質問にございましたような、県の電源開発政策とは直接関連するものではなく、ここでは、ごみ発電に絞っての質問とさせていただきます。

RDF発電計画は、資源・エネルギー対策という意味で大変関心があります。今日では国際的にも重要な課題となっている地球温暖化環境問題に視点を据え、地域未利用エネルギーの有効利用を図るべく、社会的要請も高まりつつある廃棄物の焼却余熱を活用した発電事業、いわゆるごみ発電の発想には、大きな期待と、同時に不安もあるというふうに思います。

ところで、先般の新聞報道によりますと、既に発電所の建設計画として、95年度に造成に着手し、96年度に本格着工、98年度に稼働させるとあります。既に建設予定地も、津市に、安芸郡河芸町に近いところに、約500ヘクタールを造成し、中勢北部サイエンスシティーの計画地内、もしくはその周辺とありました。9月14日付の新聞、さらに18日付の新聞等でも報道されておりましたが、当該自治体が勉強会を開催し、その中で指摘されておりますように、「まず発電所ありき」ではなく、地域住民の納得と理解が必要と考えるわけでありまして。

そこで、项目的には、次の5点について、十分配慮をお願いしながら、見解を伺いたい。これらにつきましても、既に新聞等で発表がございましたが、一つは、ごみ発電の事業内容の規模そのものであります。二つは、ごみ収集地域と量の問題であります。三つは、立地場所、住宅地域に隣接をしていないのかどうか。四つは、環境汚染の問題はないか。五つは、温排水問題、いわゆる地域の水源などに影響はないかということですが、このほかにも、専門的な視点での御検討をくれぐれもお願いするところでありまして。

いま一つは、その前段の、家庭ごみから固形燃料をつくる作業を市町村が受け持ち、まず収集した紙類や生ごみなどを乾燥させて細かく碎き、石灰などを加えて親指大に圧縮、成型し、固形燃料、ペレットをつくらんとあります。

市町村はこの固形燃料をトラックで発電所へ運ぶ。したがって、焼却処分とは違って、市町村では煙公害というものは無いということでありますが、自治体や広域組合の14団体には、焼却炉の建てかえ時期に、あわせて固形化施設への転換を要請するというふうにあるわけであります。

しからば、その経費負担の問題や採算性、さらには自治体の、小さな規模によっては、そのこと自体が大変難しい、ごみの分類等も含めまして大変難しいというふうにもお聞きしております。これら市町村の意向や要望も十分聞く場を設けていただくことと当然であります。慎重な対応をしていただきたい、これらについての当局の見解をお伺いしたいと思っております。

(田川亮三知事)

次に、廃棄物発電計画、いわゆるRDFの問題については企業庁長等からも御答弁申し上げますけれども、この問題は、もともとこのごみ処理ということが非常に最近大きな課題になってまいりました。したがって、本来、市町村がこのごみ処理に対してこういう発想を持って、それを広域的に処理するという際に、県の段階でこういう形のをと、こういう形になってくるのが、私は、本来の姿ではないかなというふうに思っております。

したがって、そういう意味で、何かトップダウン的にこれを市町村に押しつけているというふうに言われておりますけれども、本来、ごみ処理は市町村の固有の事務でありますから、当然、ちょうど今、この切りかえ期に来ている、このごみ処理の施設整備をする際に、そういう方向でやっていく、こういうことが大事であります。

したがって、そういう意味では、まだこの発電所問題は、そういう意味で問題がないとも言いきれませんが、しかし、やはりこの方向というものは、私どもとしては一つのごみ処理の方途というふうに考えております。したがって、どちらかという問題があることは事実でございますので、市町村とさらに連携をとって対応してまいりたい。

(川邊憲三理事兼環境局長)

二つ目のRDF発電の関係でございますが、先生御指摘のとおり、最近のその地球環境問題、あるいは地球資源の保全、こういう観点からしますと、今後は廃棄物の循環という、廃棄物行政の柱として据えていかなきゃならぬというふうに私どもも考えておるわけですが、こういった観点から、厚生省におきましても、単に燃やして埋める処理といったことから、リサイクル、あるいは熱エネルギーの利用を徹底して行います廃棄物循環型処理、こういったものへの移行ということを打ち出されまして、特に余熱利用等の何らかの循環型の処理でないと、原則として国庫補助の対象にしないといったような意向も示しております。

一方、市町村の焼却炉は最近、40年代につくられたもの、あるいは50年代の初めということでございまして、更新期を迎えております。これらの施設、排出されますばい煙等の

問題、あるいは地元の忌避感ということで、非常に更新、あるいは立地が難しくなっておりますというふうな現状でございます。

こういったことから、私どももいたしまして、燃やせずに固形燃料化して、そして発電に利用するといった、今回のRDF発電でございますけれども、これが問題解決の一つの手段というふうに考えております。

環境局といたしまして、ごみの燃料化システム導入調査というのを現在実施しております。これは市町村ともども、ごみ固形燃料化施設の導入の可能性について調査検討を行っておりますのでございまして、その内容につきましては、県下の市町村のごみ処理の実態を調査いたしました上で、ごみ処理体制への影響、あるいはごみ固形燃料化技術の評価、建設費あるいは維持管理費等の比較、さらには輸送体制のあり方等につきまして検討を加えておるところでございます。

調査の構成といたしましては、学識経験者と県下の主要市町村の代表で構成します検討委員会、そしてその下部組織で、いわゆる焼却炉の更新を迎えております14市町村の一部事務組合と企業庁、そして県民局を入れました連絡部会、そして14市町村の中でも、早急に建てかえが必要といった7市町村につきまして、シミュレーション調査と、それぞれ規模に応じたシミュレーション調査部会を設置いたしまして、それぞれの場で調査検討を行っております。急ぐ市町村がございますので、10月末を目途として中間報告書をいただくというふうな考え方で考えております。

先生御指摘のスケールメリット等ございますが、これはシミュレーション調査の中で、その検討結果を出してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしまして、市町村の今後のごみ、これの処理体系を構築していくために早期に必要なということでございまして、この調査の結果で市町村の判断材料というものを早急に提出したいというふうに考えておりますので、市町村ともども、この調査に迅速してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(水原恒士企業庁長)

廃棄物発電計画につきまして、知事答弁を補足させていただきます。

RDF発電事業は、市町村が行っておりますごみの減量化、再資源化、リサイクルの取り組み等が行われておりますが、なお残ってまいります可燃物を固形化したしまして、これを燃料にいたしまして発電しようとするものでございまして、地球環境に優しい手法で、エネルギーとして有効利用しようとするものでございます。

そしてこれは、市町村の一般廃棄物処理行政が直面しております諸課題の解決の方策の一つであるということをご構想いたしまして提案したものでございまして、企業庁では平成5年からこの調査を実施いたしております。

この調査におきまして、平成10年前後に焼却施設が更新を迎える14団体がRDF化施設にされることを前提といたしまして、発電出力、焼却施設との比較、環境負荷低減効果、概算事業費等々、事業化への諸課題を検討しております。

規模ですが、日量約500トンから600トンを想定いたしまして、発電出力は約2万9000キロワットを予定しております。なお、先ほど環境理事が申し上げましたように、ごみ燃料化システム導入調査事業の中で、市町村と協議をしながら、最終的にはその量が決まっておりますが、発電所の規模につきましては、この基本設計においてそれを反映させたいと思っております。

それから、環境への影響でございますが、RDF発電事業の環境への影響につきましては、通産省の資源エネルギー庁傘下である新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しておりますが、そこから5年、6年と2カ年にわたりまして調査委託を受けまして、現在種々調査を行っているところでございます。

その中で、受託をいたしております中で、学識経験者と自治省、中部通産局の行政機関、事業関係者によります委員会を構成しまして、RDFの燃焼特性、ボイラーとの適合性等の燃焼試験をもとに、RDF発電システムの技術的、経済的諸課題等について検討してきたところであります。

その結果、第1番目に、RDF製造プロセスの中で、カルシウムを添加いたしますが、その脱塩効果によりまして塩化水素が非常に発生量が抑えられる、10分の1以下に抑えられるという結果になっておりますし、

なお、さらに脱硫効果がありまして、SOxがほとんど発生しない。それから、NOxについても発生が抑制される。一番問題のダイオキシンにつきましては、これはもう極めて非常に少ない数値になっております。厚生省が目標値として置いております数値の半分以下であるということで、極めて大きな効果をあらわしております。

さらに、炭酸ガスの抑制につながるということが言われておりまして、先ほど先生が申されましたように、地球温暖化の原因であります炭酸ガスの抑制、これはまさに世界的、日本的な課題でありまして、これに大いに寄与するということでございます。なお、本年度さらに詳細調査を進めておるところでございます。

それから、排水についてどうかということでございますが、排水温度は大体、日量700リッターから1000リッターでございます。28度から32度でございます。これは減温池で温度を落として排水いたしますので、問題はございません。

それから、立地に際しての影響でございますが、環境アセスにおいて最終的には報告されるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、環境負荷は非常に高いということでございます。

いずれにいたしましても、地域の市町村等の御理解、御協力が必要でございまして、十分地域の方々と御意見を交わしながら、御意見を拝聴しながら、的確に事業化の条件整備に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○平成6年第4回定例会（平成6年12月9日）

（藤田正美議員）

次に、RDF構想に関する件でございますが、私は、約4年前、選挙に臨む際、環境と調和した文化的な営みのできる都市空間ということで、「エコポリス」という造語をつくり、その思いで県政に全力投球してまいりました。環境問題が世界的規模で叫ばれている今日、本当に必要であると感じたからでございます。

以前の私のごみ発電に関する質問も、そういう思いのあらわれとして提案させていただきました。当局におかれましては、いち早くのごみ発電事業に取り組み、また、企業庁の方では、さらにRDF構想にまでレベルアップし、我が三重県が全国で初のRDF構想として、最先端の口火を切ることができたことを県民の一人として大変誇りに思っております。

このRDFは環境問題としても、また、県の独自性という面からも、本当に素晴らしいものであります。国もそれを認め、通産省、資源エネルギー庁の新しいエネルギー計画の3本柱の一つにも取り上げられたのも納得のいくことだと思います。

しかし、残念なことです。新聞報道によりまして、県の正当な理念がまだまだうまく伝わらず、その計画が若干おくられているようでございます。県内の既存の焼却炉の建てかえ時期のこともありますし、環境問題はどれも一刻の猶予もないほどに深刻化してきているものと考え合わせまして、二、三質問をさせていただきたいと思っております。

まず、企業庁長へお伺いをいたしたいと思っております。

時折出てくる新聞報道によりまして、環境保全という大きな視点から見て、この夢のある計画が少し足踏み状態になってしまっているような感じがいたします。事の経過が新聞だけでは私も完全には把握できませんので、その点少し御説明いただくと同時に、今後の取り組み方針についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

また、あわせて、ごみのデパートという発言もありますように、ダイオキシンの問題などに関しましても、具体的な数字などがありましたら、一緒にお伺いをいたしたいと思っております。

次に、ごみというのは、本来出した地域が責任を持って処理するのが基本でございます。しかし、RDFの場合は、処理するというより、むしろ地元で出したごみを地元の人がエネルギーとして利用できるという大きな発想の転換が最も大事でございます。なぜなら、これはごみではなく、今までは気づかなかっただけで、実は効率のよい燃料として生まれ変わった新しいエネルギーの一つだからでございます。これが基本であり、このエネルギー源をつくり出した産地がまず有用活用して、それでも余った分であるとか、また、さらにもっと電気にまで有効利用しようというときの受け皿がRDF構想であるという世論を

つくり上げるべきではなかったかと思えます。

例えば、電気まではいかなくとも、地域で出たごみ、その地域でエネルギーとしてフルに活用してもらえるという構想を前面に押し出す必要があったのではないのでしょうか。なぜなら、住民のコンセンサスを得るためには、ただごみで発電をするという説明では何ら具体的ではなく、例えば、その町で苦労されたお年寄りの方々が、老人施設の温泉でゆっくり体を休めるエネルギーにするとか、スポーツ施設や体育館の照明や冷暖房に使いますとか、その地域の学校や図書館などの電気に利用することができますなど、その地域に合った具体例を示すことが必要であり、ごみの分別から始めて、自分たちが出したごみを高度加工することによって、その焼却熱を自分たちのまちづくりに役立てる。しかし、それ以上出るエネルギーは、電気に変えて売電することにより、さらに地元還元する。また、環境に大きく貢献するという大きな意義をわかってもらわないと、何も割高になるような施設を建てる意味をなし得ません。

また、県全体といたしましても、その延長線上に、ごみから資源へというエコサイクル的な構想を今後進めていくに当たって、住民をその気にさせるという観点からも、住民の皆さんが、RDF構想が実現したらこの地域にこんなメリットがあるんだということがはっきりと打ち出されていないと、この構想自体の全体像が想像しにくいのではないのでしょうか。

企業庁の方々においては、大変御努力をいただきましたが、やはり日本初ということもありまして、御苦労も多かったことだと思います。しかし、結果として、その思いが地域に十分に伝わらなかったのではないかと強く思う次第でございます。

RDFという環境問題をも考慮に入れたエネルギーの問題の改善策として、最先端のすばらしい構想を県として打ち出したわけですし、たとえその担当が企業庁であるといえども、広い分野の問題であり、さらに、三重県だけの問題で終わるほど小さな課題ではありません。国からの評価も高く、また、他の地方自治体も、この成否の動向を必ず注目いたしております。

それにこたえるためにも、全庁的にバックアップ体制をとる意義は十分あると思えますし、田川知事も間もなく後任に後を託される決意をされましたが、特に私は、この問題は三重県の将来に大きくかかわってまいりますし、ぜひ田川知事が御在職中にその方向性だけでもつけていただきたいという思いが強くなりますので、御所見をお伺いしたいと思えます。

最後に、RDFに限ったことではありませんが、地方の時代と言われる昨今に当たっては、各都道府県は、その力を発揮していくためにも、また、今後こういう広域での施策もどんどんふえてくるでしょうし、その構成市町村の一致団結を得るべく、強力なリーダーシップをとっていくことがますます重要になってまいります。このRDF構想自体でも、地元自治体との十分なコミュニケーションをとりながら、いかに地域に対し強力なリーダーシップをとるかが成功へのかぎを握るものと考えますが、知事のお考えをお聞かせいた

だきたいと思えます。

(川邊憲三理事兼環境局長)

RDF発電関係について御答弁させていただきます。

最近、都市化の進展、あるいは生活様式の多様化ということで、いわゆる大量生産、大量消費、そして大量廃棄ということから、ごみがどんどん増加の一途をたどっておるということでございまして、一方では、都市化の進展と同じく住民のコンセンサスが得にくいということで、廃棄物処理施設の立地場所が困難というふうな状況がございまして、

本県ではこれまで、まずは排出を抑制するというふうな観点で取り組んできたわけですが、排出されたものは極力、そして再生利用、あるいは資源等のリサイクルを図るということで、重点を置いてきたわけですが、市町村におきましても、分別収集、あるいはごみ袋の有料化等の排出抑制、あるいはコンポストとか発酵菌を利用した処理、堆肥化と、こういった資源化施策を実施しておりますが、それを行った後でも、どうしても相当量のごみが残る。これにつきまして市町村では焼却処分を行っておるところでございまして、こういった問題が、地球資源あるいは地球環境の点からも、さらに効率的な活用を図る必要があると、環境と共生の時代に入っております。

したがって、国におきましても、厚生省におきましては、単に燃やして埋める処理から廃棄物循環型の処理を目指した方針を打ち出しておりますし、また、通産省におきましては、高効率の廃棄物発電等を念頭に置いた新エネルギー大綱の策定を検討しています。また、自治省では、廃棄物発電における県と市町村との役割等を検討いたします地域エネルギー等の事業推進に関する調査研究会、こういったものを発足させて、いわゆる国の方でも、廃棄物処理に密着した施策の展開を図る動きがございまして、

こういった背景を持ちまして、今後の廃棄物処理行政のとりべき一つの有効な手段という考え方で、RDF発電を構想しておるところでございまして、私どもの方としても検討をいたしておるところでございまして、先生御指摘いただきました製造したRDFにつきまして、地域内で独自利用と。具体的には、温水プール、あるいはスポーツセンター、または社会福祉施設の給湯、温室等への熱源と、こういった利用につきましては、いわゆるRDFが持ちます保管性、あるいは移動性、無臭性、高カロリー性等の利点を生かした利用ということで、私どものごみ燃料化システム導入調査を現在実施しておりますが、この中のシミュレーション部会でも、個々の市町村の実情に応じた独自利用計画について検討をしておるところでございまして、これらの未利用エネルギーの有効利用を図っていくことで、従来の廃棄物処理が持ちますイメージ悪化というものを払拭いたしまして、新たな処理体系を構築していくというふうな考え方で取り組んでおるところでございまして、

なお、現在鋭意調査いたしておりますが、調査の中間報告につきまして、当初の予定より大分おくれておりますが、これは市町村にとって、従来のごみ処理体系を根本的に転換するということになることとございまして、現場の意見も尊重しながら、慎重に検討いた

しておるからでございます。

いずれにいたしましても、市町村のごみ処理体系を新たに構築する必要があるということをごさいます、さらに検討を深めて、そして市町村の判断材料というふうにしたしたいと考えております。

以上でございます。

(水原恒士企業庁長)

RDF発電につきまして、経緯と、それから御質問のダイオキシンにつきましてお答えいたします。

RDF発電構想につきましては、前にも御説明申し上げましたように、地球環境問題に寄与する。それから、未利用エネルギーの活用であるということ。それからもう一つは、構想によりまして、市町村においては焼却、埋め立てを行っておりますが、そういう処理が軽減され、最終処分場の延命につながるということから、市町村の一般廃棄物処理行政が直面している諸課題の解決方策の一つであることを構想いたしまして、提案したものでございます。そういうことで、このような趣旨から、平成5年度から、RDF発電についての研究、調査を実施してまいりました。

一方、国の方の動きでございますが、関係各省、まず通産省におきましては、資源エネルギー庁傘下の新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しておりますが、そこが環境調和型エネルギーコミュニティー事業調査というのをしておりますが、それを三重県が受託いたしまして、2年間にわたりまして調査をいたしました。それは、主にRDF化したごみを、いわゆる燃料を材料といたしまして燃焼実験を行っておりまして、RDFの貯蔵性、あるいは運搬性等々の調査を2カ年にわたって行っております。そういう通産省におけるRDFに関する動きがございます。

自治省におきましても、地域エネルギーの事業推進に関する調査研究会というのを設けてまして、これも2カ年にわたりまして、委員会を発足し、内部検討をいたしております。

それから、厚生省におきましても、平成6年度から、ごみの固化燃料施設につきまして、廃棄物処理施設として認めまして、補助金を出すようになっております。

それぞれ平成7年におきましても、関係各省庁、このごみ固化燃料に関しまして、財源措置あるいは予算措置等々を企てております。

このようにRDF発電につきましては、関係省庁が、地球環境問題、未利用エネルギーの利用の観点から、重要な課題として取り組んでおります。先ほど環境理事の方からも説明がありましたように、県といたしましても、本年度、ごみ燃料化システム導入調査を行っております。市町村のRDF化施設導入の動向を見きわめながら、発電施設の規模等を含めまして、関係機関と調整を行い、県としての方針を定めることといたしております。

いずれにいたしましても、発電所の立地等、RDF化施設導入には、この構想の趣旨に対する地域及び市町村の御理解、御協力が前提となりますので、十分に地域の方々の意

向を拝聴しながら事業化に努めてまいりたいと思っております。

それから、もう一つのダイオキシンの問題でございますが、これは先ほど申しましたように、NEDOの方からの調査委託を受けまして、燃焼実験を行っております。ダイオキシンについて申しますと、昭和59年にごみの焼却場から発生するダイオキシンが大きな問題になりまして、厚生省はその発生メカニズムを研究いたしまして、平成2年に全連続式焼却炉の新設に際しまして、0.5ナノグラム/立米以下に抑制するというガイドラインを設けております。

NEDOが2カ年にわたりまして行いましたこの調査によりますと、このガイドラインを示す値を大幅に下回っております。これは学問的にも非常に重要な調査結果であるということが言われております。

その他の排出ガスにつきましても、塩素ガス、塩化水素(HCL)、それからSOx、NOx、これらにつきましても、ほとんど発生しない、抑制されているというような数値が実験データ等出ております。また、地球環境問題として一番重要な、地球温暖化の問題に寄与するところの炭酸ガスの抑制、これに関与いたしまして、炭酸ガスの抑制につながるということが言われております。

このようにRDF発電は、環境への影響が少ない施設であるということが試験の結果からは出ているわけでありまして、実際の発電所の立地に際しましては、環境影響評価等に関する調査を行うことによりまして、さらに安全性を確認することが必要であると認識いたしております。

いずれにいたしましても、環境保全につきましては、十分な対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○平成7年第1回定例会(平成7年2月24日)

(水谷俊郎議員)

2番目、RDF発電についてでございます。

県は津にこの発電所の建設を計画、ことしの進展が期待されているわけでございますが、これに対し、県の、この間出されましたごみ燃料化システム導入調査の中間報告にも耳をかさない、議論のテーブルにも着こうとしない一町長のごり押し反対のため、暗礁に乗り上げていると聞いております。そのため、焼却炉の寿命がせば詰まっておる久居広域の清掃組合は、固形燃料プラント建設が非常に苦しい状況に立たされ、焼却炉の建てかえによる継続の可能性が強くなっていると聞いております。もしそうなれば、桑名広域、あるいは四日市などへの影響、また、市町村の県に対する信頼感の失墜ということが心配されるわけですが、このような状況を踏まえ、環境に配慮したRDF発電を導入をされた理念のもと、県の責任において、この状況にどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

(田川亮三知事)

次に、二つ目の大きなRDF発電の諸問題でございます。

若干、昨年1年かけて諸調査を進めてまいりました。少し、この問題につきましては、勇み足的なところがなきにしもあらずということも、よく言われておりますけれども、そうではなくて、これからのやはり環境問題、ごみ問題を考える最も大切な課題の一つとして、私どもは取り上げさせていただきました。

御承知のように、一般廃棄物は市町村の事務ということで処理をいたしておりますけれども、最近、環境問題に対する認識が随分変わってまいりました。特にこの廃棄物処理施設、あるいはごみ処理施設、こういうものの立地条件の中に、必ずこの環境的要素というものが強く前面に出てまいっていることは御承知のとおりであります。

県下のこのごみ処理施設は、ちょうど昭和40年代から50年代にかけてつくられたものが多いんでございまして、既に一部に老朽化や運転管理の問題等で、適正処理が困難な施設も見受けられる。また、他府県には多いんでございますが、広域処理体制というものも、余り本県では、残念ながら進んでいないという実態がございます。

そこで、この地球環境問題の時代を迎えておるわけでございますけれども、その大きな柱に、やはりこのリサイクル社会をつくっていかうということが掲げられておることも御案内のとおりであります。

したがって、国の段階におきましては、厚生省なり通産省が既に積極的にその取り組みをいたしておるわけでございます。そういうことを背景にいたしまして、県では今後の廃棄物処理行政というものを有効な一つ的手段として、RDF発電を計画づけたわけでございます。このRDF方式によるごみ処理全体のシステムにつきまして、まず調査検討をすということを昨年は実施をいたしました。

また、ちょうどここ数年のうちに焼却炉の更新時期が参ります市町村並びに一部事務組合等につきましては、ぜひこの構想を取り込んで、導入をしていただきたい、こういう強い御要請もあったわけでございますけれども、やはりその際に、この問題については、的確に理解、協力をしていただくということが大事でございますので、ごみ燃料化システムの導入調査、基礎調査と応用調査を実施をいたしました。

今回、そのうちの基礎調査の中間報告というのをいただいたわけでございますけれども、中間報告では、ごみの固形燃料化技術の信頼性や、試作したRDFの燃焼特性試験等につきましては良好な結果が得られたというふうに報告をいただいておりますけれども、なお今後解決すべき諸問題が提起されておる。

一部この問題に関心のある市町村長の間におきましては、いろいろと雑音が入ってきておりますので、そしゃくを十分されないまま御判断をされる向きがなきにしもあらずでございます。したがって、そういう意味において、当初の計画づけが必ずしも具体化でき得

なかったということの反省の上に立ちまして、さらにこの問題を、もう一遍この年度に取り組んでまいりたいと思っております。

もちろん、このRDF発電方式をとるかとならないか、一般廃棄物の場合には、市町村長にゆだねざるを得ないわけでございますけれども、現在、基礎調査に引き続いての応用調査を行っております。したがって、平成7年度は、昨年の中間報告書に提言されております今後の課題、県と市町村の役割分担、廃棄物等処理のあり方、こういうことを考えていく必要があります。

また、昨年実施をいたしましたRDFの試作、あるいは燃焼試験についても、引き続き実施をすることが大事でございますし、RDF化予定市町村の動向を踏まえながら、発電所などについて検討を行うことというふうにいたしておるのが7年度の段取りでございます。

そして8年度、廃棄物処理施設整備国庫補助事業というものの対象にさせていただいて、そして施設の整備を進めるということになってまいります。そのためには、本年の10月までにこの整備計画書の提出が必要でございますので、RDFの応用調査、シミュレーション調査でございますけれども、あるいは発電所の立地場所等を踏まえて、その判断を今春の後半に決定する市町村があることは十分認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても、発電所の立地とRDF化施設導入につきましては、この構想の趣旨に対する市町村などの認識、理解、協力、これが大前提でございます。したがって、今後とも、この循環型の廃棄物処理体系の構築に取り組んでいく所存でございますので、引き続き御支援、御協力を賜りたいと思っております。

### 三重県議会におけるRDF関連の発言(計画段階)

#### <平成7年度～平成10年度>

##### ○平成7年第2回定例会(平成7年6月16日)

(川岸光男議員)

RDF発電ですが、この計画の県の真意について、地元市町村にうまく伝わっていないのではないかなという感じをしております。一般廃棄物に対する県と市町村との役割分担について十分な詰めがないまま、発電所立地が先行したのかなと見させていただいております。北川知事は、環境問題について、かなり関心が高いと承っております。県と市町村の役割分担という観点から、RDF発電の問題を伺わせていただきたいと思います。

いずれにしても、第3次長計の見直しを中心に、知事がひそかに見直しを行いたいなと思っていられるものがあれば、御披露いただきたいと存じます。

(北川正恭知事)

さらに、一般廃棄物等々に対しましての県と市町村の役割分担、RDFの問題についてお尋ねがございました。

近年、環境問題は、地域的な課題から地球的規模のものまで幅広く複雑多様化し、単に環境分野のみならず、社会問題として大きな関心と注目を集めている現状でございます。

来るべき21世紀を目前に控えまして、国、県、市町村、住民、事業者等が、その立場、役割等を十分理解し、良好な環境を次世代に継承していかなければならない責務を有することは、当然のことでございます。

このような中、大量生産、大量消費による大量廃棄の社会構造を変革していかなければならない状況下におきまして、廃棄物処理のあり方についても、単に燃やして埋める従来の考え方から、これを燃料等として再利用を図る資源循環型社会への転換を強く求められているところでございます。

しかし、現行法制度では、一般廃棄物処理事業は市町村固有の事務となっておりますが、市町村単独では限界があることから、本県では、昨年度から市町村参加のもと、循環型廃棄物処理のあり方について検討を重ねてきたところでございます。

RDF化構想は、環境負荷の低減、未利用エネルギーの有効利用のみならず、従来市町村が抱えている廃棄物処理施設の立地の困難さ等を解決する有効な方策ではあるものの、さまざまな課題もございます。

今後は国の動向を踏まえ、市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、RDF化構想についても幅広い観点から議論を進めてまいりたいと思っております。

##### ○平成7年第3回定例会(平成7年9月22日)

(芝博一議員)

さて、先日の9月6日付で環境安全部から、ごみ燃料化システム導入調査が発表されましたが、まず最初に、RDF(ごみ固形燃料化システム)推進のための県の役割についてお尋ねしたいと存じます。

私は先日、9月4日、5日と、政策集団波動21のメンバーの皆さんとともに、富山県は西砺波郡福光町にあります、砺波広域圏事務組合が事業主体となって既に稼働しております南砺リサイクルセンターの、ごみ固形燃料化プラント施設の現地調査に行っていました。既に企業庁や環境安全部等の関係者の皆さんも、現地調査を済ませられた施設でありますけれども、ここであえて、現地調査の内容を申し述べてみたいと存じる次第であります。

南砺リサイクルセンターの処理能力、処理対象人口は2町1村にまたがる3万4000人あります。そして、このセンターには、ごみ固形燃料化プラント施設とリサイクルプラザプラント施設を持ち、あわせて管理棟、固形燃料倉庫等の施設を有しております。総事業費は26億9216万円、ごみ処理能力は、ごみ固形燃料化プラントで、1日7時間の稼働で、現在28トン、併設しますリサイクルプラザプラントにおいては、1日5時間稼働で現在8トンの処理をしております。このごみ固形燃料化プラントは、1時間当たり4トンの処理能力を持つそうでありまして、24時間のフル稼働では100トンの処理も可能と聞いてまいりました。

従来までの焼却式のごみ処理施設といえますと、大きくて高い煙突が立ち、そこから多くと煙が昼夜にわたって立ち上り、あたり一面には悪臭が漂っているというイメージがありました。しかし、この南砺リサイクルセンターには、その横に従来までの焼却式のごみ処理施設がありますが、現在は使用されていないものの、高くそびえている煙突は、本当に異様に思えるほどでありました。新しいこの施設は、煙がない。少々のおいはずるものの、それは悪臭ではなく、まさに私の従前までのごみ処理施設のイメージを一新するものでありました。

今回の、ごみ燃料化システム導入調査でも報告されましたように、建設費では、処理能力が1日当たり100トンまでの規模の施設では、ほとんどその建設費に差はなく、むしろ、それ以上の規模ではRDF施設の方が安くなる。さらには15年から20年先の見直しが必要な際には、環境基準をクリアするために、焼却式では10億円単位の補修費がかかるわけですが、これに対しRDF方式では何千万円で済むという現地の報告もありました。調査の報告からも、しかりであります。

また、南砺リサイクルセンターでは、固形燃料を処理対象地域の特別養護老人ホームの冷暖房や給湯用の燃料として使用していましたが、その施設にもおいはなく、排ガス並びに設備等の問題もなく、今後も、学校、もしくはプール等の熱源として大いに利用していくとのことでありました。

また、利用後に残る焼却灰の量につきましても、初期のごみ量についてみますと、何と7%に当たる、焼却式のこの約半分であります。よって、最終処分場の延命化にも資することになるわけでありませう。

現在、私たち国民1人が1日に、何と1.1キログラムのごみを排出すると言われる昨今、ごみは焼却し埋めるものという従来の観念から脱却し、RDF化することによって、エネルギーとしても活用することができます。さらに排ガス等、環境安全対策上の向上も図られ、また、有害な排ガスを出さないことから地域住民の理解も得られやすく、さらには住民のごみに対する意識の向上、すなわち、ごみの減量化と分別化にも寄与。既に調査いたしました南砺リサイクルセンターでは、住民のごみの減量化、分別化が著しく進んでおります。このような利点を持つRDFは、ごみ行政や環境問題、さらにはエネルギー問題をも包括した大変大きな施策であると考えます。

そこで、県としては、RDF化の利点を十分に理解、認識をしながらも、「RDFイコールまず発電ありき」に力点を置き過ぎたのではないかと思うのであります。まずは、市町村がRDFを進め、固形燃料の利用方法を考えた後の最後の受け皿として、さらには余った燃料の受け皿として、ごみ発電を考えていくべきであったと考えています。

残念ながら、現在、二、三の市町村において既にRDF化への離脱を決定したところもあるようですが、ここ数年のうちに各市町村は、焼却式の施設が老朽化して、見直しが迫られている今こそ、県当局は率先してRDFの利点を説き、十分過ぎるほどの指導と施策を展開していかなければならないと認識をしております。

さきの第2回の定例会で川岸議員の質問に対し、知事は、「今後は国の動向を踏まえ、市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、RDF化構想についても幅広い観点から議論を進めてまいりたいと思っております」と、こう答弁されておりますが、今、この時期に、各市町村にRDF化の導入を方向づけていただく努力をしないと、県のごみ環境行政は10年はおろか、30年もおくれをとると言っても過言ではないと考えております。今後、このRDF化を推進していくための知事の決意のほどをお聞かせいただきたいと存じます。

あわせてまた、関係部局には、具体的にどのような方法、どのような施策を持って、さらには予算づけを持って各市町村に対応、対処していくのかもお尋ねしたいと存じます。

(北川正恭知事)

まず、RDF推進のために県の役割はいかかかと、こういうことでございましたが、廃棄物を取り巻く情勢は大変厳しいものがございます。社会問題ともなってきたと思っております。

そのために、まず第1に、ごみゼロ社会の実現を目指し、行政が講じる各般の施策のみならず、県民、事業者等すべてが、それぞれの立場、役割に応じ、ごみ減量化、再資源

化に積極的に取り組んでいかなければならないことは当然の責務であると、こう思っております。

しかしながら、一般廃棄物の処理に責任を有する市町村にとっては、廃棄物処理施設の整備に際して、いわゆる迷惑施設として住民のコンセンサスが得にくい等、多くの問題を抱えております。

市町村が抱えている一般廃棄物処理問題の一つの大きな解決策として、RDF化構想は、環境負荷の低減、未利用エネルギーの有効利用のみならず、廃棄物処理施設の立地困難さ等を解決する有効な方策であると考えております。

RDF化構想につきましては、ややもすると先に発電所の立地が先行した印象を、本県の場合、少し与えたのではないかと。したがって、今後は市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、市町村との役割分担を含め、廃棄物総合対策を確立して、資源循環型社会づくりの一環として、RDF化構想についても、さらに幅広い視点から調査検討し、市町村への技術的支援及び情報提供を行わせていただきたいと思います。

議員の皆さんみずから現地視察をしていただいたり、御提言をいただいていることに敬意を表させていただきますと思いますが、県もRDF化構想につきましては、さらには一層のスピードアップに努めてまいりたいと、そのように思います。

(森下巖環境安全部長)

RDF化の今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

本県におきますRDFの基本方針につきましては、先ほど知事から答弁したところでございますが、単に燃やして埋める処理から、資源循環型処理へと廃棄物処理体系を見直ししていくために、平成6年度に実施いたしましたごみ燃料化システム導入調査を受けまして、本年度におきましては、循環型廃棄物処理検討会議、これは市町村等が参画いたしまして、そういった会議を開催したいと考えております。

また、ごみ燃料化システムにつきましての講演会、セミナーの開催とか、また南砺リサイクルセンターの視察、研修会の開催、それからRDFの試作、燃焼試験等、今後の循環型処理のあり方につきまして調査研究いたしまして、市町村への技術的支援を行うこととしております。

さらに、昨年度の調査で残された課題でございます。一つは、RDFの利用先の可能性の問題、それから二つ目として、RDF困難物、例えばスプリングマットとか、布団、畳等のそういう困難物の処理体系等の検討及び技術的検討、それから粗大ごみ等のRDF化可能性実態調査及び将来予測等につきましても調査検討いたしまして、市町村へ情報提供を行うことといたしております。

なお、ごみ燃料化システム導入調査におきまして最大の技術的課題でございました自動選別技術につきましては、本年4月に稼働いたしました富山県の南砺リサイクルセンターにおきまして自動選別が実用化されております。先生も先ほどお話がありましたとおり、

昨年度、県内で2団体の、ごみを用いたRDFの試作結果は、安定性等においていずれも良好でございました。

さらに、この試作いたしましたRDFの燃焼試験結果につきましても、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん及びダイオキシン類とも規制値等を大幅に下回る結果が得られてきて、環境保全上極めて効果的であることが実証されております。

(芝博一議員)

御答弁ありがとうございました。

そこで、知事も御答弁いただいたわけでありませうけれども、改めてRDF化推進のための御質問をさせていただきたいと、こう思うわけでありませう。

十分に、その意義と内容については理解をさせていただいているわけでありませうけれども、知事の御答弁の中で、地域的な問題も含めて、その対策にスピードアップをしていきたいと、このようなことも言われました。

そこで1点、御提案と、検討いただきたいと思っているわけでありませうけれども、このRDF化を今推進していかないと、本当に三重県のごみ体制が20年、30年のおくれをとっていく。ごみ問題のみならず、環境問題、エネルギー問題をも包括するこんな大きな問題を、ぜひとも推進していただきたいという立場から、ぜひともこのRDF化について、関係する各部署で構成するRDF化推進対策室のようなものを設置できないか。

現在、今までの流れを見ますと、最初の部分は企業庁からの御提案であったようにも考えております。そして現在は、環境安全部の方にも窓口になっておる。大変そういうややこしい状況も生まれているわけでありませうので、ぜひとも推進対策室等を設置して、各市町村にアプローチをしていただく。そんな対策を希望するわけでありませうけれども、その点についての所見をお伺いをしたい。

(北川正恭知事)

RDFで推進対策室を設けてはどうかということですが、突然のお申し越しでございますから、検討してみたいと思います。

#### ○平成7年第4回定例会(平成7年12月7日)

(岩倉敏治議員)

最後に、RDFについてであります。

これは既に御承知のような、ごみ固形燃料化システムについてでございます。過去何人かの議員より指摘があったところでありまして、私も昨年の第3回定例会におきまして、このときはRDF発電について、これを主に質問をいたしました。

それは、当時の新聞発表等によりますと、発電所の建設計画が、95年度に造成に着手し、

96年度に本格着工、98年度に稼働させるとの日程の発表がございました。さらに、建設予定地も津市と安芸郡河芸町にまたがる約500ヘクタールの中勢北部サイエンスシティの周辺と既に決定したかのような、実は報道に接したわけでありませう。

間髪を入れず、当該自治体は実はこぞって反対の意思表示をし、私ども議員に対しても、当時、反対の陳情があったわけでありませう。いわゆる最初にごみ発電ありきの印象を一般的に与えたことによりまして、いわばカウンターパンチを食ったような感じでございました。その後の当局の取り組みは、なぜか非常に消極的、あるいは意欲が減退したというか、前向きな姿勢が見られないようになってしまったように私は思います。

廃棄物処理問題は、産業廃棄物処理についても県当局としては大変頭の痛い問題だというふうに思いますが、一般家庭ごみの処理は市町村の責任でというものの、いずれもこれは地球規模で、あるいは我が国におきましても大変厳しく、また、どうしても避けて通れない、まさに生活者優先施策の根幹にかかわる事業の一つであるというふうに考えるわけでありませう。

前回の定例会で同僚の芝議員の方から、富山県の砺波広域圏事務組合南砺リサイクルセンターや、実際に固形燃料で冷暖房や給湯用の燃料として活用している地域の特別養護老人ホームの実感、あるいはこれらに伴う建設費の節約、一般焼却炉より耐用年数も長く、さらに補修費についても少額で済む。もちろん環境基準をクリアするための煙やにおいの問題につきましてもほとんど影響がないというように、相当詳細にわたって実はその視察の実感というものを披露されたわけでありまして、私も同行した一人として全くの同感でありまして、できるだけ早く県が音頭を取って市町村にそのメリットをPRし、施設の更新の際にはRDFの採用に向けて国の考え方なり、あるいは県の方向性を示す必要があるのではないかと考えているところでありませう。

去る11月27日に、今申し上げました富山県の南砺リサイクルセンターの所長を招いて、県を初め市町村の廃棄物処理担当者が出席して講演会を開催されたという新聞報道を見ました。我が県は全国でも非常に早い時期にこの発想をしたというふうには私には理解しておりますが、結果的には他の府県、あるいは他の自治体の後塵を拝することになりつつあるのではないかと。

特に県下最大の都市である四日市市が、11月29日の新聞によりますと、このRDF方式を不採用にすると発表されたわけでありませう。その内容については当局も十分承知のことだと思いますが、それによりますと、学識経験者らによる検討の結果、一つはRDFの利用が少ない。いま一つは、自動ごみ選別工程などへの不安から時期尚早との報告がなされ、これを受けて四日市市では、新施設建設が急がれておる。RDF発電所建設の見通しが立たない、採用した場合、日量150トン生産されるRDFの利用のめどが立たない。いわゆる受け皿がないということだと思いますが、そういう理由をもって、実は不採用という発表になったわけでありませう。これは、他の市町村に与える影響は非常に大きなものがあるのではないかとというふうには思います。

前回、知事は芝議員の質問に対する答弁で、今後は市町村と一体となって廃棄物処理全体の体系を構築する中で、市町村との役割分担を含め廃棄物総合対策を確立して、資源循環型社会づくりの一環としてRDF化構想に幅広い視点から調査検討し、一層のスピードアップに努めたいとありました。そこで、次の点について、改めて担当部の見解を伺っておきたいと思います。

一つは、県下の市町村や一部事務組合等で比較的早い時期に廃棄物処理場の更新をするところについて、どの程度掌握されているのか。あるいは、二つ目は、四日市の今回の発表について、当局はどの程度承知をしておいたのか、あるいは連携、相談はなかったのかという点であります。三つ目は、県としてRDFの受け皿として何を具体的には考えているのか。さらに、RDFの発電所も視野にあるのかという点について、担当部長の見解をお伺いしたいと思います。

(森下巖環境安全部長)

次に、RDFの問題でございます。

本県におきましては、資源循環型社会の構築、ごみゼロ社会、それから清潔で快適な生活環境の創造を施策の基本方向といたしまして、廃棄物総合対策を確立すべく、現在各般の方策について検討を行っているところでございます。

一般廃棄物の処理につきましても、従来の単なる燃やして埋める処理から、資源循環型処理へと転換を図っていくことを強く求められていると考えております。

このため県におきましては、昨年度実施いたしましたごみ燃料化システム導入調査の結果についても市町村の正しい理解を得るよう、引き続き努力していきたいと考えております。

また、本年度におきましては、県内5カ所、二つの市と三つの一部事務組合でございますが、そこで実際に収集いたしましたごみをRDFへの試作試験を実施いたしまして、これが問題なく試作できております。懸念されておりました自動破袋とか自動選別技術も含めまして、システムは確立されていると考えております。この技術の進歩状況をもっと市町村にも的確に理解していただき、RDF化推進を検討していただければと考えております。

また、市町村職員等で構成いたします廃棄物循環型処理検討会議や講演会の開催等を実施しているところでございますが、今後ともこのような機会を利用いたしまして、RDF化についてさらに理解を深めていただくこととしております。実際、幾つかの市町村におきましては、県の進めるRDF化構想について、環境負荷の低減や廃棄物処理のイメージアップ等に有効であると理解を示していただき、実用化に向けた研究を進めたいと、そういった申し出もありますので、資源循環型社会の構築に向けましてさらに努力してまいりたいと考えております。

それから、利用先の問題ですが、この利用先につきましては、各市町村におけるまちづ

くりの一環といたしまして、地域社会の中で活用することは極めて有効な手段であると考えております。例えば、病院等の公共施設の冷暖房用燃料や、ほかにも温水プールの熱源とか、いろいろの用途への利用を検討していかなければならないと考えております。

このために、県におきましては、市町村がごみ燃料化施設導入に当たって最重点課題としておりますのは、このRDF利用先可能性調査と、あわせてRDF化困難物の処理体系及び技術的検討、それに粗大ごみ等のRDF化可能性実態調査及び将来予測等につきまして現在調査を進めており、今年度中に結論を出すこととしております。

RDFの大量かつ安定的な利用が見込める施設といたしましては、発電所が非常に重要でございます。市町村もその認識を強く持っているところから、市町村の要望にこたえられるような方策について現在検討しているところでございます。

各市町村の焼却炉等の更新状況等につきましては、各自自治体の状況について把握しております。今後、それぞれ更新に関してこだわっておりますので、長期スパンの中で有効なごみ処理方式を確立することが重要と考えておりますので、現実の処理方針との、時期との合わない点があると思いますが、それはやむを得ないと考えております。

四日市市からの今回あいつた発表がされたわけですが、四日市市につきましても、このごみ燃料化検討実態調査、その検討にも加わっており、現在のそういった状況等も理解していただいております。四日市につきましては、要は分別の問題とRDFの利用の問題でそういったことを言っておりますが、問題は利用先の有無の問題が最大の事情じゃなかったかと私は思っております。

## ○平成8年第1回定例会(平成8年3月6日)

(藤田正美議員)

次に、RDFに関してのことですが、これは三重県独自の施策として出てきたものです。その第1号への取り組みが、やっと先日、桑名広域1市4町で取り組んでいくことと新聞紙上で発表されました。大変素晴らしいことですし、ぜひ成功するように積極的に進めていただきたいと思っております。

しかし、ここに至るまでは順調とは言えなかったということも、皆様御承知のとおりです。今後順調に進んでいくという保証もまたありません。今後は桑名広域圏とは別の角度で、ごみの排出量が少ない中山間地域などどう取り組んでいくかということが課題となってくると思っております。

まず、ここまでおくれた原因は何かと考えてみますと、もちろんこれがすべてとは申しませんが、このRDFの持つハードのよさを過信する余り、自己満足の域を出ることができず、ハードに対するソフトの検討が余りされなかったということが最大の要因だと思います。

では、さわやか運動の中で知事も言及されているソフトというのは、一体どんなものなのかということですが、一言で言えば、このRDFと組み合わせることのできる電気と熱源を利用するノウハウづくり、また、それを地域別にどう組み合わせていくかというノウハウづくりとすることができるかと思えます。

私のところにも、ごみの排出量が広域で20トン未満、いわゆる発電までの容量がない地域でも、RDFに取り組みたいという話が出てきております。しかし、いわゆる中山間地域であり、住環境にさまざまな問題を抱えております。

例えば、こういうふうな考えをしてみてもどうか、これはあくまで私見ではありますが、地域の学校の温水プールの熱源としてRDFを組み込んでみたといいます。設備や環境に対して新たな負荷がかかるかもしれませんが、そのかわりに最近特に問題になっている子供たちの体力低下を防ぐ、また、学校開放の問題まで考えると、地域のコミュニケーションの場となり、地域活性化のよい発信地になり得るかもしれません。高齢化社会における健康維持という新たな価値を生み出せる可能性もあります。そして、こういうソフトを生み出すためには、いろんなセクションが一緒になって考えていく必要があったのではないのでしょうか。

RDFというのは、この計画推進に当たった人たちを除いては、全く未知の新しいもので、この未知のものが地域に受け入れられるためには、幾らそのハードがよくとも、それを使いこなすソフトも同じぐらい重要な事柄です。

三重県は、かの高度成長時代に四日市公害というありがたくない経験をしてきました。当時、この公害を何とかするために、自主的な努力のもと、ついに公害という問題に対する国の姿勢を変えるという地方分権の発信地となったことがございます。同じように、当初このRDF構想は、自治省の財政支援という新制度を創設することという大きな成果を上げることができました。

これまで県が、ごみ問題は市町村の固有事業だということで余り関与しなかったのに、市町村と一緒に進んでいくという、新しい角度に向かっていく絶好のプロジェクトだと言えるものなのです。

今後の推進に当たりまして、地方分権を勝ち取るという大義のもとに、ぜひ自信を持って進めていただきたいと思う次第でございます。また、RDFというものは、コストだけを議論するより、むしろRDFがもたらす住環境を総合評価することによって、未来に向かって新しい社会環境循環システムをつくり上げるという大きな意義を持ち得るものだと思います。

これは単にごみをどう処理するかという問題だけでなく、地域のいろいろな分野にかわり得ることだと思いますので、各部長さんたちに、例えば、あなた方のセクションであれば、こういうソフトがあるということがございましたら、一言ずつお答えをいただきたいと思いますが、時間の関係もございますので、少しまとめた形で環境部長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、今回桑名広域で取り組まれるということで、第1号でもありますので、企業庁長にこのRDF全体像として、特にこの場でアピールすべきことがあれば、少しお聞かせいただきたいと思います。

最後に北川知事に、総責任者としてこのRDFの推進に当たりましての御決意のほどをお伺いしたいと思います。

(北川正恭知事)

RDFについて、かねてから先進地域を御視察をいただいたり、あるいはさまざまな御指摘をいただいております、感謝をいたしておりますが、本県では、自然との共生を基調とした環境先進県づくりを目指すことを県政の重要な政策の一つとして位置づけ、廃棄物総合対策など各般の施策の確立に取り組んでいるところでございます。特に環境循環型社会の構築のためには、再資源化、減量化、再利用、エネルギー活用といったライフスタイルへの転換、新たな地球環境を創造するために、循環、共生、参加、国際的取り組みの四つのキーワードを念頭に置いて、地球環境保全政策の展開が求められているところでございます。

そこで、RDF化の推進は、資源循環型社会を構築するための一環として非常に有効であるということ、技術的な問題は解決されていること、従来のごみ焼却方式に比べ、環境保全上格段に有利であること、市町村の廃棄物処理諸施設の立地困難性等を解決する有効な方策であること等から、今後とも県では、市町村と一体となってその推進を図っていきたいと考えております。

RDFは、各種施設における冷暖房、給湯等幅広い利用が可能ではありますが、安定的、大量にRDFの有効利用が図り得る施設としては、発電施設の施設が有力な方策であるため、県では、市町村等からの強い要望もあり、まず北勢地域において、RDF発電施設の設置を検討することといたしております。

いずれにいたしましても、市町村等におけるRDF化施設等の資源循環型廃棄物処理施設の整備に対する県費補助制度を創設するなど、一層のRDF化の促進を図っていきたいと考えております。

(森下巖環境安全部長)

RDF化推進におけるソフト面、利用先の対応につきましてお答え申し上げます。

RDF化の推進を図る上で大きな課題となっております利用先につきまして、県におきましては、発電施設についての検討にあわせ、市町村に情報提供をするため、本年度、県内の事業所等を対象にいたしまして、RDFの利用可能性調査を実施してきたところでございます。

また、RDFの利用先といたしまして、温水プール、施設園芸、社会福祉施設、病院等の冷暖房等がございます。やはり自分たちの町のRDFにつきましては、自分たちの町で

有効活用し、地域の実情に合わせた町おこし、村おこしに役立てていただくことも重要であると考えております。

県におきましても、RDFを活用した地域活性化の方策にどのようなものがあるのかなどにつきまして、横断的、総合的な検討を行うために、平成8年度RDF利用推進会議、仮称でございますが、こういった会議を設置いたしまして、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(藤原康司企業庁長)

RDFによる発電所の建設に取り組む企業庁としての所見をというお尋ねでございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

RDFによって発電をするということ、これは従来の未利用エネルギーの有効利用ということから、大変やはり有効な、効果的な方法であるというふうに考えております。既に企業庁では平成5年度、6年度と、通産省の関係機関であるNEDOの委託を受けまして、事業化の可能性の調査、あるいはまたRDFの燃料としての特性、これの把握、あるいはまた環境への負荷の軽減効果、そういったことについて燃焼試験等を通じて調査を重ねてきております。燃焼試験等の結果は、環境に与える影響が非常に少ないという結果が出ております。

市町村が従来の焼却方式、ごみを焼いて捨てるというその処分からRDFのプラントによってやっていこうという切りかえが出てまいりますと、どうしてもその発電所が安定的な受け皿として大量のRDFを引き受けると、そういうことが今の段階、やはり私は不可欠なものだろうというふうに考えております。

企業庁といたしましては、この公営企業という立場から採算性を十分に考慮に入れながら、RDFのエンドユーザーとしての役割を担っていききたいというふうに思っております。

今後は、このRDFをやろうという市町村と一緒に、地元の方々にこの発電所についての御理解を得ながら、その実現化を目指していきたい。そして、そのための環境アセス等にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

このRDF発電所は、資源循環型社会の構築の一翼を担うという立場から、できる限り燃焼効率の高い省エネ化された、また排ガス、あるいは排水、そういったものにも十分に配慮をして、新しい施設でございますから、モデル的な施設と、そういうふうになるように整備を図っていききたいと、そのように考えておりますので、今後とも引き続き御支援をいただきたいと思います。

(藤田正美議員)

RDFは、特に三重県がこれから地方分権を進める上において、やっぱりみずから奪い取る地方分権という意味でも大きな意義がございますし、環境をトータルとして考えるた

めにも、どうしても成功していただきたいと思っておりますので、応援の質問をさせていただいた次第でございます。

## ○平成8年第1回定例会(平成8年3月8日)

(児玉好広議員)

第2に、ごみ問題についてお尋ねをいたします。

生活様式の変化に伴い排出されるごみの量も多様化し、ごみの排出量も飛躍的に増加してきております。その処理処分問題は大きな社会問題となっております。このため、各自治体では、ごみの減量化、再資源化、分別収集の促進等を含め、啓発活動を実施しているところであります。

特に県では、廃棄物の循環型の社会構築のため、RDF化構想について平成6年から7年度にかけて検討会議を設けられ、調査検討されてこられたところであります。

一方、ごみの焼却施設の更新時期は20年から30年かと聞いておりますが、そういった市町村においてRDF化を含め種々検討されているやに聞いておりますし、27日ですか、伊勢新聞にも出ささせていただいております。また、そういった意味でも、北勢地域において、特に市町村のRDF化にあわせ、RDFが安定的、大量に有効利用が図り得るRDF発電を県において整備するとの報道がなされております。このようなRDF化推進の自治体の判断を、資源循環型社会の構築の観点から、県は全面的に支援すべきであろうかと考えるものであります。その件につきまして、県のお考え、また御支援いただけるのなら、どのような支援をいただけるのか、単刀直入で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

(北川正恭知事)

まず、RDF化を推進する自治体に対する支援策についてでございますが、本県では、RDF化の推進は資源循環型社会構築の有力な一手段であると考えております。

県では、既に実施したごみ燃料化システム導入調査や、RDF利用先可能性調査等を通じて、市町村に対しRDF化に関する情報提供に努めるとともに、RDFの試作燃焼試験を実施するなど、技術的な支援を行なってまいりました。RDFの試作燃焼試験の結果、RDF化は技術的にも問題がなく、環境に対する負荷も非常に低いことが実証されたため、今後とも資源循環型社会の実現に向け、市町村とともにRDF化を推進していきたいと考えております。

また、市町村等から要望の強い一般廃棄物処理施設整備に係る県費補助制度のあり方について検討してきたところですが、他県が既に実施している補助内容とは異なった三重県固有の特色を持つ資源循環型処理施設整備費補助制度を創設し、その一層の促進を図ることといたしております。

補助対象者は、市町村、一部事務組合とし、これらの団体が整備する廃棄物処理施設で国庫補助対象となったもののうち、主たる目的が資源循環型処理の用に供する施設に対し、県費で上乘せ補助することといたしております。

補助対象施設といたしましては、ごみ固形燃料化施設のほか、ストックヤード、リサイクルプラザ、リサイクルセンター等を考えております。今後も市町村等に対して技術的な支援を行なっていくとともに、本補助制度の有効な活用に努めてまいりたいと考えております。

さらに、国の制度を活用して産業廃棄物処理施設の設置を促進する考えやいかにというお尋ねでございますが、年々産業廃棄物処理施設の新増設に際して、地域住民の理解を得がたいこと等から、その確保がますます困難になってきております。

(児玉好広議員)

それからRDF発電については、藤田先生の質問で御回答もいただいておりますし、地域委員にとりましても非常に大きな目玉となるということ、時代の要請の中で、そういった中で、桑名市も非常に心して頑張っていたただけるように聞いておりますが、県としての施策の一つとして、できる範囲の助成をお願いしたいなど、こういうふうにあります。

## ○平成8年第1回定例会 委員会報告(平成8年3月22日)

(伊藤多喜男環境・防災対策特別委員長)

まず第1点といたしましては、RDF化構想についてであります。

近年、大量生産、大量消費により排出される廃棄物処理の問題が大きな社会問題となっております。我々は、良好な環境を次の世代に継承するために、廃棄物処理のあり方について、今、真剣に考える必要があると思っております。

本委員会においては、特にRDF化構想の有効性についてさまざまな論議がなされました。その中で、資源循環型社会を構築するにはRDF化構想は有効ではあるものの、今なお事業主体となる市町村の理解と十分なコンセンサスが得られていないという意見が多く出されました。一般廃棄物処理事業が市町村固有の事務となっている現行法制度のもとで、各市町村が抱える問題点もさまざまあります。

当局におかれましては、それらの点に配慮しつつ、市町村との十分な連携のもとに対応されるよう要望するものであります。

## ○平成8年第2回定例会(平成8年6月18日)

(辻本進議員)

三重県は、RDF構想、つまり、ごみ固形燃料につきましては、かなりの先進県でございます。しかし、事業化がややおくれておるのではないかと私は思っております。その原因はいろいろあるかと思いますが、その進め方も工夫してみる必要があるのではないかと考えます。私は民間サイドにありまして、そのようなことは何となくわかるわけでございます。

まず、RDFという名前でございますが、これはやはり難しいわけでございます。何のことかわからないわけでございます。こういう難しい名前を使うよりも、例えば、町の石炭とかいう名前を使う方が、もっとも一般に理解されやすいわけでございます。それから、RDF発電という名前もございまして、これもある国会の先生に言わせると、ああいう難しい名前よりも、リサイクル発電にした方がもっと市民に理解されるのではないかとおっしゃっていただきました。私もそのとおりだと思います。

また、次に、こういうもののプロジェクトを進めようと思いますと、やはり専従の担当者何人も置かなければいけないと思えます。時々定期異動で異動するようではどうかと思うんです。一生懸命に頑張ってもらって、成功したら抜けますと、そういう発想でお願いしたいわけでございます。

例えば岐阜県の可児市、これはEMの生ごみ処理で有名でございますが、ここではやはりそのような課長もおられます。また、プラスチックごみを石油にしております島根県安来市、ここにおきましても、そのような、いわゆるごみ課長とかいうか、私はごみ気遣いと言われておりますというような方がおられるわけでございます。やはりそのような発想が必要ではなからうか。背広を着てRDFと言うておるよりも、菜っ服を着て長靴履いて一生懸命に関係者と折衝する、こういうのがこういう事業の推進には必要ではなからうかと思うわけであります。

それから、このつくっている現場を見てもらうことが大事ではなからうかと思えます。私も、議会の厚生とか環境の委員会にありまして、いろんな資料をたくさんもらいました。こんな分厚い資料をもらったんですけども、それよりも、百聞は一見にしかず、一遍見にいったら一遍でわかったんです。「波動21の会」の皆さんと御一緒に富山県の南砺リサイクルセンターを訪問して、初めてわかったんです。こんないいものはないなあ。それからまた、こんな煙も出ない、においも出ない、もちろん灰も出ない、排水も出ない。こんなコンパクトな形でやっていると、だから焼却場ではなくて、そこは加工工場なんですね。ただ、福光町では、そのものを、今のところ老人ホーム等の熱源に利用しておるわけでございますが、三重県はこれを発電に使うわけでございますから、大変進歩したものでございます。福光町にもありますが、奈良県の大変進歩したものでございます。これと同じように、煙においも出ないわけでございますので、関係市町村の方をぜひ御案内していただく、そしてまた市民運動家にも見ていただくことが大切ではなからうか。

ごみ問題は大変微妙でございます。この市民運動の方を味方につけると、強い、すばらしいエネルギーになるわけでございますが、対応が非常に難しいわけでございます。この

点について御提案を申し上げたいと思います。

環境安全部長（秋田一民君） 本議員からの廃棄物のリサイクル問題につきまして、知事の御答弁を補足させていただきます。

先生からの御所見にもございましたように、私どもも廃棄物のリサイクルについて、その一つの方法であるRDF、いわゆるごみの固形燃料化の方策が大変有効なものであるというふうに考えております。

このため、平成7年度から専任職員を配置いたしまして、それまでに進めておりましたごみ固形燃料化システムの導入調査とか、さらにはRDFの試作、燃焼試験調査、さらにはRDFの利用可能性調査等々を実施いたしまして、市町村に対しまして、RDF化に関する情報提供に努めてまいったところでございます。

また、御所見にもございましたが、市町村の職員を対象にいたしましたRDF化の施設が本格稼働しております—先生もごらんになられたというお話でございまして—富山県の南砺リサイクルセンターの視察をいたしまして、ここでの研修をいたしました。

またこれに加えまして、循環型の廃棄物のあり方等をテーマといたします講演会とか、それから固形燃料化にかかわる諸問題についてのセミナー等も実施いたしまして、より一層御理解を深めていただくよう、その普及に努めているところでございます。

こうした結果、県が提唱いたしますRDF化の推進につきまして、市町村の方からも理解を深めていただきまして、これについての検討を進めていただいております市町村があらわれてきているところでございます。

さらに、本年度から新規事業といたしまして、RDF化の施設を初めといたしまして、資源循環型の一般廃棄物処理施設の設置を促進するために、県単による資源循環型処理施設の整備に対する補助制度を創設いたしますとともに、RDF化を初めとする資源循環型のいわゆるリサイクル社会を構築するための、いろいろな情報交換を行うためのネットワーク会議を市町村ともども開催いたしますなど、その一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御所見にもございましたように、私どもは市町村とともによく連携を図りながら、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

### ○平成8年第3回定例会（平成8年9月27日）

（与那覇尚議員）

次に、地元桑名市に関することで質問させていただきます。

第1は、桑名におけるRDF及び関連施設の推進について質問いたします。

本年1月、前市長の死去に伴い、県議会議員であった水谷 元氏が市長に就任され、桑

名市も新しい市長のもとで21世紀のまちづくりに向けて精力的に取り組んでいるところであり、市民の一人として心強く感じているところであります。

水谷市長は、約8年余にわたる県議の経験から、県全体の政策についても精通しておられ、就任早々にRDF施設やそれに関連するエネルギー循環型完結システム事業の実現に向けて鋭意取り組んでおります。

RDFに関しては、県も独自の施策として積極的に取り組んでおり、知事も環境先進県づくりの一環として県政の重要施設と位置づけられており、心強く思っております。桑名市におきましても、桑名広域清掃事業組合でその導入が検討され、関係市町への説得、説明、関係者との調整もようやく一段落し、いよいよ具体的に施設の設計計画に取りかかるように聞いております。

そこで、その進捗状況とこの施設から出る固形燃料を有効利用する形で検討されている発電施設の建設の見通しについてお尋ねしたいと思います。またあわせて、この廃熱を利用した地域住民への利便施設についても、計画があればお聞かせいただきたいと思います。

（秋田一民環境安全部長）

桑名市のRDF並びに関連施設につきましての御質問にお答えを申し上げます。

御承知のとおり、本県ではRDF化構想を積極的に進めているところでございます。先ほど御質問の中にもございましたように、桑名市広域清掃事業組合におきましては、老朽化に伴いまして、次の新しい施設をこのRDF化を採用していただくということで昨年決定していただきましたが、その際にRDF発電所を燃焼施設として併設するということについての御要望を私どもにもいただいております。このため県におきましては、資源循環型社会の構築のための広域的なモデル事業といたしまして、このRDF発電所の整備を、企業庁を担当部局として整備を計画いたしましたところでございます。

このスケジュールでございますけれども、桑名広域清掃事業組合ではこのRDF化施設につきまして、平成9年度に整備計画を作成いたしまして、10年度に建設を着手し、12年度に稼働をするような計画をいたしております。したがって、県におきます発電所の整備計画につきましても、この進捗に合わせて整備をしていくというふうに考えております。現在、地元等の構成市町村との説明等を重ねているところでございます。

こんな中で、御質問の発電所からの熱利用等関連施設の整備についてどうかということでございますが、私どもではこの庁内関係部課で構成いたしておりますRDF化の構想推進委員会というものを設置いたしまして、ここでRDF化の推進に伴う諸課題を検討していくことにいたしておりますけれども、この桑名市広域清掃事業組合の問題につきましても、この組合、それから地元の市町の御意向を十分踏まえるとともに、県と地元自治体との役割分担等につきましても考慮しながら、この委員会におきまして今後は積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### ○平成 8 年第 3 回定例会(平成 8 年 9 月 30 日)

(水谷俊郎議員)

本年 3 月発行の「三重県における科学技術振興の基本方向」の中で、生活者という視点からの科学技術振興がうたわれております。この大前提を基本として、数点お尋ねをいたしたいと思います。

この大前提からして、産業振興策との整合性が必要と考えられ、本県に進出した企業との連携協力、中小企業の育成強化が図られねばならないと考えます。そこで、商工労働部長にお尋ねいたしますが、平成 5 年から 6 年の 1 年間に 500 社以上もの倒産、廃業のあった県内中小企業の抱える課題は何か。そしてその分析と、それに対する解決策をお示しくください。

この基本方向の中で、環境技術の特化させ、環境先進県を目指すことを掲げていますが、ならば、環境行政も特徴ある戦略が必要と考えます。例えば、県が先進的に取り組んでいる R D F 構想については、先日、与那願議員の質問にもありましたが、R D F 化構想推進委員会で御努力をいただいておりますが、その進捗状況を考えるとき、より積極的な取り組みとして、副知事を頭とした県の体制を整え、その積極姿勢を関係市町村はもとより、県内外にお示しをいただかなければならないのではないかと思っておりますけれども、いかがでありましょうか。

(北川正恭知事)

水谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、R D F の件に触れられましたが、これ副知事をキャップにということでございます。かねてから庁内の関係課長なり、あるいは県民局の振興事務所長等で三重県 R D F 化構想推進委員会を設置いたしまして、諸課題に対応しているところでございますが、私どもも庁内的には議論をいたしておまして、副知事等をキャップにして、さらに一層循環型社会を構成するための R D F のための体制を整えていくように努力をさせていただきたいと思っております。

### ○平成 8 年第 4 回定例会(平成 8 年 12 月 9 日)

(田中覚議員)

廃棄物は生産、販売、消費といった過程においてできるだけ発生させないように努力することが重要でありますため、まず廃棄物の排出抑制を優先課題として数々のごみ減量化対策が実施され、また排出されたごみについての再生利用、再資源化についても取り組み

がなされているところであります。

しかし、減量化と再生利用を図った上でも、なお相当量のごみが排出されることにより、それらについては個々の市町村で焼却や埋め立てが行われております。これからはこれまでの単に燃やして埋める処理から、地球資源、地球環境保全の観点を取り入れた資源循環型の処理が行われる必要があるかと思っております。

このような背景のもとに、三重県におかれましては、今後の廃棄物行政のとるべき一つの有効な手段として、既に皆様方も御案内のとおり R D F 化構想が推進されているところであります。私は、従来の焼却方法に比べ環境に与える影響が少ないなど多くの利点を有する R D F 化が将来のごみの処理方式であるということを考えております。既に幾つかの市町村では、次のごみ処理施設として R D F 化を検討され、早いところでは平成 9 年度から着工される自治体もあるように聞いております。三重県におかれましては、市町村に対して R D F 化の採用を指導をされておりますけれども、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務でありますけれども、すべての市町村のごみ処理施設が R D F 化されますように強力なリーダーシップを発揮すべきじゃないかと思っておりますけれども、御所見を承りたいと思っております。

(秋田一民環境安全部長)

田中議員の御質問の中の連携協働の三重の国づくりについての R D F 化の問題について御答弁申し上げます。

先生から御所見ございましたように、R D F 化につきましては、環境保全と未利用エネルギーの有効活用の観点のみならず、廃棄物処理施設の立地の困難さ等を解決する有効な方策であるということに考えておまして、市町村と一体となりまして推進し、また指導をしているところでございます。

この取り組みの現状についてでございますけれども、本年度は R D F 化の施設、それから例えばリサイクルプラザとかストックヤード、いわゆる資源循環型の処理施設に対しまして、国補に加えて県単制度として補助制度を設けておまして、これ 1 億円を限度といたしておりますが、創設をいたしたところでございます。

また、市町村間におきます R D F 化に向けての情報交換、また R D F 化に向けた研修等を目的といたしまして、資源循環型社会形成ネットワーク会議という命名をいたしておりますが、この会議の開催、それから R D F 化の R D F の試作燃焼試験と、また焼却灰の利用可能性調査の実施とか、R D F 化に向けて取り組んでいる自治体、先生も御所見の中にございましたけれども、今取り組んでいる自治体がございますので、そういう自治体に向けてのきめ細かな情報提供等を実施しているところでございます。

なお、環境科学センターにおきましても、R D F の焼却灰からのアルミニウムとか燐等の資源回収及び残渣物の有効利用につきまして、去る 11 月に特許の出願を許されたところでございまして、今後その実用化に向けても研究を行うことといたしております。

そういう情勢の中で、庁内におきましては従来のRDF化の委員会を強化いたしまして、副知事をキャップといたしました三重県RDF化構想推進委員会を設置いたしまして、総合的、横断的に協議調整を図ってまいる体制を整えたところでございます。今後はこれらのRDF化に係る諸事業及び体制を有機的、効果的に活用いたしまして、引き続き全県下RDF化の実現に向けて努力をしまいたいというふうに考えております。

(田中覚議員)

第6番目、RDFにつきましてお尋ねを申し上げたいと思います。

亀山がRDFじゃないごみ発電の方式をお考えいただいております。桑名広域では、反対の署名が出ているように伺っております。これももっと県は、やはり言葉を一つにしますと「強力なリーダーシップ」となるんでしょうけれども、これじゃなくて、こういうふうな仕組みでやるということをお決めいただいて、市町村の方と十分にお話をさせていただいて、それで年次計画をお立ていただいて、逐次やっていくというのが私は県の今のあるべき役割だと思っておりますけれども、改めてお尋ねを申し上げます。

と同時に、例えば今、北勢、中勢、随分と下水道の処理が行われております。これに対しましては、汚泥の処理が必ず問題となってきておりますけれども、私はこのRDFと汚泥の処理の、いわゆる余熱と汚泥の乾燥をうまく組み合わせ、いわゆる市町村の固有の業務と県の発電にかかわる業務をうまく一体化することによって、県も市も助かるんじゃないかと思っておりますけれども、御意見ありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

(秋田一民環境安全部長)

それから、もう一つ、RDF化につきましては桑名広域の御指觸がございましたが、私も現地にも桑名広域の事務所とともに参りまして、地域の方々、もちろん市町村を含めまして詰めを行っているということでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、それぞれの市町村にはそれぞれの施設の耐用年数というのがございまして、そういうサイクルの年限がございまして、そういう機会をとらえてRDF化について図っていくように努力をしまいたいというふうに思っております。

### ○平成9年第2回定例会(平成9年6月19日)

(水谷俊郎議員)

次に、RDF化構想に関連してお尋ねをいたします。

先日、愛知県田原町にある通産省やNEDOと民間企業共同で研究開発するエコセメントの実証プラントを視察いたしました。エコセメントとは、各種都市ごみ焼却灰、下水道汚泥、産業廃棄物等を原燃料として製造する資源リサイクル型のセメントでありまして、それは成分に塩素分が高くて鉄筋が使えない、こういう性質があります。こういうエコセ

メントですが、その実証プラントを視察した結論から言いますと、本県における無筋構造物用セメントの需要は年間約15万トン程度あり、県内一般廃棄物をすべてRDF化したとして、その焼却灰からリサイクルされるセメント量の約2倍あります。そういうことで、十分実用化の可能性があるとのことでした。付加価値の低い路盤材や建設資材だけでなく、魚礁やアントラブロックなどの2次製品として利用することも可能ですが、ただ、その安定的な利用先の確保が重要とのことでした。

県でも、ことしから環境科学センターや窯業試験場を中心に環境廃棄物の資源化に向けた研究に取り組んでいただいていると聞いておりますが、土木や農林部も入れてリサイクル品の市場化を含めた研究をマトリックスで検討をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(秋田一民環境安全部長)

それから、若干順序異なりますけれども、焼却灰の有効利用の問題でございまして、御所見にございましたように、平成8年度、環境科学センターにおきましては、焼却灰からアルミニウムとか燐、カルシウム等の資源回収技術を開発いたしまして特許申請をしているところでございます。今後、これの実用化に向けての取り組みをいたしておりますとともに、あわせて本年度から産・学・官共同研究事業としてRDF焼却灰の資源化とか無害化技術とかリサイクル製品の開発などを実施してまいりたいというふうに思いますが、御所見ございましたように、やはりリサイクル製品の安全性とか規格化はもとより、販売ルート確立、情報の提供等によりましてリサイクル製品の拡大が極めて重要であります。こうしたことから、御所見ございましたように、関係各部とも協議いたしまして、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

### ○平成9年第3回定例会(平成9年9月24日)

(岩名秀樹議員)

RDFにつきましては、私はこの本会議場を通じて、北川知事の前の田川知事の時代でございましたが、私は反対の意向を表明をさせていただいたものでございますけれども、ドイツではもう既に10年以前にRDFは撤退をしたというふうに伺ってまいりましたし、北川知事の時代になって、RDFを企業庁がやるというスタンスから、市町村でやるならば広域的にやりなさいと、それに対して県が助成をいたしましようというちょっと違った方向へ進んだように理解をいたしておりますけれども、しかし現在、例えば海山町で計画をされておりますRDFに対して、隣の紀伊長島町が参入ができないというようなことも漏れ承っております。これではやはり広域行政というもの、あるいは広域ごみ処理ということが現実のものになるには大変難しい問題ではないかというふうに考えるものでございます。

先ほども申し上げましたように、やはりごみは燃やすか埋めるということから、リサイクルをするという循環型社会への転換がぜひとも必要でありますから、やはりごみに対する今度は、先ほど知事がおっしゃいましたように、県民の意識改革をぜひとも進めるべく、ひとつ御指導を願えればありがたいと思いますし、同時に、先ほど来再三申し上げておりますように、財政的な支援をお願いを申し上げておきたいと思っております。

(北川正恭知事)

RDFにつきましては、先に電力設備があるということでは私はいかかなものかという問題提起をいたしまして、やはり循環型社会をつくり上げていくためにはいかにあるべきか。そしてその結果として、いわゆるその熱をどう利用していくか、そういったことから一つの考え方として電力というのは有効な手段ではなかろうかと、こういうふうなことで考え方を考え、そして今推進をしているところでございます。少し三重県の特徴等については担当部長からお答えをさせたいと、そのように思います。

(秋田一民環境安全部長)

RDF化につきましての本県の特性と申しますことにつきまして若干御説明を申し上げます。

まず、先生の御所見ございましたガス化溶解でございますけれども、これは従来のいわゆる溶解で使われております電気とかコークスなどの熱源にかえまして、ごみ等を蒸し焼きにして発生するガスやカーボン等を原料として利用するシステムでございますけれども、これにももちろんそれぞれ利点がございまして、現在御所見にございましたように、ドイツでは実証炉ができておりますけれども、今現在商業化へ向けての工事がなされているやに私どもも伺っております。

そうした中で、私どもは特に現在の日本における制度の中で、特に本県は中小都市が散在いたしまして、そういうごみ処理施設を従来整備してまいりましたけれども、ダイオキシン対策等で中小規模の対応ではもうできないという中で、厚生省におきまして今年度中に広域化計画をつくっていくことになっておりますが、三重県といたしましては、そういう中でこれまでの実験等検討を加えまして、減容性、いわゆる容積が小さくなるとか、それから小さなごみ、市町村から生ごみを輸送するのは非常に問題が多いということもございまして、これを無臭化ないしは乾燥させることによります無臭化等、いわゆる輸送性、それから保存性、その点にすぐれておりますRDF化を進めたいということで現在努めております。

海山町のことで事例ございました……(48番議員、「もういい、わかった」と呼ぶ)——以上、今後ともそれぞれの施設の利点については引き続き調査検討もしてまいりたいというふうにも思っております。

以上でございます。

## ○平成9年第3回定例会(平成9年9月24日)

(杉之内議員)

その二つとして、ダイオキシンの排出抑制対策についてでございます。

これは、ごみ焼却場の構造基準と維持管理基準を遵守するための施設の改善と、根本的な解決方法としてごみ自体の減量化が主なものになると思いますが、住民への啓蒙を含めて、今後の方針をお伺いいたします。

三つ目として、今回の厚生省の調査では対象外であった産業廃棄物関係の状況でありませんが、市民団体、環境団体の専門家の意見としても、調査すべきであるという声が多く出ておりますので、このことについても今後の方針をお伺いいたします。

最後に、法的規制についてであります。ダイオキシン対策はこのことに尽きるものとも言えるものでありますけれども、今回の政省令の改正に伴う今後の市町村指導、県の役割は大きくかわってくるものと思っておりますので、このことについても御所見を伺うところでございます。

(北川正恭知事)

次に、ごみ焼却施設の改善についてお答えをいたします。

ダイオキシン類の発生については、ごみ焼却施設による排出が全体の約8割を占めると言われております。厚生省廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の排出削減のための措置として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく政省令を平成9年8月29日付で改正し、本年12月1日から施行することといたしております。

この主な内容は、燃焼ガス温度を800℃以上とする等構造基準の強化、排ガス中のダイオキシン類濃度を規模別に、新設は、本年12月から0.1から5ナノグラム以下、既設は、1年間の猶予期間を経て、暫定基準80ナノグラム以下、5年後には1から10ナノグラム以下とする維持管理基準の強化、排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定記録することの義務化等があります。

市町村の現在稼働している焼却施設の現状は、御所見のとおり、暫定基準80ナノグラムをすべて下回っていたものの、政省令改正に伴い、5年後の平成14年12月から既設施設に適用される新基準をクリアするための施設整備を推進していかなければなりません。

このため、既設の焼却施設については、新たな構造基準を遵守させるため、国庫補助制度を活用し、施設の改善を促進します。また、小規模な焼却炉については、ダイオキシン類抑制のための連続運転やRDF化など行えるよう、市町村と十分協議検討し、広域化、集約化を図るための計画を策定することとしています。

また、抜本的な対策として、中小規模の都市が散在する本県においては、貯蔵性と輸送性にすぐれ、ダイオキシン類の低減効果が大きいRDF化を引き続き積極的に推進してい

きます。

### ○平成9年第3回定例会（平成9年9月26日）

（西塚宗郎議員）

第3の質問は、環境問題、とりわけごみ問題についてであります。

さきの代表質問で岩名議員から、ごみ問題はドイツに学べと触れられました。環境問題は、フロンガスによるオゾン層の破壊、炭酸ガスによる地球温暖化、硫酸酸化物による酸性雨など、今や地球的規模の深刻な問題となっております。また、香川県豊島に象徴される産業廃棄物問題についても、大変難しく、深刻な問題であります。

一方、家庭から排出されますごみも、生活が豊かになればなるほどふえ続け、その処理に市町村は、みずからの責務とはいえ、悩まされています。自然環境の保全による自然循環体系を維持し、負の遺産を残すのではなく、よりよい環境を将来の世代に伝えていくためにも、一人一人がふだんからの生活様式を見詰め直し、国民総ぐるみで総合環境保全に取り組んでいくことが求められています。先ほど申し上げましたヨーロッパ調査団に参加をし、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、スイスにおけるごみの減量化、分別収集とその処理、リサイクル社会実現への努力など調査してまいりました。各国ともごみの徹底した分別収集と減量化、そしてリサイクルに大変な努力が払われていました。日本においても、各自治体において分別収集の努力が行われておりますけれども、調査をさせていただいた4カ国に比べてまだまだの感があります。

こうした中であって、三重県においてもごみの分別収集とその有効利用の一つの手段として、ごみのRDF化とRDF利用による発電所建設が進められています。ごみのRDF化とその有効利用について、RDF全国自治体会議を結成するため、北川知事は発起人の先頭で頑張っていたが、155自治体を結集され、その会長に就任されるとともに、関係機関に積極的に働きかけを行っておられます。こうした環境先進県を目指した北川知事の積極的な姿勢に対し、心から敬意を表しますとともに、県民の一人として心強く思うところであります。

そこで、具体的なお尋ねをいたしますが、その一つは、環境影響評価の始まっています桑名広域清掃事業組合にかかわるRDF発電所計画を初めとするRDF化構想の進捗状況についてお伺いいたします。

二つ目は、新総合計画・三重のくにづくり宣言に示されているキックオフプロジェクトについてお尋ねをいたします。

桑名地域においてRDF発電所建設に反対する声があったと聞いておりますし、また他の地域においてもRDFプラントの立地場所について反対運動があるとマスコミが報じています。ごみの減量化と分別収集の徹底、リサイクル社会の実現には、地域住民の理解と協力が不可欠な要素であります。そのためには、子供からの教育の徹底とPRがこれまた

不可欠な要素であります。スイスのジュネーブでは、子供に対する教育の一環として、ごみからリサイクルされた定規を全児童、全生徒に配布をしたり、小学校の玄関にその地域の分別用のごみ箱を設置するなどされております。また、ごみの減量化と分別収集を徹底するため、全家庭、全企業に対しパンフレットを配布をし、PRが行われております。

桑名地区に計画されているRDF発電所は、ごみの分別収集とリサイクル社会の実現、そして環境先進県を目指す三重県の目玉であり、全国にRDF化を広める起爆剤ともなる大変意義のあるモデル施設であります。今、新しい総合計画、三重のくにづくり宣言の策定作業が最終段階を迎えておりますけれども、その中で環境先進県を目指すプログラムが示され、具体策の一つとして、桑名・員弁生活創造園におけるキックオフプロジェクトとして、ごみのRDF化処理の広域的整備にあわせ、ごみを出さないリサイクルを進めるなど、住民の主体的な活動を支援する廃棄物と生活科学情報などの提供や、広域的な研修、交流の場づくり、市民活動のネットワーク化など、生活面から資源循環型社会の形成に取り組む圏域づくりを目指すこととされています。

このキックオフプロジェクトの具体策として、RDF発電に限らず、ごみの減量化と分別収集、産業廃棄物の処理問題、リサイクル社会の実現、地球環境問題など幅広い環境をテーマとしたテーマパーク等、その周辺にフラワーパークを整備をし、新総合計画に示された情報提供の場、研修、交流の場とし、子供から大人までが楽しみながら幅広く学習できる場とされることを提案したいと思います。そしてこのことは、地域からの強い要望でもありますし、私からも強く要望しておきたいと思っております。

（清水郁夫企画振興部長）

新しい総合計画の中に書いてありますキックオフプロジェクトについてお答えいたします。

今度の、今作業しております新しい総合計画の中では、生活創造園づくりというのを書いております。都市と周辺の地域を一体としてとらえまして、住みよい地域、魅力ある地域をつくっていかうということでもありますけれども、その生活創造園づくりを進めていくために、住民、市町村、県が一体となりまして取り組んでいく先導的なプロジェクトということで、キックオフプロジェクトを、九つの生活創造園、それぞれに二つずつ提案しております。

御指摘のありました桑名・員弁の生活創造園につきましては、新しく移り住んでくる住民が非常に多いといったようなことを踏まえまして、いろんな生活意識を持った住民が連帯感を持ちながら居住圏域をつくれるようにということで、住民運動とか、それから生涯学習、こういったものを通じて圏域づくりをしていく。その中でRDF構想がありますので、ごみ処理施設等の整備にあわせまして、循環型社会の形成に取り組むことがいいのではないかとということで、一つのプロジェクトを提案しています。

御指摘のありましたテーマパークでありますけれども、テーマパーク構想なり、または、

おっしゃった環境問題、廃棄物問題につきまして情報を提供する機能なり学んでいく場、そういった機能を検討していくことにつきましては、私どもも関係市町村と生活創造圏づくりの議論をしていく中でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

(秋田一民環境安全部長)

西塚議員のRDF化構想の進捗状況について御答弁を申し上げます。

廃棄物のRDF化につきましては、御所見にもございましたように、私どもも未利用エネルギーの有効利用を初め、貯蔵性と輸送性にすぐれ、ダイオキシン類の低減効果も大きいことなどから、市町村ともどもごみ処理のRDF化について推進をしているところでございます。

こうした中で、少しお触れもいただきましたけれども、現在、RDF化施設の整備に当たりましては、国庫補助制度が設けられておりますものの、さらなる充実を求めて、また、法制度上の課題などを解決するための政策提言とか技術開発などを促進するために、本県、全国の自治体に呼びかけまして、本年6月にRDF全国自治体会議を発足させ、去る7月にはこの会議の会長であります北川知事を中心に、全国の数多くの会員の自治体ともども関係省庁へ陳情を行ったところでございます。

そんな中で、御質問の県内におけますRDF化の進捗状況でございますけれども、現在、桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢環境美化共同組合、これは仮称でございますけれども、それと海山町などにおきまして、今、積極的な取り組みが行われているところでございます。

まず、御指摘にございましたように、桑名市ほか5町で構成いたします桑名広域清掃事業組合では平成10年度を着工目途に、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

また、あわせて、立地場所の周辺住民に対しまして御理解をいただくために、桑名広域組合と県が一体となりまして、これまで延べ24回に及びます説明会を実施いたしましたほか、RDF講演会を開催するなど、その周知に御理解を得るための努力をしております。

また、香肌峡環境美化共同組合と大台町ほか4カ町村衛生施設利用事務組合とが広域化し、設立する予定になっております、先ほど申し上げました香肌奥伊勢環境美化共同組合、これ仮称でございますけれども、ここではその準備委員会によりまして、平成10年度を目途に、RDF化施設を整備するための準備を現在進めてございますけれども、現在、立地場所についての住民に対するいろんな御意見が出ておまして、地元町村でこれの説明がなされておりますが、県におきましても、町村の要請をいただきまして、説明会に出席しているところでございます。

また、海山町につきましては、海山町の計画では本年度からRDF化施設とリサイクルセンターの建設に着手し、平成11年度から稼働することになっております。

また、その他の市町村におきましてもRDF化が検討されるなど、着実な取り組みが広がっておりますが、今後とも未利用エネルギーの活用と資源循環型社会の構築に向けまして、県としても全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

## ○平成10年第1回定例会 委員長報告(平成10年3月23日)

(中島隆平総合エネルギー対策特別委員長)

次には、エネルギーを総合的に議論していこうということでもあります。

安全でクリーンエネルギーである太陽光発電を初め風力発電、RDF発電等の導入、普及が非常に重要となっております。昨今、地球の温暖化が世界で大きな問題となっており、昨年の12月には京都においてCOP3と呼ばれる国際会議が開催され、CO<sub>2</sub>の削減が決められたことは記憶に新しいところであります。現在の技術では、これらは水力発電や火力発電の補完的なエネルギーの位置づけであります。今後は人類が生存していくための環境の維持という点で大きな意味を持つものと考えます。

## ○平成10年第4回定例会 予算決算常任委員会討論(平成10年11月24日)

(萩原量吉議員)

最後に、電気事業の中でRDF発電が具体的に進められてきていますが、議会の委員会の中でも、ドイツでは時代おくれ、今ごろ三重県はそんなことを始めたんですかなどという発言も紹介をされておりました。桑名広域の長島町の中では、RDFは火力が強くないといけなから、ペットボトルも一緒にごみに入れてくださいと指導しているなど、これがごみの分別化、減量化につながらないことが今できえ既に示されているところです。ダイオキシンなど環境ホルモンが大きな社会問題化しているとき、塩素系の廃プラスチックを含むごみを一緒に燃やして発電しようという発想は、もう一度考え直すことを強く求めます。

また、企業会計で本当に採算が合うのか、これに一体とれだけ県費の投入がなされなければならないのかなどが県議会にも示されていません。こんな不安なRDF発電を推進する本決算に、日本共産党は反対であり、認定に不同意であることを表明して、討論を終わります。

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（整備段階）

### <平成11年度～平成14年度>

#### ○平成11年第2回定例会（平成11年06月18日）

（山本勝議員）

桑名広域清掃事業組合が整備を進めるごみの固形化施設については、平成14年度完成を目指して、用地取得もほぼ終わり、実施計画、建設計画の作成に入っているようでありませう。今後、県としては事業のスムーズな進捗に対してどのようなかかわりというか、助成を行っていくのか、まずお伺いをいたします。

また、厳しい財政状況のもとで、多額の費用を要することから、構成自治体ではかなりの財政負担になることが予想されており、補助率や補助基本額の引き上げ並びに用地の取得・造成に係る補助の対象の拡大を望んでいるようですが、当局の考え方はどうか、お伺いをいたします。

（濱田智生環境部長）

お尋ねいただきましたRDF化処理に対する補助率の話と産業廃棄物行政についての知事答弁を補足させていただきます。

まず1点目のRDF化施設に対する助成の拡大についてでございます。RDF化施設の整備に対する財政支援措置につきましては、国の制度といたしまして、補助対象事業費の4分の1について、国庫補助金が交付されます。そのほかに地方交付税措置がなされておりまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合は、おおむね32%程度というふうになっております。

一般廃棄物は、市町村の責任において処理することとなっておりますけれども、県といたしましても、こうした市町村の取り組みを支援するため、平成8年度に資源循環型処理施設整備費補助金を創設いたしまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合を30%程度に、さらに平成10年度に補助制度をさらに改正いたしまして、16%というふうに軽減することとしたところでございます。

今後とも国に対しまして市町村に対する財政支援の拡充について強く要望していきまるとともに、市町村の円滑な施設整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

#### ○平成11年第2回定例会-（平成11年6月22日）

（水谷俊郎議員）

審査内容、あるいは選定理由を事後公開をしていくと、こういうことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。一つ、現実、具体的な事例としてお聞かせをいただきたいん

ですが、これは企業庁長にお聞かせをいただきたいんですけれども、8月か9月ごろにRDF発電を出していくということなんですけれども、やっぱり情報公開に耐えうるようなやり方をしていかんかということで、審査基準を事前公開をしていくということについて、お考えがあるのかどうか、お聞きをさせていただきたいと思ひます。もう一つ、桑名広域のプラントがある、それと一体の施設を考えた時に、プロポーザルを桑名広域と話し合いして、一緒になってプロポーザルをしていったらどうだと、コストダウンが図れるんじゃないか、あるいはいろいろな機能的な優位性が図れるんじゃないかというふうなことを思ひますので、この点もお聞きをさせていただきたいと思ひます。

（安井清企業庁長）

水谷議員お尋ねの、RDF焼却・発電施設のプロポーザル審査基準の事前公開についてでございますけれども、このたび計画をいたしておりますRDF焼却・発電施設の整備事業につきましては、新たな廃棄物焼却・発電システムを構築しようとする、全国的にも初めての試みでございまして、民間事業者の最先端のノウハウを生かしたシステムの構成になるものと考えております。このことから、公募型のプロポーザル方式を採用いたしまして、金額的要素や技術的信頼性、施設稼働後の運転・維持管理も含めた技術提案を求めることといたしております。審査内容の審査項目につきましては、公開募集要領の中で周知をしていこうと考えておりますけれども、公平性、透明性の確保の上から、学識経験者等で構成いたします。仮称ではございますけれども、三重県RDF焼却・発電施設整備事業受注者選定委員会を設置する予定でございまして、この委員会で審査基準を定めるとともに、公表の可否につきましても検討をしていただくことといたしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、RDF焼却・発電施設と桑名広域清掃事業組合のRDF化プラントを一体としてプロポーザル方式で取り組めないかとお尋ねでございます。RDF焼却・発電施設は、桑名広域清掃事業組合が計画をしておりますRDF化施設に隣接して整備をすることから、操作とか監視する部屋など、建物の一部の共同利用等を図る方向で考えております。議員御指摘の趣旨を踏まえまして、今後、桑名広域清掃事業組合と協議を行う中で、合理的な発注形態について検討をしてみたいと、さように思っております。

#### ○平成11年第3回定例会（平成11年9月30日）

（萩原量吉議員）

ごみ固形燃料としてのRDFは、廃プラスチック類なども含めて固形化すれば火力は増しますが、廃プラスチック類や紙類などを徹底して分別すれば、ほとんど生ごみだけのRDFとなり、ごみ発電所としては極めて効率の悪い燃料となってしまいます。その上、県外各地のRDF化構想が破綻していることは多く報道されているところだす。ごみの分別

や減量化にこのRDF発電所構想はまったく矛盾するもので、今や再検討すべきときではないでしょうか。ましてや市町村にも負担を求めるといことは、当初の計画と大きく食い違ってきています。今こそ再検討を強く求め、知事の見解をただしたいと思います。

あなたは、先日、行政システム改革のバージョンアップ推進大会で、ごみ箱を県庁内からなくすこととかかわって、燃やす文化からごみは出さない文化、あるいは埋める文化へと切り変えていかなければならない、こう力説されました。このあなたの言ったことを実行するなら、RDF発電所は凍結中止し、再検討すべきと思いますが、御見解をお聞かせください。

(北川正恭知事)

市町村のごみ処理方法の中で、RDF化は、ごみを貯蔵性、輸送性にすぐれた形状に加工することで、小規模分散型の都市形態の本県において広域集積が可能となり、環境保全と未利用エネルギーの有効活用ができる方式です。また、ごみ焼却施設と比べ、ダイオキシン類などの環境汚染物質の排出量がほとんどなく、環境に優しい安全な施設であることから、住民に理解されやすい施設であると考えています。

しかしながら、市町村のRDF化施設で製造されたRDFの安定的な利用先が不可欠であるため、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備し、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。市町村が分別収集を進める中で、廃プラスチックについて、原材料としてリサイクルするよう御指摘いただいておりますが、平成12年4月から完全施行されます容器包装リサイクル法に基づき、市町村の分別収集への取り組みが促進され、リサイクルが一層進むものと考えています。

しかし、この制度に乗らない廃プラスチックについては、現状のリサイクル技術の動向や再生品の利用先の状況等から、ほとんどのものが単に焼却されたり埋められている実情であります。そこで、RDF化等により、化石燃料にかえて熱エネルギーとして活用するサーマルリサイクルへの転換が望ましいと考えています。

また、運営に伴う市町村負担につきましては、今後とも国庫補助金の確保等に努力するとともに、その動向を見据えながら判断していきたいと考えています。

## ○平成11年第4回定例会 委員会報告(平成11年12月21日)

(田中覚予算決算特別委員長)

RDF焼却発電施設整備事業の推進について、他の団体が取り組んでいる方法も幅広く参考にするとともに、特に、収支がいまだ不明確なため、もし市町村の負担があるのなら早い時期に提示し、市町村の理解を得るように努力することを要望いたします。

## ○平成12年第2回定例会(平成12年6月28日)

(野田勇喜雄議員)

次に、産業廃棄物対策のうち、RDF施設についてお尋ねいたします。

県下のRDF施設については、現在の予定では、RDF製造プラントは、桑名広域、奥香肌伊勢広域、上野市広域、海山町南牟婁広域など、実施もしくは予定がされてるところでございます。このRDF焼却について、桑名郡に建設予定のRDF焼却発電施設は、ほぼ平成14年度以降の焼却処理に対応しようと計画しているところでございますが、今後、他市広域において、ダイオキシン対策や焼却場の耐用年数からの建てかえなど、新しいRDFプラントの固形燃料の処理をする必要があるというふうに思います。

そこで、県のRDF焼却発電施設におけるRDF処理に関しまして、この地域の市町村からの処理費が必要と思いますが、どうでしょうか。また、県南部からの長距離輸送コストなどを考えると、地域の負担コストの軽減策をぜひ御検討いただきたいと、こういうふうに思います。

各市町村がすべてRDF製造プラントを計画しているわけではございませんが、ダイオキシンや焼却場の維持管理費の高騰などで管理効率を考慮しますと、ますます増加すると予測しております。2003年以降ダイオキシンが規制され、それに伴う環境への地域の対応が高まる中、県下全体の問題としてRDF処理プラントの計画を見直すことも生じるのではないかと思います。

また、RDF処理プラントの廃棄物エネルギー源として定義されていることは賛成でございます。しかしながら、電気エネルギーとしての効率等考慮しますと、地域行政負担の変動を発生してしまうため、地方財政に不安定さを与えてまいります。いわゆる固形燃料の不安定さのための電力需要の変動と売電の価格の変動でございます。そこで、社会基盤整備と同時に推進できるような地域環境を形成させ、地域の行政の提案等を含め、地域振興の立場からも、効率のよい蒸気熱源としての利用について提案させていただきます。

例えば、紀北交流拠点の熱源利用として、環境に優しい熱源エネルギーとしてごみからつくり出す計画を、また、住宅の供給熱プラントとして、地域貢献型の振興計画として、2次的利用の計画を考えていくのはどうでしょうか。当然、地域の自立の中で提案していくことが不可欠でございます。将来において、これまで廃棄していたエネルギーの有効利用として、2次的利用が地域基盤整備につながるような計画が、地域の声を聞いた地域密着型と言える計画ではないかと思います。当然、電気エネルギーとしての利用は賛成ですが、地域の熱エネルギーとしての利用について、県としてどのように考えていくのか、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

(濱田智生環境部長)

RDF施設の推進についてのお尋ねのうち、3点について御答弁させていただきます。まず、製造されたRDFの受け皿は大丈夫かと、こういうお尋ねでございます。

RDF化施設につきましては、県内の24市町村が整備あるいは計画をしています。RDFの安定的な利用先の確保が最大の課題となっております。こうしたことから、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備することとし、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。

なお、計画していますRDF焼却発電施設は、RDFで日平均200トン进行处理する能力を持っておりますけれども、それに対して、三重県ごみ処理広域化計画や現在の市町村のRDF化の動向から判断いたしますと、平成20年度における処理計画量としては約160トンとなっており、当面、県内市町村で製造されるRDFの受け入れは十分可能であると考えております。

2点目は、電気エネルギー源としての利用だけではなくて、地域の蒸気熱源としての利用が考えられないかとお尋ねでございます。市町村のRDF化施設で製造されたRDFにつきましては、地域エネルギーとして活用していくことも有効な手段であり、例えば、富山県の南砺リサイクルセンターや北海道熱供給公社のように、冷暖房や融雪の熱源として地域内活用を行っている事例や、海山町リサイクルセンターのように、民間事業者の熱源としてRDFを供給している事例もございます。

しかしながら、地域活用に必要な小型燃焼ボイラーは、ダイオキシン対策や灰処理の必要性からコストが割高となり、地域での活用、普及の妨げとなっているのが現状でございます。このことから、県はもとより知事が会長を務めるRDF全国自治体会議といたしましても、地域でのRDFの利活用を進めるため、より安価に導入できる小型燃焼ボイラーの開発について国に要望しているところでございます。

三つ目のRDFの輸送コストについてのお尋ねでございますけれども、本県のように南北に長い地理的条件では、広域化を進める上で、RDFの輸送コストの課題がございます。このため、市町村が負担する輸送経費についての財源措置につきましても、国に対して要望しているところでございます。RDF化構想は、資源循環型社会を構築するための有効な手段の一つであることから、今後とも国に対する制度要望を積極的に行うとともに、市町村と一体となって推進していくこととしております。

(堀田晃企業庁長)

RDF施設の市町村からの処理費についての御質問にお答えします。

RDF焼却発電事業につきましては、現在、公募型プロポーザル方式により、受注予定者が選定されたところでございます。現在、契約締結に向けまして、施設整備費及び運営管理費をできるだけ縮減すべく、受注予定者との協議を進めておるところでございます。

このうちRDFの処理を含めた運営管理費につきましては、発電による買電収入を充てることとしておりますが、近年の電力自由化の流れ等から売電単価が下がりつつあり、売電収入のみで維持運営をしていくことが非常に厳しい状況にあります。こうしたことから、今後とも、環境特性を配慮した売電料金とするよう電力会社等との折衝を重ねるとともに、

運営管理費の縮減についても最大限努力をすることとしておりますが、それでもなお不足する場合には、市町村と協議の上、御負担を求めざるを得ないと考えておるところでございます。

## ○平成12年第4回定例会（平成12年11月30日）

(山本勝議員)

初めに、RDF化構想についてお伺いをします。

捨てればごみ、使えば資源、ごみが資源に変わる夢のリサイクル施設として大々的に宣伝をされ、環境先進県を標榜する我が三重県の広告塔となっているRDF化構想も、最近、市町村の対応を聞いてみますと、風向きが少々おかしくなっております。一つに、処理費用の地元負担でございます。たしか平成5年か6年ごろ、前田川知事の時代にこのRDF化構想の話が桑名広域清掃事業組合にあり、まさに夢の構想のような話で、県も積極的に無料でRDFを引き受ける、焼却灰も責任を持って処理をするという前提で、桑名広域清掃事業組合に説明があったと認識をいたしております。

しかし、各位御承知のとおり、ことしの9月になって、1トン当たり4900円を上限に引き取り料をいただくという方針転換をされ、桑名広域清掃事業組合の事務局長も、過日の新聞等では、議会も住民説明でも無料だと説明をして理解をいただいできており、行政が今さらそをつくわけにはいかん、こういうような話で、きっぱりとこれについて否定をされてみえます。まさに燃料を前提にごみ処理のRDF化を進めてきた関係自治体にとって、このような方針転換は、屋根に上がってはしごを外されたような状態で、戻ることもできず、大変厳しい環境に置かれておることも事実であります。

そこでお伺いしますが、処理費用の問題でございますが、1トン当たり4900円を上限に負担をいただくの根拠をいろいろ分析いたしますと、まず施設の建設費用は約69億円で、その内訳は、国及び県より4割ずつ、残りの2割を企業庁会計より立てかえ払いをして償還を求めることになり、この2割分の資本金と物件費、人件費が処理費用に含まれると、こういう分析をいたしますが、これらの約100億円強の運営経費や発電効率、売電料金などは不確定要素も多く、15年間のコスト試算についてどのようにお考えになってみえるのか、まずお伺いをいたします。

また、処理費用について、桑名広域事業組合には、正式にはことしの10月初めに企業庁より話があったと聞き及んでおりますが、組合議会に議題として、正式にはいまだ上がっておりません。過去の経緯もあり、組合議会で否決をされるような事態になる可能性も十分あり、周辺環境も地元住民は大変関心を持っており、周辺環境なり道路アクセス等の問題は一体的な問題として取り入れなくては解決に至らないと仄聞をいたしております。桑名地区にごみを燃焼して発電する施設を建設するには、地域住民に十分理解をもらうためにも、周辺環境のパラダイムなり、桑名北部東員線の新設、道路整備10箇年計画に入

っておりませんが、早急に考えていただくことがまず先決ではなからうかと思えます。当局のお考え方を伺いたします。

次に、処理灰の問題でございますが、現状では焼却施設の処理灰は埋め立て方式にて処理をされておりますが、国の補助対象の関係でこの方式では難しくなり、そのため新たな方式を導入せざるを得なくなったと聞き及んでおります。RDFの焼却灰について、どのような処理方法を考えておみえになるのか、伺いをいたします。

次に、本県は環境先進県を標榜し、先ほどもお話がございましたように、積極的に環境問題に取り組んでいることは理解できますが、現在のような姿勢で果たして環境先進県と言えましょうか。大変疑問を感じます。今、全県下でRDF製造施設に25市町村が取り組んでおられるとお聞きをしますが、まず、モデル施設の桑名広域のRDF施設が全国から脚光を浴びるような優良施設になることが肝心なことでございます。現在のような県の姿勢では、他の市町村も消極的な姿勢にならざるを得ないと思えますし、知事は、RDF全国自治体会議の会長も引き受けられており、全国規模的な立場からも、環境先進県に相ふさわしい施策を大いに期待したいと思えます。知事の御所見があれば伺いをいたします。

最後に、提言として、先週の25日には、オランダで京都議定書のルールづくりの国際的な環境会議がありました。合意には至りませんでした。日本国として環境問題の取り組みは重要課題であると考えますことから、RDF発電による電力会社の電力購入価格について、環境特性などを考慮した売電制度を積極的に国等に働きかけてみてはどうでしょうか。所見をお伺いしたいと思います。

(北川正恭知事)

RDFの処理費等々について、考え方だけ私から申し述べて、具体的なことについては担当部局から説明をいたします。

RDFは、この三重県の地勢上、それぞれ南北に170キロと非常に細長い県で、ダイオキシン対策等々新たな問題については、私どもが努力をして、各市町村でやっていただくよりはより効率的であり、うまく回転するだろうと、こういうことで今日まで取り組んでまいりました。したがって、時間はこういうことについてはかかるものがございますが、その間に、さまざまな世の中大変化のときでございますので、制度とかあるいは法律的なことが変わっておりますので、今後、処理費の問題については、現在の準備を進めていただいております市町村の皆さんとそれぞれ担当部局とあわせまして、私どもが協議会等を開いて市町村の皆さんの御理解を求める努力をしていきたいと、そのように考えております。

(梅田次郎地域振興部長)

多度町のRDF焼却発電施設整備と一体的な問題として検討している地域づくりについてでございます。

このRDF施設がもたらすインパクトを活用しながら、環境をテーマとした圏域内外の交流を活発化させて、新しい地域づくりを図るために、平成11年度と本年度の2カ年で桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想の策定を北勢県民局を中心に進めているところでございます。

これまで、この施設の圏域に与えるインパクトの想定、分析、また、構想の基本コンセプトの整理等を行ってきておりますが、現在、その構想に位置づける事業の検討の作業中でございます。この構想に位置づける事業につきましては、まずは、民間の活力を引き出せないかという考え方で検討しておりますけれども、公共による支援や整備の可能性もあわせて検討を行っているところでございます。

県としても、桑名・員弁生活創造圏の広域的なプロジェクトとして重要と考えておりまして、市町村とともに円滑な推進を図れるよう努めていきたいと考えております。

(原田禮嘉県土整備部長)

まず、RDFに関連いたしまして、都市計画道路桑名北部東員線の整備について、県は積極的に関与すべきではないかということでございます。この都市計画道路桑名北部東員線は、平成4年度に都市計画決定された延長約8.5キロの都市計画道路でございます。この道路は、現在、県道としての位置づけがございません。県として整備の前提となります県道昇格につきましては、現在大変厳しい環境にある中で、県がこの道路を取り上げて整備するということは現状では困難であると考えています。

なお、RDF化発電へのアクセス道路として、県道四日市多度線を考えており、道路整備10箇年戦略におきまして着手を検討している区間としております。

(堀田晃企業庁長)

まず、RDF処理費用の見通しと環境特性を考慮した売電料金制度の創設についてでございます。

RDF焼却発電施設の運営に関する諸条件は、平成7年の電気事業法の改正により売電料金制度が変わりましたこと、また、平成10年度以降は、焼却灰の無害化、安定化処理、排ガス対策が必要となったことで、計画当初に比較して大きく変わってまいりました。そのため、従来の廃棄物発電に比較いたしまして、より高効率のRDF発電を行うことにより、安定的な発電収入を確保するとともに、売電料金に関しましては、現在最も有利な廃棄物余剰電力メニューを適用することを考えております。

議員御提言の環境特性を考慮した新たな料金制度の創設につきましては、RDF全国自治体会議等を通じて引き続き国に対して要望するとともに、電力会社に対しましては、安定的な長期契約や、太陽光発電、風力発電のようにグリーン料金制度をRDF発電にも適用されるよう折衝を重ねてまいります。

また、処理費用につきましても、現在設置準備を進めております県、市町村等で構成いたします三重県RDF運営協議会、仮称でございますが、この場で関係市町村の御理解を求めていきたいと考えております。

次に、RDFの焼却灰はどのように処理されるのかとの御質問でございますが、RDFを焼却する際に発生する焼却灰の処理につきましては、平成14年12月からの国のダイオキシン類の排出基準の規制強化に伴い、新設の焼却施設は、原則として焼却灰の溶融固化設備が必要となります。この規制強化を受けまして、焼却灰の再資源化、再利用について調査をしたところ、現在、セメント原料としての利用のほか、人口ゼオライト化やタイル等の陶磁器製品としての利用が技術的に可能とされており、さらに、メーカー等において利用技術や利用拡大の研究が進められているところであります。

したがって、これらの利用技術等の動向も注視しながら、より経済的で有効な方法を採用すべく、受注者ともども種々の方策について検討をしてみたいと考えています。

(森本繁史議員)

企業庁長にRDF発電についてお尋ね申し上げたいと思います。

今、処理費については、有償か無償かということで、市町村の方を回っていただいているということでございますけれども、桑名広域については、無償でという説明を行ったということで、これは県も認めておるわけでございますけれども、上野市ほかの市町村については、いわゆる電気事業法が改正されたからとだれかが言ったはずであります。そのだれかはわからないけど、だれかが言ったはずであるというような発言もありますし、いわゆる打ち合わせメモだとか、あるいは復命書等の記録も全くないということですし、こういうものについては、環境部あるいは企業庁があるわけですから、庁内の統一見解なり、そういうふうなものをつくるわけですが、そういうものも存在していないということの中で、やっぱり言っていないというふうなことで処理すべきじゃないか、いわゆる行政の範疇の中では、いわゆる文書がない、そういうものについて全くきちっとしたものがない場合は、これはやはり言っていないかということの中で、改めてもう一度、我々は言っていないけれども、こういうふうな社会情勢になったからひとつお願いしたいというあれが筋であって、いわゆる言った言わんの論議というのは、これは非常に極めて遺憾ではないかと。こちらについてのちょっと企業庁長の見解をお尋ねしたいのと、それと、もう一つ非常に重要な問題は、これは、いわゆるこの関係市町村が了解しないまま進んだ場合に、企業庁がいわゆるこの処理物を発電所へ受け入れるのかどうか。いわゆる解決しないまま、このまま行ったときに、いわゆる処理費を払わなければお断りするというような状況が出るのか。市町村が、どんどんこれ、処理場ができてきます。これ、野積みして、山積みにしてそのまま放置するわけにはいかない。結局市町村が泣き寝入りをするということになるのではないのかなというようなことも懸念されます。

それからもう1点、県費負担を市町村に負担を求めたいというような見解でございます

けれども、いわゆる市町村であったとしても、負担というものは県民に負担をさせるわけです。ですから、市町村を通して県民に負担をさせようが、県が直接県民に負担を求めようが、これは県民に負担をさせるということについては変わらないわけですから、今までのいきさつ上からいって、県がやっぱりこの問題は負担してもいいのではないかと、以上3点について、時間が無いので簡潔にお答えいただきたいと思っております。

(堀田晃企業庁長)

RDFの処理費用に関する市町村への説明につきましては、本年10月から11月にかけて、環境部ともどもRDF関係の26市町村に説明に伺いました。市町村では、処理費用は無料であるという認識でございます。そこで、処理費用が必要となった経緯といたしまして、当初計画では、想定していなかった電気事業法の改正や灰処理の無害化等の状況の変化について説明をさせていただきました。

企業庁といたしましては、施設の効率的な運営やコストダウンを図るとともに売電収入の安定確保に努めまして、具体的な金額は、提示できるようになった段階で、近く設置予定の三重県RDF運営協議会の中で関係市町村の御理解を得てまいりたいと思っております。

また、処理物を云々ということですが、これは御理解を得て処理をさせていただきたいというふうなことであります。

また、市町村の負担でございますが、企業庁といたしましては、効率的な事業運営や灰処理費用等の低減に努めるとともに、安定的な売電収入を確保することによりまして、できるだけ市町村の負担の軽減に努めまして、事業の円滑な推進を進めてまいりたいというふうなことであります。

## ○平成13年第2回定例会(平成13年6月21日)

(山本勝議員)

このRDF構想の全体像につきまして、県としては、ダイオキシンの発生の抑制のモデル施設と言うてみえるんですけども、地元の方としては、関係者は、やはり迷惑施設だと。迷惑施設というらえ方をして意識を持っておるわけです。ですから、幾ら話をしておっても、なかなか地元と行政の間には、発言とか姿勢にはギャップがあるわけでございます。なかなかかみ合わんときておるのが現状でございますから、その辺のところのギャップを、どうこれから埋めていかれるのかということもお伺いをしたいと思います。

最後に、RDF処理料の問題でございますけれども、対象市町村でつくられております運営協議会、これの現状の報告と地元負担金の問題、市町村の年度予算の時期も、平成14年12月ぐらいからスタートしますと、たとえ3カ月と言われても、期間がございますから、予算を組まなければいけませんから、そういうぐあいにたぐっていくと、平成13年の9月、

10月ぐらいには、やっぱりそういう金額というのも提示をしなければいかんというような時期になろうかと思っておりますので、いつごろそういうような金額を提示されるのかということをお伺いをしたいと思います。

(濱田智生環境部長)

RDF化構想に絡みまして、県行政の取り組み姿勢についても尋ねがございました。県において多度町地内に計画を進めておりますRDF焼却・発電施設は、未利用エネルギーの有効活用を図るためのモデル事業といたしまして、市町村の施設で製造されたRDFの安定的な受け皿として、全国に先駆けて整備するものでございます。

こうした観点や施設について、地元の方々の御理解をぜひお願いしたいと思います。一層の理解が得られますように、努力していきたいと思っております。

(服部卓郎企業庁長)

RDF運営協議会の活動等についてお答えいたします。

本年1月に設置しました三重県RDF運営協議会の中に総務運営部会と技術部会を設置しておりますが、総務運営部会におきまして、経済的で効率的な維持管理について協議を進めているところでございます。

御質問の地元負担金、いわゆるRDF処理費につきましては、現在、ランニング費用等を精査している段階であり、この総務運営部会におきまして検討を深め、年内の解決をめどに努力してまいりたいと考えております。

#### ○平成13年第4回定例会 委員会報告(平成13年11月26日)

(櫻井義之予算決算特別委員長)

現在推進中のRDF焼却・発電施設については、関係市町村と十分協議して、早期に算定根拠を明確にした料金設定を行うとともに、安定した事業運営を図るため、売電料金、RDF量の確保等について関係機関と協議されるよう要望いたします。

(真弓俊郎議員)

引き続き、認定3号の電気会計決算では、RDF焼却発電施設に関するものがありますが、私たち日本共産党は、次の二つの点で問題点を指摘したいと思います。

まず第1は、RDFが新エネルギーとされていることです。しよせんごみをプラスチックやビニールと一緒に燃やしてしまうのがRDFではありませんか。こんな古い、否定されるべき旧思想に基づく施策です。これではごみの分別と減量化にはつながりません。

もう一つは、運営費のいい加減さです。15年間の売電収入引く15年間の物件費、人件費、そして資本費、残ったものがすべて市町村負担になります。そして、がらがらばんで、ト

ン当たり4900円。これもやっぱり住民負担。県の医療や福祉施設の民営化が声高に叫ばれていますが、こんな工水事業や電気事業こそ見直すべきではないでしょうか。

#### ○平成13年第4回定例会(平成13年12月7日)

(吉川実議員)

ごみ固形燃料焼却・発電施設の運営に関してでございますが、県、企業庁では、資源循環型社会を構築する上で、極めて有効な手段として、ごみ固形燃料、いわゆるRDF焼却・発電施設の整備を多度町地内で平成12年10月に着手され、来年の14年12月稼働に向けて鋭意進められております。

また、このRDF焼却・発電施設の整備に呼応して、県下の市町村におきまして、桑名市ほか5町で構成する桑名広域清掃事業組合、勢和村ほか7町村の香肌奥伊勢資源化広域連合、御浜町ほか3町村の南牟婁清掃組合、及び上野市ほか4カ町村で構成する環境衛生組合と、海山町、浜島町、紀伊長島町を合わせ7団体26市町村が、一般廃棄物の焼却炉の更新時期の到来と、平成14年12月から、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出基準が、現在の80ナノグラム以下から、既設施設の改修の場合は1ナノグラム以下、新設の場合は0.1ナノグラム以下となること等によりまして、RDF発電施設の燃料となるごみ固形燃料化施設の整備を進めているところでございますが、三重県において、市町村等のごみ処理施設をRDF化施設として整備するよう促進され、県、市町村連携して取り組まれておりますことは、三重のくにつくり宣言におきまして、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、環境負荷の低減を図るとともに、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を行うため、市町村などのごみ処理施設をごみ固形燃料化施設として整備し、地域の燃料とするよう誘導し、RDFの大量で安定的な利用先としての発電施設の整備を進め、電気エネルギーとして有効に活用するとしたことの実現でございまして、高く評価したいと存じております。

こうした施設の整備が進められる中で、RDF焼却・発電施設の稼働後の運営経費につきましては、ダイオキシン類等の排ガス対策などに多くの経費がかかることや、電力自由化に伴います売電料金の低迷から、売電収入によって維持管理費を確保することが難しいと予想されるとされまして、昨年9月の県議会定例会の中で、運営経費について関係市町村等に、RDFトン当たり4900円を上限として負担をお願いすると表明されたところでございます。

先日放送されましたNHKの「クローズアップ現代」の番組の中で、関係市町村の職員の方「ごみ固形燃料化施設整備の着手時には、発電施設への持ち込み料は無料であると認識していた」という声もあります。また、今後運営することとなる市町村等の施設の維持経費も、従来のごみ処理施設に比べ大幅に上回り、さらに、それぞれの施設から発電施設へ

の運搬料、いわゆる横持ち料も必要になる。関係市町村等は憂慮し、困惑している状況でございます。

県当局が、今回のRDF焼却・発電施設整備のハード部分に対しまして、一般的には市町村が行う一般廃棄物処理施設整備事業を採用し、また、発電事業部分についても一般会計からの出資を行い、国の制度を活用しながらも、多くの県費を投入し、さらに、施設の運営収支不均衡や市町村等の新たな負担に対しまして、国の関係省庁へ、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設や、RDFを再生利用認定制度の対象に追加すること、及びRDF等新エネルギー導入促進売電制度の創設などを強く提言、要望されていることは、十分承知いたしております。

そこで、地域住民に光とエネルギーを供給される公益事業として貢献されております電力会社にいま一つご理解をいただき、売電料金のアップをお願いしてはどうか。また、企業庁として、RDFの熱カロリーを高める努力と、エネルギーのばらつきを補う石炭等化石燃料の削減に努められ、コストダウンを図られ、持ち込み料金の軽減に努力されるお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

(濱田智生環境部長)

RDFに関する御質問に御答弁申し上げます。

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するため、RDF化構想を提唱いたしまして、市町村のRDFの安定的な受け皿を確保するために、RDF焼却発電施設を広域的なモデル施設として整備するなどの取り組みを進めてまいったところでございます。

この構想を進めるに当たりましては、本県が全国の自治体に積極的に呼びかけましてRDF全国自治体会議を設立し、知事みずからが会長となりまして、国等の関係機関に要望を行う中で、県が行うRDF焼却発電施設の整備に対する補助や起債制度の拡充などの成果を上げてきたところでございます。

ごみのRDF化は、市町村にとって、貯蔵性や輸送性などのメリットがございますが、一方、南北に長い本県では、RDFの輸送経費が新たな負担となるため、市町村の強い要望も受けまして、RDF全国自治体会議や県の国家予算要望活動においても、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設などを国に強く要望しているところでございます。

今後も、これらの要望が実現されますように、国に対して引き続き提案、要望活動を行うなど、RDF化構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

(服部卓郎企業庁長)

RDF発電関係に関して二つお答え申し上げます。

まず、県は電力会社に対して売電料金のアップを求められないかといった御趣旨でございましたが、RDF発電など新エネルギーの優遇買い取り制度の創設につきましては、予

算要望活動や「RDF全国自治体会議」等を通じまして、経済産業省あるいは新エネルギー庁などに対し要望を行ってまいりました。しかしながら、優遇買い取り制度の創設は電力自由化に反する動きでもありまして、国からの買い取りには厳しい状況がうかがえます。

また、電力会社の電力購入メニューにおきまして、RDF発電の電力は、現在では、廃棄物発電の余剰電力として比較的安価に買い取られることとなっております。これに対しまして、太陽光発電、風力発電に電力会社が配慮しているように、RDF発電にも、グリーン料金の発想から、電力購入価格の引き上げと安定的な長期計画がなされるよう、県といたしましても電力会社に要望いたしているところでございます。

次に、県はRDF処理費の軽減をどのように努力しているかといったような御趣旨でございました。

RDF焼却発電施設につきましては、建設費、運営費を軽減することをねらいといたしまして、民間事業者のノウハウを活用したPFI的手法を導入することといたしました。公開公募によるさまざまな提案を受けまして、技術的、経済的に最もすぐれた案を採用するなど努力を行ってまいっております。

来年の運転開始に備えまして、三重県RDF運営協議会の中に、総務運営部あるいは技術検討部会を設けまして、市町村とともにランニングコストの軽減化を図るための研究検討を重ねております。

今後も、市町村と県が一体となり、RDF焼却発電施設の効率的な運用開始に備えてまいりたいと考えております。よろしく御願い申し上げます。

(吉川実議員)

RDFですが、問題は、私が心配するのは、クローズアップ現代でそう言ったから、あるいは無料で引き取りますからと、五、六年前の計画当初、26市町村が7団体になりまして、県の御指導よろしきを得て、そうして固形燃料化、こうしていこう。環境を遵守しながら住みよいまちづくりをしていこう、きれいな空気にしていこう。今の焼却施設では、ダイオキシン問題だとかいろんなことで生活する人たちの健康に害するから、固形燃料化して焼却をする。発電する電気は二の次でございますけれど、そうした環境浄化のために、ともに三重県と一緒に26市町村が参画をしてきた。

そこで、持ち込み料の話でございますが、当初そういうことが聞かされておらなかった。しかし、電気事情やいろんなことで難しい問題が起って来た。それには、企業庁としてはどうしてもやっぱり、名前のおり企業庁ですから、採算を度外視して赤字でやっているわけにもいかない。だから、最低限このぐらい頼みますわと、このようなことを思われているのかどうか。巷間そのように、昨年9月にもそういう提案というか話がありました。

そこで、私がお考えするのに、やっぱり企業庁努力というのも大事であります。それは言うまでもございませぬが、そうした地域住民の肩に全部かかってくる。そうして、4900円にプラス、平均しまして四、五千円の運賃、横持ち運賃も要るわけです、約1万円。そう

して、固形燃料いわゆる廃棄物を収集して、そうして固形燃料をつくるための各市町村の工場に運んできまして、そうして、そこで固形燃料をつくる原価といいますが、そのコスト、これがどのぐらいかかるか私には一向わかりませんし、まだつくっておりませんので答えも出ておりませんが、企業庁として大体の、固形燃料をつくるためにどのぐらい要りますよということもおわかりになっておれば、あらましで結構ですが、御答弁いただきたい。お聞かせをいただきたいと思っておりますと同時に、やっぱりこれだけ地域住民のすべて肩にかかってくるわけですから、やっぱり公益性を重視された電気会社さんに、非常に難しい、今安価で電気を製造できるかもわかりませんが、ひとつもう一段の御奮発をお願い申し上げたい、このように思います。

(服部卓郎企業庁長)

RDF化の費用につきましては、それぞれの施設の状況によりまして若干差が出ております。規模によりましては、安いところでは1トン当たりの計算でいきますと1万5000円程度から4万円程度まで開きがございます。そういった事情で、それぞれ規模のメリットというものがあるかと思いますが、私どもの方へ持ち込んでいただきますRDF処理費の問題につきましては、4900円というお話が去年議会答弁でも出ておりましたが、その軽減化のための努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○平成14年第1回定例会(平成14年3月4日)

(山本勝議員)

最後に、RDF焼却発電施設に関連してでございますが、当該市町村も、当初の説明では無料で引き取るとの空気が根強く、そして、構想の推進者としての県の今後の予定とか問題の解決への決意をお伺いし、土地問題についてもいろいろ新聞等で騒がれておられて、土地賃貸借契約なり保安林指定の問題についても正確な状況と、着工が果たして間に合うのかと、こんなこともお伺いをして、以上、壇上からの質問を終了させていただきます。明快な御答弁をお伺いして、終了させていただきます。

ありがとうございました。

(濱田智生環境部長)

RDF焼却発電施設の諸問題のうち、保安林解除につきましてお答え申し上げます。

桑名広域清掃事業組合が実施いたしますRDF化施設及び県が実施いたしますRDF焼却発電施設建設に係ります保安林の指定の解除につきましては、農林水産大臣が行う事案でございます。

この事業は、用地取得につきまして土地収用法が適用されるため、森林法第26条第2項に基づきまして、公益上の理由で保安林が解除されております。

土地収用法が該当する事業の解除申請に当たりましては、土地収用法が適用される土地所有者の同意書等は許可の要件とはなっておりません。したがって、今回の報道にあります一部土地関係者の問題につきましては、保安林の解除処分との効力とは直接は関係するものではございません。

(服部卓郎企業庁長)

処理費の問題でございますが、昨年12月15日に開催されました三重県RDF運営協議会総会におきまして、RDF処理費の負担のあり方について議論を行っていただきましたが、結論を得るに至りませんでした。現在、RDF運営協議会理事会において調整を進めていただいております。県といたしましても、今後、理事会の議論を深め、RDF処理費の負担について皆様の理解を得て、早い機会に取りまとめていく方向で協議していきたくと考えております。

次に、用地問題でございますが、用地取得業務をお願いしております桑名広域清掃事業組合に確認いたしましたところ、県のRDF焼却発電施設用地と組合が整備するRDF化施設用地を含めた関係用地に関する使用貸借契約書の書類の中に、地権者に関して不明である用地が2筆ございましたが、これらの用地について、その後、正当な地権者が判明したということで、適正な手続を行い、既に誤りを訂正いたしましたということでございまして、問題はございません。

また、きょうの一部報道にございます土地区画整理事業につきましては、詳しい情報は入っておりませんが、いずれにいたしましても、操業におきまして最善の努力をしてまいりたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

○平成14年第3回定例会(平成14年9月25日)

(西場信行議員)

RDFという新しい技術利用は、県と市町村で検討されてきました。そして、本年度には発電が稼働するという状況まで来ておりますが、貯蔵性、輸送性、また、リサイクルという利点を評価して、環境先進県の三重県がRDF構想として積極的に取り組んできたのだと、このように理解しております。私の地元でも、香肌奥伊勢資源化広域連合として、勢和村にこのRDF工場をつくって、日量44トンで稼働しておる状況であります。

そんな中で、先般、6月であったかと思いますが、RDF発電の市町村負担金の問題が運営協議会で議論されまして、一応の決着を見たところであると聞いております。しかしながら、当面の市町村負担であります灰処理費との差額であります5億3700万円の収入不足が生じる試算となっておりますということも聞いております。この収入不足は企業庁の経営努力で賄うとのことですが、公営企業体にそんな余力はないのではないか、また、企業活動で得た利益は県民の公共福祉のために還元していくシステムの公営企業体にその

ような余力があつてはならないのではないか。このようなことを考えるときに、このたびのことは、電気の自由化、ダイオキシンの法規制により起こった不測の事態であることを考えれば、この問題は、国、県、市町村等の行政責任で対応していくべきであろうと思うんです。そこで、環境先進県を標榜されて、本県のRDF構想をリードしてきた、全国のRDF自治体会議の会長でもある北川知事の見解をお聞きいたしたいと思います。

RDFの2点目ですが、新エネルギー法が国会を通過しております。この新エネルギー法の政令によって、RDF発電が新エネルギーとして認知されるかされないか、この問題がこれからの我が県のRDF発電に及ぼす影響というものは大変重大であると、このように思います。県は、これに対してどのような見解を持って、新エネルギー法に位置づけられるよう国に対して働きかけているのか、御説明をお願いしたいと思います。

また、RDFに関係する市町村から運賃助成の要望が出ておりますが、これに対する対応もあわせて伺っております。

(長谷川寛環境部長)

RDF化構想について、県の見込みが甘かったのではないかと伺っております。

三重県では、ごみの持つ未利用なエネルギーの有効活用やごみ処理の広域化を図るため、市町村と一体となってRDF化構想を進めてまいりました。この構想を進めるに当たっては、三重県が全国の自治体に積極的に呼びかけ、RDF全国自治体会議を設立し、知事自らが会長となって国等の関係機関に要望を行うことで、県が行うRDF焼却発電施設の整備に対する補助制度や起債制度の拡充を図ることなどの成果を上げ、事業運営経費の削減を図ってきたところでございます。

また、電力の自由化に伴う売電収入の減少等により、計画当初に比べ、RDF焼却発電施設の運営に係る諸条件が大きく変化してまいりましたが、県といたしましては、資源循環型社会の構築を図るため、RDF化構想を推進している立場から、RDF焼却発電施設の全体事業費の72.5%に当たる焼却施設分67億2841万1000円を一般会計で負担しているところでございます。

また、さらに、市町村のRDF化施設の整備に対しましても、国の補助制度に加え、県独自の措置として、起債の元利償還金などに対して各施設ごとに1億円を補助し、市町村の負担を少しでも軽減できるよう努力してきたところでございます。

今後とも、RDF化構想の推進につきましては、企業庁との連携のもとに鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、RDF発電の関係市町村への運送費補助でございます。

ごみのRDF化は、貯蔵性や輸送性にメリットがあります。しかしながら、南北に長い三重県では、RDFの輸送経費が新たな負担となりました。このため、市町村の強い要請を受け、知事が会長であるRDF全国自治体会議や県の国家予算要望活動において、RDF

Fの輸送に対する市町村への交付税措置の創設等を環境省、総務省に対して強く要望しているところでございます。

県といたしましては、これらの要望が実現されるよう、今後とも引き続き国に対して提案要望活動を行い、RDF化構想の推進に努めてまいります。

(濱田智生企業庁長)

1点は、市町村負担額の減少に伴う事業収入不足への対応でございます。このことにつきましては、企業庁におきましても、決定までの経緯を踏まえまして、理事会の御決断に感謝いたしまして、新たな決意で再度運営管理費の削減に向け、関係者の御協力もお願いしながら、今日まで様々な削減等に取り組んでいるところでございます。

現在の検討状況でございますけれども、例えば、企業庁の直接管理部門での人件費の削減や、中部電力送電線負担金の協議に理解が得られましたことによる削減など5項目ほどの見直しを行っております。確定したものばかりではございませんけれども、関係者の御協力により、一定のめどがつけられる見通しとなっております。

いずれにいたしましても、長期の事業運営におきましては、様々なコスト増要因が生じるものと考えていますので、運営管理の見直しを不断のことといたしまして、効率的な事業運営に当たってまいります。

また、もう一つ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の適用の問題でございますけれども、この件に関しましては、RDF発電がこの法律の対象エネルギーとなりますように、国に対して制度要望するとともに、知事が会長を務めておりますRDF全国自治体会議でも要望を行ってまいりました。今後とも努力を続けてまいります。

## ○平成14年第4回定例会 委員会報告(平成14年11月25日)

(辻本進予算決算特別委員長)

今年12月運転開始予定のRDF焼却・発電施設については、この施設の維持運営に要する関係市町村の費用負担について、関係市町村の一層の理解を得るとともに、安定した事業運営を図るために、売電料金、RDFの量の確保等について関係機関と協議されるよう要望します。

(萩原量吉議員)

反対の理由の二つ目は、RDF焼却発電所の建設を含む電気事業会計であります。

当初、無料で引き取ると言っていたRDF持ち込み料は、結局3790円トン当たりも取ることになりました。今なお18の市町村議会がこの支出も議決がされていません。まさにだましであり、うそをついてまでRDF化を強行したことが証明されました。

しかも、このRDF、ごみ固形燃料による焼却発電所は、塩素系プラスチック類など本来燃やしてはならないものまで燃やして有毒ガスが発生する危険性や、また、ごみの減量化や分別に逆行するもので、いまだに新エネルギー法の対象として位置づけられていません。さらに、この発電所での焼却後の飛灰についても、この12月1日から本格稼働するというのに、今なお太平洋セメントの地元藤原町住民の了解が得られていません。建設現場の地元東員町での搬入道路の問題でも、7年間も要求し続けているのに全く解決していない。さらに、建設用地の土地問題まで、訴訟まで提起されているというありさまです。

四日市のガス化熔融炉の強行と同じく、このRDF焼却発電所も、結局は産業廃棄物の処理に携わる巨大廃棄物処理産業、産廃業界の大企業を中心に結成している廃棄物研究財団の言いなりで、住民の納得、合意も得ず、まず建設ありきの巨大な実験が県民犠牲で強行されているものです。これがまさに北川県政の環境先進県の実態であります。

北川知事は、外では環境経営などで今度も講演をするようですが、格好よく宣伝はするものの、足元の県民の願いに応えないばかりか、会うこともせず、説明責任を果たしていません。このようなRDF焼却発電所の強行とこの決算に賛成するわけにはいきません。

#### ○平成15年第1回定例会（平成15年2月21日）

（田中覚議員）

循環型社会の構築、リサイクルなんていうて、この当初予算の事業をずっと見ておったんです。少し時間がいただきましたので、企業庁長、企業庁長から出されている資源循環型社会実現に参画するための活動、RDF焼却発電事業7億4000万余りですか。上野からお願いして、上野の一般廃棄物、家庭ごみをお願いしているあの灰はどこに行っているんですか、焼却灰は。

（濱田智生企業庁長）

かねて議会の方へも御報告をさせてもらっておりますが、三重県内の焼却灰については、方向といたしましては、セメント資源化に役立てたいということで、そういう方向での今、努力をしているところでございますが、現時点ではまだ地元の理解が得られておりません。そういうことで、暫定的な処理といたしまして、岐阜県の方でお引き受けいただいたという事は、先般議会の方へも御報告をさせてもらったとおりでございます。

（田中覚議員）

いや、私が尋ねたのは、資源循環型社会の実現に参画するという企業庁が、RDFの焼却灰をどう資源循環型にしようてまんのやということを尋ねてますの。

（濱田智生企業庁長）

私たちの求めるところは、やはり出てきたごみ、そういったものを資源循環という格好で最後まで利用したいという強い思いは持っています。そういう思いの中で、先ほどのような行動をとっておるということで、しばらくのお時間をいただきたいと思います。

（田中覚議員）

上野市に確認しましたら、岐阜の市町村の名前はわかりませんが、廃掃法上のE通知というのが出てないということなんです、そのRDFの焼却灰がどんな手法で、岐阜県のある市町村に行ってるのかお尋ねさせていただきます。

（濱田智生企業庁長）

実は、RDFの市町村とのお話の中で、今年の6月に3790円のRDFの1トン当たりの負担をいただくという話の中で、我々も懸命の努力をしてきました。そういう中で、厳しい運営状況になりまして、実は富士電機が運営委託をされていますけれども、そういう話の中で、一部何らかの格好の富士電機としてもこういう厳しい状況を踏まえて、県、市町村に向かって何らかの協力をお願いできないかというような話の中で、基本的な契約の枠組みは変えられないという話でしたが、RDFの引き受け1トン当たり、一定の期間、灰処理が軌道に乗るまでの間は、200円程度なら支援できると、こういうふうな話がありまして、一たんその部分で買い取ってもらった形にはして、その分の負担軽減を県の方が受けておると、こういう形でございます。

そういう話の中で、一般廃棄物として処理するか、いわゆる産業廃棄物として処理するかというような話については、各県ともばらばらでございますが、こういった部分を踏まえまして、1年と4カ月ごとの期限の中ではございますが、200円のRDFの購入をしてもらうということで、その焼却灰については産業廃棄物の扱いで処理してもらおうと、そういうような処理でございます。

（田中覚議員）

もう一度整理させていただきます。そうすると、企業庁から出てくる焼却灰は、一般廃棄物なんだけども、富士電機さんが200円で、いわゆる有価で買うから、一般廃棄物として企業庁には残らない。富士電機さんは、灰をもらった、200円で有価物で買ったんだから、あとは産廃処理をすればいいだけ。したがって、岐阜県の、どこの市町村かわかりませんが、E通知は要らないと、こういうロジックなんですね。確認だけさせていただきます。

（濱田智生企業庁長）

そういうことでございます。

（田中覚議員）

手法はいかな手法であろうとも、ちょっと循環型社会の構築と書いていただいて、RDFの焼却とか発電事業で書いてあったら、もう少し知恵ないの。

もう一つ、せっかく 200 円でも買うてくれておるんやったら、もう上野はトン当たり 3790 円出さないでいいわけですから、焼却灰の灰処理代として 3790 円くれということですから、200 円の分け前をもうてもいいわけやな、上野は。私は、そのロジックの中でそう思いますが、何ぼぐらい上野市としては分け前をもらえるんやろう。お尋ねさせてください。

(濱田智生企業庁長)

その前に申しましたように、4500 円で我々提案いたしまして、当面 3790 円というところで運営の努力をしよう。長丁場でございます、14 年 4 カ月という経営収支の中でございます。そういう中で、当初予定したよりも少し計画的に遅れるとか、そういうふうなことで、経費的にも懸念されるということで、先ほど言いましたように、受託事業会社へも協力を求めたという経緯でございますので、当面、我々企業庁としては、3790 円のとぎのそれぞれの市町村との話ができるだけ達成できるようにというような話での努力の中でございますので、御理解いただきたいと思えます。

(田中覚議員)

知事のお好きな言葉に「朝令暮改」ですか、まあ、いいやないかと、少々、最初間違っただでちゃんと直していけばいいやないかという話。例えば有価で買っていたのだったら、有価で買っていたところをまず探すべきじゃないか。次に、やっぱり処理代が要るんやということであれば、処理代は、富士電さんに委託してあるんだからということじゃなくて、どんどん入札かけて、より安く処理をしてもらうところを求めるべきじゃないか。三つ目に、全く循環型社会の構築なんていうのは頭はない。

何せ自分の手元からごみがなくなったらいいというのは、化石のような発想だと私は思う。環境部長、ああいう答弁をしているのをどう思う。環境部長をお願いします。

(長谷川寛環境部長)

RDF 発電の焼却灰につきましては、大変私も環境部も関係しておるわけでございますが、計画が地元調整の結果うまくいかなかった、いってないということの中で、緊急避難的に企業庁が考えられて処理されているということでございますので、私もといたしましては、ぜひ御理解願いたいと思えます。

(田中覚議員)

さっき私、褒めてんで。循環型社会もよう頑張ってもうてるというて。片方では全然あかんのや。積極的に知恵を絞るといふ努力をしたの、環境部長。ちゃんと指導したの。企業庁長は環境部長にちゃんと相談したの。一体どうなっておるの、これ。ただ三重県から

持ち出せばいい。

ただ埋め立てればいい。そういう発想で三重県の環境先進県、語れんではないかと、このように思いますが、もう一度環境部長、どうぞ。緊急避難的になんて言ったらあかんのと違う。シミュレーションしたの。努力してくれた。

(長谷川寛環境部長)

今後、環境部と企業庁と連携して、きちっとやってまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

(田中覚議員)

今のお答えを尊重したいと思います。

企業庁長、今の環境部長のお話を伺っていたらどのように、御所見があれば。

(濱田智生企業庁長)

暫定的な処理ということでございまして、一日も早く資源循環になじむような形の努力をしたいということでございます。

(田中覚議員)

今、最後のお話を聞いて、知事にお話を聞いていただいたように、まだまだ県庁の職員さんの意識を変えたと知事はおっしゃるけれども、困難に立ち向かったときに自分の身を守ろうとしてしまう。その都度その都度、最良の方法を決めていかない、こういうふうなことに移ったのだらうと思えます。したがって、知事にはおやめいただいても、一層御意見番として県政に御参画いただきますよう心からお願いを申し上げ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

### ＜平成15年度：事故関連＞

#### ○平成15年第2回8月臨時会（平成15年8月25日）

（野呂昭彦知事）

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、議員の皆様方の招集請求により臨時会開催のため、御参集をお願いしましたところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

このたびの三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に関しまして、消火活動に当たってこられた方々の尊い人命を失う事故の発生について深くおわびを申し上げます。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族への哀悼の意を表します。また、けがをされた方々の一日も早い回復を念願しております。さらに、施設周辺住民の方々にも多大な御迷惑をおかけし、県民の皆様にご不安を与えましたことにつきましても、大変遺憾に思っております。

今回のこのような事故の発生については断腸の思いであり、当該施設により発電事業を行っている地方公営企業の設置者として大きな責任を感じております。現在、貯蔵槽の完全消火に緊急に取り組むとともに、ごみ固形燃料発電所事故調査委員会の設置、水質、土壌、大気の調査、健康相談所の開設などの対応を行うほか、今後、市町村のごみ処理、汚水対策など、あらゆる対策を講じていく所存ですので、議員の皆様方におかれましても、格別の御理解、そして御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○平成15年第3回定例会（平成15年9月24日）

（萩野虔一議員）

まず、冒頭に、先のRDFの爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方々に心から哀悼の意を表させていただきます。また、御家族の皆さんには衷心よりお悔やみを申し上げます。そして、けがをされた皆さん、一日も早い回復を心から御祈念申し上げたいと思います。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきますけれども、今回、私は基本的なものに少しこだわって、念頭に置いて発言をさせていただきたいと思っております。

まず、今のRDFの貯蔵タンクの事故についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、県も調査委員会を設けて調査していますし、議会も特別委員会で原因の究明やら再発防止について議論をしているところでございますし、警察本部も捜査をしている途上でございますので、基本的なものについて事故後の初の議会でございますので、知事の認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

RDFは、夢のリサイクルとも呼ばれ、RDF施設、それが稼働後わずか8カ月、最先端の施設で起きた2人の犠牲者を出すという、まさに深刻な爆発事故でございました。野呂知事をして「県政史上の一大汚点として記録されるもの」との言は、まさに宜なるかなと思います。

「RDFって何だ」というふうなことをよく県民の皆さんから聞かされます。今日はちょっとRDFそのものを借りてきました。（実物を示す）これは、南牟婁郡御浜町のクリーンセンターでつくっているものなんですけれども、こういうものなんです。チョークより少し短いといいますか、これ、固いんですけども、これがごみからつくられた固形燃料です。長さが違うんだそうでございますけれども、これは3センチぐらいで直径が1センチぐらい、こういうものが貯蔵槽にたまっていて爆発事故を起こした。これ、固形燃料、こういうものなんです。ここに置いていても爆発は起こりません。

この件につきましては、今から7年前、1996年（平成8年）に、今日もお見えですけれども、藤田正美議員が当時の北川知事に質問されています。

お許しをいただきましたので、少し紹介をさせていただきます。このようなことを藤田さんは言っております。「RDFというのは、この計画推進に当たった人たちを除いて全く未知のもので、この未知のものが地域に受け入れられるためには、幾らそのハードがよくても、それを使いこなすソフト面も同じくらい重要な事柄です」、こう述べております。さらに続けて、「ここに至るまでも順調とは言えなかったということも皆様御承知のとおりですし、今後も順調に進んでいくという保証は又ありません」と質問をされています。

まさに今日を予測していたような炯眼であったと私は思います。

これに対して、当時の北川知事はこのように答弁されています。「RDF化の推進は、資源循環型社会を構築するための一環として非常に有効であること、環境保全上格段に有利であること、そして、技術上の問題は解決されていることなどを挙げて、市町村と一体となって推進を図っていきたい」と答弁し、全国に先駆けて環境先進県を目指すとして表明されています。北川県政の目玉の一つでありました。

しかし、前知事がおっしゃるように、技術上の問題は解決されているにもかかわらず、事故は起きました。仮に技術上の問題でないとすれば原因は何ですか。

昨年12月に始まったダイオキシンの規制対策が急がれたこともあり、県営では全国初の施設ということもあり、安全対策や安全への意識が欠如したままで稼働させてしまったことが今日の惨状を招いてしまったのではないかと思います。当時、よく、失敗する自由なという言葉がありましたけど、そんなことは決して言えません。野呂知事の言う「試運転のまま稼働していた」との通り、認識の甘さが招いた惨事と言わざるを得ません。

確かに、最先端の施設であるがゆえに法の整備もなく、必要な国の基準や規制も薄い状態でした。今、国もこの事故の重大さに鑑み、年内を目途に保管方法も含めた基準づくりを急ぐ考えのようございますが、そんな状態だからこそ、なおさら万全な安全対策と慎重な運営が望まれたのではなかったでしょうか。

知事は、この事故につながるか、あるいは、安全に運転できるかというターニングポイントはいつだったとお考えですか。

福岡など他の県の施設では、消火設備だけでなく、様々な安全への方策を当初から講じていると聞きますし、RDFを石炭と同じ扱いをしているところもあると聞いています。昨年12月に最初の事故が発生したとき、徹底した検証がなされていたら今回の事故にはつながらなかったのではなかったか。

そのときのトラブルの状況や変化に対応しきれないまま再稼働させたことが大事故につながったのではないかという思いを私は捨て切れません。

そこでお尋ねいたします。

日本のRDFに深刻な打撃を与えたこと、警察の捜査を受けて刑事事件に発展する、そういうことも含めて、今回の事故の原因と責任、そして危機管理について知事は今どのように認識をされているのか、お答えください。また、情報先進県を標榜する県として、今回、一連の経過の中で、県民や議会への情報公開が住民への説明会も含めて不十分であったと多くの方が指摘をしています。そして、そのことが不安感や不信感を増幅させています。情報公開や提供は十分であったのか、そのあり方も含めて知事の認識を問いたいと思います。

私は、環境に配慮し、資源循環型社会を目指していく方向は間違いない理念だと思えますが、この事故では尊い人命が犠牲になっていることであり、事は重大であります。しかし、一方で、県内7カ所のRDF製造事業所と26市町村に深刻な打撃を与えています。このままの状態が長く続くなれば、ごみは行く場を失ってしまいますし、財政負担もまた深刻です。市町村のRDF運営協議会は、安全と点検を確認の上、県民の理解を得ながら早い再稼働を望んでいます。この声に対して、今後の対応と見直しについて、財政負担のあり方も含めてお答えをいただきたいと思います。

また、一般廃棄物行政は、本来市町村であります。循環型社会を市町村と協働で考えていくとして、RDFは県として一歩踏み出した、このことの意義については、もとに戻りますけれども、一度確認をさせていただきたいと思えます。

最後に、この事故は危機管理の重要性を最も深刻な形で教えてくれました。

そして、それは県の組織のあり方や体制そのものの議論を呼んでいます。マネージャー制の導入など、組織のフラット化によって責任の所在があいまいになっていなかったのでしょうか。フラット化はそれ相応の意義はあるとしても、そのことが危機管理を危うくしたことに繋がっていているという議論に知事の考えを伺っておきたいと思えます。

以上、第1回目、ここで答弁をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

(野呂昭彦知事)

RDF一連の事故につきましての御質問でございますけれども、まず、冒頭、私の方からも、犠牲になられました消防職員の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げる次第でございます。このような事故に至りましたことを大変遺憾に思い、御迷惑をおかけしました皆さんにおわびを申し上げたいと思えます。

さて、今回の事故に関しまして、県議会におきましてはRDF貯蔵槽事故調査特別委員会を設置していただいております。そこにおきまして事故の原因究明だとか再発防止等についても御調査をいただいております。そこにおきまして、県の方におきましてもごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会を持ちまして、ここで検討いただいております。

なぜこの事故が起きたのかと、こういうことでございますけれども、この委員会の方で9月16日にいただきました中間報告によりますと、RDFの貯蔵槽からの発熱要因につきましては、発酵による発熱によるところという一定の、これは推察でございますけれども、爆発に至る原因の究明につきましては、まだ完全に特定するまでには至っており、今後の課題とされておるところでございます。

今回のこの事故につきまして、過去の北川県政当時のことも振り返って御質問をいただいております。この中間報告におきましても、貯蔵槽の管理方法につきまして他県と比較したときに、他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取り扱いを行っているということでございまして、こうしたことから事故の発生を未然に防ぐことができなかったということで、大変、当該施設の設置者という立場で遺憾に思っております。

ターニングポイントはいつごろだったのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、今、捜査機関も含めまして調査をしていただいております。この中でございまして、こういった中で事故が解明されていくことにより、そういったことも同時に解明されていくのではないかと、このように考えておるところでございます。私としては、一日も早く県民の皆様のご信頼を回復できますように最善の努力をいたしていきたい、このように考えておるところでございます。

それで、危機管理体制についてのことをお尋ねでございますけれども、今回の事故を教訓に、9月2日に地域振興部防災監を座長といたしまして、職員20名から成ります危機管理体制検討会を設置いたしましたところでございます。

フラット化といったことにも大きく関係があるのかというようなことを御指摘でございますけれども、この検討会の作業の中で、危機が発生したその背後にどういった問題があったのか、そういう中には組織の体質だとか、あるいは仕組み、御指摘ありましたフラット化ということも含めて、これまでの全庁的な危機管理体制についての問題点を洗い出さなければならぬ、こう思っております。そういう中で危機管理体制をきちっと整備していく、そして、危機の発生を未然に防止する対策とか、あるいは、発生時に迅速に的確に対応できる体制の整備、こういったものをしてまいらなければならない、こうい

うふうに思っておりまして、これは検討いたします中でできるものから早急に実施をまいりたい、そして、トータルマネジメントのシステムについての検討も行っておりまして、それに先行して危機管理体制の検討会を設置いたしておりますので、マネジメントの方でも十分に連携をとりながら対応をまいりたい、このように考えておるところでございます。

それから、財政負担につきまして、これは市町村のごみ処理に係る財政負担というのがかなりあるということでございます。RDFの処理ができなくなったことによりまして、RDF化しております26市町村におきまして多量に発生するごみの処理問題が本当に大きな問題でございます。県といたしましては、市町村ごみ処理対策本部を設置いたしまして、市町村あるいは関係機関と協力をいたしましてごみ処理体制を整えて、当面、受け入れ先というものについては確保しておるところでございます。

しかしながら、このごみ処理の受け入れ先でかかります費用というものは、RDFの処理にかかる費用を大きく超えておるわけでございまして、市町村において財政的な負担を抱えておるその状況から、これは大変厳しい状況だと認識いたしております。この費用を最終的にどかが負担するかという問題でありますけれども、これにつきましては、事故原因が究明されまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、私どもとしては、県議会あるいは市町村の皆様が御理解が得られるよう、調整につきましては責任を持って県がいたしてまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

それから、事故の安全性とか、いろんな今後の対策について十分取る中で、RDF焼却発電施設の早期稼働を考えていかなければならないという御指摘でございますけれども、私としましては、このごみ固形燃料発電所の運転につきましては、調査委員会等におきましますところの調査によりまして原因がしっかり究明され、施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないと、こういうことを申し上げてきたところでございます。

9月16日出されました事故調査専門委員会からの中間報告におきましては、同委員会から県に対しまして次のような点について対応を求められております。

その一つは、全国のRDF関係者が技術や事故情報などにつきまして機敏に交換できる情報共有手法を検討するとか、それから、地域に対しまして安全対策等について検討することということが一つでございます。

それから、二つ目は、今回の事故がRDF貯蔵槽からの発熱・発火に伴うものであり、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても、関係機関との協議とか、専門家によりまして十分な点検を行って一連の装置の安全性と安定性を確保することと指摘されておるところでございます。

これらの指摘につきましては、私が、運転を再開するかどうかという判断を、それにつきましては必要不可欠なものであると、こういうふうにご考えておるところでございます。

次に、こういった中、これからのごみ政策そのものについてどうふうにご考えていく

かということでございますけれども、三重県におきましてごみ政策につきましては、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済のシステムがもたらしました自然環境の破壊等、今日的な環境問題に対する反省のもとで、最適生産、最適消費、それから廃棄ゼロ、こういったことを基本とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指して、ごみの発生抑制とか、あるいは再使用、再生利用の取り組みを促進しようとしてきたところでございます。

ごみの減量化が進まない現状におきましては、ごみをどう処理していくかということ、これは極めて重要な課題でございまして、ごみの効率かつ安全で安心な廃棄物の広域処理システムの構築にこれまでも対処してきたところでございます。

しかしながら、私も北川県政の三重のくにつくり宣言等を見てまいりまして、こういう基本的な考え方・理念はあるのでありますけれども、これまでの施策としては、やはり、ごみを出さないとか、ごみをなくすための施策の展開よりも、出てきたごみをどう処理するのかと、こういうことに力点が置かれて展開されてきたと、こういうふうにご考えておるところでございます。今後は、ごみをどう処理するかということと同時に、まずはごみを出さない、ごみを無くすんだというための施策の展開がより大切なものになっていくとご考えておるところでございます。

このために、今後は、ごみの再資源化などをより一層推進するとともに、ごみゼロ社会の実現に向けてごみの排出量そのものを削減していく取り組みの具体策が求められておると、こういうふうにご考えておるわけでございます。

ただ、この問題につきましては、一朝一夕に実現するものではなく、大変難しい面があると思っております。すなわち、県民あるいは企業、行政、地域のあらゆる主体の皆様にごみを無くそうとする熱意とか、取り組みにおけますところの相互の協力であるとか、あるいは、我慢強くそれ続けていくという、そういった取り組みが必要でございまして、そのことによって初めて実現できるのではないかなと思っております。

したがって、ごみをゼロに持っていきけるような、そういう社会の構築に向けては、短期・中期・長期的な視点からじっくりと取り組んでいく必要があると、こう考えております。

私としましては、是非、今後目指すべき目標につきまして、できる限り早い時期にお示しできるようにしていきたいな、御相談申し上げていきたいと思っておりますし、当面の具体的な施策につきましては、今後、市町村とも十分に連携を図りながら検討を行ってまいりたいと思っております。

平成16年には、やはり新しいごみゼロ社会へ向けての取り組みにチャレンジできるようにまいりたいなど、こう考えておるところでございます。

残りの部分につきましては、関係部長等から答えさせていただきます。

(萩野虔一議員)

確かに、今は原因究明をしていく、そのことによって県民の皆さんの信頼感を回復して

いくということが第一義でありますけれども、やっぱりここはピンチをチャンスに変えていくといいますが、今、ごみゼロ化とおっしゃいましたけれども、そういう施策を新しく打ち出していくことが県民の皆さんに対する県政への信頼を回復していくことにつながってくると思いますので、是非、そのような夢のあるごみ施策というのを、今すぐ出せなくても、そういうものを出して行ってピンチをチャンスに変えていくべきだろうというふうなことを思います。

時間がありませんので、あと、様々な課題があるわけですよ。廃棄物処理法に違反しているんじゃないかという議論もございまして、様々な議論については特別委員会の審議に委ねたいと思っております、今日は基本的なことをまずお伺いしておきました。今後も議論をしたいと思っております。

最後に、県警本部長、事故の捜査をされましたけれども、その進捗状況についてお答えをいただきたいと思うんです。

今捜査中のことですから答えられない部分があると思いますけれども、答えられる範囲でいいですから進捗状況についてお答えください。

(飯島久司警察本部長)

それでは、RDF貯蔵事故に関します現在の捜査状況についてお答えいたします。

御質問の2件の爆発事故につきましては、いずれも業務上過失致死・致傷容疑事件といたしまして、桑名警察署に警察署長を本部長とする約70名の体制で捜査本部を設置し、現在、現場の実況見分ですとか、県企業庁、富士電機株式会社及び桑名市消防本部などの関係者からの事情聴取を行うとともに、関係箇所の捜索で押収しました関係書類を分析するなど、鋭意捜査を行っているところでございます。

今後さらに、専門家の鑑定によります爆発原因を特定するとともに、本事故に至った背景を解明するなど、事故の全容解明に向けた所要の捜査を実施する予定であります。その結果、刑罰法令に抵触する行為が認められますれば、厳正にその責任を追及していく所存でございます。

ただ、これ以上の詳細につきましては、今後の捜査に支障も及びますので、こちらで答弁を控えさせていただきます。

(溝口昭三議員)

代表質問に先立ちまして、私の方からも、RDFの爆発事故によりまして殉職された方に哀悼の意を捧げますとともに、また、御遺族の方には衷心よりお悔やみ申し上げ、また、けがされた方たちには一日も早い御回復をお祈り申し上げたい、このように思います。

それでは、私、通告に従いまして、まず第一に知事の政治姿勢につきまして、1つには危機管理体制、第2は「県民しあわせプラン」、第3は財政問題、この3点に絞ってお聞きしたいと、こう思います。

まず第1に、危機管理体制についてであります。国では小泉首相の構造改革が進められて、我々地方も今大きな変革を求められております。我が三重県政におきましても、北川前知事のもとで県政改革が他県に先駆けて進められてきたのは御承知のとおりであります。

その北川改革を継承する野呂新知事が誕生しまして、早や5カ月の月日がたつのであります。知事は、8月の下旬に9日間の休暇計画を立てられまして、この9月の議会に向けて充電される予定であったと思うのであります。ところが、その矢先にRDF爆発事故という前知事の負の遺産を継承されるとは予想すらできなかったのであります。

RDFのこの事故につきましては、もう既に県議会で特別委員会が設置されまして、原因究明や対策等につきましては熱心に議論されているさなかでございますので、詳細な質問は割愛させていただきますけれども、このRDFの発電所は、前知事が技術的な問題は解決、環境保全上有利ということで胸を張った自慢の施設であります。

しかし、その結果、RDFの製造基準や、あるいは安全管理対策などを企業庁は委託業者に丸投げし、運営体制の甘さが暴露されたのであります。

知事は責任を感じると言い、企業庁は責任を回避する姿勢でございまして、これでは県全体の危機管理体制はどうなっておるのか、県民は疑問を覚えるを得ないのであります。

この機会に東海・東南海などの大規模な災害や、あるいはSARSに示される新しい感染症、さらにはまた、これまでにない大規模な事件や事故等の大災害、災害など、新たな危機の発生が予想されるわけでありまして、備えあれば憂いなしという観点から全庁的な危機管理体制をやはり強化すべきだと、このように思うのであります。

そこで、私は知事にお聞きしたい第1点は、このたびのRDFの爆発事故を教訓にされまして、全庁的に現在の危機管理体制を見直し、強化すべきだと思いますけれども、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいのであります。

(野呂昭彦知事)

今回のRDF貯蔵爆発事故を教訓として、今後の危機管理体制についてどのように考え、見直していくのかということでございますけれども、一応、北川県政のときから、県民の安全・安心を確保するために危機の発生時だけでなく未然に防止するというようなことから、去年の春からリスクマネジメント会議等も開かれて取り組んできておると、このようにございます。

しかしながら、今回、RDFのあいつた爆発事故が起こったわけでございます、そういう意味では改めて全庁的な危機管理体制の見直しを行っていくことが必要であると、こう思っております。

9月2日に地域振興部の防災監を座長といたしまして、職員20名で構成いたします危機管理体制の検討会を設置しておるところでございます。この中で全庁的な危機管理体制の問題点の検証を行うとともに、未然に防止する対策であるとか、あるいは、発生したとき

に迅速かつ的確に対応できるような検討を行っておるところでございます。

(杉之内昭二議員)

午前中に引き続きまして、私は、無所属、MIEを代表いたします杉之内昭二でございます。ひとつよろしくお願いたします。

まず質問に先立ちまして、先月19日に起きました三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に対して、殉職されました桑名消防本部の消防士2名の方にまず哀悼の意を捧げますとともに、御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、14日並びに19日の事故でけがをされた皆様の1日も早い御回復をお祈りをいたします。当局に対しましては、周辺地域住民の皆さんに1日も早く安心していただけるよう万全の対策をとることを強く要望申し上げます。

また、先月は、8日から9日にかけて、台風10号の襲来によって県内に様々な被害をもたらされたところでもあります。お亡くなりになった、また、被災者の方々に心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

午前中にも、お二方の代表者による質問の中でも触れられておりますが、私たち党派としても、これはきちっと知事の認識を問いただしていく必要があるだろう、こういうことで、若干重複するところもありますが、お許しをいただきまして、御答弁を求めていきたいと思っております。

そのまず一つは、先月14日及び19日に起きました三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵庫で起きました爆発などの事故に関する質問に入ります。

事故直後の現在は、どうしても施設の安全対策そのものに目が向いておるわけですが、中・長期的には、県の一般廃棄物処理政策に対して、今回は深刻な課題を突きつけているのが、私は今回のこの事故だと思っております。RDFは県が何年もかけて取り組んできましたし、公益的なごみ処理システムでもあるわけでありまして、

一つには、個々の市町村では対応の難しいダイオキシン対策を公益的に解決するための取り組みでもあったわけでありまして。そのためには、発電所は昨年12月までに稼働させる必要があり、時間的な制約があったこともひとつとしたらその要因の一つになっているのではないか、こう、実は、私もふと思ったところでもあります。

しかしながら、ごみの固形燃料化はより積極的な意味合いもあったはずでもあります。

基本的には、ごみはまず減らすことが大事であります。できるだけごみにしない。リユースやリサイクルを心がけることも大事であります。最終的に出てしまったごみの処理についても、単に燃やしてしまうのではなく、発電に利用してエネルギー的なリサイクルをしよう、また、そう思ったところでもあります。ごみの固形燃料化だと、それがその当時の考え方であったと思っております。これを安定的に、体系的に行うためには公益的に取り組む必要があり、本来は市町村の仕事とされている一般廃棄物処理の一端であるはずの三重ごみ固形燃料発電所の運営に県が乗り出したのではなかったのでしょうか。

21世紀の環境型社会を築く上で、要となる施設として積極的に取り組んできたのも、その発電所で起こった今回の事故は、その県の廃棄物政策そのものに今回は様々な課題を投げかけているのではないかな、こんなふう思うところでもあります。

そういったことを踏まえて、以下、幾つか知事にご質問させていただきます。

まずその一つは、19日の爆発事故発生後、ごみ固形燃料発電所の発電は停止をしました。そのために県の政策に同調してRDF化に踏み切った市町村では、早速そのごみ処理に滞りが出ているところでもあります。市町村の処理が滞るということは、直接県民の生活に様々な影響を与えることとなります。

県では、県外の処理施設での処理も視野に入れながら、円滑な処理を図ることとして様々な現場では努力をしているところではあります。それにしても、市町村の処理にはいろいろな意味での影響が出ていることは御案内のとおりであります。RDF化施設では、処理の目途が立たずに貯蔵されたままになっているRDFもあり、これらを安全に保管しなければならぬという問題もあります。

また、一部の市町村では、隣接市町村に処理してもらっていると聞き及んでおりますが、市町村にとっては、膨大な、これまた処理費も必要となって、今後、大変な、私は問題を残すことになるのではないかとと思うところでもあります。

知事は、今後、事故原因が究明されて、施設の安全性が完全に確認されるまでは運転を休止するとおっしゃっております。となりますと、場合によっては、相当長期にわたる可能性があるのではないのでしょうか。最悪の事態としては、安全性が確認できないため、運転再開の目途が立たないといった自体もあり得ないわけではございません。

県としては、仮に、休止が何カ月にも及んだ場合にも市町村のごみ処理に大きな影響を与えないようにと、そこまでも視野に入れながら対策を考える必要があると思っております。

当面の受け入れについては、それなりに対策がとられておるようではありますが、例えば、県外での受け入れや、大量のごみの搬送とか、そのためのごみ処理コストの増加だとか、こういうことは、長期にわたって続けることは大変難しいと考えるところでもあります。現在、RDF化の市町村にどのような影響が出ているのでしょうか、これがまず1点お聞きしたいと思っております。

その2点としては、ごみ固形燃料化発電所の休止が長期にわたった場合に、市町村のごみ処理を滞らせないための対策が可能なのか、現時点でどのような方策を視野に入れていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思っております。

次に、RDF化を軸に公益的なごみ処理対策を進めてきました県の政策に変更がないかどうか、端的にお伺いいたします。

今回の事故は、ひょっとしたらRDF化そのものに無理があったのではないかと、RDFを選択した政策そのものが間違っていたのではないかと、そのような懸念を与えていることは、現実、現在においては、私は事実だと思っております。未成熟な技術をベースにした政策で、民間会社のノウハウに頼って運営をされ、県としては、安全に対して明確な責任を持

てないままに進められてきた政策だということが今回の事故で露呈をしてしまったわけ  
でございます。RDF化政策そのものを事故後の現在、どのように評価をしていらっしゃる  
でしょうか。今後、変更がないのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思いま  
す。

さらに、この事故の発生は、生活者起点を標榜して進めてきました県行政の体質改善が  
意外にも不徹底だったことを露呈したという面もあるのではないかと思うのであり  
ます。つまり、何事も生活者である県民が判断の基準だというのが三重県の掲げる生活者起点の  
県政だと思っております。

ところが、今回の事故に至る経過を見てみますと、昨年12月に運転を開始して以来、  
何回か小さな事故を起こしています。RDFの発熱もわかっていたはずであります。特に、  
2月ごろまでにつくられたRDFは、固さが足りなくて発熱しやすい、こういったことも  
明らかになっております。

本当に生活者起点の県政であるならば、周辺の住民の安全や、県民に、また生活者にと  
って重大な影響の出る予兆かもしれないと、この時点で考えなければならなかったのでは  
ないでしょうか。それを漫然と委託先の管理に任せたままで、県当局としては、安全性の  
チェックを怠ったわけであります。

県にノウハウがないとするならば、ノウハウのある委託先によく説明を求め、施設の安全  
を、また、安全な運営について、責任ある判断をしなければならなかったはずであり  
ます。

私は企業庁を責めるために言っておるわけではありませんが、たまたま今回は企業庁の  
管理する施設でこのような事故が起こったので、今、指摘をしたところでございます。県  
政に生活者起点でない体質が色濃く残っていることの、私は大きな心配をしております。  
知事は、県民が主役の県政とおっしゃっておりますので、言いかえをするならば、県の体  
質に、県民が主役の県政からほど遠いものが残っているのではないのでしょうか。

北川県政がスタートしたときも、旅費等の不適正な執行が明るみに出て、県行政に対す  
る県民の信頼はまさに地に落ちた感がありました。私もそのときは県会議員としておた  
ったわけですが、そのことを通して、北川県政はそのピンチをチャンスに生かして改革  
が進められたところでもございます。

一方、今回の野呂知事におきましては、安全・安心を掲げてスタートをした県政を見舞  
ったのが県の施設の安全性の不備というこのたびの事故でありました。野呂知事にとっ  
ては、せつかくの県政のスタートの出鼻をくじかれたといった感じがおりかと思いま  
す。しかし、私は、これを一つのばねとして県民から信頼される安全・安心の野呂県政にな  
っていただきたいことを心から思っております。

こういったことを通して、私なりの考えを知事に、今、御質問いたしますが、以上のこ  
とから、今後のごみ処理について、そしてまた、公益的ごみ処理施策の変更について、行  
政の体質改善について、まず第1点目、知事の明確な御答弁を求めて、第1弾の質問を終  
わります。よろしくお願いたします。

(野呂昭彦知事)

今回、三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に関しましては、関係の皆さ  
ん、大変な犠牲を払ってしまいましたし、また、関係市町村の皆さんにもRDF処理につ  
きまして大変御迷惑をおかけしておること、改めておわびを申し上げる次第でございま  
す。RDF処理につきまして、生ごみ等の受け入れ等に御協力をいただいております関係市町  
村の関係機関の皆さんにもお礼を申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

8月19日に事故が発生いたしまして、発電所の運転を停止をしたわけでございますけれ  
ども、ごみをRDF化しております市町村は26でございまして、日々発生をいたしてあり  
ますごみの処理につきまして、大変困難となっております、日常生活への多大な影響が  
予想されたところでございます。

そこで、事故翌日の8月20日に三重県市町村清掃協議会を開催していただきまして、  
緊急的なごみ処理に対しますところの受け入れ協力を協議をいたし、了解を得ておると  
ころでございます。それから、近隣の愛知県あるいは岐阜県はもとより、関西方面の各県と  
か県外の市町村及び一部事務組合、民間事業者の皆さん等にも緊急的なごみ処理に対しま  
す受け入れ協力要請をいたしてきたところでございまして、その結果、多くの方々の御協  
力をいただきまして、当面の緊急避難的な措置としてのごみ処理体制は整えることができ  
たのではないかと思っております。

その後、8月28日には、環境部の方に市町村ごみ処理対策本部を設けました。そして、  
この本部と県民局の生活環境部、それから市町村、一部事務組合等の職員の皆さんとの連  
携のもとで、その後も鋭意取り組んでおるところでございます。現在の状況としては、一  
応緊急避難的には、その影響は最小限になってきておるのかなど、こういうふうに思っ  
ておるところでございます。

さて、この貯蔵槽の爆発事故に関しまして、私としては、安全性が確認できるまでは再  
開しないということをおし上げてきたわけでございますが、発電所の休止が長期にわたる  
ような状況になったとき、どのようにするかということでございます。

RDF化市町村のごみ処理につきまして、これは、新たに生ごみとしての処理、こうい  
ったことにお取り組みもいただいておりますところもございませぬけれども、同時に、RDF化  
が並行して実施されるものもございませぬ。そういう意味では、並行した両方の処理が当面  
円滑にできるように、これは県内外の市町村とか民間事業者の処理等もお願いして、多様  
な、安定した受け皿を確保していくと、こういうことが大事でございませぬ。

そういった確保について対応すると同時に、市町村等におきましても、既存の焼却施設  
がございませぬので、こういったところでのRDFの受け入れの可能性ということについて  
も検討していくということにいたしております。

それから、本来的に、ごみ処理につきましては、そのごみの減量化に取り組むというこ

とが非常に大事でございます。そういう意味では、市町村との連携のもとでごみの減量化にも取り組んでいきたいと、こう思っておるところでございます。

そこで、杉之内議員の方からも、これまで進めてきたRDF化施策そのものについてもどう考えておるかということでございます。これまで三重県はダイオキシン対策とか、あるいは、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用のエネルギーの有効活用を促進する施策として、この三重県RDF化構想を積極的に推進してきておるわけでございますけれども、今日、RDF化構想に基づいて設置をされております三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽が爆発をいたしまして、7名の死傷者を出すという事故に至ったわけでございます。そういう意味では、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということにつきまして、大変残念なことでありますし、事故を未然に防げなかったことに対しまして、施設の設置者としては大変遺憾に思っておられなく感じておるところでございます。

この稼働停止に伴って、市町村のRDF化しておりますごみ処理につきましては、県内外の施設の協力ののもとで、先程申し上げたような形で処理を進めておりますけれども、このような異常な状態につきましては、1日も早く解消をさせていかなければならないと、こう思っておるところでございます。

今後、事態の正常化を図っていくということと同時に、今後は、RDF化構想を含めたごみ政策の根本的な見直しも含めて検討をしていかなければならない、このようにも考えております。

まずは、本来的に、やはりごみを出さない社会をどうつくっていくかということ。この面は、基本的には、これまでの考え方の中にも理念としては入っておりましたが、これに対する具体的な取り組みには欠けておったのではないかと、こういうふうにも思っておるところでございます。

そして、当面は、このRDF化構想の要となります発電所の諸施設の安全とか安定というものを確保してまいりまして、県民の信頼回復が得られるような取り組みをやってまいりたいと、こういうふうにも思っておるところでございます。

そこで、こういった爆発事故に至ったことについての危機管理の面、あるいは、行政の体質改善等についてお尋ねでございます。県といたしましては、北川県政のときから、安全と安心を確保するため、危機の発生したときの対応だけでなく、未然防止等を含めた総合的なリスクマネジメントには取り組んできておるわけでございますけれども、結果的には、今回こういうふうな事故も発生をいたしておりますから、これを教訓にいたしまして、やはり全庁的に危機管理体制の見直しを行っていくということが必要であると、こういう認識を持っております。したがって、それに基づきまして、9月2日に危機管理体制検討会を設置をいたしたところでございます。

午前中の御質問の中でもお答えしたんでありますけど、リスクマネジメント、危機管理というのは、通常の業務の取り組みと同時に、大体、常に形として設けられておるのでありますけれども、通常の業務との連携体制等が必ずしもうまく機能できていないという

ところがほとんど多いようにも思います。それだけに、不断の取り組み意識だとか、そういったものが余程しっかりしていないと対応できない場合があって、結果的には、発生してから慌てるというようなことがございます。

私としては、やはり大きな事故のもとに隠れておる小さな事故、あるいは、その小さな事故の裏にある「ヒヤリ・ハット」事例、こういったものをやっぱり見逃すことなく、それをうまく日常の業務に連携をさせていくということが大事なんだろうと思いますね。そういう意味で、ハインリッヒの法則等の考え方を日常の業務の中でどう生かしていくのか、こういうことが是非必要だと思っております。全庁的に危機管理体制を、問題点を検証すると同時に危機の発生を未然に防ぐ、起こったときには、また迅速かつ的確に対応できると、こういう体制について検討を行っていききたいと、こう思っておるところでございます。

私は知事就任以来ちょうど5カ月たつてまいりました。当初から安全・安心を実感していただけるような県政を展開したいと、こう申し述べてまいりました。そういう矢先、県政に対します県民の信頼を損ねるような今回の事故が起こったことを極めて残念に思っておるところでございます。議員御指摘いただきましたように、県民が主役の県政、これを主とやってまいりますには、正にこのことも一つの今後への大きな取り組みのさらに大きな仕事をいただいたと、こう思いまして、これを将来、これがチャンスになったと言えるような取り組みをひとつさせていただきたいと、こう思っておるところでございます。

## ○平成15年第3回定例会（平成15年9月26日）

（山本勝議員）

二つ目に、RDF発電所爆発事故についてでございます。

危機管理体制について、三重ごみ固形燃料発電所の爆発事故により、消火活動に当たられた桑名市消防本部の消防士2名の方が尊い命を亡くされ、作業に当たっておられた方がけがをされるという県政史上あってはならない事故が発生し、御遺族の方には心からお悔やみ申し上げますとともに、けがをされた方の一日も早い回復を願っております。既に24日から3名の方が質問されておりますが、私は、地元で発生した深刻な事故とらえさせていただいて、地元の抱えている問題も含めて質問をさせていただきます。

さて、RDF構想は、田川元知事時代に浮かび上がり、北川前知事が初当選をした1995年以降、多度町への建設が一気に進みました。そして、北川知事は、全国RDF連絡協議会の会長として全国の旗振り役を務めることとなり、この事業も、資源循環型で環境への負荷も小さい、夢のごみ処理システムだと、県は声高らかに宣伝をされました。

桑名広域としても一度は断ったそうでございますが、最終的に導入に傾いたということでございますが、私も当時は市会議員をやっておりましたので、当時の構想についてはバラ色の構想でございまして、県が説明する構想というのはバラ色の構想でございました。

無料でごみを引き取る、温水プール等あの付近にいろいろな施設を設置するかのような、飛びつきたくなるような目玉事業をいっぱい並べられて、恐らくいい施設が周りにできるんだなという、こういう印象を受けたわけですが、しかし、現在は、現実には何もできておられない状況でございますし、今回の爆発事故に至ったということでございます。

地元の感情としては、県への理解という面では限界でございます、とてもいろいろな諸問題について理解をしていただけるような状況ではございません。折しも、二、三日前に、福岡県の大牟田リサイクル発電所でも貯蔵槽内の発熱事故が24日に起きました。現在は発電をストップしておるようでございますが、そのような状況下の中で、それでは、私なりにひとつ事故の検証を深めるために事故を振り返ってみたいと思います。

昨年12月1日には発電所が稼働をいたしました。12月23日には、残念ながら貯蔵サイロ内でのRDF異常発熱の現象が起っております。年が変わりまして、5回、6回、小さい事故が起きておりますが、今年の7月20日ごろからサイロ内でRDFの異常発熱が始まりました。7月27日ごろでは、恐らく180度以上タンク内の温度はあったでしょう。8月14日に、午前3時12分、第1回の爆発事故、作業員4人負傷、初の消防消火活動。18日には、消防がサイロ内上部を開放して直接注水。19日午後2時17分、2度目の爆発、消防士2名死亡、作業員1名負傷。21日5時5分、サイロから黒煙が出る、地域住民に自宅待機の要請がされた。22日に緊急消防援助隊の応援を要請された。上部からの直接注水開始。23日、450トンの水を放水。25日、サイロ内でのRDF取り出しをする。9月2日には県警が強制捜査。6日には、RDF搬出、産廃処理開始。このように至っております。安全安心の県づくりを掲げて誕生した野呂県政に、この爆発事故は重い課題を投げかけたのであります。

そこで、まず2、3点お伺いをいたしますが、8月5日は、私ども県土整備常任委員会がRDFの発熱の問題で現地の調査を行いました。そのときにタンクの発熱の話は一切出ませんでした。恐らく180度以上あったでしょう。知事は8月11日に視察をしておりますが、そのときにタンク内の温度は恐らく180度以上あったと仄聞いたしますが、知事はタンクの発熱等の説明を受けたのかどうか。もしくは、タンクの状況を知っていたのかどうか、お伺いをいたします。

また、9月12日の多度町の議会では、19日の再爆発は防げた災害ではないのかとの質問がありましたが、私も、今回の問題は、ずっと爆発の予兆があったのに、何も対策を取らなかったことに原因があり、早期に対応しておれば防げた事故ではあると思いますが、企業庁長、この発言をどう思いますか、まずお伺いをいたします。

次に、契約に関する問題についてお伺いをいたします。施設建設は、企業の技術提案を募集し、審査する公募型プロポーザル方式による随意契約で進められました。最初の応募は9社、その後3社に絞り、富士電機が受注しました。最終的には、富士電機が提案した外国でのフラフRDFによる高効率燃焼発電の実績と、28%の発電効率、これが大きく評価

されて採用されたようであります。しかし、フラフ燃焼炉の実績も国内ではありません。貯蔵槽に安全対策もなく、今回の大事故につながったわけでございます。

当時の選考委員会の審査内容について、学識経験者の元委員は、RDFを燃やす燃焼炉や熱エネルギーを電気に変える発電装置の議論が中心だった。貯蔵サイロは、審査項目からも外され、企業庁が作成した参考資料にも記載がなかったとしており、行政関係の元職員も、貯蔵サイロは話題にならなかったと話しています。学識経験者の元委員は、委員の中に燃焼工学や環境工学の専門家はいたが、RDF自体の専門家はいなかった。RDFが危険なものとの認識は薄かったと打ち明け、RDFの性質がよくわからなかっただけに、もっと時間をかけて慎重に審査すべきだったと発言をされております。事故後、富士電機のある常務は、我々はRDFの専門家ではない、公然と発言をされております。そんな企業が今回なぜ選ばれましたか。

知事にお伺いします。今回のプロポーザル方式でよかったと思えますか。それとも、悪かったのであれば、どの部分が悪かったのかお伺いをいたしたいと思えます。

(野呂昭彦知事)

まず、私自身8月11日に現地を視察いたしております。御指摘のとおりであります。短い時間ではありましたが、RDFの現状等についていろいろ話を伺いましたが、残念ながら、その時点で当日のRDFの貯蔵槽の異常発熱等のことについては察知をいたしませんでした。それから、爆発につながるような認識を持つに至っていなかったところがございます。その3日後、8月14日になりまして、1回目の事故、そして19日にあの爆発事故というようなことございまして、本当にそういう意味では結果的にああいう事故につながっていったことを極めて残念に思っております。

私は、14日の時点で4人の方がけがをされました。それで、やはりRDFについてはもう少しきちっと考えていくべきところがあるんじゃないか、そういうふうに思いました。とりあえず事故の原因究明、これをしっかりやらなきゃいかんし、そのためには、相当専門家の皆さんにお願いする必要があるんじゃないか、こう考えまして、専門委員会を作ろうと、こういう決意に至りまして、翌15日にリスクマネジメント会議を開催いたしまして、その設置を決めたところでございました。

ところが、そのまた4日後の19日にああいう爆発に至りました。私としては、14日のこの事故を契機に、これをピンチをチャンスに変える一つの方向づけというものをとっていかなきゃいかんと、こう思っていましただけに、結果として、また19日のああいう事故にまで至りましたことを本当に痛恨の極みと考え、残念に思っておりますところであり、また、申し訳なく思っておりますところでございます。

それから、契約に関することについてでございますけれども、プロポーザル方式でよかったかどうかということでございますが、RDFの焼却発電施設整備事業につきましては、全国で初めての試みの事業でございます。そういう意味では、高度な専門技術、知識が必

要でございます。一般的に公募型のプロポーザル方式というのは、そういう際の受注業者を選定するのに一つの有力な方法であるのではないかと、こう思っています。当時の状況までは詳しく私の方ではわかりません。

しかし、今、悪かったとすればどういう部分が悪かったんだろうかというお尋ねでありますけれども、結果的にこういうことが起こりまして改めて考えるならば、初めての事業とか技術につきましては、安全が確立されていない内容もございますので、そういう意味では、安全性につきましてより十分な検討をしておくことが必要でなかったのかと、このように考えておるところでございます。

(濱田智生企業庁長)

まず、RDF貯蔵槽の爆発事故におきまして、消防職員2名の方が命を亡くされたことは、痛恨の極みでございます。深い哀悼の意を表しますとともに、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみ申し上げ、また、負傷された方々に対し、一日も早い回復を念願しております。

なお、先程、無責任現場を作り上げた幹部がいまだに責任逃れに右往左往していると厳しい御批判をいただきました。私個人といたしましては、19日の事故が起こった時点で、辞任も含め、身の処し方については知事に委ねてございます。知事からは、当面の課題解決に全力で取り組むようにと、こう言われました。私自身も、事態を放り出す結果となり、無責任な行動となることは本意ではございません。現在の私にできることに全力を振り絞る決意でございます。何とぞ県議会の皆様のご指導とご協力を深くお願い申し上げます。

それと、今回の事故は、早期に対応していれば防げたのではないかと、こういう御質問でございます。7月27日にRDF貯蔵槽の異常発熱があり、これに対しまして、施設の運営管理を委託しております富士電機株式会社によりRDFの冷却措置を行ったところ、RDFの温度が低下し、煙も減少しておりました。このため、発熱は鎮静化すると考えておりましたが、結果として、8月14日の事故発生を防止するに至りませんでした。また、14日の事故以降、桑名市消防本部による消火活動も続けられており、8月18日には、RDF貯蔵槽上部から、直接貯蔵槽内部への注水作業がなされ、無事に消火作業を進めておると思っておりました。こうしたことから、爆発につながるような認識はありませんでした。このような事態の発生を厳しく受けとめまして、当面の課題一つ一つに全力で取り組んでまいります。

(山本勝議員)

再度お伺いいたしますが、知事、同じ質問ですけど、今企業庁長にお聞きしました19日の再爆発は防げた災害ではないかという、こういう質問について、知事のちょっとお考えをお伺いします。

(野呂昭彦知事)

私も、そういう意味では、先程契約のお話でもございましたが、プロポーザル方式についても、もう少し安全性を確認しておればよかったのではないかと、それから、事故の構造的なものとしては、その原因にあります爆発に至った事象というのは、そういう意味では、そのことをきちっと察知しておれば防げたのではないかと。ただ、爆発という事象は、なかなか現場にいる者、携わってきた者にとっても想定し得なかったような事象であったようでございますが、その点は極めて残念なことだと思っております。

(山本勝議員)

どうも御答弁ありがとうございました。今回の事件が起きて、野呂知事は、県政の一大汚点と捉えて、早速危機管理体制を確立するために委員会を設立されたということでは、ある面では対策をされた努力については評価をしたいと思っております。特に2回目の爆発については、知事、そしてまた、企業庁長とも、爆発に至るまでの認識がなかったと、こういうことで御答弁をされておるわけでございますが、今回いろいろ振り返ってみますと、やはり恐らく、これで想定でいきますと、8月11日に知事がタンク内の発熱が恐らく180度以上あったということも、ある面では連絡を受けていなかったと、そういう具合に理解をさせていたいただけでございますが、そういうことになると、この程度ぐらいは、知事もしくは私ども県議会にも、8月5日に発熱の問題で現地視察をしたわけでございますが、私たちは、鈴鹿の倉庫の中で、発熱その他についてどうなんやということでお話をしておったわけでございますが、まさかそのときにタンクの中で180度以上のRDFの発熱があったということはみじも想像ができなかったわけでございますが、やっぱりこれからのいろいろ体制を、そしてまた危機管理体制を固めていく意味でも、やはり相互の連絡なり上下の連携というのは、やっぱり十分図っていくというのが、改めて今回の事故を教訓にして、危機管理体制のある面では欠如の部分のところを判明してきたわけでございまして、今後ともこの危機管理体制については、十分ひとつ検証をして、よりよいものに確立をしていっていただきたい、このように思う次第でございます。

それから、契約につきましても、知事は、ある面ではベストだったというような発言でございますが、十分ひとつ今回のこの現象、事象を教訓にさせていただきまして、もうできてしまったことでございますので、配慮しながらひとつ県政運営をやっていただきたい、このように思います。

それでは、次に入らせていただきます。原因者負担についてお伺いしたいと思います。ごみの処理について、今回の爆発事故より、一般ごみをRDF化して当発電所に運んでいた桑名広域清掃事業組合を始めとする県内26市町村では、日量380トン程度を上回る生ごみ、それから、パレット状のRDF等の処理で大変な事態になっております。ごみの受け入れ先も、生ごみのままでも、プラスチック等で分別方法が違うため受け入れに敬遠されるところもあり、日々網渡りの処理先を探す状況であります。

そのような状況下で、県RDF運営協議会の7団体や町村会が、県と合意した3790円1トンを上回る処理費と運送費は、県の責任において対処すること等の要望書が出されております。代表質問の答弁等でも、知事は、事故原因が究明されて、個々の配分で対応したいと述べられておりますが、県の煮え切らない対応に、水谷桑名市長は、法的な措置はもとより、考えられる限りの手だてを講じる覚悟だと述べ、損害賠償請求の訴訟も辞さない姿勢で県に全額負担を求める考えを示しております。県の積極的な対応こそ、問題の解決につながり、何らかの責任は免れない状況下であり、知事、昔、RDFの施設を桑名に設置したい、この当時の気持ちの低姿勢のその姿勢を十分思い出していただきながら、この際、市町村に何らかの約束をする等の知事の所見をお伺いしたいと思っております。行政は脈々と続いておりますから、知事が代わっても、それはその当時の行政の決めたことですからいいと思っております。改めて知事にお伺いをいたします。

もう一つは、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設、リサイクルプラザ、管理棟の爆発による損傷であります。

爆発の起きた貯蔵槽タンクの南側に、桑名広域のRDF製造施設があり、事故後1カ月も経つというのに、北側のガラスは100数十枚割れておりますし、外壁の壁は壊れたそのままです。爆発が起きたその当時の状況がそのまま1カ月放置され、無残な状況をさらけ出しております。知事、爆発の原因者として早急に修理されるお気持ちがあるのかなのか、お伺いをしたいと思います。

次に、RDF再稼働に向けて、今後の推移に関連してお伺いをいたします。

RDF事業は、資源リサイクル法の成立を受けて、循環型社会の実現の一翼を担うものとして、三重県が全国に先駆けて、地方が取り組む国家レベルの事業として脚光を浴びてきました。しかし、今回の事故で、県民にRDFは危険なものとの意識を植えつけ、信頼を失ったことは、これまで協力していただいた地域住民の方々には大変迷惑をかけたこととなりました。このことは、我が県の環境行政の後退につながり、ごみ行政の根幹を揺るがす事態が生じると危惧をしているところであります。しかし、ごみは毎日出され、とどめておくことができません。17日に、RDFを製造する26市町村の代表が、早急に事故の究明と安全確保を図った上で、発電所の操業を再開してほしいとの要望も出されており、一日も早い事故原因の究明、再発防止、安全確保など、危機管理体制の確立が必要であります。前に進むも地獄、後ろに後退するのも地獄、また、三重県の対応が今後の日本のRDF事業を左右する事態にもなりかねない状況であります。

先の代表質問にもありましたが、私なりに事故を検証いたしますと、システム面では、製造、貯蔵、燃焼、発電の4工程のうち、製造、貯蔵に問題があったわけで、この部分での原因の検証は徹底して行われなければなりませんし、現在、事故調査委員会が究明に努力をいただいております。しかし、拙速は許されませんが、県の今の姿勢を中国の故事に例えますと、「あつものに懲りてなますを吹く」、危機の何たるかを理解しているとは思えないのであります。今現在も刻々とごみは出続けており、他の施設に多大な費用を

支払い続けております。知事は、安全が確保されるまで施設は休止すると発言をされているが、26市町村の要望をどの程度重く受け止められているのか、また、RDF事業から撤退することもあり得るのかどうか。

また、このRDF事業、先進的なシステム構築を指導し、巨額の血税を投資し、巨大なRDFを動かしている責任者は誰なのか。私は、三重県知事であり、企業庁長であり、現場の責任者だと思いますが、知事、どう思いますか。知事は、RDFを動かしている責任者は誰だと思いますか。あわせて、知事、三重県政得意の評価システムで、このRDF発電施設は何点ぐらいつけておられるのかお伺いをしたいと思います。

(野呂昭彦知事)

まず、RDFでの処理費の問題でございませけれども、RDFにより処理費を超える市町村の費用についてでございますけれども、これについては、県の責任において対応するようという御要望をいただいていることもございまして、市町村としては財政的な負担を抱えている状況というのは、十分に私も認識をいたしております。

一方で、その費用を最終的にどこが負担するかということでございませけれども、事故原因が究明され、役割分担が確定した時点で決定されるべきであると考えておりますけれども、県議会や市町村の皆さん方にもいろいろと御意見をいただいております。御理解を得られるよう、今後責任を持って調整をしてみたいと、こう考えておるところでございます。

それから、桑名広域清掃事業組合の施設でのガラス等が割れているん被害が出ておることについてでございますが、この桑名広域清掃事業組合のRDF化施設と、それから、管理棟は、爆風によりまして大きな被害を被っておるところでございまして、被害拡大防止の観点からも早急な復旧が望まれておるところでございます。

この問題について、その費用を最終的にどこが負担するかというにつきましても、事故原因が究明をされまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、桑名広域清掃事業組合が今後行います復旧作業につきましては、県としてできるだけ協力をさせていただきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、RDF焼却発電施設の再稼働についてどう考えておるのか、撤退することはあるのかということでございますが、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会からの中間報告におきまして、今回の事故はRDF貯蔵槽からの発熱、発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるとされております。一方、この際、これらの施設につきましても、関係機関との協議や専門家により十分な点検を行って、一連の装置の安全性と安定性を確保することが必要との指摘もいただいております。

私としましては、これまで施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないということ

を表明しております、この委員会の中間報告におきます指摘につきましても、施設の再開を判断する際に必要不可欠なものであると、このように考えておるところでございます。

RDF発電所を動かしている責任者は誰かということでございますけれども、三重ごみ固形燃料発電所を24時間体制で運転管理しておりますのは、業務を受託しております富士電機株式会社でございます。業務を委託しているのは地方公営企業体の方でございます、その管理者は企業庁長でございます。地方公営企業の設置者は県であり、その責任者は知事の私ということになるわけでございます。また、企業庁は、市町村からRDFの処理業務を受託する契約を締結しております、これに基づきまして、市町村はRDFの品質に留意することになっておるところでございます。

県政得意の評価システムというのは、どの評価システムのことをおっしゃっておられるのかわかりませんが、この施設は何点かというようなお話でございますが、今回事故があった三重ごみ固形燃料発電施設の施設目的は、資源循環型社会の構築を図るため、未利用エネルギーの有効活用を促進するものでございまして、その構想自体は極めて評価もされるというふうに考えております。しかしながら、死傷者を出す事故を起こしまして、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということは大変残念なことであります。事故を未然に防げなかったことに対しまして厳しい評価をする中で、この施設の安全性について一日も早く県民の皆様からの信頼を回復するということが今後の評価につながっていくものと考えておるところでございます。

(山本勝議員)

どうもありがとうございました。

まず、ごみの処理費の問題でございますけれども、依然としてこの答弁はそのままでございますね、知事。そして、あわせて、再稼働についても24日の答弁がそのままでございますけれども、やはり、特に再稼働については、本日の新聞でも、海山町ではRDFをこれからも製造し続けていく、いわゆる製造していかなければ施設がないわけでございますから、そういうような方向も出ておりますので、知事、できれば、このごみ処理の問題、新聞なり、それから委員会等で出ておることが全部報道されておりますので、できればひとつ関係市町村を集められて、一度このごみの処理費の問題とか、それから、再稼働に向けてについても、公式にひとつ一回説明をされたらどうですか。まず、これについて後でお伺いをしたいと思いますし、評価については、少し、どれをということで、私もしまったなと思っておりますのやけど、とにかくなかなか具体的に数値が言えやんということでございますから、成績がよければ早速おっしゃれると思っておりますけれども、数値がなかったということでございますので、これは多分に不具合があったなという、こんな形を理解させていただきたいと思っておりますが、それと、桑名の関連施設でございますけれども、知事はそれなりにひとつ対応をしていくということでございますが、既に水面下では、これは話し合っておられます。9月にも、既にこの企業庁、それから県営繕課、それから桑名市

とかいろいろ話をされておりますが、9月の最近になってまいりますと、県の建築営繕課の方は少し離れられて、そして、県企業庁にお任せをしておるといような、こんな状況で進んでおるわけでございますけれども、なかなかやっぱり桑名の広域清掃としても、あのままを1カ月置いておくといのはなかなかいけませんから、ひとつ早急に積極的に対応するということを、例えば桑名広域清掃では、もうこんなことをしておつたら、一回念書も欲しいなという、こんなことを発言しておられる方もお見えになりますので、できればひとつ早急に、前向きに、これは原因者はやっぱり県でございますから、やっぱり早急にそれを対処してやっていただきたい、このように思いまして、ひとつ知事に再稼働とごみに向けての知事の一括して説明をしてほしいというものについてお伺いします。

(野呂昭彦知事)

ごみ処理、それから、再稼働につきましては、私も、もうここ、今日から2、3日の間ぐらいには鎮火という事態に至るのではないかなというふうに期待をしております。したがって、鎮火宣言もその時点で出させていただくということになりますと、いよいよ一つの事故が発生してから、非常に長くかかりましたけれども、鎮火までかかった、その一つの節目をまた越えさせていただくということになります、そうなりますと、もう後処理のことにいよいよ集中をさせていただくということになります。その上で大きな課題になりますのが御指摘のあったところでございます、もちろん関係市町村と十分協議をさせていただきたいと、こう思っております。

かかる事故を起こしました、その全体の責任、いろんな、富士電機も含めまして、総じてどういうふうな形で責任があったのかというようなことをしっかりこれは皆さんにも厳しく言われておるそのことに応えながら、次のステップに向けて、県民の信頼を回復すべく私としてはしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っております。

それから、桑名清掃のいろいろと壊れた建物につきまして修復の関係でございますけれども、お話でございましたように、現実にはいろいろと御相談をさせていただいております。したがって、私どもとしても、お手伝いできるところはどこなのか、それから、いろいろとこういう緊急の時でありますから、災害等の関連から、特別の起債やそういうことも活用した取り組みというものが桑名清掃としてもできるんだろうか、私どももしっかり勉強しまして、わかる情報はしっかりまたお知らせしていきたいと、こう思っております。最終的な費用負担だとかそういうことにつきましては、先程申し上げましたような問題がありますので、したがって、今どういうふうな形をとらせていただくことが清掃組合にとりましていいのかという観点から、県の方も一生懸命考えさせていただいております。

(山本勝議員)

どうも知事、ありがとうございました。少しほっとさせていただいておりますけど、あ

と、時間も少のうございますので、最後の質問をさせていただきます。

殉職者、負傷者への対応について、今回の爆発事故では尊い2名の犠牲者と5名の負傷者が出ました。遺族並びに関係者の気持ちはいかほどかと御推察を申し上げます。桑名市も早速いろいろな手だてを対応され、誠心誠意対応されていると聞き及んでおりますけれども、県も、今までなかなか対応的には少し不手際なところが見受けられたんじゃないかと思えますけれども、ひとつ今後は、誠心誠意いろいろな形で、対応できることについてはどんどん対応してやっていただきたい、このように要望をしておきたいと思えます。

それから、市消防職員の中に心的外傷ストレス障害の方が6名おられるようでございますけれども、この辺のところのその後の経過はどうなっておるかということをおちょっと御説明いただきたいのと、それから、あと、地元説明でございまして、桑名、それから多度、いろいろ説明をやっていただきましたが、大変不評でございました。できれば、鎮火宣言をされるというのでございますが、早い時期に再度、これからはやっぱり、先程最終的な責任というのは野呂知事であるということでお話をされましたように、責任ある野呂知事なり、濱田企業庁長が現地を訪れて、説明会等もやっぱり開いていただくのが筋ではないかと、このように思いますので、最後に一つ質問させていただいて、質問を終わらせていただきます。

(野呂昭彦知事)

まず、事故につきまして、総じて今私どもはその後の対策に全力を振り絞っておるところでございまして、まず第一に申し上げておかなければいけませんのは、私自身が先頭に立ちまして今後も指揮をとり、この事故の対処に当たっていききたいと、こういう覚悟、決意でおりますので、どうぞ一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

それから、亡くなられました方々には、私も断腸の思いであり、本当に申し訳ないことだと思っております。事故当日に遺族の方々に直接お会い申し上げましてお悔やみ申し上げてまいりましたし、また、県の施設で起こった事故でありますので、お詫びを申し上げます。その後、企業庁の職員も、機会あるたびに遺族の方々にはお会いをし、お悔やみ申し上げておるということでもありますし、それから、負傷された方々もございまして。お見舞いにも伺っておると、こういうことでございまして。誠心誠意、今後、私どもも十分御説明を申し上げて対応をさせていただかなきやいかんと、こういうふうにお思っているわけでございまして。

(田中博議員)

今定例会、RDF貯蔵槽の爆発事故がございまして、代表質問の3名の議員の皆さん、そして午前中の山本議員と、RDFに触れられました。私も、事前に通告をいたしておりますように、RDF貯蔵槽事故等に見るマネジメントシステムの問題点と対応についてと

いうことで、どうしてもこの事故でいろいろ感じましたことを、今までの議論の中でピンチをチャンスに変えてもらいたいという要望もありましたし、知事の方からもピンチをチャンスに変えるんだという、こういう意思の表明もされました。そういう意味では、チャンスに変えるためのいろんなデータといいますが、気をつけなければいけないこと、改善しなければいけないこと、そんなことが多々含まれておった、そう感じているものですから、そのことに触れながら、今ちょうど「しあわせプラン」、そして、トータルマネジメントの検討、それから、財政の検討と、三つを当然のように絡めて検討しておるという時期でありますから、ちょうど三重県の仕事の進め方、トータルマネジメント、それぞれのマネジメントシステムがうまく絡み合う、そして、システムそのものがリスクを最小にしていく、そんなシステムに是非変わっていただきたい、そんな気持ちを持って質問をさせていただきますというふうにお思っています。

冒頭、今回の事故で被害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、この対策が一刻も早くなされるように、そんな期待を申し述べつつ質問に入りたいというふうにお思っています。

私も、実は、県土整備企業常任委員会の委員をさせていただいております。今詳しい議論は議会の特別委員会に委ねておるわけでありまして、そうした委員会の活動でマネジメントの欠陥について幾つか感じたところがございます。少し経過を振り返りながらそのことを申し上げて、最初の質問に入らせていただきたいというふうにお思っています。

7月20日に鈴鹿に一時保管をしておりますRDFで発煙の事故があった。消防にお願いをして冷やしたと、こういうことでありました。この情報を受けながら、8月5日に常任委員会でRDF発電設備の方を見学させていただき、そして、いろいろ質問もさせていただきました。午前中の質問でも触れられておりましたけれども、炎が出たとは言いませんけど、煙が出た。火のないところに煙は立たないと、こういうふうにおっしゃいますから、当然火事だろうというふうに受け止めをしたんですが、燃料であるRDF、ごみではありませんけども燃料ですから、安全対策は大丈夫か、こういう議論をさせていただいたんですが、返答は、RDFは燃えませんが、こういうことでございまして、絶対に燃えませんと申し上げられた。私ども委員会は、燃料であるんでそういうことはないはずだと思いつつも、時間の制約もございまして、後々また議論をさせていただきたい、こんなふうなやりとりがございました。

8月14日に熱風事故、こういうふうにお聞きしておりますけれども、ございました。委員会としては、再度調査をさせていただこうということで、19日に現場も見させていただきましたし、そして、議論をさせていただいておりました。企業庁の方の説明では、これは個人的な見解というふうにおっしゃられておりましたけれども、一両日中に貯蔵槽の発熱、発煙は収まるだろうという、そういう発言がございまして、その後、質疑に入らせていただいたところで事故が発生してしまったということでもあります。このときに、これも触れられておりましたけれども、富士電の方も、発電機の専門家ではありますが、RDF

については専門家ではありませんということをはっきり申されましたし、企業庁の方もそのように申しておったように記憶をしております。

事故が起きまして、これは大変ですから、すぐ対応しなきゃいかんわけですが、実は委員会はそこで中断をして、それで、それぞれ、帰る者あるいは現場にとどまる者、分かれたわけでありまして、どうも、見ておりますと、実際に災害が起こったときの責任者がどなたかもよくわからない状況でございました。状況がわかりませんから、そこに待機という指示も当然ございませんでしたし、避難という指示もございませんでしたし、人の点検、点呼ですね、もされなかったと、こんなことを体験いたしまして、私は感じたんですが、今から私の感じた問題点を申し上げたいんですが、それ以降も、それ以前もいろいろ新聞報道がございましたけれども、繰り返しになりますが、12月23日に一番最初の事故の前兆がございましたのに、先程言いましたように、RDFは燃えませんと発言をされて、実際に慎重な原因究明も対応もされなかった。これはマネジメントのあり方に問題があるんだろうと感じました。

2点目に、企業庁、富士電機とも、RDFの専門家ではないというふうに発言をされています。専門家でない組織にこの運用を、安全だという間違った確信があったのかもしれませんが、今から見てみますと、そういう組織に任せたといいマネジメントのあり方。

それから、先程言いましたように、8月19日、爆発時に事後対応がされなかったという災害発生時のマニュアルがないという状況のマネジメント。

4点目に、RDFの、これも出ていましたけれども、安全性について、7月20日の発言を聞いて、大丈夫かという話をしておったんですが、当日の貯蔵槽の異常については一言も触れなかった、そういうマネジメント。我々は8月5日も見学したんですが、広域のRDF製造施設は見させていただきました。これは時間の問題だというふうに思うんですが、時間がなかったということなんでしょうが、貯蔵槽と発電所は、管理棟の窓から、あれがそうですという説明を受けただけでございました。

すべてマネジメントに絡めたわけですが、私は、三重県のマネジメントシステムに問題がある。今、経営品質活動ということで、PDSを回して、自らどんどん進化していく。これは、ISOを取得されていますからよく皆さんも身につかれておると思うんですが、どんどんどんどんよくしていく。したがって、出てきたものには問題がないという、こういうことなんですけれども、これは全く機能していない、こういうふうに思い知らされました。

そういうことで知事にお尋ねをしていきたいんですが、まず、8月25日に知事は、当面の課題と対応、4点の項目を示されました。臨時議会の後に議員に説明をされました。それとあわせて、危機管理体制の抜本的な見直しにも言及をされました。今議会の開会日、9月17日に現状報告がなされました。いろいろ質問が今までありましたように、まだまだ課題はあるんですが、これは是非早急に対応していただきたいということが私の1点目の質問なんですが、この辺の詳しい議論、専門的な議論、あるいは積み残した議論、そんな

ことは有識者による県が作られた専門委員会の皆さん方、あるいは議会の特別委員会にお任せをしたい。

それと、地元の皆さん方にも説明会をされておりますからいろいろな意見も出ておると思いますが、是非徹底的に情報公開をしていただいて、そして、それぞれの委員会なり地元の皆さん方からいただいた提言や判断を、指摘も含めて謙虚に受けとめて、早急に対応していただきたいと、こう思っております。今まで触れられておりますから、知事的意思表明といいますか、強い意思を是非確認しておきたいというのが1点目でございます。

次にお聞きをしたいのは、RDFの諸課題について、前知事から申し送りがあったと、こういうふうに新聞報道で見ました。4点書かれておったと思うんですが、当然、新しい知事になられてそういう課題を申し送られたわけですから、対応をしてこられたというふうに思います。どのように対応してこられたのかということと、あわせて、現実にごうして事故が発生してしまったわけですから、今になって反省すべき点が多々あるうかというふうに思います。そのことについてもあわせてお尋ねをしておきたい。どう対応されていくのかもお聞きをしたいと思っております。

それから、私が一番強く感じておるんですが、3点目に、全部門のマネジメントシステムをやっばり見直していくべきだということを申し上げたいと思っております。知事は、県民のしあわせ、安全安心、こういうものを県政の柱、背骨、最重要課題、こうして掲げられておるわけでありましてけれども、今回の事故の教訓をRDF対策のみで終わらせてしまっは、これは県民の皆さんの信頼が得られないんだろうというふうに思います。全庁的に見直す、もう既にこういうふうに知事は意思表示されておりますので、私と同じ考え方だろうというふうには思っておりますけれども、是非教訓を全庁で、全職員で共有して、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべき。ただ、つながりが悪いからトータルマネジメントでつながりをよくするだけではなくて、徹底的に見直すべきだというふうに考えておりますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

まず、ここまでについて御答弁をお願い申し上げます。

(野呂昭彦知事)

前知事から引き継ぎましたRDF発電事業に係ります課題といたしましては、発電所の操業に絡みまして、初期トラブルとか、あるいはRDFの異常発熱などがあったわけでございます。発電所の初期トラブルにつきましては、就任前の北川県政の当時、本年1月から4月にかけて、発電タービンの軸受けの一部損傷などにより数回の発電停止があったと聞いておるわけですが、その後、修理を行いまして、おおむね順調に稼働していると、こういう報告を受けておるところでございました。

それから、RDFの発熱防止対策といたしましては、崩れやすいRDFの発熱が発熱の原因であると、こういう見解から、RDFの性状改善について市町村と協働して取り組んでいくこと、また、貯蔵槽には温度計を設置するなど、温度監視の強化を図っていくと、

こういうことでございました。

しかしながら、結果的にはこうした事故の発生を未然に防ぐことができなかったということでございますから、私たちも大変遺憾に思っておりますところでございます。

今後、専門委員会等の調査結果、もちろん県議会の特別委員会等のいろんな御指摘も踏まえて、適切に対応できますよう、そして、県民の皆さんの信頼回復に一層努めて最善の努力をいたしていきたいと、こう思っておりますところでございます。

それから、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべきであるという御意見でございますが、先程少しトータルマネジメントについても触れさせていただきましたが、トータルマネジメントシステムそのものは、いろんな制度、システムをより有効に組み合わせ、体系的に効果的に機能するように、そして、結果的には全体最適を常々組んでいけるような、そういうものを作っていくという目的で取り組んでおるところでございます。

今回の行政経営品質の考え方に基きます点検結果を主な課題として中間的に取りまとめたところでございますけれども、この中で、リスクマネジメントにつきましては、全庁的に実効のある展開を進めるために、職員一人ひとりへの危機意識の徹底とか、政策推進システム、率先実行取り組みなど既存システムの活用など、危機管理の仕組み、体制の強化を図っていく必要があるということで、そういった課題が上がってきておるところでございます。

このトータルマネジメントシステムに検討をやっている中で、実は今回のRDFの貯蔵槽の爆発事故が発生いたしました。そんなことから、私としては、全庁的な危機管理体制については、これは緊急に見直して検討していかなければならない、こんなことで9月2日に危機管理体制検討会を設置いたしましたわけでございます。

この検討会におきましては、具体的に危機管理マニュアルの点検とか、あるいは、危機発生背後に潜んでおります組織の体質とか仕組み、それから、職員の意識、こういったものなど、全庁的な危機管理体制におきます問題点の検証を行っておりますところでございます。さらに、危機発生時の未然防止対策とか、あるいは発生時の体制づくりを行うためにリスクを検知するシステム、さっきヒヤリハット等の事例を申し上げますけれども、そういったものとか、職員の意識の改革向上、それから、危機発生時の情報収集や県民の皆さんへの発信方法、危機管理組織や危機発生時の事故対策本部等のあり方等について検討しておりますところでございます。

今後も、全体のトータルマネジメントシステムの検討と整合性を図りながら、具体的に実施できる対策から早急に取り組んで、全庁的な危機管理体制の充実強化をしております。その上で県民の信頼を取り戻してまいりたいな、このように考えておるところでございます。

## ○平成15年第3回定例会（平成15年9月30日）

（木田久圭一議員）

次に、RDFの問題についてであります。

RDFをどんどんと進めてきた北川前知事がさっと潮の引くごとくいなくなりました。その後、始末に追われている野呂知事という構図を県民は見ております。就任早々、県政最大の危機に直面した知事の思いを聞かせていただきたいと思っております。北川前知事との責任分担をどういうふうに考えておられるのか、できればお話をいただきたいと思っております。

（野呂昭彦知事）

それから次に、RDFの問題について、就任後間もない状況で直面したことについてどう思っておるか、それから、前知事との関係についてもどう考えるかと、こういうことでございますけれども、私は就任当初から、新しい県民しあわせプランの策定と同時にトータルマネジメントシステムというのを構築していかなければならないと、こう考えてまいりました。その中でやはりいろいろ新しい県政運営のシステムが持ち込まれたわけでございますけれども、既に多くの皆さんからも御指摘がありましたように、それぞれのシステムそのものが必ずしも効率的、効果的に運用されておるといふばかりでもございません。

それから、特にやはりいろんな運用のそれぞれのシステムがより連携して、やはりもっとも県政の運営につきまして、県民に向かってサービスを提供していくという観点から、常に最適化された県の組織であると、こういうことが必要であると、こう考えてきたわけでございます。特にトータルマネジメントシステムをやる際には、最終的には県民の皆さんの信頼を欠くようなこと、これが総じて言うところの県政におけるリスクであると、こう考えておりますだけに、リスクマネジメントとか、あるいは危機管理というのは全体の運営システムの中でかなり中心的な役割をなすものであると、こういうふうと考えてきたところでございます。

実は、そんな取り組みをこの6月以降始めてまいりましたが、その矢先に今回のRDFの貯蔵槽の爆発事故が起こったところでございます。私としては、ああいった尊い命を犠牲にする、また、お勤めの皆さんが怪我をされるという事故に遭遇をいたしまして、そういう意味では、県の施設であるだけに、断腸の思いで残念な気持ちでいっぱいでございます。また、県民の皆さんにも、かかる事態がいかに県政に対する信頼を低下させるかということで、非常に残念に思っておりますところでございます。

そこで、知事である私がこのRDFの一部局でやってきておるこういった事業のことについてどういった関係があるかということではありますが、私自身は県政の一番責任ある立場として、そのことを極めて重く考えておるところでございます。北川前知事にありまして、知事という立場という観点からいけば、同じような立場であると、こういうふうにして思っております、前知事のことについて御指摘をされるなら、それは私自身のまた問題

であると、こういうふうに着実に考えておるところでございます。

### ○平成15年第3回定例会（平成15年10月2日）

（福田慶一議員）

最後になりますが、今議会はRDFの問題で終始をしたようなことかなと思っております。それで、最後の最後でございますが、RDF施設についての質問をさせていただきたい。

8月19日に三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽において爆発事故があり、知事は、事故発生と同時に発電所の運転を停止するという決断をされ、原因究明と安全の確認がなされるまでは運転を再開しないことを表明されました。一方、運転を停止したことにより、ごみをRDF化している26市町村から発生するごみをどう処理するかという大きな問題が発生をいたしました。

先日の代表質問での萩野議員の質問に対して、知事から、市町村及び関係機関と協力してごみ処理体制を整え、当面の受け入れ先は確保したとの答弁があったものの、RDF化している市町村においては、処理先の確保とその財政負担に悲鳴を上げ、近隣市町村は、その受け入れによって、自らのごみを調整してでも協力しようと涙ぐましい努力を行っております。このような厳しい状況は、RDF化施設組合や各市町村からの要望書などから十分に御承知のことと思えます。

一方、8月14日から続いておりましたRDF貯蔵槽内部の発熱及び火災について、先月27日鎮火宣言が出されたにもかかわらず、発電所の再稼働の見通しについては依然として目途が立たず、先日の代表質問並びに一般質問においても、知事は、相変わらず、原因究明と安全確認という答弁をされております。原因究明については、県議会に設置をしていただきました特別委員会や専門家による事故調査専門委員会に委ねるとしても、このような市町村の切実な悩みを解消するために、運転の再開について判断する安全性確認のための要件を知事から具体的に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日、今日のこの質問が、質問の最終日の最後の質問であります。ぜひとも明快な御答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

（野呂昭彦知事）

最後に、RDFにつきまして、安全性の確認要件とはどういうことかと、こういうお話がございました。まずは中間報告を既に専門委員会の方からいただいております。この中で、今回の事故はRDF貯蔵槽からの発熱発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても十分な点検を行い、一連の装置の安全性と安定性を確保すること、それから、RDFの保管中にある程度の高

温になった場合、そのまま放置すると有機物の自己発熱により更に温度が上昇し、やがて発火に至ることが考えられるなどの御指摘をいただいております。

この中間報告等から、次の3つのことを安全性の確認要件として考えてよいのではないかと考えております。1つは、専門的な知識、技術を有します第三者に依頼いたしまして施設を総点検し、施設の安全性と安定性を確認すること、それから、2つ目に、中間報告で示されましたRDFの保管方法、防災措置、日常の品質検査などのRDF管理の当面の留意点というのがございますが、これをクリアできる体制を確立すること。それから、3つ目に、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調査専門委員会の最終報告や環境省の検討結果などを踏まえ、適切に対応するものとし、それまでの間においては、貯蔵槽がない場合でも、安全に運転が可能な範囲にRDFの処理を限定するという。こういう3つをまず考えるわけでございます。

それから、ソフト面の対策といたしましては、確実に機能する発電所の危機管理マニュアルが整備されることや、それから、環境行政の経験豊富な県職員との配置とか管理体制の充実整備、こういったものも必要だと、こう思っております。

何よりも安全性の確認につきまして、県議会や市町村、あるいは地域住民の方々へ御説明申し上げまして、今後の御理解を得られるように取り組んでまいりたいと思っております。

（桜井義之議員）

お疲れのところ、お許しをいただきまして、先ほどの福田議員のRDFの質問に対して関連をさせていただきたいと思っております。

先ほど、議員の質問に対して、知事が、再開に向けての3つの安全性確保の条件をお示しいただきました。限られた時間でしたし、少し早口で御答弁されましたが、先ほどの御答弁は僕は十分ではなかったんじゃないかな、そんな気持ちを持っております。

そこで、もう一度、今回、専門的な知識がなかったり、あるいは非常に無責任な体制であったと。企業庁の責任あるいは民間の富士電機さんの責任、これは免れないんじゃないか。あるいは県民の信頼の回復のためにも、最高責任者としての知事の強い指導力、これをやっぱり期待したい、そう思いますときに、もう1回、先ほどの3つのお示しをいただいた項目の上に、知事の強い意思というか、ここをお示しいただきたいというふう思うわけであります。まずはそのところを知事のお言葉で是非語っていただきたい。

（野呂昭彦知事）

先般、16日に専門委員会からの中間報告が出まして、その中で、中間報告では、一つは、RDFの貯蔵槽の発熱発火に伴うものであって、焼却とか発電施設とは無関係なものと考えられるけれども、この際、一連の施設について安全性をきちっと確保しなさいよと、こういうことが一つございました。それからもう一つは、発火そのものについては、RDF

の保管中に、いろいろとそのまま放置すると有機物の自己発熱によって発火に至るとい  
ようなことがあるということでもございましたので、そういったことから、今回、福田議員  
の御質問に対して幾つかの点で申し上げたところでございます。

一つ目に上げましたのが、まず、専門的な知識、技術を有する第三者に依頼をいたしま  
して、施設を総点検して、安全性、安定性を確認するというところでございます。

それから、二つ目に申し上げましたのは、中間報告の中で、RDFの保管方法だとか、  
防災措置だとか、日常の品質検査等につきまして、RDF管理の当面の留意点というのが  
この中間報告にございます。その中には、保管方法についてとか、防災措置についてとか、  
それから、その他の項目の品質検査に関することとかいうようなことがこの当面の留意点  
という中に上げられておるわけでございますので、そういった保管方法、防災措置、日常  
の品質管理など、この留意点をクリアできる体制を確立するということが大事だというこ  
とを2点目に申し上げました。

それから、3点目に申し上げましたのは、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調  
査専門委員会の最終報告とか、あるいは環境省の検討結果などを踏まえて適切に対応する  
必要があると考えておりますが、それまでの間、貯蔵槽がない状態におきましても、安全  
に運転が可能な範囲にRDFの処理を限定するという、これが貯蔵槽がない状態の中  
でも一つ求められることではないか、こういうふう考えたところでございます。

それから、そのほか、今3つ申し上げました以外に、発電所の危機管理マニュアルが整  
備をされるということが必要でございますし、それから、県においてかかるこういった事  
故がございました。県職員の配置等についても、管理体制を十分に充実整備をするとい  
うことが大事だと、こういうふう考えたところでございます。

私が言っておりますことに向けて、やはりそういったことについて、県議会の皆さんや、  
あるいは市町村の関係の皆さん、地域の皆さんにも御理解をいただくということが、再開  
に向け一定の理解を得られるということが必要になってくるだろうと、こういうふうにか  
えて申し上げたところでございます。

(桜井義之議員)

ありがとうございます。大切なことだろうという認識を持たせていただきましたので、  
あえて知事の言葉でということでも申し上げました。

その中で、特に福田さんの質問の趣旨の中心にもあったかと思えます、今おっしゃっ  
ていただいた26の市町村のこの対応の問題というのは、もうせば詰まった話であろうとい  
うことだろうと思えますが、2つ目の今示されたRDFの保管あるいは一様的な品質、こ  
れは、例えば市町村がつくってくるRDFの品質等々も含めて、やっぱり県はトータルと  
しての管理責任者としての留意点を持って臨むというふうな今の御答弁の中を解釈させ  
ていただいでよろしいでしょうか。

(野呂昭彦知事)

私は、中間報告の今、当面の留意点ということについて、それを引用して申し上げたこ  
ろでございます。そういう意味では、保管方法についても、RDF化施設もやっぱり連  
携して取り組む体制が必要であるということとか、それから、品質管理についても、当然  
つくっておるのはRDF化施設でございますから、これも連携した取り組みというものが  
必要でございます。そういう意味では、少しそういった連携の相手も、市町村等も含めた  
中できちっと対応していくべきことだと、こういうふう述べておられるものと解釈して  
おります。

### ○平成15年第3回定例会 委員会報告(平成15年10月10日)

(貝増吉郎地域政策〔防災対策〕調査特別委員長)

現在、RDF発電施設におけるRDF貯蔵槽の事故により、県民に対する信頼が大きく  
損なわれていることを受け、この事故を教訓に県の危機管理体制について抜本的な見直し  
が行われているところでありますが、今後は、県が危機感を持ちリスクマネジメント会議  
を開催した場合は、県民の不安を払拭できるよう必要な都度、迅速な情報提供を行うと  
ともに、安心・安全な基盤固めに積極的に取り組まれるよう要望いたします。

(田中覚RDF貯蔵槽事故調査特別委員長)

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長(田中覚君) 報告に先立ち、少しお時間をいただきま  
す。

RDF貯蔵槽の爆発事故において、消火活動に当たってこられ、尊い命を亡くされまし  
た桑名市消防本部の消防士の方々に対し、心から哀悼の意を捧げます。

また、残されました御遺族の方々に、衷心よりお悔やみを申し上げます。

同時に、作業に当たり負傷されました方々の一日も早い回復を念願しているところ  
でございます。

それでは、RDF貯蔵槽事故調査特別委員会におけます調査の経過等について、御報告  
申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重  
大さに鑑み、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について  
調査を行うため、8月25日に設置されました。

以降、8月28日、9月5日、9月19日、9月29日及び10月8日の計5回開催し、こ  
れまで事故の原因の究明及び事故後の対応について調査してまいりました。

具体的な調査項目の報告の前に、冒頭申し上げたい事柄は、県企業庁と富士電機株式会  
社の姿勢についてであります。

事故原因の究明に係る調査において、県企業庁と富士電機株式会社から聴取いたしまし

た。

企業庁と市町村等7団体とのごみ燃料の処理業務に関する委託契約書において、第4条第1項で「当該業務の履行に当たっては、善良な管理者としての注意義務を持って履行しなければならない」と県企業庁の管理責任を定めております。

一方、企業庁と富士電機株式会社の契約においても、第55条第4項で「管理運営期間中、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行う」と富士電機株式会社の管理責任を定めているのにも関わらず、注意義務を怠り、率先して原因を究明せず、その上道義的、刑事的、行政的責任を明確にしないでおこうという姿勢は、事業主や受託者としての主体性に欠けると言ってもよく、誠意やスピード感が感じられませんでした。

全く責任感の欠如と言っても過言ではありません。

特に県企業庁は、「施設の管理運営は、富士電機株式会社に委託している。施設の引き渡しは、まだ受けていない」といった責任転嫁とも受け取れる発言が随所に見受けられました。大量放水や消防出動に関しては、富士電機株式会社は「企業庁から、消防への通報は待つように指示を受けた」と言うことに対し、県企業庁は「そのような話は聞いていない」等の見解の相違点が見られたことは、誠に遺憾であります。

そこで、本委員会において特に議論のありました事項に関して、御報告を申し上げます。

第1に、御遺族への対応の問題であります。

消防士2名の方々におかれましては、公務とはいえ、県有施設に起因する事故により亡くなられたところであります。

責任の所在については、警察当局の手に委ねられておりますが、御遺族からは「県企業庁、富士電機株式会社とも、誠意に欠ける対応が見られる」といった苦情を聞いております。

単なる誤解であれば救われる面もあると思われまますけれども、今後、今まで以上の誠意を持って早急に対応すべきであると思えます。

第2に、多度町を始めとする周辺地域への環境面での問題であります。

既に、県当局より、ダイオキシン類等の環境影響調査について実施され、その結果については、既に新聞やインターネット等で発表されており、環境基準値内であり異常は認められませんでした。

しかし、その情報の提供については、かなりの日数を要しています。

今後は、住民の不安が生じないように、迅速かつ的確な情報提供を要望いたします。

第3に、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題であります。

ごみは毎日出てまいります。

関係市町村のごみ処理行政が滞りなく円滑に進むよう、県当局においては、県内市町村との調整に最大限の努力を強く要望いたします。

また、費用負担の問題については、これも警察当局やごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の結論を待たなければいけない状況でありますけれども、その費用は、県民の血税

から負担するものであり、県議会としては容易に認めることは出来ません。

従って、事故後における関係市町村のごみ処理方法や費用の増嵩について詳細に調査し、議会に対して報告するよう申し付けておきます。

第4に、事故原因の究明についてであります。

9月16日に、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会より知事に提出されました中間報告においては、「事故現場での消火活動やRDF貯蔵槽からのRDFの撤出作業が続く中、十分な資料が得られないため、推論の域を出ない」ということでありますが、以下のように述べられております。

発熱の原因としては、微生物の発酵、RDFの機械的な摩擦や無機物の化学反応等があげられています。

また、爆発の原因としては、微生物発酵に伴う可燃性ガスの発生や貯蔵槽内での火種や空気の供給等があげられています。

いずれにしても、県当局には、今回の報告に基づき、RDFの性状を十分認識し、今後は、RDFの検査方法や保管方法の見直し、さらには異常時における監視設備の充実や防災措置等について検討することを要望いたします。

また、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の最終報告に向けては、同委員会から企業庁等により十分な情報が得られないという指摘を受けているところでもあります。

同時に、本委員会においても、再三、同様の指摘、つまり、言われてから出すのではなく、進んで情報を開示しなさいと指摘を行ってまいりました。

より正確な事故原因の究明のため、事故前の状況等の詳細なデータを提供するように、これも申し付けておきます。

第5に、施設運営面での責任の不明確さであります。

今回の事故につきましては、稼働時から責任の所在の明確化がなされていませんでした。去年12月末における貯蔵槽の異常発熱を大きく問題視し、問題点や対応策等について迅速かつ適正な伝達を行い、情報の共有化をするとともに、防災設備の設置や管理運営等の対応を的確に行えば、未然に防ぐことができたものと言えます。

さて、このRDF発電事業は、環境対策のみならず、市町村行政の1つである一般廃棄物行政を広域的に進めることにより、分権時代の県と市町村とのあり方を提案するもので、大変大きい意義を持つものであります。

こうしたことから、今後の一般廃棄物行政の推進については、以下の3点について1日も早くその展望を示し、迅速な対応を行わなければなりません。

その1つ、今回の事故については、事業主体としての認識を十分に持ち、責任ある姿勢で取り組み、専門家や関係機関等の意見も踏まえ、RDFの性状や施設の技術面や契約方法等の制度面及び推進体制、もしもの時の連絡体制や危機管理体制といった組織面など多面的に検証を行い、責任の所在の明確化を図り、その改善策を策定すること。

また、施設の検証につきましては、RDF貯蔵槽以外の焼却施設や発電施設なども含めて行うこと。

その2、RDF発電事業の今後の対応については、市町村や地域住民の方々と十分協議を行うとともに、安全性の確認については、一定の理解が得られるよう説明を行うこと。

その3、その上で、環境先進県を標榜している三重県としては、循環型社会の理念を再構築し、ごみを出さない施設等の具体的な検討を行い、今後の一般廃棄物行政の円滑な推進を行うこと。

最後に、今回の事故を教訓として、「安全・安心」をキーワードに徹底した危機管理体制の確立を行うとともに、今後、他の事業につきましても、安全に対する認識を一層深め、県民の信頼回復に向けて取り組むことを強く要望しておきます。

なお、本委員会におきましては、今後、市町村のごみ処理対策や再発防止策等について調査を進める予定であります。

以上、御報告を申し上げます。

#### ○平成16年第1回定例会（平成16年2月26日）

（芝博一議員）

RDF問題について局面が大きく変わろうとしています。県企業庁は住民説明会を開き、施設の改修に入り、安全確保のための試験調整運転への手順を公表しました。そして、すべてを住民に公開し、安全性が二重、三重にも確認されたならば、知事が本格稼働の可否を判断するとのことであります。先の住民説明会でも多くの不安や意見が寄せられましたが、これらの問題を徹底的に解決し、必要があればその都度説明会を開いて、更に県民、住民に理解を求めていくよう、当局に強く要望しておきます。

そこで、県企業庁は、RDF発電所の稼働に必要な経費約8億円を計上し、これは、再稼働したと想定し、大半は人件費と富士電機への事業委託費とのことですが、再開に必要な施設改修費用は、当面富士電機が負担し、改修後に話し合い、事故責任の割合に応じて費用分担を決めるとのことですが、この事故責任の割合は、何を判断基準にして決めていくのでしょうか。そのお考えをお聞かせください。

また、施設改修費だけでなく、今、現、に県と富士電機が半分ずつ負担している、各市町村のごみ処理増額分や、これまでの事故処理に要した費用分担についても、個々それぞれの個別の事案で費用分担を話し合うのか、はたまた総体的に、総額をもって費用分担を話し合うのかもお聞かせください。

更には、その話し合いやその結果に第三者の判断を求めていくべきか、また、求めないのか、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、御答弁をお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

次に、RDFのことについてお触れになりました。今回、県の施設であるRDFの発電所におきましてあつた事故が起こりまして、改めて犠牲になつたお2人の御冥福もお祈りいたしたいと思つたります。

RDFにつきましては、先般、2月20日から改修改善に入つておるところでございます。順調にまいりましたら、引き続きまして試験運転に入つてまいりまして、やはり机上で考へてきた、これまでとつてきた、お示しをしてきた安全策が本当にきちつと確実なものかどうか、こういうことを見きわめていくということが、安全性を確保し、確認していくためには何としても必要なことであると、こう思つておられます。

御指摘がありましたように、そういった状況につきましては、最終的には、監視運転の後、議会あるいは周辺市町あるいは住民の皆さんに説明会を持ちまして、そして、私としては、本格的な稼働をその後やめていくのかどうかということの最終判断をしなければならぬと、こう思つておるところでございますが、それに至ります状況の中でも、こういった試運転であるとか、いろいろな形で安全性の確認をしていくわけでありまして、それらの情報につきましては、適宜しっかりお示しをできるようにしていきたい。したがつて、そういったことのお報告をする説明会も今後持たせていただきたいと、このように考へておるところでございます。

お尋ねでは、費用の負担の問題がございました。この事故に伴います損害賠償につきましては、事故の原因の責任者がその費用を負担するということがまず基本であると思つておられます。今回のRDFの貯蔵層の事故につきましてはまだ原因が特定されていないという状況でございますので、その費用の負担につきましては、ごみをRDF化しております市町村におきますところのごみ処理経費負担を軽減するための費用などを企業庁と、それから、富士電機で暫定的に2分の1ずつ負担することといたしておるところでございます。その他の費用につきましては、それぞれの費用の内容等に応じて、関係者の間で引き続き検討してまいりたいと、こう考へておられます。

なお、今回の事故におきますところの責任の割合についてでございますけれども、これについては、今後、警察の捜査等の動向を見まして判断をしてまいりたいと、こう思つておられます。

また、費用の最終的な負担割合については、富士電機と話し合いを続けてまいりましてけれども、御指摘がありますような、法律に基づきますような専門的な判断を必要とするともございます。場合によりましては第三者の判断を求めていくということもあると、このように考へておるところでございます。

（芝博一議員）

もう1点、RDF関係の件でありますけれども、事故の原因が特定されていない、こういうことでありまして。しかし、今現状では、事故調査委員会は、最終的な、決定的な事故

原因を究明と発表されませんでした。警察で事故の刑事責任についての調査は進んでいますが、私は、これは別問題と考えています。どこかでだれかが事故の原因をある程度全体的に特定して、それをもって判断基準として負担割合を決めていかなければ、最終的に、いつまでたっても答えが出てこないんじゃないか、警察の刑事責任の追及からの、その結果がすべての判断基準になるとは考えておりません。そここのところをもう一度知事にお尋ねいたします。

(野呂昭彦知事)

それから、RDFのことについての刑事問題とは別に、こういった費用負担については、余り長引かせずにしっかり決めていくべきではないかということでもありますけれども、やはり、私といたしましては、こういった費用に係る面の負担につきましては、県民にしっかり説明できなければなりません。それがやはり事故の原因の特定ということに深く絡んでくるということになりましたら、やはりそういったことを全く無視した形といいますか、それとは切り離してということであっても、出てきた結果として、県民にやはり説明が十分できないという状況ではいけませんから、こここのところは、少し、お金の問題は、時間が後になろうと、しっかり説明できるような根拠を持ってお示しをしていくということが大事だと思います。

安全性については、事故原因が特定されていませんけれども、その予想される事故原因というものをすべて大体考ええる点で網羅した形の中で安全対策はとっていかうということで、これは進めておるということでございます。

(岩名秀樹議員)

まず、野呂知事の県政運営について御質問をいたします。

一つ目は、RDF施策への対応であります。昨年8月生じましたRDF貯蔵槽の爆発事故に際して、事故直後の記者会見において、知事は、14年12月の本格運転が試運転状態のようなままで始まった。その後の運転がいびつなままで継続されてきたのではないかと。また、県内の各施設でRDFを既に製造しており、処理しないといけなかった。中止して十分な試運転を行える状況ではなかったとコメントをしており、当時、企業庁と富士電機が責任のなすりつけ合いをしている状況の中、知事のこの発言に対して、正直でさわやかな印象を持ったところであります。

その後、10月の第3回定例会においては、施設再開の条件として、一つに、専門的な知識や技術を持つ第三者に依頼をして施設を総点検し、安全性と安定性を確認する。

二つ目は、RDFの保管方法、防災措置、日常の品質検査など、RDF管理の当面の留意点をクリアできる体制を確立する。

三つ目には、新たな貯蔵槽の設置については、事故調査委員会の最終報告や環境省の検討結果を踏まえ適切に対応し、それまでの間は、貯蔵槽がない状態でも安全に運転が可能

な範囲にRDF処理を限定するの三つを上げられたところであります。

また、11月の記者会見では、住民の理解を得られなければ再開をしないと話されており、当然のことだと思います。

ところが、年が明けてから、この知事が同じ人とは思えないような発言をします。1月20日には、突然年度内の再開意向を表明し、26日には、議会でこの発言が適切でなかった旨の釈明を行います。しかし、2月に入っても、爆発事故が原因で指名停止処分を行った富士電機との委託契約の継続を確認し、施設の再稼働を監視運転をするという、役所にしか通用しない言葉で説明を行っているところであります。これが、安全・安心と、それから、県民主役を唱えた知事の姿なのでしょう。

新聞報道によると、年度内に富士電機からの施設の引き渡しを受けないと、国からの補助金を返還しなければならないおそれがあることが理由の一つともとれる発言をしておられます。一昨年の12月、幾つかの事故を起こしながら、拙速に事業を進めて大事故を生じさせることに対する反省がどこにあるのでしょうか。

そこで質問をいたします。知事のこれまでの発言によれば、施設再開の条件は安全の確認と、3条件の達成と、住民の方々の同意が前提と思われそうですが、これに変わりはないのでしょうか。

また、本定例会開会日に行った全員協議会の資料では、住民への説明を行ったという記述はあっても、同意を得られたという記述はありませんでした。この席では、知事自らが十分な理解を得られていないとする発言があったと思います。今この時点で、住民の方々の理解が得られているのかどうか、知事の考えを明確にさせていただきたいと思います。

二つ目は、施設の改修、試運転の後に行う監視運転についてであります。監視運転とは、どう言いつくろっても、本格稼働のことだと私は思います。現在の予定では、施設改修、試運転、監視運転と連続しているわけですが、改修、試運転の後に十分な検討の時間をかけることが必要だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

三つ目は、補助金の返還についてであります。RDF発電については国も推進をしており、そのために補助金制度があったわけで、県は、環境省と独立行政法人のNEDOから合わせて19億円余りの補助金を受け取っているわけでもあります。これを返還しなければならないおそれがあると報道されているわけでもあります。

そこで質問ですが、現在、補助金については、RDF施設がどのような状態であれば返還しなくてもよいのでしょうか。試運転をすればよいのですか。富士電機からの引き渡しを受ければよいのですか。それとも、再稼働をしなければならないのですか。そこをまず明確にさせていただきたいと思います。これがはっきりしていないので、話が余計にややこしくなっているのではないかと思います。

四つ目は、富士電機への管理委託の継続であります。今年2月には、昨年8月の第1回の爆発事故の責任によって、富士電機は指名停止処分を受けています。これで富士電機への処分は終わりになったのでしょうか、お伺いをします。

また、事故によって処分を受けた業者にそのまま委託を続けることは、県民感情を考えたとしても不可解なのですが、いかがでしょうか。

#### (野呂昭彦知事)

さて、RDFについてのお話がありました。今回、説明会、企業庁の方で持たせていただいたのを報告受けまして、まず第一には、本当に県が失った信頼が余りにも大きいなというのを率直に感じております。安全対策に対します質問については、一応それに対してきちっとお答えはしてきておるけれども、やはりその信頼を欠いたことの大きさを改めて強く感じておるところでございます。そういう意味では、この信頼回復に本当にきちっと努めていかなければならない、こう考えておるところでございます。

そのために、この際、やっぱりしっかりした安全策というものについて、それをしっかり確立をして、そしてまた、確認をしていくということが大事でございます。そんなことから、最終的にRDFの本格稼働云々については、住民の説明会等での、出させていた上での最終判断ということをしていかなければなりません。まずは、やはり施設を安全に動かすための改修を行って、また、試運転等も行って、それをやっぱりしっかり確認をしていかなきゃならないということで考えておるところでございます。その試運転の結果につきましては、県議会や地元各市町あるいは地域住民の皆さんに報告をさせていただきたい、こう思っております。

それから、既に御報告申し上げておる中にありますが、地域の住民の方が入りました三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議というのを、これを早期に立ち上げて、試運転から今後監視運転等に入っていき、そういう状況の中で、そんな状況を随時情報提供して御意見をいただいてまいりたいと、こう思っております。

それから、適宜、時期も選ぶ中で、試運転の状況の結果であるとか、あるいは監視運転での状況の結果について、それを報告申し上げるというための説明会も持ってまいりたいと、こう思っています。その上で、最終的にこういった経緯、監視運転については大体数カ月から1年これはかかるのかなという感じを持っておりますけれども、改めて県議会や地元市町への報告、それから、地域住民の皆さんへの説明会を行って、それで本格稼働に入るかどうかと、こういうことを判断いたしていきたいと、こう思っています。

私としては、やはりしっかり安全性をきちっと確保し、確認した上でなければ再開をしないということ、その気持ちは変わらないところでございます。諸事情がいろいろある中で、私も、私としての思いを十分説明しないまま申し上げて、若干皆さんにご迷惑をおかけしたことは申しわけないと、こう思っておりますが、今後もその気持ちで取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、補助金のことについてお話がありました。補助金を返還しなくてよい条件というのはどういうことかということでございますけれども、適正に国庫補助金の交付を受けるというためには、各省庁等が補助金交付の目的に沿って定める補助金交付要綱に基づい

て事業を執行して、そして、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付されておる条件に適合しておるなどということ所轄の省庁が認める、そういったところに認められるということが必要でございます。

その上で、計画どおりに事業実施が行われるということが更に求められるわけでありませぬ。したがって、施設の安全性の確保が大前提となることは言うまでもございませぬけれども、補助金という観点からすれば、原則として、今年度内のRDFの焼却発電施設の試運転が終了し、そして、県が富士電機から施設の引き渡しを受けることが必要ということになってくるところでございます。

基本的には今申し上げたようなことでございますけれども、もし仮に試運転が延びるといようなこと等いろんな状況を考えてまいりますと、いろんな場合においても、私どもとしては補助金の返還額ができるだけ少なくなるよう今関係省庁と鋭意協議をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、ほぼ確信できる結論というものを得ることができましたら県議会の方にも御報告をさせていただきたいと、こう考えております。

それから、富士電機のことにつきましては、先般、富士電機の処分を企業庁の方でやっておりますが、これは8月14日の事故の分でございます。19日の件につきましては、事故の原因の特定等を含めた今後の調査等も見ながら決めていかなければならないということで、今後の問題といたしておるところでございます。

それから、三重ごみ固形燃料発電所の富士電機と交わっております管理運営業務委託契約でございますけれども、これは、平成14年の12月1日から平成29年の3月31日までの契約となっております。したがって、この契約の条項に明白な違反がないという限りにおきましては、契約の解除は難しいということであろうかと思えます。

富士電機につきましては、今全社を挙げて取組体制を確立しようということで、RDFの管理者であるとか、あるいはボイラー・タービン技術者の専門委員であるとか、あるいは安全専門者を配置するなど、発電所の管理運営体制を強化する、あるいは富士電機総合研究所がRDFの性状研究等につきまして、学識経験者と連携しながらバックアップする等の対応をしておると聞いております。

一方、発電所の方でございますが、富士電機の提案に基づきまして、同社が設計施工まで一括して建設をしておるということでございまして、同社は、現在の発電施設の内容や取り扱いにも最も精通しておるところでございます。今後も、富士電機がこの施設について設計施工に関する責任を果たしながら管理運営をやっていく必要があると、こういうふうを考えておる。今の状況の中で、引き続き富士電機に発電所の管理運営を委託していきたく、こう考えておるところでございます。

## ○平成16年第1回定例会平成16年3月4日)

(石原正敬議員)

さて、くらしの12でございますけれども、これは、RDF事故が契機となって浮上してきたプログラムであろうと私は認識しております。確かに、RDF事故の後、事故原因の調査ですとか、専門家によるさまざまな検討が行われてきたわけでございますけれども、こういったことは、やはり議会も執行部も積極的な活動をしてきたと。そして、まだいろいろ問題は残っておりますが、これからも継続していこうと私は思っております。

それに加えて、私は4点ほど、あの事故が三重県行政に問いかけたものということとらえております。

まず一つは、やはりRDF政策そのものに対する是非だろうと思っております。そして、2点目としましては、やはり一般廃棄物行政に県が積極的にかかわっていったというところにありまして、市町村と都道府県の間を問直すという意味で、これは県政に問いかけていこうと。三つ目といたしまして、補助金の問題もありますけれども、国と都道府県の間を見直す、こういったことも中に含んでいるであろうと思っております。四つ目は、テクノロジーブッシュの問題であろうと思っております。行政が抱えるさまざまな問題を高度な科学技術によって解決しようとする。これは積極的に評価できるわけでございますけれども、しかしながら、テクノロジーに頼り過ぎ、現場を見、そういうことを忘れてしまうということも否めません。そういったことを、野呂知事におかれましては、ぜひともこれから我々議会と議論する中で真摯に考えていただきたいというようなことも提示しているのではないかなと思っております。

以上四つの点を私は認識しておるわけでございますけれども、これはやはり今後の議会の議論でも活性化していくべき課題だと私も認識しております。

さて、その4点のうち2点について、ごみゼロ、くらし12にかかわってお尋ねしたいと思っております。

重点プログラム「くらし12」は、単体、その一つのプログラムとしては、整合性がとれた、まあ、いいプログラムだなと思っておるわけでございますけれども、そこで、他の政策、特にRDF政策とごみゼロという問題はどのような関係にあるのか。そして、くらし12の中でも、市町村との協働と、こういうことを掲げているわけでございますけれども、その市町村との関係とはどのような関係を指すのか、協働というのはどのような関係を指すのか、ここに少し明確性に欠けるのではないかなと、そのような気がしておりますので、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

まとめますと、ごみゼロ社会の実現とRDF政策はどのような関係にあるのか。さらにもう1点、ごみゼロ社会の実現に向けて、三重県と市町村はどのような関係のもとにこれを推進していくのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思っております。

(長谷川寛環境部長)

それでは、まず初めに、ごみゼロとRDF政策の関係について御答弁申し上げます。

ごみゼロ社会の実現につきましては、まず、ごみの発生、排出を極力抑制し、やむを得ずごみとして排出されたものにつきましても、再使用、再生利用を行うなど、ごみを最大限資源として有効活用し、将来に向けてごみが極力少なくなる社会づくりを目指すものでございます。

また、RDF政策につきましては、日常途絶えることなく発生するごみを適正に処理すると同時に、ごみをエネルギー資源として有効活用しようとするごみ処理対応の一つのツールを形成するものでございます。

ごみゼロ社会の実現とRDF政策は矛盾するのではないかなというような御意見もございますが、一部解決すべき課題は内在しておりますが、これは矛盾するものではないと思っております。ごみゼロ社会は早期実現が望まれますが、順次取り組むべき課題も多くありますので、一応長期的展望のもとに着実に一步一步進めるため、20年後の完成を目標とし、その実現を目指すものでございます。

一方、現時点では、ごみゼロ社会づくりはスタートラインにありますので、現実的な問題といたしまして、日々排出される多量のごみを適正に処理していかなければならない、県民の皆様が社会生活の営みに支障が生じないようにしなければならないということがあります。

こうしたことから、当面は、RDF政策につきましても、26市町村のごみ処理に対処しておりますので、きちっと安全性を確保する中でごみ処理対応の一つのツールとして取り組まさせていただきたいと考えております。ただし、長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取り組みによりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、RDF政策はその使命を終えるものと考えております。

また、ごみゼロ社会の実現とRDF政策を同時並行で取り組むに当たっては、分別によるごみ質の変化やごみ量の減少にどう対応していくかなどの課題を抱えていることは十分承知いたしております。

このため、分別の徹底によるごみ質の変動による影響やRDF焼却発電におけるごみ量の減少に伴う技術的対応策の検証など、早急に取り組むべき課題がありますので、今後、これらの課題につきましては、環境部、発電施設を所管する企業庁、そして、RDF化市町村との連携のもとに鋭意調査検討を進めまして解決いたして進めていきたいというふうに考えております。

## ○平成16年第1回定例会平成16年3月11日)

(山本勝議員)

まず、よく今回見られたこのRDFの施設の事故当時の状況でございますし、ちょっと変えていただきますと、これが、爆発したタンクの上が、ふたが飛んだところでございますし、それからもう一つは、これは、今施設を改装しておるといことで、これ、あいております改修工事の状況でございますけども、私はなぜこのように写真をお見せさせていただくかという、次いろいろと質問させていただくんですけども、こういう状況があったということをいま一度認識をしていただいて、そして恐らく、この写真を見ても見る方で、大変なことやったとか、いろいろ思い出に浸かってみえる方の中に、本当にこの写真を見るのもつらいなという方もお見えになるんじゃないかと思えます。私も遺族の方のお便りをお聞かしますと、自分の息子さんがお亡くなりになったということで、ごみ行政について何とかひとつ自分としてもその一助を一回やってみようということで、出てきた生ごみをできたらひとつ堆肥化して地中に戻して、そんなことでひとつ息子に恩返しをする、息子に対してやっぱり弔いたい、こんなことでやってみる遺族の方も見えますので、どうぞひとつこの写真をいま一度思い出していただきまして、御答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、RDFにかかわる最近の取り組み状況について、少し時間がなくなりましたから二つか三つ飛ばさせていただきますけれども、ごみを燃料に変え電気を発電する夢のリサイクル構想として、一昨年12月注目を浴びてスタートした三重固形燃料発電所、いわゆるRDF施設も、昨年8月貯蔵槽による連続爆発事故で中断せざるを得なくなりました。半年後の今日、同発電所は今再稼働に向けて施設の改修が進められ、17日に始まる試運転で燃焼炉に火が入り、RDFの焼却と発電が始まりますが、県が専門家を集めて設けた、笠倉忠夫、豊橋技術科学大学の委員長が、事故調査専門委員会が、昨年12月の最終報告で、RDFは大量保管すると発酵が進んで発熱、さらに発火するおそれもあると指摘し、県は爆発する可能性があるという認識が欠如していたと結論づけられました。

そこで、今後は爆発原因であった貯蔵槽をつくらず、直接RDFを投入するかんばん方式でスタートする構想が打ち出されました。そこで、今後の運営について数点お伺いをいたしますが、質問の冒頭に、まず、地元周辺で行われたRDF説明会に私も出席いたしました。出された意見を総合的に見てみますと、確かに反対の声は大きかったですが、建設的な意見も出されて、総合的にあの問題についていろいろ意見も判断すべきじゃないかなど、このように私は思います。ただ、あの説明会で県の事故調査委員会の笠倉委員長が出席してみえました。私は、なぜ出席してみえるのか、疑問を持ちました。議論が白熱するにつれて笠倉委員長の発言する機会も多くなり、中立であるべき立場なのに、私はRDFの推進論者やとか、RDF構想はすばらしいものだというような積極的な発言をしておいでになりました。私は違和感を感じましたが、事故を調査する人が説明会に出席するのは、私は本当にどうかと、このように思いました。

できれば、知事の所見があれば知事にお伺いをいたしたいと思えますし、今後説明会も

また予定をされるそうでございますが、このように笠倉さんがまたお出になるのか、その辺のところも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

次に、RDFの実証試験についてお伺いします。今月5日よりRDFのコンテナ保管の安全性を確認する実証試験を桑名郡木曾岬町の木曾岬干拓で開始し、6月4日までの3カ月間、コンテナ内の温度変化やガスの発生状況等を監視する作業に入りましたが、過去のデータでは湿気が多い雨期と温度の上がる夏場に集中しておりました。本来6月以降にも試験をすべきではないかと仄聞をいたしますが、知事、この辺についての御所見もお伺いをいたします。

次に、RDF関連の政令改正についてはちょっと省かせていただきまして、RDF搬入システムについてお伺いいたします。試験調整運転について、施設の長期保管を2月19日に解除して、20日より中電に指摘された半乾式スクラバー改修、アイドルバス改修、火炉温度計追加などの5カ所の改修を、本日3月11日までに行われておりました、14日より試験調整運転に入って、インターロック試験、負荷試験、負荷遮断試験などを24日まで行う。その間に2つのボイラーに17日と20日に点火をする。そして25日と26日の両日で完成検査を受け、よければ富士電機から県に施設が引き渡されると、それ以後は監視運転で6施設のRDF75トン有料で引き取り、焼却能力100トンのボイラー2基を1カ月間交互に運転して試験を行うとのことですが、通常運転的には能力が十分ございまして、事故等にも対応できるんじゃないかなと、このように私は思うわけでございますが、しかし、もう少し先の話になりまして、桑名広域清掃事業組合が本格稼働する本年の11月には、日量約95トンのごみが増えまして、合計で170トン搬入されます。4カ月に15日点検をするという、いわゆる105日稼働して15日点検をする工程も、こういう中に組み込まなければなりません。不測の事態も想定をして、どうかかんばん方式でシステム化をするのかお伺いし、あわせて、かんばん方式導入によりまして7施設の負担をどこまで解消できるか、これについてもお伺いをいたしたいと思えます。

それから、補助金返還問題について、環境省に12億4000万円、経済産業省に7億2000万余の補助金返還問題があるがために、本年度末に施設の引き渡しを受ける作業が進められておるようでございます。知事は8日記者会見で関係省庁と返還問題について折衝を図っていると述べられておりますが、どの省庁とどの程度の見通しを持って折衝されておるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

それともう一つ、次にごみゼロ社会の実現について、ごみゼロに向けた取り組みやRDF政策の関連について、既に4番議員や11番議員の質問に際し、知事初め環境部長から答弁をいただいておりますが、私も少しごみゼロ社会の実現に向けた取り組みについてお聞きをいたしたいと思えます。

ごみゼロ社会が限りなく発展をしていくと、RDF化するごみがなくなりその使命は終えることになるということでございますが、私も若干理解はできるわけでございます。また、ごみ処理を考えれば当面はごみゼロ政策とRDF政策を同時進行で取り組まなければなら

ない状況、これも若干はわかるつもりでございますが、しかし、ごみ行政、特に一般廃棄物の処理は市町村の専管事項でございまして、また、ごみ処理は市町村において分別の方法が違うなど、地域の特殊性を抱える問題もたくさんございます。そうした中、県民しあわせプランの重点プログラムにおいて、ごみゼロ社会の実現プログラム、いわゆるこういうものを打ち出されておりますが、この施策の実現に向けて県は具体化をどのように取り組み、進められようとしておられるのか、市町村との関係も含めてお伺いをいたしたいと思っております。

そして、有機物、一般廃棄物は抜かしていただいて、事故の責任の所在についてお伺いをいたしたいと思っております。先日の岩名議員も質問されましたが、答弁がまいちでございましたので、再稼働するに当たり不運転の決意で臨む姿勢を示す意味も兼ねまして、今回の一連の事故の責任を明確に私はすべきであると思っております。常々知事は警察の捜査を見守って決めたいと答弁をされておりますが、刑事上の処分ではなく、行政責任において処分をどうお考えになっておみえになるのか、知事の所見をお伺いいたしたいと思っております。

ここで一たん質問を切らせていただきます。

(野呂昭彦知事)

まず、私の方から、コンテナの実験のことについてお答えいたします。RDFのコンテナ保管時におきます安全性を確認するためにデータの収集を行うとして、木曾岬干拓地において3月5日から6月4日までの間、実証実験を開始したところでございます。

御指摘のありました試験の時期につきましては、環境省から報告をいただいた最大貯留期間の3カ月としておりましたが、高温多湿時の悪条件下でのデータも確認する必要があると考えますので、国等の指導も受けながら、御指摘がありました夏場におきましても、実証試験を引き続き行方方向で検討をしております。

次に、補助金の問題について今現在どうなっているかということでございますが、補助金の問題につきましては、適正に補助金の交付を受けるためには、原則として本年度内に施設の試運転が終了いたしまして、引き渡しを受けることが必要でございますけれども、仮に年度を越えた場合でも既に交付を受けた補助金について返還しなくても済むように、これまで環境省、経済産業省に要望をいたしてきておるところでございます。

それで、いろいろと今日まで状況がございました。当初NEDOにつきましては、かなりかたい口調で補助金を返還しなければならないというようなことを、内々に私ども打診をする中で言ってきておりましたが、実は環境省の方がいろいろと柔軟に対応していただいできて、そういう意味では環境省と補助金との整合をとる必要があると、こういうふうなことで、NEDOにつきましても2月18日の時点で、一部完成では補助事業の目的が達成されたとは言えない、補助金の返還を求めることになるが、これについては経済省と協議をしていこうということ、それから、その後2月23日になりまして、対外的な影響とか会計検査院への説明がどうできるかというような問題があると、NEDOの補助目的

は、高効率の発電が可能かどうかであり、基本的には施設として完成し、試験調整運転による発電の確認が必要であるというような見解を出してきております。

それで、その後私どもいろいろと確認をしておりますが、補助金返還については、随分前向きにきちっととらえていただいておりますが、もしも引き渡しができずに年度を越えてしまうということになりますと、未収分の補助金、環境省2700万円、それからNEDOが約900万円、合計3600万円については、これは交付されなくなるということでございます。

それから、会計検査院との関係におきましては、一般的に会計検査院は年度内の事業完了に大変厳しい姿勢でございます。したがって、年度を越えましたときには、返還のリスクは残っておるというふうな承知をいたします。

私ども、今日の時点でももしも年度を越えて引き渡しというようなことがかなり長期の先になっていくというようなことがある場合にはどうかという点について、経済産業省等の感触を当たらせていただきました。これにつきましては、あくまできちっと結める必要があると。とりあえずの感触ということでありまして、計画の見通しが不透明になれば、この補助金の問題の状況は変わってくるのではないかとということでございます。

したがって、補助金の問題は、私としてはやはり、議会の方でも強い御意見がありましたら、議会もともに責任を持つ形でぜひ対応していただかなければ、これはリスクをしょったままいかなければならないということを申し上げておきたいと思っております。

それから、事故の責任についてお話がございました。県の施設で起こった事故でありますから、当然県の責任はございます。しかし、具体的な責任問題について行政的にとにかくその責任をきちっと果たせと、こういうことでございます。仮に職員の処分等を行いますと、これは地方公務員法に基づきます懲戒処分というようなことがございますけれども、この場合は、このRDFの事故、同じ事由で再度処分ができなくなります。そういう意味では、こういった職員の処分というようなことについては、慎重にあるべきだということで、当初から申し上げておりますように、警察等の捜査状況を踏まえて対応しなければならないのではないかなど、こういうふうな私として判断をしてきておるところでございます。

(鈴木周作企業庁長)

RDFに関しまして、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼働した後の処理はどうなるのかというお尋ねに、お答えをさせていただきます。

現在、この貯蔵槽がない状態での処理を検討いたしておりますが、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が稼働していない状態での1日の量は、約75トン程度というふうな考えでおります。コンテナ10基での処理を考えておまして、コンテナ10基の能力としては120トン程度というふうな考えでおりますので、現在、この範囲内では安定した発電所の運営ができるというふうな考えでおるところでございます。

しかしながら、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼働し、桑名広域清掃事業組合以外の市町村からも毎日RDFが搬入されているという状態になりますと、約倍の150トン程度というふうには推定されます。常にボイラー2基を動かしておく必要がありますが、定期点検時においてボイラーが1基停止した場合には、貯蔵施設なしでは全量処理することができません。このため、一定量のRDFを保管できる新たな貯蔵施設を設置する必要がありますが、新たな貯蔵施設につきましては、消防庁の指定可燃物への指定、環境省の廃棄物処理施設の構造についての規則改正を待って、これに適合するものを検討してまいりたいというふうを考えており、相当の期間を要するものと考えております。

貯蔵施設が整うまでの間、RDFの処理については市町村及び環境部等と十分に協議して、対処してまいりたいと考えております。

(山本勝議員)

特に実証実験につきましては、やはり夏場をやっていたかどうかということで、特に私どもも、先般環境省なり経済産業省へ行ったときには、やっぱりこの三重県の事例が全国の基準になっていくということでございますので、そういう方向で進んでおるといってございまして、どうぞひとつ実証試験が一番危険な、そういう状況の夏場についてもやっていただきたいと思っております。

それからあと、RDF搬入のシステムでございまして、本格稼働した場合は、恐らく現状のところではなかなか難しい状況になってきますけれども、やっぱり当初の約束からいきますと7施設はやはり安定的にそこへ搬入できるという、そういう想定で各施設が設備を持っておりますから、やっぱりそれはこれから企業庁が真剣に考えていかないと、例えばボイラーをもう1基設けるとか、ある面ではストックヤードをつくるとか、いろいろそういう形で今度は問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところはやっぱり早い時期に対応をしていくというのが、今後のRDFの正常な運営につながっていくのではないかとということで、どうぞひとつ真剣に御検討をいただきたいと、このように思っています。

それから、補助金返還の問題について知事から御答弁をいただきました。私ども、今日も伊勢新聞にも少し載っておりますけれども、先般、環境省と、それから経産省のエネギー関係のところにお会いをさせていただいて、特にいろいろお話をいただいた中には、RDFを取りやめというようなことであるならばやっぱりこれは考えていかんかわかりませんが、前へ進めていくというような状況であれば、ある意味で相談は前向きに乗らせていただきたいという、こんなような御答弁をいただいたように思っておりますし、それから会計検査院等の問題のところにつきましても、いろいろ経産省なり環境省なりの担当者のところでいろいろ御相談に乗りながらその辺の問題についても進めていただけるような感触もいただいたわけでございまして、どうぞひとつその辺のところは十分、こういう物事を進めていくというのも大事でございまして、やっぱり安全、安心、

そしてまた今度あの施設がいろんな形で不測の事故を起こすようなことになれば、それこそ廃止に追い込まれるような状況になろうかと思っておりますので、どうぞその辺のところは安全、安心、そしてまた安全な施設というところを重点的に、知事の判断を仰ぎたい。していただきたい。

昨日の議会の事故特別委員会の中でも、今日恐らくこの議会がございましたら文書の申し入れでいろいろあろうかと思っておりますけれども、そんなところも含めて御検討をいただきたい、このように思っております次第でございまして。

それから、あと事故の責任の所在でございまして、私は、罪を憎んで人を憎まずという、こんな気持ちでおらせていただきます。先ほどもこの写真を見させていただいたのはそういう面があるわけでございまして、これだけの事故、いわゆるお二人の人命が亡くなりました。そして、7施設26市町村に半年間にわたって、長期にわたって大変な御迷惑をおかけした。そしてまた今日では、9億円余の市町村での支払いも強いられてきた。本当にこの事故の発生したことで、県に大変な迷惑というんですか、騒動、そういうものを知らしめて、このことを何も担当者の方々が処分を受けずにこれが済んでいくというのは大変不合理なことではございまして、私は何らかの形で、一事不再理の原則もわかっております。一度罰したら軽ければあれですし、軽くても重くても、それは二度出すことはできないということもわかるわけでございまして、何らかの形でやっぱり態度に示していかないと、例えば前の企業庁長はおやめになられました。おやめになられた方を行政処分とするというのはできないわけですね。ですから、在職中にそういう処分をしてもらわなアカンわけですから、これをずんずんいったら、これでもう処分の方がなくなっていくかもわかりません。長引けばですよ。ですから、そういうことを含めて、どうぞひとつ、もう一度この処分について、知事の考え方を伺いをいたしたいと思っております。

(野呂昭彦知事)

まず、御指摘になりました安全、安心のことにつきましては全くそのとおりで、私ども、あれだけの事故があつた施設で起こった、犠牲者も出した、そういうことを考えますと、安全、安心を、どうしてもそれを確保するために、そしてそれを確認していくために、当面どうするかということに苦勞いたしておるところでございまして。

そういう意味におきましては、今日まであの施設がまだ引き渡しをずっと受けていないという異常な状況の中でございまして。私は、丸投げではないかとかいろいろ議論を今日まで受けてきたことを、経緯を考えますと、この際やはり県の責任において、その施設の運用等も、試験運転も含めて、早く県の施設として責任を持ってやっぱりこれをきちっと確保し、確認をしていくということが必要ではないのかなと、こう思っております。

したがって、さっき補助金等の問題についてのことも、リスクが含まれておるといっても申し上げましたが、安全、安心ということとこれは切り離して、しかし施設についてはぜひ年度内に引き渡しができることを、これはもう本当に、今日、山本議員以外の

皆様にも御理解をいただきたいと、まげて御理解をいただきたいと、お願いを申し上げたいと思います。

それから、責任問題については、もう言われておるお気持ちもよくわかるんです。しかし、そうかといまして、何らかの措置をやるといときに、その措置の根拠が、もちろん事故とはいえ、その事故とのかかわりからどれぐらいの責任を問えるのかということがきちっとしていなければ、とてもこれは、少なくともいろんなそれぞれの職員にとりましても、将来にも大きく影響する、しかねない事柄でございます。こういうことについてきちっと配慮していかないと、これはとてもじゃないけれども私は組織としても、組織の長としても、無責任な話になるのではないかと。

しかし、そのことが県民の皆さんに何かやっぱりいまいつどうかというお気持ちを与えることになっておるのはまことに申しわけないことなので、私としてはしたがってその理由を申し上げながら御理解を願いたいと申し上げておるところでございます。

### ○平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中党RDF貯蔵槽事故調査特別委員長）

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、RDF発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、

試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのRDF保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるRDF固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。

その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含めた安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気が多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でRDFの性状を確認する必要があると認識しました。

したがって、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求めたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8月19日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

＜平成16年度～平成17年度＞

### ○平成16年第3回定例会 議案説明（平成16年9月17日）

（野呂昭彦知事）

ただいま上程されました追加議案に関しまして、県政運営上の懸案となっております三重ごみ固形燃料発電所について申し述べます。

昨年のRDF貯蔵槽爆発事故から既に1年を経過いたしました、改めて殉職されたお二人の御冥福をお祈りさせていただくとともに、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、安全・安心を肝に銘じて今後の県政運営に取り組む決意を新たにしているところでございます。

既に、14日の全員協議会で再開に向けての決意を申し上げましたが、改めてこの点について、触れさせていただきます。

RDF発電所の安全性の確認結果等については、県議会の皆様、地元市町、地域住民の方々などへ御説明させていただいてきたところです。こうした中で、これまで試運転等で確認されてきた施設の安全性について、引き続き最善を尽くすこと、さらに、積極的な情報発信と公開のもとで情報を共有することなどを前提に、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解が得られたものと総合的に判断いたしました。また、関係市町村からは、ごみ処理を円滑に行うため、施設を早期に運転再開するよう強い御要望もいただいています。

これらを踏まえ、県議会の御理解のもと、RDF焼却・発電事業を再開することとし、市町村のRDFの受け入れのための準備作業に入ることといたしたいと存じます。

また、私は、事故の発生以来、これまで苦渋の中で熟慮を重ねてまいりましたが、この機会に、県行政の最高責任者として、県政運営上の責任、社会的・道義的責任を明らかにするため、私自身の処分として、知事の給料の10分の2、三月を減額することにいたしましたと存じます。追加提案させていただく議案第80号は、そのために必要な関係条例の規定を改正するものであります。

私は、今回の事故の反省に立ち、引き続き発電所の安全確保等に取り組み、県民の安全・安心に対する県行政の信頼回復に向けて全力で取り組む決意でありますので、県議会の御理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

### ○平成16年第3回定例会（平成16年9月21日）

（中川正美議員）

続きまして、RDF発電とごみゼロ社会についてであります。

RDF焼却・発電事業については、昨年8月の三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽爆発事故から1年が経過をいたしました、改めて、殉職をされたお二人の方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、知事におかれましては、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、今後とも安全・安心の県政運営に取り組んでいただくことを強く要望するところでございます。

RDF化構想は、平成8年に北川前知事のもと政策決定され、当時は夢のごみ処理技術と言われておりましたが、結果的にはあのような重大な事故を起こすことになりました。特に本県にありましては、RDF全国自治体会議の会長を務めるなど、全国の先頭に立って取組、県内市町村に対しても推進を図ってきただけに、その責任はまことに重大であります。

このようなことから、私は、本県が推進してきたRDF化構想については、これまでの経緯を踏まえて、きちっとした総括を行う必要があると考えますが、知事はどのような総括をされたのかお伺いをいたします。

また、知事はこれまでごみゼロ社会を実現する過程において、RDF焼却・発電事業はその比重が軽くなり、最終的にはなくなるものとさ述べられています。また一方では、現在、ごみゼロ社会実現プランの策定を進められていますが、現時点でRDF焼却・発電事業に関する縮小・廃止までの中長期の方針を、ごみゼロ社会づくりの方針と合わせてどのように明確にされるのかお伺いをします。

続いて、知事は先日、RDF焼却・発電事業の再開を決定されました。決定に当たっては様々なことを総合的に判断された結果だと思いますが、主にどのようなことを考慮し、再開を決断されたのかお伺いをします。

また、事業の再開ということでもありますから、市町村から搬入をされるRDFを焼却し、発電を開始することが事業再開そのものを意味すると考えられますので、この二つの時期について明示をしていただきたいと思います。

次に、RDF関係施設の施設整備と経営や財政に与える影響についてであります。今後、国の新たな安全基準等によりRDF関係施設のコスト増が予想されます。これは企業庁の経営だけでなく、県や市町村の財政に大きな影響を与えるものであり、既に発表されている損害額の解決も含め、どのように対応していくかが急務であると考えますので、これらの課題を具体的にどう対応していくのか、その方針をお伺いします。

次に、発電所の運転に当たっての安全対策には限りがないものであり、今後においても安全対策はさらに万全を期していくことが最も重要な課題であると考えます。特に貯蔵施設については、当面、施設がない状態で運転を行うとのことですが、今後は安全な貯蔵施設をどのように整備するかが地域住民にとって大きな関心事となっております。このことから、新たな貯蔵施設について、今後具体的にどのような施設を整備していくのかお伺いをします。

最後に、知事は先日、自ら減給処分を行うことを表明されました。これまでは、刑事責任が明らかになった時点で行政上の処分を行うという方針でありましたが、今回、再開に当たって、今とり得る処分を行うということで、刑事処分の前に自ら県政運営上の責任を明らかにされました。しかしながら、今後、警察の捜査が進展し、県の関係者が重い刑事責任を問われるような事態になった場合には、改めて刑事処分を考慮し、措置を検討されることもあるのかお伺いをいたします。

以上、RDFについて、知事におきましては不退転の決意で臨んでいただくよう切望するものでございます。

(野呂昭彦知事)

次に、RDF発電とごみゼロ社会についてお尋ねでございました。

まず、RDF化構想をこれまでの経過を踏まえてどう総括するのかと、こういうお話でございました。今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が深刻な環境問題を引き起こしてきており、ダイオキシンなどの環境負荷の軽減とかなりある資源の持続的利用のため、資源循環型社会に向けた取組をしていくことが急務でございます。

そこで、ごみを燃料として利用することにより、従来の単に燃やして埋める処理から資源循環型の処理へ転換することを目的といたしまして、市町村との連携のもとで取り組んできたところでございますが、ごみをどのように有効に処理するかということに力点が置かれまして、ごみの発生抑制あるいは再使用・再生利用といった、いわばごみ問題の川上に対する視点が十分でなかったという面も否定できません。

このため、私は、昨年8月の事故の教訓も踏まえまして、ごみを出さないことを施策の第一に考え、ごみの発生・排出が極力抑制され、やむを得ず排出された不用物は最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会の実現に向けた取組を進めることとし、本年度、その基本となるプランの策定を進めているところでございます。

RDF事業につきまして、縮小・廃止までの中長期的な方針等についてもお尋ねでございますけれども、ごみゼロ施策の進捗状況とか、あるいは県内の市町村の施設更新時期、合併後のごみ処理体制などを踏まえまして、全県の広域的処理を検討する中で関係市町村と十分議論を行いまして、18年度中を目途としまして、その方向性について整理をしてまいりたいと考えております。

それから、今回の再開についてのお尋ねでございますが、発電所の運転再開に当たりましては安全性の確保が前提であることから、施設の改修や様々な安全対策を行いました上で、その効果を確認するための試運転を行ったところでございます。安全性の確認結果につきましては、関係者の皆様に説明をさせていただいた際に、いろんな角度からの御意見とか御質問をいただきましたけれども、これまで進めてまいりました安全対策につきましては十分説明できたと考えておるところでございます。また、地元住民を代表されておられる市長さん及び町長さんからは、再開についての理解をいただいております。

その上で、施設の安全性について引き続き最善を尽くすこと、さらに積極的な情報発信・情報公開のもとで情報を共有することなどを前提といたしまして、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解を得ることができたと判断いたしました。

さらに、関係市町村から、ごみ処理を円滑に行うため早期に運転を再開するよう強く御要望をいただいております。事業の再開につきましては、これらを総合的に判断いたしましたところでございます。

なお、実質的な事業再開に当たるRDFの焼却は、本日9月21日の午後に開始をいたしまして、発電は23日の開始予定といたしておるところでございます。

次に、コスト面でのいろんなお話がございました。今回のRDF貯蔵槽爆発事故を契機といたしまして、国の関係省庁から安全対策が示されまして、今後、さらに省令改正などで安全基準の強化が予定をされております。三重ごみ固形燃料発電所及び市町村のRDF製造施設におきまして、これらの基準に対応できるように安全対策の取組を進めておるところでございます。

こういう取組を進めるに当たりましては新たな経費が必要となりますことから、国庫補助金の創設などを要望いたしまして、一定の国の対応をいただいで、負担軽減が図られるようお願いをしておるところでございます。

また、事故によりまして、現在把握しておりますものでも約40億円の損害が発生をいたしております。このようなことから、ごみ固形燃料発電所につきましては、従来の収支見通しに基づいた経営は困難になることが想定されます。今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組んでまいりますけれども、ごみゼロ施策の進捗等も踏まえまして、関係者におきまして事業経営のあり方について検討を進めてまいります。

また、事故関係経費のうち、市町村のごみ処理経費などは富士電機システムズ株式会社と暫定的に2分の1ずつ負担をいたしておりますけれども、警察の捜査等が行われている状況もあり、最終的な負担割合を明確にするには至っておりません。今後は、判断できるものから処理をしていきたいと考えております。

新たな貯蔵槽施設の整備についてでございますけれども、今後、国などから示されますRDFの温度監視や可燃性ガス濃度の測定、RDFの集積高さの抑制など、RDF貯蔵施設の技術上の基準などに基づきまして、安全性の確保に配慮した施設としていくように検討を進めてまいります。また、この検討状況につきましては、安全管理会議に諮るとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行っていきたく、こう思っております。こうした検討を踏まえまして、平成17年度末を目途に施設整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

行政責任についてのお話でございます。県が管理をする施設におきまして発生しました今回の重大な事故によりまして、県民の安全・安心に対する県行政の信頼を大きく損ねたこと、また、関係市町村のごみ処理にも大きな影響を与えることになりました。私はこ

のことを重く受けとめ、事故発生以来これまで、自らの責任を明らかにすることについて苦渋の中で熟慮を重ねてきたところでございます。

先般、そういう中で、今回の議会にも私の責任問題、措置に係る条例を出させていたしておりますけれども、今後、警察によります捜査状況の進展によりましては、県の関係職員が刑事責任を問われることになった場合、関係職員の懲戒処分について検討するとか、今回自らの措置とは別に新たな措置についても検討を行う必要が生じる場合もあり得ると、こう考えておるところでございます。議員御指摘のように、今後二度とあといった事故が発生することのないように、不退転の決意で企業庁を初め職員全体で取り組んでまいりたいと考えております。

(中川正美議員)

先ほどのRDFの問題でありますけれども、総括に関しましてはなかなか私どもも不十分であったかと、こんなふうにも思っておるわけでありまして、そこで、爆発事故に関しまして捜査の問題でありますけれども、県警本部長にお聞かせいただきたいと思っております。一体どういう状況になっておるのか、進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

(飯島久司警察本部長)

県警察といたしましては、1回目の爆発につきましては業務上過失致死傷罪、2回目につきましては業務上過失致死傷罪を視野に入れまして、専門家によります爆発原因等の各種鑑定 の 嘱託、関係者からの事情聴取、証拠品の分析など、事案の真相究明に向けまして鋭意所要の捜査を行っているところであります。

なお、捜査の内容等、詳細につきましてはお答えを差し控させていただきます。

(辻本正議員)

次に、RDFであります、今年1年間といいますか、去年1年間といいますか、県政はRDFの問題に揺るがされたかと、こう言ってもいいんじゃないかなと思っております。そのような大変な事故でございました。知事は、いろんなそういう難しい中で事故の責任を明確にする中で、再開をしたいと、こういうことを苦しみの中から選択をされた。言うなれば、忠ならんと欲すれば孝ならず、市町村と議会、地域との間で、言うに言えない苦悩を味わっていただいたことだと思います。そういう点で、再開を決意されたことには大いに敬意を表しますし、その苦悩に報いたいという気持ちもあるわけでありまして。

まず、私からも改めて、お亡くなりになりましたお二人の冥福を心からお祈りいたしますとともに、災害に遭われた方々の一日も早い復帰を希望するところであります。

その決断、先ほども質問がありましたが、私は3点にわたって、これからRDFをやっていくのになんかということについてお伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、知事も執行部も住民の御理解をいただきましたと、こういう報告がございました。先ほども市町村長には御理解をいただいたというお話もございました。大方の御理解をいただいたというのはそのとおりだろうというふうに思いますが、御理解をいただきました、理解をしたと、こういうのは理論や理屈に対してのことでありまして、感情問題についてはなかなか御理解が得られましたという答えは難しいのではないのかなと、こういうふうに思います。

先日、池田小学校の殺人犯であります宅間何がしの死刑執行が行われました。遺族の方は、やっとこれで子供にと、こういう思いであるというふうに言われましたが、学者や知識人の方は早いのではないかと、何でこんなことに限ってというふうなことが新聞に出ておりました。感情問題というのはこのようなことでありまして、一つのことに対していろんな意見が出てくるのが感情問題ではないかというふうには私は思います。

そういう感情問題、特に地域住民の感情問題を和らげていくといいますが、これを本当に御理解いただいたというふうにしていくために、まだまだこれからいろんなことを考えないかんのではないかと、そのことについて知事にお伺いしておきたいというふうに思います。

感情問題は、結婚話に例えれば好き嫌いと、こういうことでありますから、なぜ好きな人や、なぜ嫌いな人やということを探るとよく似たような質問でございますので、知事も大変お答えにくいと思っておりますが、地域住民に接していただいた知事の率直な気持ちをお伺いしたいと、こう思うわけでありまして。

それから2点目は、再開するに当たっての採算の問題であります。先ほども知事は、既に40億円の負債があると、こういうふうなことを申されましたが、これを再開することによってどういうふうな経営状態になるのか、採算というのは何年先にとれるようになるのか、ごみゼロの問題ともいろいろ関連をいたしますけれども、この新しく再開をするRDFの問題について、採算の問題をお聞きしておきたいというふうに思います。

(野呂昭彦知事)

今回、RDFにつきまして、県の施設におきまして重大な事故が発生をしたことは、まことに痛恨のきわみでございます。重ねて、命をなくされましたお二人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げるところでございます。

今回、このことによりましては多くの県民の皆さん、とりわけ周辺住民の方々には不安を与え、安全・安心に対しますところの県の信頼を損ねることになりました。また、さらには、関係市町村におきますところのごみ処理について重大な影響を与えるということになったわけで、これらのことについて知事として大変重く受けとめておるところでございます。

私は、再開ということに当たりまして、このような行政上の責任というものについては、やはり明らかにしていくことが必要だと、こういうことを考えまして、自分自身の処分を表

明させていただいて、議会にもお諮りをいたしておるところでございます。

行政責任ということを考えてみますと、もちろんこういったことにとどまるものではなくて、事故直後から事故原因究明の取組であるとか、あるいは、それに対応いたしましては、安全確認の取組、こういったものを行ってまいっております。これらについても引き続き最善を尽くしていくということが重要でございますし、そして、それを実践していく中で、安全・安心への信頼を高めていくということが行政の責任を果たしていくことであると考えております。

感情面での御指摘がございました。そういった観点での住民の理解・不安を解消していくということにつきまして、これはもちろん、技術的な意味合いから安全対策に最善を尽くしていくことは当然でございますけれども、さらには、これらの一つ一つの対策について、地域住民に対しましてしっかり情報発信をしていく、情報公開、発信、そして、やはりそういった情報を共有していくということが重要なのではないかなと、こう思っております。

今、住民の公募委員としての御参加や自治会の代表者によりますところの安全管理会議というのがございますが、そういったものを通じ、それから、施設の公開であるとかということも必要だと思っております。周辺自治会への広報誌であります「発電所だより」というものも出してあります。こういったことを一つ一つ積み重ねながら、今回、県の信頼を損ねておる状況というのは大きなものがありますけれども、それを一つ一つやりながら回復に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、RDFについての今後の経営問題についてでございますけれども、ごみ固形燃料発電所は平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間といたしまして、その事業期間を通じて収支が均衡するということを基本として当初計画をしてきておるところでございます。しかし、今回の事故によりまして、事故処理の関係経費を要するということにつけ加えまして、新たな安全対策に要する経費が増加するというようなことで、公営企業としての今後の事業経営を圧迫することが十分予想されるところでございます。

今後も安全性の確保ということは、これはまず第一でございますけれども、さらに企業庁におきましても経営努力を十分にとるようにさせてまいりたいと思っておりますが、ごみゼロ施策の進捗状況等も踏まえまして、今後RDF焼却・発電事業の経営のあり方であるとか、それから、もちろん経費負担のあり方等についての関係者との検討もございしますが、こういったものも含めて、今後、経営そのものについての総合的な観点も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点目に、今回の事故につきまして、二度と起こさないために、このことを後世にしっかり伝えていく必要があるのではないかとということでございます。まさに、今回、県全体の信頼を大きく損なったと痛感しております。そんな中で、事故直後の昨年9月に危機管理体制検討会を設置いたしまして、本県の危機管理体制の抜本的な見直しを行い、その

結果、三重県危機管理方針、危機管理計画等としてまとめてきたところでございます。

現在は、これに基づきまして、未然防止対策の徹底であるとか、あるいは研修・訓練の実施など、危機管理体制の強化を進めてまいりまして、県民に対しまして、安全に、そして安心して暮らしていただける地域づくりに取り組んでおるところでございます。

事故のありました三重ごみ固形燃料発電所におきましては、危機管理マニュアルを整備いたしまして、職員の教育・訓練など、二度とあのような痛ましい事故が発生しないように継続し取組を行っていききたいと思っております。

そこで、今回の事故発生という事実を風化させない、そんな取組も必要であろうというふうに思います。そういう意味では、今回、その誓いをモニュメントとして残すということにいたしまして、発電所で業務に従事をいたします職員とか、あるいはここを訪れる方々が、この事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、常時、構内におきまして安全な活動を祈念するというので、安全祈念碑を設置したところでございます。

今後もこの事故の反省に立ち、そして、長く私ども県職員がしっかりとこの事故の反省の上に立って、県行政の信頼回復に向けて引き続き取り組む努力をさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

### ○平成16年第3回定例会（平成16年9月30日）

（野田勇喜雄議員）

それから、最後のRDFにおける県の姿勢について。

時間もございませんので端的に言いますけれども、基本的に、私は、RDFの再稼働というのは、RDFが搬入されたときだというふうに認識しておるんですね。いろんな議員さんが、つけたときだという人が多いので、そういう形の中で行くんですけど、私としては、基本的には搬入がそうだったなというふうに思います。ただ、私としては、事故原因、安全性の確認、責任分担、正直言ってはつきりしておりません。その中で、先送りしたままというのが地元住民の皆さんの考え方ですね。そうした中でやったということに関しては、僕は、再稼働に関しては、いつかはしなけりゃいかん、それは、そんなに遠くない時期という認識はしてはいましたですけども、やはり、なぜ搬入時期を月曜日ということで、土日は搬入させないという約束事を以前にしていたにもかかわらず、最近は何か日曜日だけという話にもう聞きましたですけども、月曜日は祝日なんですね。なぜ最初の日の搬入日を祝日にしなげりゃいかんのか。いわゆる一方的に、月曜日だから、日曜日じゃないからいいという、こういう考え方でやってしまったのか。この辺のところは、僕は十分地元住民との理解をしてやったというふうには認識しておりません。そうしたところとか、あと、やはり地域主権をこれから進めていこうという知事が、なぜもう少しそういったことを配慮しなかったのか。そういうふうな思いがしてなりません。

それから、今後、RDFを再開するとしたときに貯蔵槽が必要なんですね。実際の本格的稼働というのは貯蔵槽が直ってからだというふうに思います。平成17年の夏にはやろう

としています。その貯蔵槽をするときには、しっかりとやっぱり住民のそういう意識、理解、不信というのをこれからどういうふうにして払拭していくのかを含めて、そのあり方をスケジュールもあわせて御答弁願いたいというふうに思いますので、その3点についてよろしくお願ひします。

(野呂昭彦知事)

まず、RDF再開に当たっての搬入日の件でございますけれども、これにつきましては、9月14日の全員協議会において、私の方から運転再開について表明をさせていただきまして、議会の皆さんの御理解をお願いしたところでございます。9月17日、県議会の皆さんに再開に向けたスケジュールを説明させていただきまして、その上で、県議会の皆さんの御理解も得た上で、直ちに運転再開の作業に入らせていただいたところであります。

事故以前は、月曜日から金曜日までRDFの搬入ということにしておりましたが、今年3月に試運転を再開する段階から、貯蔵槽がない状況での安定的な運転を行うというためには土日を含めた搬入が必要だということで、このことについて、地元の市議会や、また住民説明会において説明をさせていただいてきたところでございます。

今回の搬入の開始日につきましては、9月17日中に地元の市長あるいは自治会などに報告をさせていただいてきたところでございます。今後とも、住民の皆さんとの積極的な情報発信と公開、そして共有をするということが重要だと考えておまして、これからも最善を尽くしながら信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

貯蔵槽の整備についてでありますけれども、これにつきましては、実は、7月9日付の消防庁所管の危険物の規制に関する政令が出され、RDFが指定可燃物に指定をされました。今、市町村におきまして、これに基づいた火災予防条例の整備が進められておることによってございます。それから、今月の27日に、環境省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正をされまして、RDFを保管する際の基準等について示されてきております。

RDFの貯蔵施設につきましては、安全性をまず確保して、そういった施設の整備を進めていきたいと、こう思っておりますが、その検討内容につきましては、安全管理会議に図りますとともに、地域住民の方々に十分な情報提供を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

今後也十分いろんな議論を通し、住民の皆様への情報公開を通じて信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

(石原正敬議員)

野田議員のRDF再開における県の姿勢についての関連質問をさせていただきたいと思っております。

RDFの再稼働がなされたわけですが、どうも三重県政におけるRDFの施策上の位置づけの話は余りされずに来たんじゃないかなど。事故の原因究明、安全性の確保ということに関してはされてきたんですけども、そのあたり、ちょっと欠けてきたんじゃないかなど思っております。

第1回定例会でも質問させていただいたんですが、RDFそのものの議論も、これは大事なんですけども、その周辺の問題もこれからクローズアップしていかなくちゃならんだろうと思っております。

特に、施策上のRDF施設の今後についての議論をしていくべきではないかなど。知事も、重点プログラムの中で、ごみゼロ社会の実現との関係において、RDF発電施設の役割というのが20年ぐらいで終わるんじゃないかというような発言もあったかと思っております。

私なりに感じていますのは、あのRDF貯蔵槽爆発事故を契機に、RDF発電所の県政上の性格がやや変質したというふうに思っております。発電施設というような、売電行為ですとかそういったことよりも、環境のための施設にその役割がシフトしたというふうに、私は感じておるところでございます。

そこでなんですけれども、ここに、「桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想 RDF化ごみ処理施設とRDF焼却発電施設の一体整備のインパクト活用方策提案調査」、ちょっと長いんですけども、というのがあります。(資料を示す)これは、平成13年3月に北勢県民局が出したものでありまして、現在も、北勢県民局内のホームページで見ることができる、公開されているものでございます。

中を見てみますと、いきなり、RDF施設があの地域に来るということで、そのまちづくりとか、生活創造圏と絡めた、そういった施策というか事業がその中で盛り込まれて展開されているというところ、調査ですであれなんですけども。

そこでお伺いなんです、ここの中に、廃熱利用施設の整備とかエコツアー事業やエコスクール事業とか、そういった環境を中心にしたまちづくりの構想が示されているわけなんですけれども、この構想の中にある事業の中で、まずどのようなものが具体的に事業展開されているのかということをお聞きしたいということ。

次に、県政上のRDF施設の位置づけや性格が変わった、変質したとしますと、これからRDFとまちづくりと、そういったことが、この桑名・員弁地区の生活創造圏の中でどういったものになっていくのかなどということをお聞きせ願ひたい。これは一例でございます、今後また、県政の中で広く展開していく必要があると思っておりますけれども、ひとつ具体例としてお聞きせ願ひたいと思っております。

(浦中素史地域振興部長)

議員御指摘のように、桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想は、多度町に建設いたしましたRDF関連施設がもたらしますいろんなインパクトを活用しまして、環境をテ-

マとした圏域の内外の交流を活性化させて、その周辺の新しい地域づくりを図っていくと、こういうことで策定されたものでございます。平成11年から12年、2年間かけて策定されたものです。さらに、平成13年度からは、学識経験者あるいはNPO、民間の企業の方、そして県議会の議員の方、行政関係者、幅広い方を構成委員といたします構想推進委員会の場で、構想実現に向けた検討を重ねてまいりました。

現状といたしまして、平成13年度からは、当構想において示された15の戦略プロジェクトというのがあります。このうち、エコツアー事業とか、あるいはエコスクール事業など、ソフトの事業を中心に、NPOや、あるいは地域住民と協力して展開してきているところでございます。

今回のこのようなRDFの事故は、こういう構想を推進している中で発生いたしました。このことは今後の構想の推進にも影響を与えかねないと、そういうこともございますので、今後、この委員会の事務局であります北勢県民局とも相談しまして、今後の構想のあり方とか具体的な進め方を一度検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

(石原正敬議員)

これから議論していくというところでございますけれども、知事が、行政的な責任ということで、減給という形で責任をとられたということだと思んですけども、それはそれで一定の評価をするわけですけども、やっぱり行政は、継続事業体の中でやっていることでございますので、そういった、まずやっぱり減給もわかりですが、これからどういう県政を運営していくか、特にRDFに関して、施策上どういった政策を打っていくのか、もしRDF施設の性格が異なった、ちょっと変わってきたというのであれば、その辺はやっぱり説明していくべきではないかなというふうには私に思っております。

ですので、そういった議論を整理するのかどうかも含めまして、ちょっと野呂知事に、今後の施策上のRDFの関係をちょっと所見、お願いします。

(野呂昭彦知事)

このRDFにつきましては、三重県の環境政策、ごみ政策の一環として当初からとらえて、その事業をRDFのチップ化したものを県が受けて、それを売電することによって事業として成り立たせようということで、企業庁にさせてきたところでございます。そういう意味では、広い意味での環境という中でこれはとらえてきておるといふものでございます。

ただ、今回、こういうふうな事故が起こりました。事故処理にも大変な経費がかかりましたし、安全性をより高めていく、これがまず第一だということで、それに係る今後の経費の問題もでございます。

したがって、今までのような形で企業庁の事業として成り立つのかどうなのか、というふうな議論は、既に皆さんからもいただいていたところでございます。しかし、今回、損失被害でもかかっております40億円等の経費の負担の問題であるとか、それから、今後、RDFの企業庁としての事業としてどういうふうな、企業庁の努力も生かしながらやっていけるのか、こういったことについては、今後の議論の中でしっかり見きわめていかなければならない、こう思っております。

したがって、環境政策そのものの中で、ごみゼロというさらに高い次元の目標をあげましたから、そういう中でRDFというものの機能するのは、ある意味で将来的にはその役割は終えていくのではないかと、こういうふうな位置づけをおるわけでありましてけれども、しかし、当面、RDFがサーマルリサイクルとしての位置づけを持ちながら、三重県のごみ問題あるいは環境政策の中で一定の位置づけを持っていくということには、これは変わりはないと、このように考えております。

(中嶋年規議員)

私も、RDF発電事業のことについて3点御質問させていただこうと思つたんですが、先ほど、石原議員の質問で、1点目のごみゼロ社会とRDF発電事業との関係については、知事の方から、ごみゼロ社会はより高いレベルのものを目指しているんだと。ただ、その中で、RDF発電事業もサーマルリサイクルとして有効である、環境政策の一環としても考えてとらえていくべきであるというふうな御答弁をいただきましたので、1点目につきましては割愛をさせていただきます。

残り2点について、RDFの処理費に関しまして、企業庁長に御所見をお伺いしたいと思います。

26市町村が今RDFの処理費用を負担しております、現行トン当たり3790円と、これが非常に高まるのではないかなというふうな心配の声がたくさん聞こえております。

まず1点目の確認事項というか、お尋ねなんですが、平成14年6月10日にRDF運営協議会理事会の決議の中で、RDFの関連市町村が負担するのは、その発電事業に伴う施設の維持管理費の一部であると。そういうことであれば、今回の事故に伴う県有の関連施設の改修費、40億円等ですね、これは市町村負担にはならないということについて、まず確認をさせていただきたいと思つています。

それと2点目、続けてもうお聞きします。そうはいふものの、今回の事故を踏まえて、万全の対策を講じるためにRDF発電施設の維持管理費、これの増加は避けられないであろうというふうには思っています。だから、その増加分を安易にRDF製造している26市町村の住民に転嫁するべきではないというふうには思っております。

そういうことで、今後のRDFの処理費を議論するに当たっては、企業庁の経営努力、その上でのRDF発電事業の収支見直しはもちろん、今環境政策の一環というお話もありましたので、例えば一般会計からの繰り出しだとか、それから、事故を起こした県の管理

責任、もともとといえば、RDF政策を推進してきた県の責務、こういったことも含めて、関係市町村の住民に対して十分な説明責任を果たす必要があるというふうに思っております。もちろん、私も県議会とも、このRDFの処理費の取り扱いについては十分議論すべきだというふうに思っておりますが、重ねて申し上げますが、RDF処理費について、安易な市町村への負担転嫁を行わずに、関係市町村、県議会とオープンに議論していただいて十分な説明責任を果たすべきだと考えますけれども、企業庁長の御所見をお伺いします。

(鈴木周作企業庁長)

ただいまのRDFに関連いたしまして、市町村の経費負担についてのお尋ねがございました。

議員からお話ございましたが、現在、私も、市町村からRDFの処理料をいただいております。先ほどの御説明の中でもありましたが、14年6月に開催されました三重県RDF運営協議会の理事会におきまして決めていただいておりますが、その際、3点について確認がされております。

1点は、県は、RDF焼却発電施設の維持管理費については、市町村が負担する分担金以外の売電収入等で充てることを基本として当面の施設運営を行うこと。

二つ目は、市町村は、ごみを焼却すればその灰を処理しなければなりません。現状においても、ごみ焼却により生じる灰処理に多額の経費を要するほか、あるいは自己の処分場での保管が必要であります。これらが軽減されることを考慮して、場外処理に要する灰処理、当時約29億円と算定いたしました。を当面市町村の負担として、平成18年3月までは1トン当たり3790円とするとされております。

三つ目に、平成18年4月以降は、こうした考え方を基本としつつ、大幅な状況変化等があれば、これを考慮しつつ見直すこととするというふうに決議をされました。

一方、三重ごみ固形燃料発電所は、平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間として、この事業期間を通じて収支が均衡することを基本として計画をしております。

このような経過がございますが、平成18年3月までは、先ほどお話のありました、1トン当たり3790円という処理料でございますが、平成18年3月までは現行の料金として、直ちに見直しをするということは考えておりません。しかし、これまでも御説明もさせていただいておりますが、今回の事故によりまして、事故処理関係経費を要すること、さらに、新たな今後の安全対策等経費が増加することから、公営企業としての今後の事業経営は非常に圧迫されるという状況になってきております。

また、お尋ねの中で事故に伴う施設のお話ございました。三重ごみ固形燃料発電所の施設整備につきましては、県において、企業会計と一般会計の役割分担により進めてまいりました。すなわち、発電施設につきましては企業会計、ごみ処理施設については一般会

計の負担で行ってきております。

今回の事故によるこれらの施設の損害、改修に要することになりました費用につきましては、原則として、事故の原因者がその責任により負担するものというふうに考えております。

また、新たな国の安全基準の強化に伴う費用負担など、今後の施設全般のあり方につきましては、市町村とも連携をとって検討してまいりたいと考えております。

今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取組めますが、ごみゼロ社会の進捗状況等も踏まえ、RDF焼却発電施設の経営のあり方、経費負担のあり方について、関係者において十分検討してまいります。

また、その状況を適宜県議会へも報告させていただき、御意見をいただきながら、さらに検討を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

(中嶋年規議員)

昨年の8月5日、県土企業の常任委員会の委員として、今の議長も私もRDF施設を訪れて、我々2人が職員にかみついたといったら変なんです。そのとき異常発熱が問題になっておりました。当時の岩名委員、それと私が、なぜそうなったのか、そのことについて、ごみをRDF化している市町村も心配しているよというふうなことを再三再四職員の方に聞きましたが、原因ははっきりわかりません。ただ、大丈夫です、大丈夫ですの繰り返しで、その後、あの19日の悲惨な事故を招いたというふうな経緯がございました。

二度とあのような事故を起こさないためにも、やはり説明責任、十分な説明責任というものを果たしていただきたいというふうに思います。特に地元住民の方への説明というのは本当に丁寧に、もっともっと丁寧にすべきだったのかなという気もするんですが、あわせて、RDF化している26市町村の住民のことも常に視野に入れて、その住民への説明責任をも果たしていただきたいというふうに思います。

私が住んでいます阿児町の隣の浜島町がRDF化施設を持っておるんですが、それも今日まで、あしたから同じ志摩市になって、私も関連市の市民となるわけでございます。その意味でも、私も一人の市民として、今回のRDFの処理費、どうなっていくか、注目していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

### ○平成16年第3回定例会 委員会報告(平成16年10月14日)

(森本繁史県土整備企業常任委員長)

なお、この際、当委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所については、貯蔵施設が設置されるまでの間、ボイラー点検時において関係市町村で製造されたRDFを他の施設に処理を委託する必要があり、その施設での処理状況や、今後設置予定の貯蔵施設に関する安全性等に関する情報は、随時、県

議会を初め関係市町村や地元住民に提供し、十分理解が得られるよう努めることを要望いたします。

(西場信行予算決算特別委員長)

次に、認定しないものと決定した認定第3号平成15年度三重県電気事業決算についてであります。

電気事業については、事業収益45億2722万円余、対前年度比85.0%、事業費用48億7006万円余、対前年度比97.9%、差し引き当年度純損失3億4283万円余となり、平成15年度の経営収支は前年度に比べ6億9410万円余悪化し、当年度は3億4283万円の純損失となっています。

この純損失発生の主な要因は、RDF焼却・発電事業の補償費など、附帯事業費用の増加によるものであります。

三重ごみ固形燃料発電所においては、平成14年12月からRDFの焼却・発電が開始されたところですが、運転当初からRDF貯蔵槽で異常発熱などのトラブルが相次ぎ、平成15年8月19日には、2名の死者及び1名の負傷者を出す大惨事を引き起こしております。

当委員会におきまして、これらRDF焼却・発電事業の一連の問題につきまして、特に議論のありました事項を申し述べます。

第1点は、当事業の決算についてであります。

この事業の決算は、事業収益17億551万円余、事業費用は22億7392万円余となり、5億6841万円余の損失が生じております。

これは、1つ、RDF貯蔵槽の爆発事故で運転を停止したことにより、稼働率が40%にとどまり、売電収入が当初予算と比べて2億7370万円余の減収となったこと、2つ、運転停止に伴う市町村のごみ処理経費の補償費等が大きく影響しております。責任の所在が不明確なまま、トラブルの初期段階で適切な対応が行われず爆発事故を起こし、結果的にこのような損失を生じさせたことは極めて遺憾であります。

第2点は、RDF焼却・発電事業における政策目標の達成度についてであります。

電気事業における4つの政策目標のうち、RDF焼却・発電事業については、未利用エネルギーの開発促進であり、その成果指標は、RDF発電によるCO<sub>2</sub>の削減量の維持となっております。

これは、CO<sub>2</sub>が比較的多く発生する火力発電にかわって発電するという意味ではありますが、既に述べましたとおり、発電所の稼働率が40%にとどまったこともあり、成果指標の達成率は約50%と極めて低調であります。これでは、予算執行に見合う行政効果が上がっていないと言わざるを得ません。一般廃棄物の適正処理と未利用エネルギーの有効利用により、資源循環型社会の構築を目指す施設として建設された発電所が、稼働率も低く、県民の信頼を損ない、不安を与える結果になりましたことは、極めて遺憾であります。

以上のことから、認定第3号については認定しないものと決定をいたしました。

今後は、以下の3点に十分留意し、事業を進められることを要望いたします。

1つ、2名の尊い命が失われたことを十分肝に銘じ、責任の所在を明確にし、管理運営体制の一層の強化を図るとともに、常に安全性、安定性の確立に努めること。

2つ、これらの情報を、県民の理解が得られるようわかりやすく提供すること。

3つ、管理運営業務における受託事業者との役割分担や人員の適正配置を踏まえた上で、将来の経営見直しを十分検討すること。

## ○平成16年第4回定例会(平成16年12月17日)

(西場信行予算決算特別委員長)

なお、この際、県土整備企業分科会において特に議論のありました事項について申し述べます。

平成16年度三重県電気事業会計補正予算における新たなRDF貯蔵施設の整備については、今後の貯蔵施設を設計施工するに当たっては、前回のプロポーザルによる整備方法を十分に反省するとともに、今まで県議会から受けた指摘事項も踏まえ、関係法令や関係省庁の基準に基づき、十分な安全対策が講じられるよう努めることを要望いたします。

(西場信行予算決算特別委員長)

RDF焼却発電施設建設事業については、環境森林部が企業庁へ事業委託して実施しているところであり、平成15年度は9億8033万円余支出しているところでありますが、RDF貯蔵槽において爆発事故が発生し、消防士2名の尊い生命が奪われました。RDF化構想を推進してきた主体として、また、事業を企業庁に委託している委託者として、事業の進捗状況についての確に把握するとともに、事業が円滑に管理運営されるよう指導するべき責任があるものと考えます。

当局におかれては、これらの責任を自覚され、安全性の確立を初め、施設の管理運営等について、委託先の企業庁と綿密に連携を図り、必要な指導を行うなど厳正な対応を図られるよう強く要望します。

## ○平成17年第3回定例会(平成17年10月5日)

(森本繁史議員)

それでは、通告に従って質問を続けてまいりたいと思っておりますけれども、2年前の8月19日に桑名にありますRDF発電所の貯蔵タンクが爆発をして、そして2名の消防士の方々が亡くなるというような痛ましい事故がございました。このことについて、知事以下、非常に大変いろんな形の中で御尽力いただいて現在に至っているわけですが、野呂知事以下、前副知事、前出納長、そして前企業庁長については、責任をとって給与の一部返

還という行為もされております。このプロジェクトの一番の立て役者であった北川知事におかれては、謝罪があったとか給与の返還があったとか、そういうお話がないようでございますけれども、私としては、ある程度の当時の責任者として何らかのアクションがあってもいいのではないかなというふうに考えさせていただいているところでございます。

野呂知事は2年半になりますけれども、この現在までも、前県政のいわゆるマイナスの遺産、負の遺産の処理に追われて、なかなか自分本来の施策というのがやれない。このことについては大変お気の毒だと思います。まだまだ、前県政の大きな負の遺産というのが、解決されていない遺産、例えば、ガス化溶融処理費の、いわゆる、2万円で市町村に約束してあったのを2万8000円にしたい、あるいは、さらには3万5000円まで上げていきたいという、これも市町村の御理解を得るのは非常に難しい問題ではないのかなという気がしますし、また、RDFの持ち込み料についても、3000円が6000円とも1万円とも言われておりますけれども、これもなかなか難問だろうと思います。就任当時、志摩サイバーウェイブジャパンの業績を見たときに知事もうなったほど、非常に難しい運営を迫られておったんですけれど、結局のところ、やはりこれも失敗と言うよりほかないような状況でございます。ISO問題についても然りでございます。前知事は非常に華々しくメディアに登場しましたけれども、後始末というのは余りやっていたがなかったような気がしますけれども、どうぞ知事におかれまして、今後とも肅々と誠実に後始末をやって、健全な三重県政を立て直していただきたいと思っております。

自立つばかりがいいということではないんです。江戸時代の寺子屋の教科書の「実語教」という本がございますけれども、その巻頭の部分に「山高きが故に貴とからず、樹あるを以て貴としとする」という一番初めの寺子屋の教科書の最初の部分の文言でございますけれども、どうぞ肅々とやって、地道に木を植え、そして三重県をすばらしい山にさせていただくことをお願い申し上げまして、次に進んでいきたいと思っております。

企業庁長に一言申し上げたいと思っております。一昨日の大野議員も、企業庁のあり方について、やり方について苦言を呈しておりました。非常に資料を出し惜しむということをやられておりましたけど、私だけかと思ったんですけれども、やはり、いろんな面で情報の公開というのが一番遅れているような気がします。そういうふうなことも、今後とも十分注意をしながら、企業経営等もやっていきたいと思っておりますし、この前も、私、議案聴取会で申し上げましたけれども、RDFの新貯蔵施設の工事の変更についても、これは完全に疑義が晴れたわけではないんです。

このことについて、桑名の消防署の指摘によって防火水槽を設置したと、追加工事等をやったということですが、これは事前に打ち合わせができなかったということですが、日立造船から入札する前にもう技術提案書というのが提案されて、それでもって、大学の先生、当てになるのか当てにならないのかは別として、そういう大学の先生方に一応見せてオーケーをさせておるんです。この時点で、やっぱり私は、2名の犠牲を出した消防署の意見も聞くのが本当ではなかったのかなというふうな気がするんです。

それと、中森議員からも質問がありました。別件発注にすべきではないかと。工事を日立造船に丸々、変更増する、1億円にも余るようなそういう金額を、簡単に日立造船にやるべきではないのかという指摘もありました。一般の建物の場合は、電気の配線工事だとか、あるいは下水管、あるいは上水道の管の配置については、これは必ず別件で発注しておるんです。これは一括発注の方が楽なんですけれども、わざわざ分割しておるんです。そういう状況にもかかわらず、今回はこれを一括して契約の内容に組み入れておる。

ここで私が疑問を呈するのは、1億円にも余るような変更をぼんと入札行為もしないで増やすということについて非常に疑問を感じるんですけれども、そのほかに、一つの根拠は、この日立造船という会社は、かの有名な日本道路公団の談合事件で、今、今年の5月22日から来月の21日まで指名停止になっておるんです。だから、もし例えばあなたたちが分割発注したら、当然日立造船がこの入札に参加できないんです。企業庁長の人柄も知っておるし、決してそういうふうな不正なことをするとは私は思いません。思いませんけれども、県民の疑惑というのは、やっぱりそういうことの中で疑惑というのは生じてくるので、そこも含めて、今後、こういう問題は委員会の中で処理していただければいいので、私は企業庁長に答弁は求めませんが、そういう事実に関しても謙虚に反省して今後の対応というのをやっていただきたいと思っております。

それと、いろんな機会の中で企業庁長は言われるんですけれども、原因の究明というのは、警察の捜査中だから原因究明しないんだということですが、やっぱり我々技術者というのは技術者魂というのがあります。真相を、真理を究明しようじゃないかというのが、これが技術者魂だろうと思います。だから、警察の捜査中だからということでやらない、究明をしないのではなくて、やっぱり、謙虚に、技術論としてやっぱりこれは解明していく方向に持っていくべきではないかと思っております。

トータルすると、いろんな話を聞いておる中で、企業庁の技術職員の倫理観、これが非常に欠如しておるし、大野先生の指摘を受けるまでもなく責任感が希薄であると思っておりますけれども、ここらの原因調査についてちょっとお答えいただきたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

御質問の原因調査でございますけれども、先生のお話にもありましたように、一昨年8月に発生いたしましたRDFの貯蔵槽爆発事故につきましては、当時の責任者である企業庁のみだけではなくて、全庁的に対応するという事で対応いたしました。

具体的には、事故原因の究明及びその対策に関しましては、学識経験者等で構成いたします三重県燃料発電所事故調査専門委員会を平成15年8月19日に設置いたしまして、その後、調査検討をお願いしておりました。

その後、15年11月22日にこの調査委員会の方から最終報告が知事に対して提出されまして、この報告書におきましては、RDF貯蔵槽におけます発熱、発火、爆発に至るメカニズムについてはおおむね明らかにされておりますけれども、爆発の直接の原因である火

種の特定までは明らかにすることができなかったという報告でございます。

企業庁といたしましては、この最終報告がなされた後におきまして、実験室レベルでの調査検討につきましては、この調査専門員会で既にもう相当議論がなされて実施されておるといこともございました。また、警察の方でも鑑定がなされるという報道がございました。そのようなことも含めまして、独自の調査を行うには、企業庁としては限界があるのかなというふうを考えまして、企業庁独自の調査につきましては、その後は行ってないという状況でございます。

(森本繁史議員)

調査を行ったということについては承知しております。承知しておりますけれども、ある程度の原因者というものも断定すべきだろうと思います。それなりの根拠があればできるだろうと思うんです。これは、これから述べますけれども、いわゆる富士電機が悪いなら悪いというきちとした毅然とした結論というのをやっぱり出していくべきではないのかなというふうには私は考えております。

それでは、ちょっと時間がないのではしよりますけれども、今回RDFの発電の再開に当たって、発電を行うために、高温高圧の蒸気を発生させなきゃならないんですけど、その蒸気を発生させる2次過熱器は、800度に熱した珪砂、砂と、そして、その2次過熱器との摩擦によって、当初は3年間は交換不要ということであったんですけども、7カ月しかもたなかった。これが、私は問題だろうと思います。3年が7カ月しかもたない。2年くらいならまだしも1年ももたないというのは問題だろうと思います。

企業庁長にお尋ねしますけれども、賞味期限というのを御存じでしょう。賞味期限というのは、豆腐が火体おいしくいただけるのはこの日にちぐらいまでです、餛飩だったらこのぐらいまでもちますということが、そういうのが書いてあるのが賞味期限です。ですから、賞味期限を切れたからといって食べられないというものじゃないんです。おいしく食べるならそれですけども、それを切れたからといってしばらくの間はおいしく食べられるし、そして、物によっては1年も食べられるものもあります。

私のことも、人によっては、森本さんはちょっと賞味期限が切れておるんじゃないかという人もおりますけれども、私はそうじゃない。私は人間味も気力も非常に充実しております、今まだまだ賞味期限まではしばらく時間があるんですけども、先日質問をされた末松先生だとか、あるいは稲垣先生、今日やられた北川先生、非常にすばらしい質問をされました。この先生方は、いわゆるカツオで例えるならば、「目に青葉、山ホトトギス、初鰹」の、あの淡白なはしりのカツオであって、私などは、金華山沖でたらふくえさを食って戻ってきた戻りカツオの類の、今が旬の戻りカツオだと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うんですけども、これはちょっと余談になりましたけれども、そういうふうにして、今回の2次過熱器は3年の賞味期間があったのが、わずか7カ月で、カビが生えて食えなくなったような餛飩のような、そういうものではな

いかということをお私に言いたいんです。この2次過熱器は850度というような熱い砂と400度を超えるような蒸気がこの中を通っておるんです。そして、だんだん薄れていったときに、万が一パイプが破裂したときにまた前回のような大惨事が起こるのではないかと思いますけれども、私はこういうふうなものを納入した富士電機に対してはもう少し毅然とした態度で臨むべきだと思いますけれども、その点についてはどうですか。

(井藤久志企業庁長)

御指摘のとおり、2次過熱器の2号ボイラーにつきましては、7カ月程度で今年の4月に交換をいたしました。

当初、2次過熱器につきましては、富士電機の技術提案におきまして、3年ぐらいいもつというふうに予測されていたものですが、これより短い周期で交換が必要になったということで、私どもも非常に遺憾に思っておりまして、富士電機システムズに対しまして、その原因を早急に調査した上で対応を考えるということを毅然と指導しております。

また、私どもの方の安全管理会議の技術部会におきまして、この減肉に対しまして、学識者の指導助言をいただいておりますところでもございまして、これらも踏まえまして、富士電機システムズに対しまして、発電所の安全な管理を徹底するように再度指導していきたいというふうには考えております。

(森本繁史議員)

専門家というのが、私は、先ほども申しましたように、この安全器を納入するときの専門家の相談もあるし、それから、第2次過熱器の調圧水槽のときの専門家でしょう、それも大学の先生がいる、この2次過熱器についても専門家に相談したと言うけれども、これは本当に伯仲した議論がなされたのかということには疑義を感じます。

企業庁長は簡単に原因を究明するとかしないとかということだけど、これは非常に大きな問題が含まれておると思うんです。この薄くなった、減肉が急に進んだという原因は、富士電機が、粗い砂で運転していたのを、いわゆる熱効率を上げるために、細い砂に、小さい細かい砂にしたんです。そのことによって減肉が、どんどんどんどん減っていったんです。こういうものは、工場で、納入する前に、機械として掘えつける前に工場で実験すべき話でしょう。運転をしながらそういう実験をする、しかもそういうような減肉で3年が7カ月しかならないような、そういうふうな実験を本運転でやらすということは、地元の人に対しても非常に不信感を生むんじゃないかと思うんですけども、そこらはどうですか。

(井藤久志企業庁長)

砂の量とか砂の大きさとか、いろんな条件によってその減肉が変わってくるということ、その辺につきましても、富士電機システムズの方でもある程度は想定しておったとい

うことは聞いております。ただ、現実に動かしてみたところ、予定よりもかなり短く減肉していくということでございます。

減肉の原因が、この2次過熱器のところに腐食性物質もつくというところで、そういう化学的な腐食の関係と、今先生がおっしゃいました流動砂によります物理的な磨耗による減肉と、この二つを考えておりますので、その辺につきましても、さらにもう少し調査研究した上で対応していきたいというふうに思っております。

### ○平成17年第3回定例会 委員会報告(平成17年10月19日)

(杉之内昭二予算決算特別委員長)

電気事業については、総収益が31億900万円に対し、総費用は36億5200万円で、前年度に比べて損益は2億100万円悪化し、5億4400万円の純損失となっています。この純損失発生主な要因は、平成15年8月の三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の影響及び平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により被災した水力発電所の発電停止による減収等によるものであります。特に、平成16年度のRDF焼却・発電事業においては、5億8800万円の損失が発生しています。

なお、この決算額には、RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確になっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっていません。このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因や責任の所在を見きわめた上で、責任割合を明確にして適正に処理することはもちろんのこと、県民に対し十分に説明責任を果たしていただきたい。また、施設運用に当たっても、常に安全性、安定性の確立に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行い、県民から十分な理解を得られるよう強く要望します。

次に、電気事業会計における他会計からの長期借入れについてであります。電気事業会計においては、附帯事業であるRDF焼却・発電事業では、市町村等のごみ処理費用に係る企業庁の当面の負担額相当分について、平成15年度に工業用水道事業会計から営業運転資金として4億3520万円の長期借入れを行ったのに引き続き、平成16年度においても補償費の財源として7730万円の長期借入れを行っています。平成15年のRDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確になっていない現在、当面の負担額相当分を明確に区分できるようにする意図でとられた会計処理であります。平成16年度末における資金残高は40億6000万円余となっており、電気事業会計全体で見れば、他会計からの借入れが必要なほど資金が不足する状況ではありません。

RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確にされ、適正な処理がなされるまでの間は、利息負担を伴う他会計からの長期借入れを行うのではなく、当面の負担額相当分を明確に区分した上で、電気事業会計内での対応を検討されることを要望します。

### ○平成18年第1回定例会(平成18年3月2日)

(森本繁史議員)

それから、企業庁長に御質問しますけれども、いろいろ昨今知事が頭を下げたり、企業庁長、頭を下げたりしておられるけれど、この問題については触れませんが、やっぱりボタンのかけ違いというのが大きいと思う。だから、上の穴には上のボタンをはめるといような、ボタンのかけ違いというものはやっぱり十分配慮してほしいし、知事や企業庁長が頭を下げなきゃならんといようなのは、やっぱりノーマルな姿勢じゃないので、そのことはひとつ前置きしておきますけれども、RDF発電所の損害賠償、損害訴訟について質問したいと思います。

2名の消防士の方が亡くなられたわけですが、このときの損害額というのが20億で、私の記憶しておるところでは、いわゆる折半約20億ずつ企業庁と企業側が負担したというふうに記憶しておる。それで、私の質問に対して企業庁長は、警察の捜査が終わってから一応こういう問題については取り組んでいきたいという返事だったんですけど、もうこれも1月に終わったわけです。

先般、予算委員会での質問に対してもあれでしたけれども、その後の新聞報道によると、8月に訴訟の時効となるということなんですけれども、これについて、企業庁として、いわゆる相手企業に対して損害訴訟を起こす準備があるのか、用意があるのか、そこらについて答弁願います。

(井藤久志企業庁長)

三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽の事故につきましては、去る1月5日に刑事事件として企業庁と富士電機、それと桑名市消防本部の関係職員が一括して書類送検されました。現在、地方検察庁の捜査を見守っているところでございます。

一方、民事事件といたしましては、爆発事故等に係ります損害額約40数億円につきまして、企業庁が支払ったものをどういうふうに、今後、処理していくのか、また、企業庁以外のものが支払ったものに対してどう対応していくのかという課題が残っております。

企業庁といたしましては、刑事事件とは別に、事故に至った事実関係などにつきまして、司法の場を通じまして、県議会、あるいは県民の皆様に対しまして、しっかりと説明責任を果たしていくということも一つの方法であるというふうに考えております。したがって、しかるべき時期に損害賠償請求を行いまして、それに応じてもらえない場合は、訴訟を提起する方向で現在考えております。いずれにしても、今後、法律の専門家ともよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

(森本繁史議員)

もう一度念を押すけれども、いわゆる相手方に請求をして応じてもらえない場合は、それはもう法律の専門家に相談しなきゃならんけれども、訴訟を起こす用意があるというふうに理解してもいいんですね。

(井藤久志企業庁長)

当然、法律の専門家と相談しますけども、そういうふうな方向で考えております。

### ○平成18年第1回定例会委員会報告(平成18年3月23日)

県土整備企業常任委員長(前田剛志君)

次に、RDF焼却・発電事業における市町への負担についてであります。

RDF焼却・発電事業においては、平成28年度までの大幅な収入不足が見込まれることから、関係市町と処理委託料の見直しについて協議を行っているところであります。市町の負担に関しては、当初、市町村に対して本事業を誘導してきた県としての責任と、本事業が主として環境施策の一環であることを念頭に置いて、県負担分を確定した上で決定すべきであると考えます。

県当局におかれては、収支見直しを誤って市町からの信頼を損なうことのないよう、十分精査の上市町との合意形成に努められるよう要望いたします。

### 三重県議会におけるRDF関連の発言(稼働段階)

<平成18年度～平成22年度>

#### ○平成18年第2回定例会(一般質問:平成18年6月19日)

(岡部栄樹議員)

次に、RDFのごみ焼却施設についてお伺いをいたします。

市町の負担金の額は当初と大きく変わってきておりますが、現状の負担額でおさまるのか、場合によってはまだまだ値上げをしなければならないのか、教えていただきたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

RDFの負担金、処理料金の問題でございます。現在、RDFの焼却・発電事業につきましては、発電により売電収入でこの施設を維持管理していくための必要な経費に充当するというようになっておりまして、なお、不足する経費については、市町からRDF処理料を御負担いただくことによりまして、平成28年度までの収支を均衡させるということで、事業計画を策定しております。

その後、平成15年8月の旧貯蔵槽におけます爆発事故、また、その後の他県におけますトラブルを教訓に、RDFに関する新たな知見が明らかとなりました。これを踏まえまして関係法令等の改正がなされまして、それに対応するための安全対策などの経費が必要となりましたことから、施設の安全・安定運用を図りながら健全な経営を行うためにRDF処理料の引き上げについて、現在、関係市町と協議をさせていただいております。

(岡部栄樹議員)

今、答弁をいただきました。私は金額の、かなり多額になっておると思いますが、受注者の方、そして、県の方、いろいろあると思っておりますが、県民にとってはかなりの金額の負担になっているかなというような気がするんです。

そして、もう少し再度でお聞きしたいんですが、それがために値上げをするということになるのかということをお聞きしたんですが、今のお話によりまして、各市町と今お話をさせていただいておりますということですが、それはいわゆる現状を踏まえて、これからもっとも値上がりがかかるかもわかりませんよという協議なのか、その辺がちょっとわかりかねたので、もう一度その辺をお答えいただきたいなと。

(野呂昭彦知事)

RDFのこれからのことでございますけれども、まず第1に、RDFの焼却施設につき

まして、どういう経緯でこれがつくられたのか、さっき北川県政の当時のことをちょっと引き合いに出されましてけれども、平成9年に国の方でダイオキシン規制を非常に強めるということになったわけでございます。このためにダイオキシン対策を平成14年12月までに完了せよと、こういうことでございました。

もちろんごみは第一義的に市町村に責任がございます。市町村では、それに対して早急にダイオキシン対策を実施しなきゃならないということになったわけでございますけれども、しかし、新たな焼却施設をつくるということになりますと、土地の問題が出てくる。あるいは、それまでの国庫補助の対象が少し変化いたしましたして、100トン未満の小規模な焼却施設というものについては国庫補助が出ないというようなことになりまして、市町村では限られた期間でどうこれに対応していくか、苦慮しておったところでございます。

そういう中で、実は、県の方でRDF化構想というのを進めておりました。市町村にとりましては、やはり更新の必要があるということで、当時、26市町村がございましたが、そこはスケールメリットでありますとか、あるいは高度な処理による環境リスクの低減、こういったことを図ることができる新しいごみ処理方式として県のRDF化構想に参加するということになりまして、そういう中で、県が本来市町村が担う一般廃棄物の処理の受け皿となるRDF焼却発電施設を建設するということになったわけでございます。

しかし、このことが大変大きな事故を引き起こすというようなことで、大変御迷惑をおかけいたしました。したがって、こうした反省のもとで、今は安全対策に万全を期するというので、安定した運転管理ができるように取り組んでおるところでございます。

現在、このRDFの焼却発電施設というのは、14市町、7施設に及んでおります。これは合併した現在でありますので、合併前でございますと、26市町村、7施設ということができるわけでございます。ここから出てくる可燃ごみというのは、三重県内で出てくる可燃ごみの約5分の1になるわけでございます。そのRDFを受け入れておる施設でございますから、当面県にとっては必要な施設でもちろんですし、また、重要な役割を担っておるところでございます。

(井藤久志企業庁長)

料金の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、今度の事故等を契機に法令改正がなされまして、安全対策のための経費がかなりかかっております。それともう一点、大きく、貯蔵槽がなくなりましたことによりまして効率的な発電ができないということから、売電収入が大幅に減っております。そういうことも含めまして、平成28年度までの14年間で約40億余りの欠損が出るという見込みでございますので、現在、この欠損について県の負担も一定お願いしながら、市町の方の処理料金の方についても引き上げをさせていただきたいということで、現在、協議をさせていただいております。

(岡部栄樹議員)

質問が多岐にわたっておりますので、あと、進みたいと思いますが、知事にもう一言。

知事が奨励されたわけでもなし、なかなか返事が難しいと思いますが、県がいつも言ってみえる費用対効果、これはマイナス 200%ぐらいあると思うんですよ。だから、その費用対効果についてはどうかというのと、それから今後、この RDF ごみ焼却場が本当にこれ多額の金をかけていますけれども、今後、本当に知事として必要であるか、一言ひとつお願いいたします。

(野呂昭彦知事)

まず、費用対効果のことでありますけれども、これは企業庁でいろいろ出している必要な経費、いわゆる市町の負担ということからいきますと、ほかのいろんな方法をとった場合、あるいは他府県で同じようなことをやっておるところの費用と比べてどうかということ、私は、いわゆる県内のこの RDF が特に費用対効果の面から悪いというふうには受けとめていないところでございます。

それから、今後必要かどうかということについてであります。この点は、いわゆるあれはごみを燃やして、そして、その熱を発電という形で資源化していこうという考え方でございます。ただ、こういう燃やしてその熱を利用するという形、いわゆるサーマルリサイクルという形が、例えばごみゼロ社会の実現に向けての施策としてそごうのかどうか、これは一部議論はあろうかと思えます。

しかし、例えばこういった問題で最先進国のドイツ、昨年、フライブルグへ行ってきましたけれども、フライブルグでは、これまで燃やさないとすることを基本にしてまいりましたのが、昨年度から実はサーマルリサイクルということで転換をして、もう今、実施をしておるところでございます。

より現実的に考えてまいりますときに、ごみゼロを考えるときに、最終処分量がゼロになるためにいろいろやっていく中では、サーマルリサイクルまで否定して、それが実現できるのかどうかということになりますと、かなりドイツがとっておるように、現実面ではこれを否定し得ないのではないかな。私は、そういう意味ではチップ化することによって搬送も非常に楽にできる。RDF としての強調できる長所というのは一方であると思うんです。

しかし一方で、ああいう爆発事故を起こしたためにほとんど全面否定されるに等しいような御批判もいただきましたけれど、冷静に今後安全性をきちっと確保するならば、一つの将来の選択肢としてまだ有用なものではないのかなと、こういうふう考えておるところでございます。

### ○平成 18 年第 2 回定例会 委員会報告 (平成 18 年 6 月 29 日)

(水谷隆県土整備企業常任委員長)

なお、この際、本委員会において議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所の新たな RDF 貯蔵施設においては、平成 18 年 8 月に地下式開放型ピット方式として完成が予定されております。旧 RDF 貯蔵槽における爆発事故において、2 名のとうとい命が失われたことを十分に肝に銘じ、管理運営体制については万全を期して、施設の安全、安定運転の確保に努められるよう強く要望をいたします。

### ○平成 18 年第 3 回定例会 (代表質問：平成 18 年 9 月 27 日)

(三谷哲央議員)

RDF について簡単にお伺いをしたいと思います。

RDF の処理委託料の値上げ問題、市町と県との話し合いの乖離というのはまだかなり大きなものがあると思います。とりわけ 24 年以降の見直し等もまだお示しをいただいておりますし、今後、県がごみゼロを進めていく上で、ますます RDF の搬入収入等は減ってくる。維持経費、収入が減ってくるものを市町の方にそのまま転嫁していくと、このような基本的な考えは絶対になんかということ、今日知事からぜひお伺いをしたいと思います。

(井藤久志企業庁長)

現在、関係市町と協議を進めておりますけど、議員御指摘のとおり、まだ合意には至っておりません。今後、ごみゼロを推進する中で、ごみの量も変化してまいるといふふう考えておりますけれども、この現在の不足する欠損と見込まれる数字は、市町の方からある程度の減量も見込んだ、将来の数量を見込んだことを基礎にしまして算定しております。今後さらに市町と十分協議はしていただいて、合意形成に努めたいと思います。

(三谷哲央議員)

よくわからなかったんですが、市町の意向というものを十二分に踏まえて、これはあくまでも県が主導して、当初は無料からスタートした議論であります。少なくとも発電施設等の運営経費は県が持つというのは、これは当たり前の話ですから、そのあたりのところをしっかりと踏まえた議論を市町とぜひやっていただきたいということを要望いたします。時間が参りましたので終わらせていただきます。

### ○平成 18 年第 3 回定例会 (一般質問：平成 18 年 10 月 3 日)

(山本勝議員)

RDF 処理料金についてのお伺いでございます。

先般も三谷議員からも御質問がございましたが、現在、両者の話し合いは暗礁に乗り上

げておりますが、論点として、平成17年、企業庁が試算した数字は、平成14年稼働以来、耐用年数を15年として平成28年までの収支を計算してみますと、42億8000万円余の累積損失が予想されると説明をされております。この42億円余の問題がRDF運営協議会で出され、今日まで検討をされてまいりました。42億円余を全部対象市町が負担をすると、1トンで1万1900円となり、現状の3790円からすると3倍余となります。桑名広域清掃事業組合では、現在1億円余をこの費用として払っておりますが、今日までの話し合いの中で、県が約18億円出すとして、残りを市町で24億余、1トンに換算をして平均をすると約8480円となりますが、現在では初回を6000円程度、それから3年置きに上げていくというような、こんな段階的に引き上げていく方式が県より提案をされております。県は24億円余の内訳としては、安全対策費を中心に、安全上の人件費、新しい貯蔵施設の費用、動力費、工水費等を上げております。

そこで、市町の反論理由としては、当初は灰の処理費用ぐらいは負担をしようということで現行料金が決まりましたが、最近では発電所の運営費用まで負担を求める提案では筋違いであり、灰の処理分の増加分ぐらいの5058円ぐらいなら何とか理解ができるというような、こういうような意見もございます。当面、市町の提案としては5058円からスタートをして、その後3年後に協議をしてはどうかという案も出されているやにお聞きをします。もともとごみの処理は市町の固有業務であり、当初は県が周辺構想を、桑名地域の周辺構想を含めてバラ色の案を提案して、ある面では桑名としては乗せられた話でもございます。ちなみに、桑名広域清掃事業組合では現在、焼却施設処理方式でやっていた場合の経費よりも多く費用がかかっているという、こういう現状もあるわけでございます。

ボールは現在県に投げられておるようにお聞きをしております。どう企業庁として解決をされようとしておるのかお伺いをいたしたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

私からは、RDFの処理料金についてお答えさせていただきます。

RDFの処理料金につきましては、現在1トン当たり3790円で市町に御負担をいただいているところでございます。この現行料金につきましては、平成14年6月の三重県RDF運営協議会理事会での決議によりまして、当面、17年度までの3年4カ月間とすると。それ以後につきましては、大幅な状況変化などがございましたら、これを考慮しつつ見直すということになっております。

一方、三重ごみ固形燃料発電所の運営につきましては、安全対策に万全を期するための職員の増員やRDFの受け入れ検査などの費用が増加する中で、また、RDFを大量貯蔵し、売電料金が高い時間帯に発電する効率的な運用ができないことによります減収などによりまして、大幅な状況変化が生じております。そこで、収支計画の見直しを私どもが実施しましたところ、現行の処理委託料のままでは、事業計画の終了予定年度でございます平成28年度末には、約42億8000万円の累積欠損が発生する見直しとなりました。

今後もRDFの焼却・発電事業を安全、安定的に運営するためには、収支の均衡を図ることが不可欠でございまして、一定の処理委託料を引き上げることについては、運営協議会の場で御理解をいただいたところでございます。しかしながら、現時点では、県と市町の間ではRDF処理委託料の考え方に若干の隔たりがございまして、県といたしましては、RDF化構想を推進してきたこと、また、RDF焼却・発電施設は循環型社会形成のための基幹施設であることを踏まえまして、県の応分の費用負担や3年ごとに料金を見直す段階的な改定案などをお示ししまして、現在、合意形成に努めているところでございます。

企業庁といたしましては、今後、事業運営の中でさらなる経営努力を行うということは大前提でございます。RDF焼却・発電事業を安全、安定的に継続していくためには、市町にも適正な費用の負担をしていただきたいというふうを考えております。今後、関係部局とともに、他県の事例とかRDF以外のごみ処理方式の経費に関する資料なども提示させていただき、また、RDF焼却・発電事業の意義も改めて説明するなどによりまして、できる限り早期に理解が得られますよう、引き続きRDF運営協議会の場におきまして協議を進めていきたいと、そのように考えております。

### ○平成18年第3回 9月定例会（一般質問：平成18年10月5日）

(日沖正信議員)

RDFの処理料の見直しに関して、一言だけ申し添えさせていただきたいと思っております。通告はしてございませんので、要望ということにさせていただきますけれども、とにかく県の企業庁とRDFの協議会にかかわる市町が処理料金値上げをめぐる対立し、まして交渉の余地もない膠着状態という今の状況は、県民に対して全く恥ずべき現状でございます。

企業庁は予期せぬ事情の変化を含め、値上げ額の幅の理由を主張されますけれども、片や市町におかれましては、ごみを焼却して発電し、その電気を売るという画期的な魅力あるシステムだからこそ参加したのに、後になって想定以上の値上げと言われましても、簡単にのめないと憤られますのもわかります。知事もかつて松阪の市長さんをしておられた経験もお持ちでございますので、どうか市町の事情も酌み取りながら、できることなら何とか知事のトップリーダーとしての力量を発揮いただいて、どこかに糸口を見出す努力をしていただけないか、こういうことを期待し、要望をさせていただくものであります。

(野呂昭彦知事)

まず、冒頭、RDFの処理料金について御要請をされました。

一般廃棄物の処理につきましては、本来、市町が負担すべきものと考えておりますけれども、RDFにつきましては、県が政策誘導してきたという観点がございます。そういう

意味で、県としても必要な応援はしてまいります。市町といたしましても努力をさせていただく必要があるのではないかなと思っております。そういう考え方を基本に、処理料金につきましては、今現在、協議を進めておりますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

### ○平成18年第3回定例会 委員会報告（平成18年10月19日）

（水谷隆県土整備企業常任委員長）

本委員会において議論のありました事項について申し上げます。

RDF処理委託料の改定については、現在、当局において、関係市町と協議を行っているところであります。関係市町には料金の引き上げについて、一定の理解をいただいているものの、その金額については双方の提案にまだまだ開きがあります。

県当局におかれましては、関係市町に平成14年6月のRDF運営協議会理事会での決定事項等、費用負担の基本的な考え方について説明を尽くし、信頼を損ねることなく、早急に関係市町と合意形成を図るよう要望いたします。

（永田正巳予算決算常任委員長）

公営企業会計決算について御報告申し上げます。

電気事業については、総収益が37億3039万円に対し、総費用は45億2517万円で、前年度に比べ損益は2億5124万円悪化し、7億9477万円の純損失となっています。

この純損失発生の主な要因は、附帯事業であるRDF焼却・発電事業における多額の赤字により、15年度以降電気事業会計全体で多額の損失を計上していることに加え、漏水の影響などにより電力料収入が減少したことなどによるものであります。

特に、電力料金については、今後の電力自由化の進展などにより、売電単価の低廉化が想定されるほか、附帯事業においても、RDF処理量及び電力料収入が減少する一方で、安全対策に要する経費が増加するなど、今後も収入不足が見込まれ、健全経営が困難な状況となっています。

今後も、合併後の市町のごみ処理状況やごみゼロ社会実現プランの進捗状況などの廃棄物処理行政の動向も勘案し、適正な費用負担のあり方など、市町とも十分協議を重ね、附帯事業の運営方法について検討を行うとともに、安全の確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化を進め、住民からの信頼回復と安定的な運営による収入の確保に努められるよう要望します。

（末松則子環境森林農水商工常任委員長）

本委員会にて特に議論のありました事項について申し上げます。

ごみゼロ社会実現プランに関してです。

当プランにおいても掲げられている、RDF、三重ごみ固形燃料発電事業について、ごみゼロプランの進捗状況はもとより、市町のごみ処理状況などを把握するとともに、RDF関係市町との十分な議論を重ねた上で、今後のRDF発電事業の方向性について早急に結論を導き出されるよう要望いたします。

（西場信行予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査の過程において議論された主な事項について申し上げます。

電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が37億3336万円に対し総費用は36億3287万円で、当年度純利益は1億49万円となり、前年度の純損失7億9477万円より収益は8億9527万円改善しています。

電気事業のうち水力発電事業については、現在策定中の三重県企業庁長期経営ビジョンで平成21年度末を目標に民間譲渡が検討されています。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献への取組の継続等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、関係機関と緊密に連携し、地域住民及び市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くすことを強く要望します。

また、今後とも安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるようあわせて要望します。

次に、附帯事業であるRDF焼却・発電事業についてであります。RDF処理量及び電力収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、RDF処理料金について市町や関係機関と協議した結果、平成18、19年度については市町の提案に基づく処理料金で合意しています。

しかし、当該料金では平成28年度までに収支の均衡を図ることは困難であり、改めて健全な経営が可能な平成20年度以降の事業計画を早期に策定することとなっています。

その一方で、附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、本体事業である水力発電事業が民間譲渡される場合、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、三重県企業庁長期経営ビジョンにおいては、平成21年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討しています。これら二つの課題については一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営について、市町をはじめとする関係機関と緊密に協議を進めるとともに、県議会とも十分な議論を適宜行うよう要望します。

なお、RDF貯蔵施設の管理については、平成19年4月から7月までの間にメタンガス濃度の換気基準超過が5回発生していることや、平成18年度に受け入れ基準を満たさないRDFが8件発生していることなど、管理に不適切な点が見受けられることから、関係機関と連携して原因調査等を徹底し、安全対策に万全を期すことを加えて要望します。

(真弓俊郎議員)

私と日本共産党県議団は、認定第3号平成18年度三重県電気事業決算、この4件すべてに反対を表明し、その理由を述べ、討論に参加します。

3番目の電気事業。環境の委員会でも大失敗のRDF、中には、もうこんなRDF事業はやめてまえ、このように言われた方もみえます。そして、環境の委員会では、県が全体として進めているごみゼロ運動とも正反対ではないか、このような話が出ていました。そして、突然出てきた水力発電の民営化、その行き先は案の定中部電力でした。そして、民営化になったら電力事業をもうやる意味がない、そして企業庁は、死者まで出したRDF事業運用に十分な反省もなく、ほうり出してしまおうとしています。ただで一般廃棄物を県が責任持って処理をしてやる、このように言って市町村にRDF事業に参加させてきた県の責任、企業庁の責任は今しっかり問われるべきではないでしょうか。

#### ○平成19年第4回定例会 委員会報告(平成19年12月20日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

本委員会です。特に議論のありました事項について申し述べます。

RDF処理委託料及びRDF焼却・発電事業に関する問題についてです。

去る12月11日、県とRDF化施設を有する14市町で構成するRDF運営協議会の総務運営部会が開催され、県から14市町に対して、1、RDF処理委託料を来年度以降、1トン当たり現行の5058円から9420円に値上げすること、2、平成29年度以降、県はRDF焼却・発電事業を行わないことなどが提案されたところです。RDF焼却・発電事業は本来市町村の事務である一般廃棄物処理業務について、ダイオキシン対策などもあり、県が市町村に呼びかけて開始された事業であります。

関係市町にとって、RDF処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、また、モデル事業としてのRDF焼却・発電事業が平成28年度限りの事業であって、耐用年数も到来するなどの理由で県がこの事業を撤退することになれば、関係市町は直ちに新たなごみ処理方法を模索、検討する必要が生じるなど重大かつ深刻な問題となりかねません。今後、県が責任を持ってRDF運営協議会の場において、県の責務、今後の方向性などについて関係市町と真摯に協議を行い、市町の財政負担の軽減や支援に努めるとともに、県議会に対しても適宜、適切な状況報告を行うよう強く要望いたします。

#### ○平成20年第1回定例会(代表質問:平成20年2月25日)

(三谷哲央議員)

県と市町との関係について伺います。

RDFの問題。ちょうど議案聞き取りのあった20日にも、関係の広域組合の議員さんが環境森林部長を訪ね、抗議の意見書を手渡しておられますが、市町との溝の深さは、ある意味では三公費の問題以上に深いのではないかと危惧をいたします。交渉事だから最初は少々離れていても、そのうち落としどころがあると、それを探れば何とかなると考えておられるのかもしれませんが、この問題に対する市町の不信感はそんな甘いものではないと思います。

国の方針とはいえ、県が音頭をとり、お先棒を担ぎ、この指とまれとばかりに市町に働きかけをし、最初はただと、そのような話から出発した市町の処理委託料も、気がつけば5058円。しかも、今度は、今までの損失は県が負担するが、モデル事業が終了する、いつからモデル事業になったかよくわかりませんが、その県が言うモデル事業が終了する平成29年以降、県はこの事業から手を引きます。老婆心ながら教えてあげますよと、処理委託料を9420円に引き上げれば収支はとんとんになりますという提案をされている。

これは、幾ら何でも乱暴過ぎるのではないかと。市町が怒るのももっともだと思います。何も一方的に市町の肩を持つわけではありませんが、RDF事業そのものの経緯。あの悲惨な事象で地元桑名市はもちろん多くの関係市町や住民の方々に迷惑をかけてきた事実などを考えれば、もう少しソフトランディングする枠組みを考えるべきではないかと思えます。

◎RDFについての具体的な答弁なし

#### ○平成20年第1回定例会(議案に関する質疑:平成20年3月4日)

(吉川実議員)

議案第15号に関することとさせていただきます。いわゆる企業庁のRDFの持ち込み料、現在5058円、トン当たり。それが9420円に値上げをする。これはどの世界を探してみても、5000円で動いているものがその倍近くになると、非常にRDF焼却と発電の費用、あるいは、それによって売り上げの電気料等々を考えると、バランス的にはそういうことになるのかもわかりません。わかりませんが、これは一方的にRDFをつくっている市町という組合に大きな負担をかけることになる。今までの経過はもう何遍も申し上げているから言いませんが、そういう荒っぽいやり方で、それを聞かなかったら、もう29年に県がRDF焼却も発電も撤退しますよと、まるでおどしのようなことを巷間聞いております。そこらのところも含めましてお考えをお聞かせください。

(横山昭司企業庁長)

RDF処理委託料についてお答えいたします。

RDFによる発電事業については、県は当初、売電収入によってすべての事業経費を賄う計画でございましたけれども、電気事業法の改正に伴う電力の自由化による売電収入の

減少や、ダイオキシン対策に伴う灰処理費用の増加など、環境変化により、市町にRDF処理委託料を御負担いただくことになりました。

このような経緯から、県は、平成17年度末までの累積損失10.4億円について、全額を負担することを表明しているところです。また、昨年12月には、今後の健全な運営のため、県は平成18、19年度における損失について、その全額を負担すること、また、市町には、平成20年度以降、収支を均衡させるための適正なRDF処理委託料、現在の収支試算ではRDF1トン当たり9420円でございますが、御負担いただきたいこと。そして、三つ目に、平成29年度以降、県はRDF焼却発電事業を行わないものとする、この3点を基本的な考えということでお示しをさせていただきました。

企業庁といたしましては、地方公営企業の基本原則にのっとりまして、売電収入と受益者負担としてのRDF処理委託料に必要な経費に充当することにより経営を行う必要がございます。したがって、健全経営のもとで事業を継続できるよう、市町には適正な負担9420円をお願いしてまいりたいと、このように思っております。企業庁も最大限の経営努力を今後とも引き続き行ってまいります。

なお、平成20年度予算につきましては、現在市町と協議中であることから、現行料金で計上しております。今後、協議会の場で真摯に協議を行い、市町と早期に合意をいたしまして、補正予算を計上してまいりたいと考えております。

## ○平成20年第1回定例会（一般質問：平成20年3月7日）

（貝増吉郎議員）

RDF事業に対する県の今後の対応についてお伺いをいたします。

RDF焼却・発電事業については、これまでもRDFの処理料金の改正をめぐり関係市町との間で激しいやりとりが続いてきましたが、ここに来て事態は急展開し、もはやバトルと言ってもいいくらいのせめぎ合いになってきております。というのも、昨年12月、県が関係市町に対し今後の事業のあり方などについての提案の中の料金値上げの問題に対する事案は、先日の予算質疑の中、同僚の吉川県議が、この提案は市町に対する脅しだと言われたが、まさにそのとおり。もっと強く言えば、最後通告ともとれる内容ではないでしょうか。

既に、RDF運営協議会構成市町をはじめ桑名広域清掃事業組合、あるいは桑名市議会など、複数の関係団体から事業撤退するという提案を撤回してほしいという、そんな旨の内容を中心とする要望が出されています。当初、ダイオキシン対策、ごみ処理の広域化の名のもとに、積極的に県は市町を政策誘導してきた経過を考えると、余りにも無責任と言えるのではないのでしょうか。モデル事業として始めたといっても、耐用年数が来るからとめます、やめます、そんな説明では、市町は当然ですが、我々県議会でも議論を生むのは当たり前と思っております。県の思惑どおりに関係方面の理解を得ようとする、

疑問に感じるわけでございます。

確かに、地域のごみをどう処理するかということを考え、判断し、施策を実行していくのは市町の仕事であり義務ですが、少なくとも県が事業を撤退するときには、市町が新たなシステムを構築し、円滑に、また確実に移行できるようにできる限りの支援をしていく責務があると思うが、いかがでございましょうか。

仮に、県の言うとおり、平成28年度をもって県がRDF事業から撤退するとして、市町はこれからの10年弱の間に新たなハード整備を含め、市町村合併で新しくなった地域同士の新たな枠組みの中でのごみ処理システムを構築しなければならない。このことは、それぞれの市町の事情や立場が異なる中で膨大な時間とお金がかかる事業であり、約10年という時間ではとても満足いくものではありません。ごみ処理は、日々暮らしの中に密接にかかわる大切な行政サービスです。県と市町の連携不足で地域住民の生活に混乱を来すことにならないように、県が事業を撤退するならば、今後の道筋をつけてあげるのが県の大きな責務ではないでしょうか。

こうしたことから、まず、RDFのこの事業の評価をきちんと行った上で、企業庁の水力発電事業の民間譲渡後の対応も含めて、今後県の責任の中でどう取り組んでいくのか、具体的な方針を関係市町に対し早急に示すべきものだと考えます。当然、新たなシステムへの移行に向けて、市町に対する財政的な支援や配慮も不可欠でしょう。さきの県の提案に対し、RDF運営協議会構成市町は、県は今まで同様に不足金に対する負担はすべて県で賄ってほしいと、そんな思いを訴えております。ゆえに、平成29年度以降のあり方については、県は市町に対してポストRDFの具体的なビジョンを示しつつ市町と協議して答えるべきではないでしょうか。

今後、市町からこうした提案がまたなされたとき、知事として真摯に受けとめる必要があると思いますが、協議に対して前向きに検討する気持ちはおありなのでしょう。県の今後の構想はいかなるものか、お伺いしたい。あわせて、市町の新たなごみ処理システムの構築に向けて、市町と県が継続的に協議していく場を新たに設けることを提案しますが、この点についても御答弁をお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

RDF焼却・発電事業でございますけれども、この事業は、ダイオキシン対策を達成し、また、再利用や再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収に利用し、さらに焼却灰もセメント原料として利用するというなどによりまして、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つであると、このように考えております。

こういうことを踏まえまして、当初の事業収支計画期間でございまして平成28年度末までは、安定的に事業を運営できるよう関係市町と経費面で協議をしてまいりました。平成20年度以降の処理委託料につきましては、関係市町と県とで構成をいたしますRDF運営協

議会の総務運営部会におきまして協議を進めてきたところでございます。この協議の中で、今後の事業のあり方について県の考え方を示すべきとの趣旨の意見もありましたことから、昨年12月に、県から処理委託料と、それからあり方についてあわせて提案を行ったところでございます。

県の提案につきましては、まず、一つが、市町の負担軽減のため、既に表明していた平成17年度までの累積損失の県負担に加えまして、平成18年、19年度の損失についても、その全額を県負担とするということ。二つ目に、平成28年度末まで、県が事業主体として安定的に運営していくためには、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町にも適正な負担をいただきたいということ。三つ目に、県事業としては、当初からの事業収支計画期間が終了する平成28年度末をもって終息させていただきたいという、この三つの県の基本的な考え方を示したところでございます。

この提案に対しまして、関係市町等やその議会、またRDF運営協議会の総務運営部会におきましても様々な意見が出されております。今後も、処理委託料の改定を前提に県の考え方を理解していただけるよう、引き続きRDF運営協議会の総務運営部会や理事会などを通じまして関係市町と十分に協議をしております。なお、平成29年度以降の一般廃棄物の処理体制については、今、申し上げました前提の上で協議をされるべきものであると考えておるところでございます。

(貝増吉郎議員)

知事、先般の予算質疑のときでもそうでしたけども、料金に対しては私は今日は別に述べません。これは現在in g、進行形でございますから、私は関係市町の代弁者、代表でもございません。これは県議会議員としての責務の中でお伺いしているところでございます。ですから、そういった現場のまないたの上のっている大変重要なことについては、当事者同士、当局と関係市町とのその場で協議をしていただきたい。だから、私は、知事に協議に前向きに対応してやっていただけるんですかと、協議に行かれるんですかと、そういった絡みでお答えを求めたわけでございますが、多少時間がありますので、私はもう少しこの分野に入らせていただきます。

今までおっしゃっているように、前の知事の時代に、三重県の場合はダイオキシン対策、そしてごみの広域化と、そういったことを含めて最終的に26の市町村が県の構想と一緒にやらせていただくことと、一緒に歩みましょうと、そういった形で参画されたわけでございますが、当初は、当然この担当部局というのは、環境部と、そして事業そのものは企業庁の発電事業というのもあったと思いますが、しかし、途中から、この問題に対して広くごみ処理と、そういったことに動きを置いてこられたと。

そういった中で、一つのごみが日々の生活にどれだけ大事なものと。今も県内では津市の最終処分場の問題、あるいは伊賀の名張市における焼却場の移転問題でもなかなか前に進まない。名張市なんか、しっかりと時間もかかっていると。そういったことを考える

と、知事が今おっしゃられたような、さきの関係運営協議会、市町に対する提言資料に28年度末をもって終息したいよと。これは一緒にやりましょうといながら、県はモデル事業が終わってからとめますよ、やめますよと。協議会はやっていくけども、その後、この協議が順番にうまく同調し、話があって初めて29年度以降のことも話し合っていきたいと思いますよと言われた。

しかし、今、県庁も財政不足、今も14関係市町でしたかね、7カ所、この地域の市町も大きな財政不足になってくる。県内でも第2、第3の夕張市が生まれるかわからないような、そんな不安の中で、その不安を払拭するために市町も県庁も一生懸命切れるところは切り、育てるところは育てながら選択と集中の中で予算組みをされて、我らの要望といえ、三つ、四つ、五つ、そこまでいきたいなという、そんな中でもお互いに妥協しながらその県政運営をやっている。しかし、市町はもっと厳しい中で、今、片方で28年までは安心ですよといながら、そこで一つ一つやってきたのに、じゃ、県が28年度で終わるといことは、もう10年を切った段階。

今、津市と名張市の例を挙げたように、新しいごみ焼却場を、あるいはそういった施設をつくらうとしたとき、用地選定に環境アセス、そして、同時に金銭的な問題も大きく作用するわけでございます。二つの道を同時に処理しながら市町が歩いていくということは、大変難しい、難しいを通り越しているように思えます。その点を私は、所管が環境森林部ですが、事業が企業庁にまたがっているため、今日はここで時間を割いて知事に質問しているわけでございます。

こういった問題に対して、日ごろは本当に口癖のように市町とは県庁最大のパートナーであると。言葉は言葉としてでも実際に体感できる市町が、あるいはこれから「美し国 三重」づくりのためにすべての29市町と一緒に頑張りましょうと、自立する市町を応援しますよ、県庁はと。サポート役の県庁が、28年度で終わるから、後は、今回の問題については協議しましょうでは、私は、事が前に進まない、市町は県庁というものに対して不安が、不信がますます膨らんでくると思うんです。

だから、今日は、料金等は据え置き、そういった県が企画立案し市町を巻き込んだ事業に対する28年度末で終わるといその過程を、新しい提案もせず、新しい相談にも乗らず、この問題でいつまでも時間をかけていること自体が、私は市町に対する県庁の責任を放棄しているんじゃないかと、そんなわけに思いました。いかがでございましょうか。

(野呂昭彦知事)

29年度以降どうするかというお話を盛んに言われるわけでありましてけれど、28年度までのRDFの処理が安定的に確保されるということが前提で、その上で29年度以降のことが考えられることであります。したがって、まずは、現状の大きな課題である28年度までどう安定的に運営を確保するのか、その解決、それがまず大事な一番大きな前提であります。

廃棄物処理、特に一般廃棄物の処理については、市町において、ずっと将来も安定的に

処理されなければなりません。しかし、今日まで、RDFにつきましてはいろいろ過去に経緯があったとはいいながら、しかし、非常に県の負担がいびつに大きくなる形であり、現状のようなことをやっておりますと、これはとてもじゃないけれども関係市町以外の県民全体の理解を得ることはできません。

したがって、今日のRDFの安定的な経営をまず28年度までに解決できるかどうか、そのことがなければ29年度以降についてなぜ考えられるんですか。そういう意味で、県のほうの提案についてしっかり議論を今後進めてまいりたいと、こう考えております。

(貝増吉郎議員)

知事、4年前のこの3月の本会議場で、今は菰野町長になられている石原議員が、当事、この本会議場でごみゼロ社会の実現とRDF政策について質問されております。その中で、ごみゼロとRDF施策、ごみゼロ社会の実現とRDF施策はどのような関係になるのかという質問に対し、時の環境部長、長谷川部長は次のように説明されておる。大事なところだけ言います。「長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取組によりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、RDF政策はその使命を終えるものと考えております」と。このように、県の執行部のということは、県庁のまとめた答えがここにあらわれているんです。

私は別に知事とけんかするつもりもありません。しかし、知事が、県の提案に対してRDFが、あの事業が28年度末まで安定供給して、安定運営できるようにと、かかわる諸問題も解決するためには値上げも仕方ないだろう、しかし、一緒に供給して運営できるようにと、そのお願いをしていると言われたけども、じゃ、何で結論が28年の年度末にあるか。そこが一つの大きなキーワードになっていると思うんです。おっしゃるとおり4年前のことです。

今、一生懸命ごみゼロ作戦で、環境部が中心になって一生懸命謙虚に運動されています。しかし、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されればと。私はこれができるんでしょうかと。そして、県下全部、あるいは運営協議会の関係市町に対して説明責任がとれるものかと。こういうことやから、あとはソフトランディングできるようにこの協力を得て最後までいきたい、しかし反面、県も応援するから新しいシステムの立ち上げに一生懸命頑張っしてほしいと、そういう思いが県庁としての大きな責務じゃなかろうかと、私はこのように思うんですが、最後にもう一遍知事、いかがでございましょうか。

(野呂昭彦知事)

RDFについては過去の経緯がいろいろあったということは事実であります。しかし、過去の経緯がどうであれ、その後、社会経済情勢等も含めていろんな変化が起ってくるわけです。行政の責任にあるものは、そういった変化というリスクをいつも抱えながら実は政策決定をしていくものであります。

そういう意味では、RDFにつきましては、当初、県が当時市町村に説明しておいた状況とその後の状況が違うではないかということについてはそのとおりでありましょう。そういうことについては県としてもその責任を感じながらも、しかし、状況が変わった、その変わったことの行政のリスクは、それぞれ責任ある立場で県も、そして市町も同じようにそれを受けとめなければならない。したがって、そういう中で、まず28年度までに県としては県民がやはり納得する形でこのRDFの安定的な運営というものを確保しなければなりません。その確保がしっかり見込めない中で29年度以降の議論はできるはずはありません。

### ○平成20年第1回定例会 委員会報告(平成20年3月19日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、昨年の第3回定例会以降、本委員会において数多くの議論を重ねてきたRDF焼却・発電事業に関してです。

RDF焼却・発電事業に係る処理委託料の値上げに関する問題や平成29年度以降、県がRDF焼却・発電事業から撤退する意思表示が行われたことについては、第4回定例会開会日の委員長報告において、県が責任を持ってRDF運営協議会の場において関係市町と真摯に協議を行うよう要望したところですが、RDF焼却・発電事業は県が市町村に呼びかけて開始された事業であることを再認識した上で改めて事業の検証並びに総括を行うつ、RDF運営協議会に臨まれるよう強く要望いたします。

(西場信行予算決算常任委員長)

調査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

RDF焼却・発電事業につきましては、三重ごみ固形燃料発電所が安全で安定した運転を行うために、平成28年度までの事業の収支見直し等を踏まえた平成20年度以降の適正なRDF処理委託料への改定について、現在、関係市町と協議が行われているところであります。RDF処理委託料については、市町の信頼を損なうことのないよう関係部局との連携を密にし、早期に市町との合意形成を図られるよう要望します。

### ○平成20年第1回定例会 委員会報告(平成20年6月30日)

(藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長)

RDF焼却・発電事業のあり方及びRDF処理委託料に関する問題についてであります。

去る5月19日、県とRDF化施設を有する14市町で構成するRDF運営協議会の総務運営部会が開催されましたが、市町に対して県から提案されている1トン当たりのRDF

処理委託料を平成 20 年度以降値上げすること、平成 29 年度以降、県は R D F 焼却・発電事業を行わないことについて理解を求めましたが、合意に至りませんでした。

R D F 焼却・発電事業は、平成 14 年度からのモデル事業であり、県が平成 29 年度以降撤退することを提案していることに対し、一部の市町において R D F 焼却・発電事業を政策的に誘導した県の責任を主張しております。

関係市町にとって、R D F 処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、県の撤退問題が解決しない限り、委託料問題には応じられないとの発言もあり、問題解決が難航しています。

県におかれては、県の責務を十分認識しながら、R D F 運営協議会の場において、今後の事業のあり方や適正な処理委託料の負担について、引き続き関係市町と真摯に協議を行うなど、慎重に対応していくことを強く要望いたします。

## ○平成 20 年第 2 回定例会（平成 20 年 9 月 25 日）

（水谷隆議員）

続きまして、R D F 焼却・発電事業についてでありますけれども、三重県では御承知のように資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として R D F 焼却・発電事業を平成 14 年の 12 月から企業庁で行っております。当時は、夢のごみ発電所としてその地域周辺には温水プール、住宅地、そして、また工業団地誘致のすばらしい構想で、地元住民には夢みたいな話でありましたが、現実には夢で終わったわけでありまして。その後、様々な問題に直面し、県、市町の多大な努力と地域住民等関係者の理解のもと何とか事業が継続されております。5 年経過した現在も多くの課題を抱えているわけでありまして。この問題につきましては 20 年の 3 月、議会で貝増議員が質問をされましたが、大変大事な問題でありますので、その後の考え方について質問をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、処理委託料の改定と今後のあり方に関する県の方針の確認であります。平成 19 年 12 月 11 日の R D F 運営協議会総務運営部会において県から R D F 処理委託料の改定及び R D F 事業の今後のあり方について提案を行ったところであります。その提案については、料金に関して平成 18 年度と 19 年度の収支不足 3.6 億円は県が負担することとし、平成 20 年度以降の料金を、現行の 5058 円から 9420 円に値上げするという内容でありました。

この提案に対して、その後、関係市町や市町の議会から、現行料金の据え置き及び県の事業撤退表明の撤回が要望として出されるなど、大きな反発があり、県は平成 20 年 7 月 24 日に総務運営部会を開催して、県の譲歩案として、1 点は、平成 20 年度から平成 28 年度の収支不足見込額約 19 億円を県と市町で折半することとして、平成 28 年度までの料金を決定すること、2 点目は、平成 29 年度以降のあり方については、協議会にあり方検討作業部会を設置し、おおむね平成 21 年度末を目途とし一定の方向性を得るよう、今後、様々な

課題、事業計画期間を何年程度延長するのか、平成 29 年度以降の各市町の処理状況がどうなるのかなどの R D F 量の問題、それから、施設の法定耐用年数経過後の継続するための追加投資をどうするのか、そして、現行の富士電機システムとの管理委託契約が平成 28 年度で切れることから、その後の管理運営体制などについて市町と県で検討することの 2 点を提案しておるわけでございます。

それを受けて理事会で協議が行われ、この譲歩案に対する新たな意見として、一つ目は、平成 20 年度から 28 年度までの収支不足見込額について市町の負担はできる限り少なくしてほしい、そして今年度の処理委託料は据え置きにしてほしい、三つ目に、さらに 29 年度以降のあり方については、県が事業主体となることも含めてという項目を加えていただきたい、この 3 点が提出されております。

そこで、県の方針の確認ですけれども、R D F 事業が抱えている課題、処理委託料の改定及び今後のあり方は事業に参画する市町のごみ処理の行方を左右し、地域住民の日々の生活に直接、多大な影響を及ぼすとともに、県の最大のパートナーである市町との信頼関係を根本から揺るがしかねない大きな問題であり、県政の最重要課題としてこれまでも県議会の場で幾度となく議論をされてきました。昨年 12 月 11 日の県の提案により R D F 事業の平成 29 年度以降のあり方が議論の俎上に乗せられ、市町との協議が進められており、R D F 事業は今後、大きな節目を迎えようとしております。

そこで、改めて、現時点での県の方針を確認させていただきます。

まず、処理料金の改定についてであります。本年 7 月 24 日の R D F 運営部会において県は譲歩案を示したが、昨年 12 月 11 日の提案以降、今回の譲歩案提示までの経緯、経過と、収支不足見込額を折半とした考え方、なぜ折半なのかなどをお聞きしたいと思います。

そして、また、R D F について、県が市町を政策誘導した責任があり、私は、市町の負担として折半が妥当かどうか非常に疑問であります。折半について市町は納得しておるか。さらに、先ほど述べた 3 点の理事会の意見についてはどう対応するつもりなのかをお聞きしたいと思います。知事、よろしくお願いをいたします。

（野呂昭彦知事）

本年 3 月 26 日に開催をいたしました R D F 運営協議会理事会におきまして、処理委託料の早期合意と事業のあり方の継続協議について確認をいたしました。そして、その後、4 月以降、処理委託料改定と、それから今後の事業のあり方につきましての早期決着を目指しまして市町と協議を進めてきたところでございます。

協議の中で、県といたしましては、安全・安定運転の確保のため必要な負担をしていただきたいということ、それから、今後のあり方について市町と県が真摯に議論するためにもまず処理委託料を改定していただきたい旨の説明を行ってきたところでございました。一方、市町からは 29 年度以降、県が事業主体とならないということは受け入れられない、それから、財政的にも厳しく、負担をできる限り少なくしてほしいなどの意見が出されま

して、平行線の状態が続いたところでございます。また、各市町の議会からも同様の御意見をいただいております。

県といたしましては、各市町やその議会からの御意見を重く受けとめまして、処理委託料の問題を早期に解決した上で平成29年度以降のあり方について議論を行う必要があると、こういうふうに判断をいたしまして、県から議歩案を提案させていただいたわけでありませぬ。

このような両者の意見に開きがございます中、県としては双方が歩み寄る必要があると判断をいたしまして、20年度から28年度までの収支の不足見込額、約19億円でございませぬが、これを県と市町とで半分ずつ負担するということや、市町の厳しい財政状況を考慮いたしまして激変緩和措置をとるといふ、県としてはぎりぎりの提案を行ったところでございませぬ。今回の議歩案に対しまして、市町の負担はやむを得ないとの考え方も示されており、一定の御理解をいただいているものと考えております。また、29年度以降のあり方につきましても、事業継続をするためには解決すべき様々な課題がございますから、RDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置いたしまして、県と市町が一体となって検討するということを提案いたしましたところでございませぬ。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

このRDFにつきましても、特に焼却設備と発電事業を持っている地域におきましては非常にいろいろと不満があるわけございませぬで、その中で、今、知事からの回答もいただきましたけれども、一応、各それぞれの理事会の意見等につきましても一定の理解を示されているというふうにお聞きしておりますけれども、ただ、この辺の問題につきましても、これから早急に解決していかねば次に進まないというふうに思っておりますので、できる限り早い決定をなされていってほしいというふうに思っております。

それで、理事会などで示された収支計画というのがあるわけですが、これを3年ごとに見直していきたいと、収支の、例えば不足額というものがさらに増大したら、これはどういうふうにして対応していくのかということと、コストの削減、収入の増加のためのできるだけの施策というのか、そういったものはないのかということも含めて再質問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(戸神範雄企業庁長)

収支計画につきましては、現在の平成19年時点で将来予測をして積算しているものでございませぬで、先々のことはなかなか正確に計算できないこともございませぬで、一定期間ごとに実績ですとか将来予測を見まして収支計画を見直すことが必要と考えまして、3年ごとに収支計画を見直しまして、最終的に平成20年から28年度の損失を折半できるように料金設定をしていくことが必要だと考えてございませぬ。

そして、私どもの努力になるわけですが、一つ、収入面では、可能な限りで、電気を売る料金を高い時間帯にたくさん発電しまして多く収入を上げることが一つございませぬし、また、経費面では、廃ガスの性状を悪化させない範囲で、例えば、消石灰の添加量を減らすことによって灰の発生を抑えませぬとか、あるいはRDFの性質や新しくつくりました貯蔵槽の稼働状況を見ながら、現在の受け入れ点検体制も見直す必要があると、そんなことをして経営的にも努力してまいりたいと思っております。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

非常に苦しい答弁でございませぬけれども、市町の意見というものには十分に聞いていただきたい。そして、市町の負担軽減というものに努めながら、先ほどもおっしゃったようにコスト削減というものを最大限努力していただきたいというふうに思うわけございませぬ。

続きまして、RDF事業のあり方についてお伺ひしたいというふうに思っております。

RDFの今後のあり方、方向性というものを決めるに当たり、まず料金問題を解決する必要があるという県の考え方については一定の理解はできます。しかし、処理委託料の議論の中で、これまでも県として政策誘導してきた責任を果たしていく必要があると言われてきませぬましたが、まさに今、県としての責任が問われておるわけでありませぬ。

そこで、平成29年度以降のあり方について考えてみますと、県が政策誘導してきた責任を果たすということは、単に平成29年度以降RDF事業を継続するのか、しないのか、継続するとしたら、いつまでだれが運営するのかといったことを決めるだけではない。また、県が市町の求めに応じ、引き続き事業を運営していけばよいということでもないと思っております。一番大切なことは、市町はRDF事業から撤退したとしても将来にわたり安全に安定的にごみ処理を継続していかねばならないことから、長期的な視点に立って今後のあり方を検討し、将来の負担も考慮し、県民にとって最も望ましい選択を行うことでありませぬ。

一方、合併により幾つかの市町は焼却とRDF化という異なるシステムを持ちながら旧市町単位でごみ処理を行っており、今後のごみ処理のあり方を模索しているのは事実であります。このように、ごみ処理の状況はRDF事業に参画している市町についても大きく異なり、ごみ政策の方向性が共有されているわけではありませぬ。また、それぞれが住民、議会に説明責任を果たしていかなければならない。個々の市町の事情が異なり、それぞれの意向もある中で一定の方向性、結論を得るには相当の努力が必要となると思っております。

このような観点から、県がリーダーシップを発揮しながら取り組むとともに、将来を見据えてどのような方法が一番よいのか、市町に的確な助言を行うとともに、必要に応じて人的、財政的な支援を行っていく必要があると考えます。また、県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業から撤退後も、将来にわたり安全に安定的にご

み処理を継続できるようにすることが政策誘導をしてきた県の責任を果たすということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。

まず、県が、たしか2005年、平成17年の3月に、ごみゼロ社会実現プランというものを策定し、20年間でごみゼロ社会をつくらうという施策でありましたが、知事は3月の貝増議員への答弁の中で、「RDF焼却・発電事業は、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つである。」というふうにお答えになっております。それを考えると、なぜ28年度までなのか、無責任な気がいたします。県の考え方を再確認したいと思います。

そして、また、平成37年にごみゼロ社会が実現するとして、ゼロエミッションの達成にはRDF事業の29年度以降の継続については必要だと考えます。何が一番課題と考えるのか、どう解決していくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

そして、市町のRDFの導入の経緯を考え、先ほども述べたように、将来にわたり安全に安定的にごみ処理が継続できるようにするため、RDFのあり方の検討を進める中で市町をどのように支援していくのか、そして、県としてどのようにごみゼロ社会を進めていくのかということについても県の姿勢を確認したいと思います。よろしくお伺いをいたします。

(野呂昭彦知事)

RDFの焼却・発電事業でございますけれども、これにつきましては、前にも議会でお尋ねがありました際にお答えいたしましたけれども、特に対応が困難でございましたダイオキシン対策、これを達成し、また、再利用とか、再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収するというもので、しかも、その熱回収した後の焼却灰もセメント原料として使用するという、最終処分量ゼロという意味ではごみゼロ社会実現と実は全く同じに評価ができるところでありまして、当面このRDF事業についても有効なごみ処理システムの一つだというふうにご考えてきたところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、モデル事業として位置づけてまいりました。そして、焼却・発電施設の法定耐用年数、これに準拠して設定をいたしました事業収支計画の期間、これは平成28年度までとなっておりますので、この計画が終了いたします期間であります28年度までは県がかかわってまいりますけれども、29年度以降につきましては関係市町と一緒に検討していきたいと考えておるところでございます。

モデル事業期間以降の29年度以降でございますけれども、29年度以降、事業主体がどこになるということにかかわらず、もしもRDF焼却・発電事業を継続していくという場合には、市町や、あるいは県に係るところの様々な課題とか問題がございます。例えば、29年度以降の場合に、事業計画期間を何年程度延長していくのかというようなこと、あるいは、その時点になってRDF化を継続する市町が果たしてどのくらいあるんだろうかとい

ようなこと、それから、継続していくためには追加投資というのがどれくらい必要であるのか、あるいは、それをどう調達していくのか、それから、29年度以降やっていくということになりますと、その運転管理の委託先をどうするのかというような、こういう様々な課題があるわけがございます。このことにつきましては、市町と県が一緒になって議論をしていくという必要があると考えておまして、RDF運営協議会の中に取り方検討作業部会を設置させていただきたいと提案をいたしておるところでございます。

今後とも市町のごみ処理が適正かつ円滑に行われるということが何よりも重要でございますから、29年度以降のあり方につきまして市町と一緒に考えていく中で、県としても技術的な支援を行ってまいりたいと、こう思っております。それから、今後のごみ処理につきまして、県では多様な主体の御参画のもとで、ごみを出さない、ごみをなくすということに重点を置いたごみゼロ社会実現プランを進めておるところでございます。これに向けてしっかり取り組んでまいりたいと、このように思っております。

## ○平成20年第2回定例会 委員会報告（平成20年10月20日）

(藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長)

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第3号三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例案外2件につきましては、去る10月3日及び7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第3号及び議案第6号につきましては賛成多数をもって原案を可決、議案第7号につきましては全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

第3に、RDF焼却発電事業のあり方及びRDF処理委託料に関する問題についてであります。

当局におかれては、関係市町に対してRDF処理委託料については、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額を県と市町で半分ずつ負担することとし、平成21年度から毎年度段階的に引き上げ、平成28年度に収支が均衡する処理委託料を市町からいただくことを提案されております。また、収支計画については、平成20年度以降3年度ごとに見直すこともあわせて提案されております。

RDFの適正な処理委託料の負担については、県の責務を十分に認識しながら、引き続き関係市町と真摯に協議を行う必要があります。市町にとって大きな問題でもある平成29年度以降のあり方についても、当局におかれては、提示されたとおり、県が事業主体になることも含め、関係市町と検討され、早い段階で方向性を得るよう努められることを強く要望いたします。

(前野和美県土整備企業常任委員長)

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第11号工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター2系1池水処理設備（機械）工事）につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

水力発電事業の民間譲渡については、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、関係部局とも連携し、諸課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても安全確保と管理に万全に期し、安定的な運転に努められるよう要望します。

水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成22年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところでございます。

事業の運営主体として、平成22年度以降の安全・安定運転が確保されるよう関係機関と密に連携をし、適切に対応されることを要望します。

（萩原豊吉議員）

ただいま上程中の17議案に関して、私たち日本共産党は5議案に反対を表明し、その理由について討論を行いたいと思います。

最後に、私は、この討論を終わるに当たって、ぜひ皆さんに御理解をいただきたい。それは、私たち日本共産党は、やはり県議会、県政の歴史の中で、それぞれのところで問題を提起し、決定的な場面では、これは将来大変大きな不安を残すからといって反対をしてきました。例えば、長良川河口堰の本体工事のときにもしかり、RDF焼却発電所のときにもしかり。長良川河口堰なんかは、百年の水の大計ですよと言われました。RDF焼却発電所のときには夢のリサイクルに共産党は反対するのと言われてきました。ガス化熔融炉施設、産業廃棄物処理センターの問題のときもそうでありました。まさに決定的なそういう場面で、当初は私たちは大変少数派でありました。しかしながら、その後の歴史は、私たちは予言したことが当たらないことを期待したけれども、残念ながら当たっていたということも事実ではないでしょうか。そういう意味で、私たちは今回もこういったような問題をあえて提起し、このことを本当に論議を深めながら、私たち少数だから修正案も出すことはできませんけれども、大いに他会派の皆さん方が討論を深めていただき、また、意見も出していただきながら、このような反県民的な議案に対しては私たちは同意ができないということ、ぜひ県議会の意思として示していただくこと、このことを強く期待もし、申し上げて討論を終わりたいと思います。

（中川正美予算決算常任委員長）

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

電気事業については、平成19年度に策定された企業庁中期経営計画において、水力発電事業の民間譲渡とRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管について、企業庁の経営の根幹にかかわる重要課題として平成19年度からの4年間の取組が示されています。

特に水力発電事業の民間譲渡に向けては、県議会からの水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決に向けた提言の内容を踏まえ、課題解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、平成28年度までは県が事業主体として事業を継続し、平成29年度以降については今後さらに検討することとされていますが、本体事業の水力発電事業が民間譲渡された場合、企業庁が実施する位置づけがなくなることから、平成22年度以降の新たな運営主体について、関係部局において検討がなされているところです。移管の際には、円滑に事業が継続されるよう関係機関と密に連携し、県民や市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会とも十分な議論を尽くされるよう要望します。

（真弓俊郎議員）

この認定に対する反対の討論を行いたいと思います。

ほか、企業庁の水道、工水、電気についても、特に電気は、先ほども委員長報告でありましたけれども、RDFのこの発端、市や町や村に、おまへのところではとても無理やから県が率先してやってやるのやというふうに思着せがましくやってきて、もう28年度以降は知らんよと。そういう検証も何もせずにこの電気事業の決算は済まされるべきではないと考えます。

## ○平成21年第1回定例会（平成21年2月24日）

（森本繁史議員）

それと、この譲渡に当たって少し、答弁は要らんけれども、重要な問題として考えておいてもらいたいのは、企業庁は内部留保金というのを40億ぐらいかつては持っていた。今、20億か30億ぐらいあるだろうと思うけれどもね。この金でRDFの赤字を補ってんしておっただけけれども、水力発電を売ってしまうと、水力発電の会計が、RDFの赤字分を支払う財源がなくなってしまう。こういうところについても、どうするんだということよりも、これらについても十分詰めていかなきゃならん。

## ○平成21年第1回定例会（平成21年6月9日）

(舟橋裕幸議員)

まず、RDF焼却発電事業についてお尋ねをいたします。

平成22年度以降のRDF焼却発電事業の運営主体の検討は、平成19年2月14日に知事が企業庁のあり方に関する基本的方針を公表し、RDF焼却発電事業は本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとするしました。こうした中、水力発電事業の民間譲渡については、県が平成21年3月30日に平成22年度末を目標に譲渡するとの確認書を中部電力と締結しました。

従来の水力発電事業は中部電力と平成21年度末までの長期契約を前提とした地方公営企業法上の電気事業に該当し、これを当然適用と言うそうであります。しかし、平成22年度、単年度では長期契約とならず、当然適用に該当しないことになり、県は独自に条例で地方公営企業法任意適用事業としなければならなくなると伺っています。その結果、RDF焼却発電事業は現在水力発電事業の附帯事業となっておりますが、水力発電事業が22年度から任意適用となった場合、附帯事業としての位置づけができないと伺っています。つまり、県は平成22年度以降、RDF焼却発電事業を単独で任意適用事業と位置づけ事業を継続するのか、県の環境政策として特別会計などで処理するのか、県における明確な位置づけを本年度中に決定しなければなりません。

RDF焼却発電事業は、環境政策に端を発した事業であるにもかかわらず、当初から環境政策なのか、発電事業なのかの議論があり、現在、環境森林部における政策上の位置づけはありません。環境森林部担当の施策411、廃棄物対策の推進の目指す姿に、どうしても処理しなければならない廃棄物処理に必要な受け皿が確保され、また、多様な主体との連携による取組により廃棄物が適正に処理されていますとありますが、県の取組方向や基本事業にはRDF事業についての記述が一切ありません。

一方、政策部担当の施策443、エネルギー対策の推進には、県の取組方向の中にごみ固形燃料発電所については引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転に努めるとあります。本来であればRDFは一般廃棄物対策であり、発電事業は附帯設備のはずが施策上は主客が転倒していると言わざるを得ません。

また、地方公営企業法では、強く企業の独立採算性が求められている中で、RDF事業は地元地域、関係市町への配慮や政策上の理由から適正な料金設定ができず、平成28年度までの事業期間においても収支不足が見込まれ、健全経営は困難な状況であります。つまり、赤字が明白な事業を企業経営させるのはおかしいと言わざるを得ません。

加えて、当事業は、市町から見ると、窓口が企業庁や環境森林部など複数にわたっており、責任の所在や業務の窓口が不明確となっております。そこで、平成28年度まで県が責任を持って運営しなければならないRDF焼却発電事業を政策推進上、事業運営上、どのように位置づけするおつもりか、知事にお伺いをいたします。私自身はこの際廃棄物行政の事業として位置づけ、担当を環境森林部に一本化し、具体的な管理運営は今までノウハ

ウを持つ企業庁に委託すべきと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、この際、中部電力へ水力発電事業を民間譲渡する際の譲渡金額積算の基本的考え方を伺います。

現在、企業庁が固定資産の整理中ではありますが、恐らくは150億円程度になるのではないかと推察されます。企業債は50億円程度あり、また、地域貢献に対する費用も今後発生することでありましょう。中部電力への譲渡金額を設定する際、県はこれらの要素をどのように考慮して設定されるつもりか、お伺いをいたします。

(野呂昭彦知事)

さて、RDFについての御質問でございますけれども、RDFの焼却発電事業につきましては、ごみを燃料として利用することによりまして、従来の単に燃やして埋めるという処理から資源循環型の処理へ転換するというを目的といたしまして、市町との連携のもとで取り組んできたところでございます。

RDF焼却発電事業は、これまで、御指摘がありましたように水力発電事業の附帯事業として実施してきたところでございますけれども、水力発電事業が民間に譲渡されます場合には、附帯事業として位置づけができなくなるということから、県といたしましても、この21年度中にこのことについて決定をしていく必要がございますので、平成19年度から環境森林部と企業庁に政策部、総務部も加えまして、庁内での検討を進めてきておるところでございます。

平成22年度以降、このRDF焼却発電事業をどう運営していくかということですが、平成15年、大変あのような不幸な事故がございました。しかし、その事故以来は安全で安定した運転管理の確保とか、あるいは効率的な事業運営に取り組んでまいっておること、さらには、地元の住民の方々にも御理解を深めていただきながら信頼関係を今日まで築いてきていると。こういう観点から、企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として実施することが望ましいのではないかと考えておりますけれども、そのためには企業庁で運営するための様々な課題を解決していく必要がございます。

RDF焼却発電事業につきましては、サーマルリサイクルのエネルギー施策と、そして、ごみ処理という環境施策、この二つの側面を持つものと考えておりますので、今後も環境森林部と企業庁がより連携を密にすることによりまして一体となって進めてまいりたいと、こう思っております。

水力発電事業の譲渡価格についてのお話がございました。水力発電事業の民間譲渡につきましては、すべての発電所の継続、また、地域貢献の取組の継続とあわせまして、適正な譲渡価格の設定を譲渡条件としておるところであります。このことを踏まえまして、譲渡交渉先でございます中部電力株式会社とは平成21年3月30日付で三重県企業庁水力発電事業の譲渡成就に関する確認書を締結したところでございまして、その中で譲渡成就の対象資産、そして、価格を決定しまして別途書面により定めるものとしておるところで

ざいます。

この譲渡価格の協議に当たりましては、資産、あるいは収益性の観点、また、他県での譲渡事例など、様々な要素を検討していく必要がございますが、具体的な譲渡価格につきましては、中部電力株式会社との交渉を経て双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できるという適切な譲渡価格に定まってくるものと、こう考えておるところでございます。

(舟橋裕幸議員)

RDFのエネルギーと環境という二面性については十分わかっておるつもりでございます。私の質問は、どちらが主なのということが聞きたかったし、本来環境施策としてやっていかなければならないというふうにいることを申し上げました。

RDFについて、過去を少しひもといてみますと、先ほどお話がありましたように、発端はダイオキシンから始まっていると思うんです。これは、田川県政の時代にいわゆる小さな市町のダイオキシン対策として議論が始まりました。そして、具体的には北川知事となって、平成9年から13年までのくにづくり宣言第一次実施計画では廃棄物施策として位置づけして、RDF化構想の推進という事業名まであります。エネルギー施策においては、地球に優しいエネルギー対策の推進事業にごみの持つエネルギーを有効に活用するため、資源循環型社会構築のモデルとして建設するとうたってあります。

その次の14年から16年までのくにづくり宣言第二次実施計画においても、施策321、廃棄物の適正な管理の中に位置づけして、21世紀の環境基盤整備の推進事業にごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムの構築のためと記載がされています。エネルギー施策では、地球に優しいエネルギー対策からなぜか電力エネルギーの安定供給の項目に振りかわってはいますが。

施設が完成して野呂知事となり、不幸な爆発事故を経て、平成16年から18年までの県民しあわせプラン第一次戦略では、施策411、資源循環の推進に安全運転のみが記載され、エネルギー施策において引き続き電力エネルギーの安定供給に記載されました。第二次戦略においての位置づけは、先ほど私が申し上げたとおりであります。

もしも知事が言うように、エネルギーと環境等の二面性を持つならば、次期戦略計画に必ずRDFについて、施策411、廃棄物対策の推進にも明確に位置づけをすべきであり、それが知事の言う行政の継続性であると考えます。改めてこれまでの経過を御認識の上、御所見を伺えたらと思います。

水力発電事業の譲渡金額についてですけれども、今、一生懸命企業庁のほうで固定資産の整理に多大な労力と税金を費やしているのは何っています。もうしばらく使えそうな機器も、これを機に前倒し更新などもされているようでもあります。ある面では余分な出費もしているのかなと思ったりもしますが、水力発電事業は将来においても黒字経営が見込まれ、県財政に大きく貢献する事業であります。譲渡交渉においては、県民の貴重な財産で

ありますので、余り廉価でたたき売ることが決まっていようにはしていただきたいと思えますし、もしも合意に至らなければ県による事業継続も視野に入れるべきであると、これは知事に申し入れておきます。

(岡本道と環境森林部理事)

RDF焼却発電事業の政策的な位置づけにつきまして、ただいま御意見をいただきましたように、それぞれの時期の総合計画におきまして環境政策とエネルギー政策、この二つの政策として整理をされておりますけれども、現行の第二次戦略計画におきましては、環境政策として明確な形で表現はされておられません。

この事業につきましては、環境政策とエネルギー政策の両面の政策面を持つということは従来と変わらないと考えておりますので、今後は安全・安心の確保ということがまず何よりも大事でございますけれども、環境政策の一つでございます市町のごみが適正に処理されるということがきちんとわかるような形で整理をしまいたいというふうを考えております。

(舟橋裕幸議員)

両面からしっかりとRDFを運営していってほしいなと思います。

## ○平成21年第2回定例会 委員会報告(平成21年10月20日)

(山本教和予算決算常任委員長)

電気事業については、総収益が31億1265万円に対し総費用は31億7361万円であり、6096万円の純損失となり、前年度の純損失2億8894万円より収支は2億2798万円改善されています。

水力発電事業については、民間譲渡に向けて平成21年3月に締結された三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書において、地域貢献への取組や用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に向け取り組む一方で、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業については、平成22年度以降に企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営する場合の法令上の整理や運営体制等についての課題を関係部局と検討して早急に解決されるとともに、効率的な事業運営に一層努められるよう要望します。

(真弓俊郎議員)

最後に、電気事業。これも数字で見ますと、先ほど委員長報告にもあったように、経常収益は平成19年度から比べて6500万円の増となっていますが、水力発電の収益をRDF発電が食いつぶしているのが現状ではないでしょうか。RDF発電、平成20年度の報告を見ますと、5月から6月には1号ボイラーの異常のため停止、7月はタービンがとまりました。11月も2号ボイラーが1号ボイラーとともにとまっています。12月には何とRDFの搬入量減少で2号ボイラーが停止になっています。もうほとんど停止状態。このことに、今までRDF発電に三重県がかかわってきた何の理由もないことが明確にあらわされているのではないのでしょうか。今後、このRDF発電の運営体制すら明らかにもならず、訴訟相手の富士電機システムズとずらずと運営を続けてきた責任は重大だと言えます。

政策総務常任委員長の先ほどの報告でも、水力発電の民間譲渡、ままたまならぬ、円滑に進んでいない、このことも明確におっしゃられました。この水力発電の中電への売却、県が解決すべき課題もそのままほうっておいて、新たな課題も中電から提起され、もうにっちもさっちもいかない状態に陥っています。

他方、県がほうり出そうとしている県立病院が必死でモチベーションを高め、経営を立て直そうとしています。病院事業庁の決算に比べ、この電気事業の決算、何の課題も、解決の方向すら見せていない、全くお粗末なものと言わざるを得ません。

以上が、この認定1号から3号までの私どもの反対の理由とさせていただきます。ぜひとも多くの皆さんの御賛同を得ることをお願いいたしまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

## ○平成21年第2回定例会（平成21年11月27日）

（貝増吉郎議員）

まず、RDF焼却発電事業について、この件についてお伺いをさせていただきます。この件については、県と関係市町があり方検討作業部会を設置して、平成29年度以降の事業のあり方についての検討を行っておられます。おおむね平成21年度末、つまり来年の3月31日までですね、これをめどとして一定の方向性を得ようと協議を進められています。現在、事業を継続する際の課題、13項目ございます。この課題についての検討整理を行っているとお伺いしていますが、それらの課題の中で特に大きなウエートを占めるのが将来の費用負担をどうするかということです。

費用負担については、平成20年11月のRDF運営協議会総会において、平成28年度までのRDF処理料金について、県と市町が合意したところであります。処理料金は当初3790円でスタートしたが、平成18年度には5058円となり、現在は5584円。これは3年ごとに見直すということですので、現在の試算では、来年度からは550円ずつ毎年の値上げがあります。平成28年度には9420円になる計算です。

では、このような経過から見ていきますと、実際、平成29年度以降の事業を継続するとした場合、処理料金というのはどれだけかかるのでしょうか。平成20年3月の環境森林農水商工常任委員会において提出された資料によりますと、RDF発電所の建設費は、総額91億4500万円かかっています。内訳は、環境森林所管部門が、焼却施設として68億6200万円、企業庁所管部門の発電施設が22億8300万円かかっています。これだけの施設の維持管理をするのですから、現時点でも相当な費用がかかっていると思われます。平成29年度以降事業を継続する場合、さらにRDF施設の延命化に係る費用及び修繕費などの。今申し上げたいのは、これだけの経費がかかる中、さらに多額の経費がかかるということでしょう。しかし、一方では、後でも述べますが、収入が増える見込みがない。収入不足が一層膨らんでいくのではないのでしょうか。

このようなことから、まず最初にお伺いしますが、同時に、きのうの会議が行われておりますけれども、そのあり方検討作業部会の検討状況、これについてきのうの会議の内容を含めた報告を、知事、お聞きでしたら、知事のほうからお願いいたします。

（高杉晴文企業庁長）

あり方作業部会の検討状況についてお答えいたします。

あり方検討作業部会では、今年3月までに関係市町等との意見交換を行いまして、RDF焼却発電事業を継続する際の課題といたしまして、先ほど御指摘ございましたとおり、13項目を抽出いたしました。事業期間、あるいはRDF施設の改修の必要性、あるいは経費はどうかといったような13項目を抽出いたしまして、4月以降、こうした課題整理に必要な資料とするために、平成29年度以降の維持管理費や改修費等につきまして調査を進めてきたところ、その調査結果がまとまりましたので、昨日開催いたしました第4回目の部会で市町に概要報告させていただいたところでございます。

その内容といたしましては、平成29年度以降も運転する場合には改修が必要でございます。改修費は3年から5年延長する場合には5億円、10年以上延長する場合には29億円を要すると推定いたしました。

また、平成29年度以降の維持管理費は、現況の維持管理の人員や点検状況から見ますと、年間13億円程度を要すると推定いたしました。

さらに、施設を撤去する際の費用が約7億円を要すると推定いたしました。

なお、また、これ以外にも運営上の主な留意点といたしまして、維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できる準備が必要であること、また、改修中にはRDFの外部処理が必要であることなどを示したところでございます。

なお、この調査結果は、29年度以降のあり方そのものの方向性を提案するものではなく、あくまでも施設の運転管理に関する基礎的データを収集したものでございます。今後は、このデータをもとに引き続き課題の検討、整理を行いまして、平成29年度以降のあり方につきまして市町と協議を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

(貝増吉郎議員)

今数字を列挙されましたけども、これはきのうの会議で出たという報告も各方面からいただきました。しかし、私は、これはまだ一つの、1団体から、委託された先からの調査の資料だけであって、額を改めて言うつもりもございませんけども、大変な費用がかかるということは、これは間違いない。しかし、問題は、私は、ワーキンググループで一生懸命会議をされている状況の中ですから、あるいはこれらの個人的見解は言えないですけども、実際こういったたたき台として出た数字に対して、大変莫大な数字をだれが負担するかということを改めて聞きたいんですね。今までの計画からいったら、市町としては、当然県庁さんが声をかけてやったやつやから、県庁さん、頼むよと。そういった市町の気持ちも十二分に推察できますし、しかし、片方、先ほど来質疑させていただいたように、県の財政も非常に厳しい状況であって、実際にどのような解決方法があるのか、また、県がどのように対処するつもりなのか、これはゆっくりにとお伺いしたいと思って今日聞いているわけです。平成29年度以降も県がこのまま事業を続けるというなら、当然安心して、私どもの自宅から出るいっばいのごみは適正に処理をされるということは間違いございません。しかし、県がもしこの事業から、モデル事業であるからもう撤退したいということになれば、市町だけで事業を継続するのか、あるいは市町もRDFからこの機会に撤退し、新たなごみ焼却場施設をつくり、そこでごみを処理するのか。このどっちかしかないと思うんです。県と市町が共同で事業を運営するという選択肢もありますが、これは当事者同士が合意しない限り続かない。しかし、いずれにしろ、何らかの決断を行い、必要な準備をしなければならぬことは確かです。そして、準備のための時間は、当然大きな時間、長い時間帯が必要であります。新たなごみ処理施設をつくるにしても、もう本当にタイムリミットが過ぎているとまでは言いたいがたいですが、タイムリミットが来ているのではないのでしょうか。

しかしその一方、関係市町の中には、市町村合併等により、現在RDFと焼却の二つの方法でごみ処理を行っている地区もございます。こんな事情から、中には、RDFから撤退し、真剣に模索しているところもあるとの話も仄聞しております。そうなりますと、RDF量は減少し、売電収入も料金収入も減り、ますます事業の運営が苦しくなり、残された市町の負担が増大するのではないのでしょうか。

こうしたいろんな状況を考えたとき、平成29年度以降、RDF事業をどうしていくのか、方向性をやっぱりできるだけ早く打ち出すことが不可欠ではないのでしょうか。もちろん、さっきも述べたように、当然関係市町の合意がなければならないが、県として早期の取りまとめを、そのための努力は惜しんではならないと思っております。

こういったことから、3点に絞り込み、質問をまとめます。

まず、平成29年度以降事業を継続する場合、料金が現在予定されている9420円、これ

では収支不足が生じると思われまので、その収支不足分については、全部とは言わないですけども、県が負担するつもりはあるのか。

2番目に、遅くとも今年度末までには方向性を取りまとめる必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、また、取りまとめに向けた決意を聞かせていただきたい。

3点目として、現時点では、平成28年度、この時点での廃止は困難だと考えています。事業の終了時期を明確にし、市町が新たなごみ処理方式に計画的に移行することを前提とした上で、平成29年度以降も数年間は県が事業主体となり事業を継続することを提案しますが、いかがでしょうか。

以上3項目、よろしく申し上げます。

(野呂昭彦知事)

まず、29年度以降の焼却事業、延長する場合には、その費用を県が負担すべきではないかということでございますけれども、昨年11月に開催をいたしましたRDF運営協議会総会におきまして、市町からも事業継続に強い意向を示したこともありまして、県が事業主体となることも含めて市町と県とで検討するというところまでございまして、そこで、関係市町と県とで構成をしますRDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置しまして検討しております。

この検討部会の課題としては、事業計画期間を何年程度延長するのかとか、それから、RDFを継続する市町がどれくらいあるのか、事業期間途中で離脱する場合のルールの設定、これらにつきまして検討することにしておるところでございます。

平成29年度以降のあり方につきましては、一定期間この検討には必要でございますが、市町、県の共通認識としては、21年度末には市町も入った作業部会の中で事業期間とか参加団体など一定の方向性を決めたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

先ほど企業庁長がお答えしました、そのための調査報告が今回出されたところでございますけれども、これにつきまして、市町から調査内容の検証を行うべきとの意見がございますので、今後、市町とともに調査結果につきましては検証いたしまして、29年度以降の経費等について検討をしてみたいと、こう考えております。

それから、29年度以降につきまして、市町によりましては新たな処理方式への移行ということも今後検討材料の一つになる可能性はございますが、現在、あり方検討作業部会におきまして、RDF焼却発電事業をどのように継続していくかについて検討されているところでございますから、先ほども申し上げましたが、平成21年度末には、事業期間とか、あるいは参加団体など一定の方向性を決めることになっておるところでございます。県としては、市町の一般廃棄物処理が滞ることのないように、できるだけ早く事業全体の方向性というものを市町とともに決定をしていきたいと考えておるところでございます。

(貝増吉郎議員)

この間、桑名広域の現場と、そして、RDFの現場に2回お邪魔したとき、1回目はちょうど19日で、事故に遭った方々の祥月命日で、モニュメントの今度の移設の問題もそのとき行っておりましたし、大変大きな節目、節目にお邪魔しているんだなという認識もありますけれども、やっぱりそれ以上に、行政として、私は、知事が今説明されましたけども、あるいは企業庁長、冒頭説明がありましたけども、ワーキンググループでも、4回目と言いましたけど、3月、4月に行われてからきのうまで開かれていなかったと。それは、資料も委託しているから、それが上がるまでと言ったらそれまでなんですけど、しかし、大事な問題は、この半年間も会議が行われていなかったと。13項目の資料は、お互いに認識してこの13の項目について会議を進めていきましょう、そして検討を進めていきましょう、市町が合意できるようにしていきましょうと、そういうことをしてあったにもかかわらず、私は、それだけの回数が少なかったのは、環境部長、いかがでございますか。

(岡本道和环境森林部理事)

今おっしゃったように、回数はそれぞれの段階ごとに検討する事項で検討しております。その間に、13項目の課題ということで今検討しておりますけれども、当初は7項目の課題ということで検討をはじめました、第1回からですね。7項目で検討する中で、やはり市町の立場から、もう少し細かいことも検討すべき課題があるのではないかとということで、さらに5項目ほど追加されたわけでございます、今までそういう、何と申しますか、事業全体を進めるといって何を検討すべきかということを検討しておりました。その中でやはり一番大きいのは、今後、施設に要する経費がどんなものか。やっぱりそこが出ないと、なかなかさらにもう一歩進めないという事情もございまして、今回、昨日、そこも含めて検討を始めたということでございます。

## ○平成21年第2回定例会 委員会報告(平成21年12月18日)

(水谷隆生活文化環境森林常任委員長)

次に、RDF焼却発電事業についてであります。

関係市町と県で構成する三重県RDF運営協議会の作業部会に平成29年度以降の施設の改修費、維持管理費等について、委託調査結果の報告がなされ、具体的な費用の推計がなされました。この調査結果は、今後関係市町と議論を進めるに当たっての重要な資料となります。

当局におかれては、市町とともに調査結果の検証を行うことで関係市町において的確な判断材料が提供され、十分な検討が可能となるよう要望いたします。

また、今年度末に平成29年度以降の運転継続期間及び参加団体など一定の方向性を決めるに当たっては、関係市町の主体的な意思決定を十分に尊重されるよう要望いたします。

## ○平成22年第2回定例会(平成22年9月27日)

(萩原量吉議員)

次の問題は、環境先進県と言われたガス化溶融炉施設、あるいはRDFの焼却発電所施設、(パネルを示す)もう詳しく言う時間がありません。本当に115億も金をかけて、市町をだましてというか、詐欺商法ともまで言われているけれども、そして、大変な処理料金も取って、この廃棄物処理センターは住民が裁判までやって、そして、それこそ差し止め請求やっておつたでしょう。これさえ皆さんは絶対にやらなきゃいかんやということとで差し止めを決めたじゃないですか。差し止めを決めたんじゃない。それこそ裁判では差し止めは負けた。それで県はやるということになったんです。やるというふうになったら、県のほうがもう来年度やめたと書いて、それこそ差し止めを県がするんでしょう。筋が通らんでしょう、住民の立場からして。桜の住民の人たちはかんかん怒っていますよ。

次、RDF、(パネルを示す)これまたもう大変な負担であります。言うに及ばず、当初無料のはずが9420円まで上がっていった。富士電機と爆発を起こした損害賠償請求の裁判をやっておつて、いつ果てるともわからんような裁判をやりながら富士電機へ委託契約をやっておるでしょう、いまだに。けんかしておる相手に委託契約って何ですか、これ。こういう矛盾。

今、新たな57億からの負担をどうするのやと。これは後始末を含めて大変なことだと。この点について知事に聞きます。責任はだれがとるのか。後始末をだれがどうするのか。北川三重県前知事と呼んでほしいぐらいの気持ちですけども、しかし、あなたもこの爆発事故の後再開を強行したその責任が問われます。責任はだれがとるのか。こんな無駄遣いを許していいのか。そのことを聞きたい。

(野呂昭彦知事)

溶融処理事業とRDF焼却発電事業についてでございますが、ダイオキシン対策、あるいは循環型社会を構築するというようなことを目的といたしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。単独市町では対応が困難であったダイオキシン対策につきましては、平成14年12月までに達成することができましたし、それから、処理残渣もセメント原料や土木資材として活用するなど、資源循環面でも一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、両事業とも当初の事業見通しが甘かったと言わざるを得ない面もございまして、溶融処理事業については平成23年度から民間委託の方向で、また、RDF焼却発電事業につきましては一定の事業期間が経過した後に終了する方向で、市町との協議を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも市町の一般廃棄物処理が安全で安定的に行われるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

(萩原量吉議員)

皆さん聞いてみえる。テレビも映っているかわかりませんが、無責任でしょう。この責任を問うているんです。ダイオキシン対策というけれども、これも厚生省にだまされたという経過も確かにあります。環境先進県というのは引き下ろしてくださいな。残念ながらこういう問題で私たちは調べて、今までの経過も十分踏まえて追及している。だけれども、そのことについては何ら答えない。残念です。

私たち日本共産党は2人の県議団でありましたけれども、このガス化溶融炉施設、RDF施設ができることから、当初から計画、あるいは予算、そのときの契約を含めて反対をしてきました。この議場の中では唯一の会派でもあるわけですね。その論議を一貫してやってきたんですよ。これは見通しが立たないぞ、RDFなどというのはまだ未開発な技術だよ、ごみの減量にもならんよ、案の定大赤字で、市町からはどんどんと追及されて、結局県費で出すといったって税金でしょう。こういう問題にだれ一人責任をとらない。

この間、私が追及した石原産業のフェロシルトの問題でもそうです。こんなことが本当に許されておいていいのか。私たちは厳しく指摘をしたいと思うわけでありまして。当初から反対をしてきた私たちの正しさがある面では証明されたということでもありますし、この問題は議会の責任も問われる問題ではないかと、私はそう思っております。

しかも、ガス化溶融炉施設に20億円、4年前に投入を決定しているんです。4年前というのは残念ながら私たち日本共産党議員団はいませんでした。知事もこの間から、萩原さんがいないときになどという言葉をよくあちこちで使われてみえる。よっぽどそのところが懐かしかったのかどうか知りませんが、だけれども、本当にこれは私たち議会も含めて市町も大変な状況で、一般廃棄物に手を出すべきじゃない。本来の事業でないのに県がかかわって行って、そして、こんな大失敗をやっているわけですから、私はこの責任は県当局と、そして議場に在る議員の皆さんの責任も含めて私は大いに反省もし、その責任をどういう形で果たしていくのか。そのことを強く求めていきたい。また、これは議長を通してもお願いをしたいと、このようにも思っているところであります。

極めて不満ではありますが、まともに答えられていないことも表明をいたしまして、短い時間ではありますが、質問を終わらざるを得ません。ありがとうございました。終結いたします。

## ○平成22年第2回定例会 委員会報告(平成22年10月18日)

(西塚宗郎予算決算常任委員長)

予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が29億2917万円に対し総費用は32億3105万円であり、3億188万円の純損失となり、前年度に比べて2億4091万円損失が増加しています。水力

発電事業については、民間譲渡に向けて中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度、または平成26年度に延期されることとなりました。今後譲渡時期が再び延期されることのないよう、県民の理解が得られる譲渡価格等、中部電力株式会社をはじめ関係者との協議を着実に進めるとともに、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却発電事業については、火力発電事業が民間譲渡された後は附帯事業として運営していくことができなくなることから、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のRDF焼却発電事業の運営体制について明確にされるとともに、平成29年度以降の事業のあり方について、目途とする平成22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう関係部局と連携して早急に課題解決されるよう要望します。

(萩原量吉議員)

上程されております決算議案、日本共産党はすべて反対という立場、認定はしないという立場で討論に参加をします。

それで、認定できない理由を多く語りたいたいですけれども、時間の関係でRDF焼却発電所と病院事業会計の2点にかかわって私は認定しない理由を述べたいと思います。

RDF焼却発電所については、市町や県民の皆さんを含めて今やもう三重県の中でのごみ行政の大失敗、大失敗ということが非常にはっきりしてきました。だれもが認めるところであります。三重県が本来の業務でない一般廃棄物行政に介入をしました。そのくせ爆発事故や死亡事故、採算の大きな間違い、大赤字、今になって一般廃棄物は市町の固有の業務だから受益者負担が当たり前などと言いました。市町はかんかんに怒っていますよね。

さらに、RDFはもともと未完成の技術であります。トラブルが続いています。きちっとした運転ができない。全国至るところで失敗の事例があるわけでありまして。成熟した技術ではありません。このトラブル続き、あるいはそれこそ事故続き、そして大爆発だったというわけでありましてけれども、いまだに原因究明はちゃんとされていないでしょう。裁判までやっている。なれ合いと私は言いたいたいですね。

しかも、原因究明の調査の中心になっている人は、委員長は笠倉忠夫という人ですが、RDFの製法技術の特許申請者の一人なんですよ。RDFの推進者なんです。この人が事故原因究明の委員長だったんです。あるいは、いまだに安全管理の技術委員の中の一人に入っているでしょう。だから、この問題について、反対だと問題点を指摘できるような民主的科学家というか、住民の立場に立てる科学家が入っていないのではないかと私はあえて指摘をしておきたいと思うんです。

裁判がいつ果てるともなくわかりません。本当にこの点でも、公平性の観点から客観的な第三者などをきちんと入れるべきだと思うんです。県の弁護士費用も初期費用だけで3570万の弁護士費用って、こんなものは無駄遣いの上にまた無駄遣い。RDFの推進論者ばかりでは解決できないということを厳しく指摘したいし、なぜ富士電機だったのかという認定の経緯も疑惑がいっぱい渦巻いています。私はそのための論文も書きました。また御紹介もしたいと思いますけれども、本当にその意味でもこのような事業、ましてやこれを本当に認定してそのままどうぞ続けてくださいという形で結果としては決算認定されていくという、これでは次に生かされていかなんじやないかと、私はそのように思います。

## ○平成22年第2回定例会（平成22年11月30日）

（山本勝議員）

次に移らせていただきます。RDF施設、29年以後のいろいろな問題等について。

三重RDF焼却発電事業は、もともと環境施策の一環として、平成9年度にスタートした県の総合計画三重づくりの中で環境先進県づくりが重要課題として取り上げられ、桑名・員弁生活創造圏では、広域行政で取り組む事業として環境テーマの一つとしてこの事業が取り上げられ、RDF化構想に基づいて県がこの事業を推進していただいたわけでございます。

このRDF構想というのは、エネルギーをリサイクルして燃料にしていこうということで、ある意味ではごみゼロ社会実現という流れからして一時期その目的のある面では達成したと。このことにつきましては、私も理解をさせていただいておりますが、ここへ来て県はこの事業を28年度までと位置づけて、それ以後の事業のあり方については、現在あり方検討作業部会を設置して、三重県とRDF関連市町とで検討が進められておりますが、県の考え方は一定の方向が出されておるようでございます。

先般出されました市町側の要望書としては、一つ目はRDF焼却発電事業の継続に係る県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。そして、二つ目はRDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとって死活問題になると。RDF焼却発電事業の継続に際しては、市町に新たな財政負担を求めないこと。この2点が要望書が出ておるわけでございます。いろいろ検討されておるようでございますが、この要望書についてコメントがございましたらどうぞよろしく願います。

（岡本道和环境森林部理事）

平成29年度以降のRDF焼却発電事業、このあり方につきましては、県と市町とで構成しますRDF運営協議会におきまして事業主体をどこにするか等々、13項目の課題について検討を進めてまいっておるところでございます。本年8月のRDFの運営協議会の理事

会において、この継続期間につきましては平成32年度までの4年間とするということが確認され、また、事業主体、あるいは費用負担等の考え方につきましては早期に合意が得られるよう引き続き協議を進めるということが決定されたところでございます。

県といたしましては、県のモデル事業として実施しております平成28年度までは県が事業主体となる。また、費用負担につきましても、さきの平成20年11月のRDF運営協議会総会の決議として、県、市町の合意がなされておりますので、これに基づきましての事業を進めることとしてきたところでございますが、平成29年度以降につきましては、県が事業主体になるという場合には一般廃棄物処理の責務が市町にあるということとか、あるいはRDF化をしている以外の処理方式を採用している市町との公平性等々から、RDF処理に必要な経費につきましては関係の市町に御負担いただきたいと考えておまして、これまでの運営協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。

一方、市町のほうからは、県が事業主体となった上で新たな費用負担を求めないようという要望も出されておまして、現在のところでは双方の意見には隔たりが見られるというのが現状でございます。この29年度以降の事業主体、あるいは費用負担等の問題につきましては、本年度中に一定の方向を出すということで、市町、県が合意しているところでございますので、今後とも引き続き運営協議会の場を通じまして、市町と真摯に協議を進めてまいりたいと思っております。

（山本勝議員）

これからどこが事業主体であるかという面についていろいろ答弁があったわけですが、地元である桑名の力尾の地で事業をやっていくという面で、当初平成14年ごろまでに地元と環境保全協定というものを結んでおるわけです。

だから、環境保全協定というのは、近隣の自治会と結んでおりますし、それから行政とも結んでおるわけですが、県が主体になってこの事業をやっていく限り、例えば一部事務組合でやるとか、いろいろな方法があるかも知れませんが、そんなような形になってくると、爆発事故があったという事例もありますから、環境保全協定というのがこれからあそこで4年間やっていくということについてもなかなか難しい。こんなような状況になってくると、このように私も仄聞し、地元のいろんな話もお聞きすると、そんなところも新たに問題が出てくると、このように思うわけです。

ですから、どうしても29年度以降について、今は県のほうは検討中だということで返答をされておみえになりますけれども、県がもう主体にならなければあそこで事業を引き続いてやっていくというのはなかなか難しくなるだろうと、このように思うわけです。その辺のところについて、再度ひとつ伺いをして、あとRDFの経費の問題については、平成28年で段階的に1トン9420円ということで、29年以降は受益者負担という考え方に立って、かかった費用は全部RDFのあれに振り分けていくということで、2万2842円とい

う形になってくるわけですが、今までの経緯からして地元のところからそれを受け入れるというのはなかなか難しい。

例えば、平成12年ごろにこのRDFのこういう構想が県のほうから出たわけです。(冊子を示す) その中には、まさにバラ色の構想が、例えば温浴施設なり、熱を利用したいいろいろなこととか、それから、RDFの処理料については無料ですということな話で進んでいますから、この辺のところについてもなかなか難しい問題であろうと、このように思って、これ以上地元の負担が増えるということは、ある面ではこれから志摩市が途中でおやめになるということですし、松阪市もいろいろ御検討されているということですので、もうちょっとその辺のところは考えていかないと、せっかくこの事業について県がモデル事業としてやってきたことが最後はある面ではけんか別れのような形にならないようにひとつよろしく願って、もう一度お願いしたいと思います。

(岡本道和环境森林部理事)

市町からの要望にもありますように、将来の市町におけます新たな施設整備というのは、当然将来的には必要になってまいりますので、そのようなことも考えますと市町の財政上非常に厳しいということは理解をさせていただいているところではございます。

けれども、この事業につきましては平成14年度から28年度までの15年間の事業という事業計画に基づきまして進めてきたところでもございまして、例えば今までの市町との間でのいろいろな料金の話もさせていただいておられるのも、その間の収支計画をもとにしてのお話をさせていただいたところでもございます。これがさらにまた29年度以降も、今のところは4年間ということでもございますけれども、一定期間継続することになりますと、例えば施設の補修費であるとか、運転管理委託費などの増額というのは、どうしてもこれは避けられない状況になってまいります。そのようなことで、今の費用負担の枠組みではなくて、29年度以降につきましてはこういうような費用負担の増も含めての対応というのが必要になってまいります。

県としましては、先ほども申しましたように、このRDF処理を継続するという上での費用につきましては、一般廃棄物処理の中での費用という形での御理解をいただきたいというふうな考えておるところでもございます。ただ、引き続き検討、協議を進めてまいりますので、市町の御意見は十分に耳を傾けさせていただきまして協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

(山本勝議員)

いずれにいたしましても、環境保全協定で、あの場所でRDF事業を継続していくということになれば、県が引き続いてやるということになれば延長というような形になるかと思いますが、新たな主体でやろうということになってきますと、保全協定を結ばなアカんような形になってきますから、そういう面ではどうしてもそのところについて十分ひと

つ御留意をいただいで結論を出していただきたいと思います。いろいろ考えて今後やっていきたいということですので、よい結果を御期待させていただきたいと思います。

## ○平成22年第2回定例会(平成22年12月2日)

(奥野英介議員)

それじゃ、次に、RDF事業についてお尋ねをします。

RDFとは、家庭などから出た燃えるごみを原料としてつくった燃料、英語で言うんですけど、発音がまずいので、Rはごみ、Dは由来する、Fは燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰2%程度で固形化されたもので、ごみは2000キロカロリー、RDFは4000キロカロリーの発熱量があるということです。RDFをつくるための施設はごみを燃やす施設ではなく、また、ごみ処理施設でもなく、燃料工場として見ることにあります。

一般廃棄物の所管である市町村にとって、ごみ処理の問題は、今も、以前も、これからも大きな課題と位置しております。ごみ処理に対する財政負担、環境問題等々解決しなければならぬ、解決しようと思うが、思うままにならないのがごみ問題です。市町村は広域組合や焼却施設をつくろうとすると10年ぐらいかかるのが普通です。迷惑な施設ですから、財政負担、精神的負担は相当なものです。そのようなとき、平成9年ごろダイオキシン問題で困っているとき、RDF事業が進められようとしておりました。

小規模な町村の施設では、RDFがダイオキシンなどの基準を満たすこと、環境に優しいとなれば、当然のように参加することになります。ごみ固形燃料製造利用システムは、人口の少ない市町村において発生するごみを安全、確実に処理するとともに、小規模施設では実現できない熱回収を可能にするという特色があります。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、このシステムの第一義的役割は廃棄物の安全、確実な処理にあり、熱回収はこれに続き、第二義的な役割であることであります。

このごみ処理の革命についていけば、市町村の精神的負担は軽くなると判断するのは当然の成り行きであると考えます。しかし、研究不足なのか、技術的ミスなのか、危機管理のなさなのか、重要な点に最大のミスがあったため、15年8月、とうとう2人の命を奪ってしまいました。

私は、ごみが化石燃料に近いものとなって、RDF焼却発電施設で焼却し、発電したこの電気を売って、収入を得て運営するという夢のような話を信用することができませんでした。伊勢広域清掃組合においても議論がなされましたが、見送ることができ、結果的によい判断であったと思っております。

施設整備着手のときは無料、事業の始まる前、14年6月のときには1トン3790円、18年、19年は5058円、19年2月には適正な料金は1トン9420円であるから、市町が払うな

ら県はモデル事業の28年まで事業をしてあげます。29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてください。RDF事業は目立ちたがり屋のだから環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せられてからたび重なる料金値上げを求め、最後には一般廃棄物はもともと市町のことだから県だけ撤退としか見えません。

この事業は県にとって財政的にこれまで将来的負担を負い、また、市町の信頼関係も損ねたと思います。市町も費用負担のたび重なる増加と財政への圧迫を招き、住民への信頼感を損なう結果となってしまいました。

そこでお尋ねしたいんですけども、2003年12月に『日経エコロジー』という本が出ているんですけど、そここのところに書いてあるのが、御殿場市の市長がRDFについて「多額の費用をかけたRDFセンターは、いわばごみを加工してごみをつくり出す欠陥施設だった」と書いてあります。また、2004年3月の『日経エコロジー』にも、「ダイオキシンの発生拠点を減らすというにしきの御旗に目を奪われて、客観的な情報収集を怠り、合理的な判断ができなかった」という構図ができていたとあります。

そこでお尋ねをします。市町の信頼を大きく損ねたこととなったたび重なる料金値上げ、そして、住民を不安に陥れた爆発事故、すべて事業計画のずさんさと運転管理上の危機管理の欠如などによると思われませんが、県はこうした事業の失敗をどうとらえているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

(高杉晴文企業庁長)

それでは、RDFの収支見直し等がずさんではなかったかと、こういう御質問にお答え申し上げます。

RDF焼却発電事業の財政負担の将来見直しにつきましては、この事業を開始前に発電市場の自由化を目的といたしました電気事業法が改正されまして、売電単価制度が見直されたことに伴い、県が当初見込んでおりました売電単価よりも安い価格となったことや、また、ダイオキシン対策が強化されたということに伴いまして灰処理費の増加などの事業環境の変化がございました。このため、収支が赤字になると、こういう見込みになりましたので、平成14年の運用開始当初から製造団体に御理解をいただきまして、搬入量に応じた処理料金を負担していただくと、こういうことになった次第でございます。こうした点で事業の見通しが甘かったと言わざるを得ない面があるというふうにも私も認識しているところでございます。

また、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故につきましてはお二人の方が亡くなられるなど、施設管理者といたしまして、安全上非常に重大な事故でございまして、また、県民の方々の信頼を損ねたということで非常に重く受けとめているところでございます。事故が発生いたしました8月19日は毎年発電所の安全記念碑の前で亡くなられましたお二人の方々の御冥福をお祈りするとともに、二度と事故を起こさないといったことをお誓い申し上げているところでございます。

事故の原因等につきましては、現在訴訟で争っているところでございますが、二度と事故を起こすようなことがあってはならないということですので、事故後、危機管理マニュアル等を見直しまして、また、職員の教育訓練も継続的に行うなど、事故の教訓と反省を風化させることなく、安全を最優先いたしました運転の実績を一つ一つ積み重ねているところでございまして、今後もこうした取組を不断の努力で行っていきたく、このように思っておりますので、どうか御理解よろしくお願い申し上げます。

(奥野英介議員)

企業庁長はよく上から目線で物事を言う場合がありますので、できるだけ下から目線で物を言うと大分イメージが変わりますので、この前も私が何かのときに言ったと思うんですけど、それをちょっと、今日は比較的好かったんじゃないかな。

二つ目に、それじゃ、環境森林部長ですか、理事ですか、これ以上市町に負担をかけないためにも、残り事業期間の少ない中、今後の対応に苦慮する市町に対して県はどのような対応をしようと考えているのか、県内の他市町の処理体制のあいた容量を活用するなど、より広域で調整するような働きかけができないでしょうか。

28年で終わって、聞くところによると32年まで延長するということ聞いていますけど、平成22年、23年で28年までにこれが終わってしまうと、5年ぐらいで今RDF事業をやっているところが次の処理体制、焼却とかいろんな形を考えなきゃいかん。それができるのか。絶対にできないと思います。そういう意味で、やはり大きな市町村の広域組合があれば、何とかそこへ入れられるように、ごみ処理できるかとか、いろんなことを考えていかないと、ただ単にRDF事業はやめですよ、あとは一般廃棄物は市町のことですから勝手に考えてください、それはないと思います。だから、そういう意味で、やはり知事は前から市町と県とはパートナーシップであると言っているわけですから、これから焼却、ごみの処理についてRDFをやめるのならきちっとその体制を整えていくべきではないかと思っておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

(岡本道と環境森林部理事)

29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、今年8月にRDF運営協議会の理事会を開催いたしましたので、今のお話にもございましたように、平成32年度まで、今後10年間ぐらいになりますけれども、継続するということが確認されたところでございます。

この確認を受けまして、今後10年間におきましてそれぞれの市町では新たなごみ処理方式というものが検討、選択されることとなると思いますけれども、その方向といたしましては、例えば広域合併後の市町におきますごみ処理施設の再編であるとか、あるいは地域単位での現在よりももう少しより広域的な処理体制、事務組合等も含めてですけれども、そのようなそれぞれの市町に応じた、状況に応じた検討、選択というものが行われていくんだろうと思われれます。

県としましては、この平成33年度以降、適切なごみ処理体制が構築されると、これが何よりも必要と考えておりますので、それぞれの市町が新たな処理方式の検討を行うに当たりましては、市町間の調整、あるいは技術的支援という面で県としての役割を十分に果たしてまいりたいというふうと考えております。

○平成22年第2回定例会 委員会報告（平成22年12月21日）

（西塚宗郎予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

1点目は、RDF焼却発電施設用地取得後の土地利用についてであります。

RDF焼却発電施設用地については、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合と交わした確認書に基づき、本年7月の土地区画整理による仮換地指定に伴い、土地取得の仮契約を締結し、用地を取得するとしています。県当局におかれては、用地取得後の土地利用について、市町と協議されている平成29年度以降のRDF焼却発電事業の方向性も踏まえ、これまで土地や施設を一体的に利用してきた桑名広域清掃事業組合がRDF事業終了後のごみ処理方式を検討する場に県も積極的に参加するなど、この土地の有効活用についてよく検討されるよう要望します。